

会 議 録 目 次

令和5年第1回曾於市議会定例会

会期日程	1
○2月24日(金)	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告	7
議会広報等調査特別委員会の調査報告	9
諮問第1号	11
議案第1号～議案第5号、議案第7号、議案第8号	15
議案第10号～議案第15号	26
議案第16号～議案第19号	28
議案第20号	34
議案第21号～議案第23号	54
議案第24号～議案第26号	55
施政方針	60
議案第6号、議案第9号、議案第27号～議案第33号	64
散 会	69
○3月1日(水)	
議事日程第2号	71
開 議	73
一般質問	
徳峰 一成 議員	73
上村 龍生 議員	95
重久 昌樹 議員	109
迫 杉雄 議員	128
散 会	152
○3月2日(木)	

議事日程第3号	153
開議	155
一般質問	
山中 雅人 議員	155
今鶴 治信 議員	174
矢上 弘幸 議員	187
渡辺 利治 議員	194
散会	206

○3月3日(金)

議事日程第4号	207
開議	209
一般質問	
瀬戸口恵理 議員	209
岩水 豊 議員	229
散会	243

○3月9日(木)

議事日程第5号	245
開議	248
議案第1号～議案第5号、議案第7号、議案第8号	248
議案第10号～議案第15号	251
議案第16号～議案第19号	254
議案第20号	258
議案第21号～議案第23号	267
議案第24号～議案第26号	268
議案第6号	270
議案第9号	273
議案第27号	274
議案第28号～議案第30号	306
議案第31号～議案第33号	307
散会	311

○3月24日(金)

議事日程第6号	313
開議	315
議案第6号	315

議案第9号	317
議案第27号	318
議案第28号～議案第30号	333
議案第31号～議案第33号	337
議案第34号	339
発議第1号	344
閉会中の継続調査申出について	346
議員派遣の件	346
閉 会	347

令和5年第1回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和5年第1回曾於市議會定例会會期日程

會期29日間

月	日	曜	會 議	摘 要
2	24	金	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明・議案等の審議・委員会付託（補正等） ○施政方針・議案等の上程・提案理由の説明（当初）
	25	土	休 日	
	26	日	休 日	
	27	月	休 會	
	28	火	休 會	
3	1	水	本 會 議	○一般質問
	2	木	本 會 議	○一般質問
	3	金	本 會 議	○一般質問
	4	土	休 日	
	5	日	休 日	
	6	月	委 員 會	
	7	火	委 員 會	
	8	水	休 會	
	9	木	本 會 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等） ○議案等の審議・委員会付託（当初）
	10	金	休 會	

月	日	曜	会 議	摘 要
3	1 1	土	休 日	
	1 2	日	休 日	
	1 3	月	委 員 会	
	1 4	火	委 員 会	
	1 5	水	委 員 会	
	1 6	木	委 員 会	
	1 7	金	委 員 会	
	1 8	土	休 日	
	1 9	日	休 日	
	2 0	月	休 会	
	2 1	火	休 日	
	2 2	水	休 会	
	2 3	木	休 会	
	2 4	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（当初） ○閉会

令和5年第1回曾於市議會定例会

令和5年2月24日

(第1日目)

令和5年第1回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和5年2月24日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告

（議会運営委員長報告）

第6 議会広報等調査特別委員会の調査報告

（議会広報等調査特別委員長報告）

第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

（以下7件一括議題）

第8 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第9 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第10 議案第3号 曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第11 議案第4号 曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

第12 議案第5号 曾於市情報公開条例の一部改正について

第13 議案第7号 曾於市手数料条例の一部改正について

第14 議案第8号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

（以下6件一括議題）

第15 議案第10号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について

第16 議案第11号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第17 議案第12号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第18 議案第13号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19 議案第14号 曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第15号 曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(以下4件一括議題)

- 第21 議案第16号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について
- 第22 議案第17号 財産の無償貸付けについて
- 第23 議案第18号 字の区域変更について
- 第24 議案第19号 曾於市道路線の認定について
- 第25 議案第20号 令和4年度曾於市一般会計補正予算(第10号)について

(以下3件一括議題)

- 第26 議案第21号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第27 議案第22号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について
- 第28 議案第23号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第5号)について

(以下3件一括議題)

- 第29 議案第24号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第5号)について
- 第30 議案第25号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算(第5号)について
- 第31 議案第26号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について

第32 施政方針

(以下9件一括提案)

- 第33 議案第6号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 第34 議案第9号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について
- 第35 議案第27号 令和5年度曾於市一般会計予算について
- 第36 議案第28号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 第37 議案第29号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第38 議案第30号 令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について
- 第39 議案第31号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
- 第40 議案第32号 令和5年度曾於市水道事業会計予算について
- 第41 議案第33号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	澗合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康
主任 富永大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一																			
副	市	長	八木達範	教	育	総務課長	鶴田洋一																		
副	市	長	大休寺拓夫	学	校	教	育	課長	平千力																
総	務	課	長	今村浩次	生	涯	学	習	課長	竹下伸一															
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課長	安藤誠	農	政	課	長	竹田正博									
財	部	支	所	長	兼	地	域	振	興	課長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	佐澤英明							
企	画	政	策	課	長	外山直英	畜	産	課	長	野村伸一														
財	政	課	長	上鶴明人	耕	地	林	務	課	長	朝倉幸一郎														
税	務	課	長	山中竜也	ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	園田浩美											
市	民	環	境	課	長	上村亮	水	道	課	長	吉元健治														
保	健	課	長	櫻木孝一	監	査	委	員	事	務	局	長	・	選	挙	管	理	委	員	会	書	記	長	森岡雄三	
こ	ど	も	未	来	課	長	福重弥	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	純	一					
福	祉	介	護	課	長	笠野満																			
土	木	課	長	上集基志																					

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和5年第1回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、大川内富男議員及び渡辺利治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの29日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告については、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告であります。

議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（原田賢一郎）

議会運営委員会閉会中所掌事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所掌事務調査を実施しましたので、報告します。

記。

1、調査地及び調査事項。（1）静岡県藤枝市、議会改革への取組について。決算特別委員会による事業評価、常任委員会市長提言、予算特別委員会の流れ。

2、調査期間。令和5年1月25日水曜日から26日木曜日、2日間であります。

3、調査委員。議会運営委員会委員全員であります。

4、調査内容。（1）静岡県藤枝市。藤枝市は静岡県の中央部に位置し、静岡市、島田市、焼津市に隣接しています。かつては東海道五十三次の宿場町として栄え、昭和29年に市制施行、農・工・商の各産業の均衡の取れた都市づくりを目指し、平成21年1月には岡部町と合併した人口14万2,955人、面積194.03km²の市であります。また、藤枝市議会の議員定数は22人で、議会活動の活性化に向け、新たな視点に立った議会改革に取り組み、平成22年度から決算特別委員会を設置、その審査結果を議会から行政へ伝えていく働きとして、主要事業の成果に議会の事業評価を加え、行政に対して提言を行っています。また、開かれた議会づくりの一環として、議会タウンミーティング（議会報告会）をいち早く開催し、令和2年度には通年議会を導入するなど、議会改革における先進地であります。今回の調査では、主に、藤枝市議会における予算・決算の審査方法について調査いたしました。

藤枝市議会では、議長を除く全議員による予算特別委員会（審査日数5日間）、半数の議員による決算特別委員会（審査日数4日間）を設置され、審査を行っています。

各特別委員会の審査の役割。①決算特別委員会。決算審査の対象となる前年度の決算を総括的に審査し、市民目線に立ち、事業に無駄がないか、市民サービスが向上しているかなど、主要な事業について、その成果や課題を整理し、施策の評価を行っています。また、この評価を踏まえ、市民の意思を的確に次年度予算へ反映することができるよう、予算編成及び施策（事業）の実施に向けた執行部への提言を行っています。

②予算特別委員会。審査対象となる次年度予算を総括的に審査し、併せて、決算特別委員会から執行部への提言が次年度予算にしっかり反映されているかを確認をする。

各特別委員会の主な審査方法。①決算特別委員会。毎年6月に特別委員会を設置し、9月定例会議会までに、事業評価となる対象事業を抽出する。令和3年度決算においては、全事業1,062事業を総点検し、その中から、新規事業、長期継続事業、市長マニフェスト関連の主要事業を中心に81事業を抽出。そのうちの20事業については、執行部から提出された事業評価決算審査用調書をもとに決算審査を行い、各委員の評価と新年度に向けた予算に対する考え等の取りまとめを行っております。課題解決に向けた意見・提案は、次年度の予算編成への提言として文書で市長に提言書を提出しております。

②予算特別委員会。11月までに特別委員会を設置し、2月定例会議会までに、新年度の予算編成及び決算特別委員会からの提言への対応についての説明を受け、審査においては、政策提言がどのように新年度予算に反映されているかを確認する。新年度予算では、提言のほとんどが予算に反映されている状況であります。また、藤枝市議会の常任委員会（3委員会）の役割及び主な審査方法は、現年度の予算執行をチェックするため、主要事業の取組状況等について報告を受けて議論され、先進地視察等の内容を踏まえ、各常任委員会から11月定例会議会閉会後に、分野別の施策提言が行われていました。この藤枝市議会の取組における効果としては、市の施策事業を体系的に捉えることができ、各所管で行われている同種の関連事業との連携など、市の施策事業を一体的に把握することで、より効果的なチェックと審査が可能になったことや、一定の事業評価と提言により、執行部の事業執行における安易な取組姿勢に対する抑制と、議会機能の向上及び議員の資質向上・活性化が図られているとのことであります。

今回、調査した藤枝市では、議会も組み込まれたPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）により行政評価を行う仕組みが確立されており、議会においても市民目線での積極的な議会運営がなされ、本市議会の議会運営においても大いに参考となるところであります。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料は、事務局に保管してありますので御参照願います。

以上であります。

○議長（久長登良男）

以上で、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告書を終わります。

日程第6 議会広報等調査特別委員会の調査報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、議会広報等調査特別委員会の調査報告であります。

議会広報等調査特別委員長の報告を求めます。

○議会広報等調査特別委員長（鈴木栄一）

議会広報等調査特別委員会事務調査報告書。

議会広報等調査特別委員会の事務調査を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

記。

- 1、調査地及び調査事項。（1）調査地。埼玉県寄居町、東京都あきる野市。（2）調査事項。議会広報等に関する調査及び編集について。
- 2、調査期間。令和5年2月7日火曜日から2月9日木曜日、3日間。
- 3、調査委員。鈴木栄一、瀬戸口恵理、山中雅人、出水優樹、矢上弘幸、片田洋志。
- 4、調査内容。（1）埼玉県寄居町。寄居町は埼玉県の北西部に位置し、自然豊かな町で「名水百選」・「水源の森百選」・「水の郷百選」に認定される清らかな水環境や国史跡「鉢形城跡」に代表される歴史資源に恵まれた町であります。また、都心から70km圏に位置し、国道140号・国道254号及びJR八高線・東武東上線・秩父鉄道が接続する交通の要衝地となっております。面積は64.25km²、人口は3万2,462人で、近年では彩の国資源循環工場や大手自動車メーカー四輪車生産工場が建設されるなど、発展を続けています。寄居町議会広報紙「お元気ですか寄居議会です」の編集方針は「読まれない議会だよりに出す意味なし！」を掲げ、議会広報広聴委員のみならず、議員全員が同じ想いで取り組んでおり、全国町村議長会広報コンクールにおいて平成26年度・28年度優良賞、平成29年度から令和2年度までの4年連続最優秀賞（第1位）を受賞し、常にコンクール上位にあることから、議員全員が広報紙編集に対する意識が高いと感じました。議会だよりの特徴は、表紙に「声メーター」が掲載されております。「声メーター」とは、平成27年から議会だよりに町民の声を掲載する取組をしており、掲載された町民の人数を示すものです。令和5年2月1日号までに794人もの町民の声が掲載されています。「声メーター」の取材は、委員会がテーマを決めた後、議員全員が町民に取材し、毎号、数名の方の名前・顔写真・取材内容が掲載されます。「取材力＝広聴力＝議員力」とし、多くの町民参加を心掛け、言葉で伝える「常に読み手を第一に考え、記事は簡潔な表現」とし、写真で伝える「写真は1ページに1枚以上掲載するよう努める」とのことでした。また、予算・決算・重要案件には必ず議会と町民それぞれの視点

が掲載されています。編集作業は、最初、正副委員長・事務局・委託業者で行い、第1回委員会への提案事項を協議、委員会への編集作業は3回、全ての作業に委託業者も参加し、レイアウト等の専門的なアドバイスをもらいながら、その場で原稿を作成して編集作業の効率を上げるとのことでした。委員会構成は、各常任委員会から4人の計8人で、令和4年度当初予算額は、委託業者の経費を含めて445万5,000円との説明がありました。

(2) 東京都あきる野市。都心から40kmから50km圏に位置し、秋川と平井川の2つの川を軸とし、比較的緩やかな秋川丘陵、草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。東は福生市、羽村市、西は檜原村、奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町、青梅市に接しており、JR五日市線が東西に走り、市内には5つの駅が設置されています。また圏央道の整備に伴い、広域的な物流ネットワークが形成されたことから、産業系土地利用への期待が高まっており、区画整理が進められている武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地の土地利用が注目されています。面積は73.47km²、人口は8万112人です。あきる野市議会では、議会だよりについて平成23年10月、来庁者270人を対象に全国から収集した10自治体（あきる野市も含む）の市報・議会だよりの「表紙」を見てもらい、「どの自治体の市報や議会だよりの『表紙』に魅力を感じ、読みたくなるか」のアンケートを実施したところ、あきる野市議会だよりは4%の人しか選ばなかったことから、リニューアルの必要性を感じ、議会全体の課題として話し合いを続け、取り組んだ結果、平成25年2月発行号からリニューアルの運びとなりました。表紙のタイトルを「議会だより」から「ギカイの時間」とし、掲載内容も大きく変え、読み手に息苦しさを感ぜさせないホワイトスペース（余白を作る）を設け、「手に取ってもらえる表紙作り」、「表現方法や読みやすさの工夫」、「興味を引く特集」等に取り組まれ、リニューアル後のアンケートでは、85%の市民が「良い」、57%の市民が「議会だよりを読んでいる」との回答結果で、第8回マニフェスト大賞においては、リニューアルの取り組みが高く評価され、優秀賞を受賞しています。委員会構成は各会派から1人の計7人で、令和4年度の予算額は403万4,000円との説明がありました。

今回視察した2市町は広報広聴委員会で、広く一般の人の意見や要望を聞いて広報紙に掲載されていました。また、委員会構成は期数の長い議員が多く、広報紙づくりに真摯に取り組む姿勢と熱意を感じました。市民に議会広報紙を手にとって読んでもらうには、どのように編集を行うべきか、多くのことを学んだことにより、委員全員の想いは本市議会だよりにおいても、より一層の紙面充実を目指し、リニューアルが必要であるとの意見や感想が出されました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので御参照願います。

以上で、終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、議会広報等調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

現委員である山本ひとみ氏の任期が、令和5年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は3年となります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

4項目質問をいたします。

第1点は、曾於市の人権擁護委員の定数、そして、現在の委員の氏名について報告してください。

2点目、令和4年度本年度における年間の出会日数、あるいは活動内容について報告してください。

3点目、この人権擁護委員についてはこれまでお聞きしましたが、その法的な根拠について法令を示してください。その中で当然、人権擁護委員の役割が規定されておりますけど、この役割について答弁してください。そして、人権擁護委員としてどこまで踏み込んだ、この審査の中での対応ができるかについても報告してください。

そして最後に第4点目、どうしてもできない部分・問題もあるかと思いますが、できない場合はどういった形で、上級に何らかの機関で委ねるシステムとなっているのかどうか、解決できない場合の、その点についても答弁してください。

以上、4点です。

○市長（五位塚剛）

先に私から答弁いたしますが、人権擁護委員の今回の提案は、山本ひとみ氏を推薦をするお願いであります。このことについては、法律で議会の承認をもらうようになっておりますのでお願いしますが、残念ながら今回も同じような内容の質疑があります。少なくともこのことについては、先ほども徳峰議員から前も質問しましたように言われておりますけど、もうちょっと簡潔に、こういうようなことはベテラン議員でありますので、御配慮をお願いすればありがたいと思います。

以下、担当課長から答弁させます。

○市民環境課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

まず人権擁護委員の定数でございますけれども、こちらにつきましては9名となっておりますのでございます。こちらにつきましては、人権擁護委員定数規程というのがございます。そちらにつきましては9名となっておりますのでございます。そして氏名でございますが、まず、末吉地区でございます、小園伊津子様、そして小原忠教様……

（「ゆっくり言ってください」と言う者あり）

○市民環境課長（上村 亮）

小原忠教様、迫田雪春様、そして大隅地区でございます、森田永寛様、山本ひとみ様、田ノ上晃様、財部地区でございます、花房親志様、水枝谷孝志様、そして坂口利幸様でございます。

続きまして、出会日数ということでございますけれども、こちらにつきましては、活動につきまして御報告させていただきたいと思っております。4年度の活動につきまして、鹿屋法務局で常時受け付けております常設相談が3回、そして、各地区公民館等で特設相談を行っていただいておりますけれども、そちらにつきましては、各委員3回程度、出会をしていただいているところでございます。

そして総会等でございますが、5回程度、そして、弥五郎どん祭り等の啓発活動、そして、花を育てることにより生命の豊かさを学ぶ人権の花運動、そして、人権についてビデオ及び講和で学ぶ人権教室。このような活動をしていただきまして、年間で12回から15回の活動をいただいているところでございます。

そして、根拠役割でございますけれども、こちらにつきましては、人権擁護委員法の第2条でございます、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のために適切な措置を取るとともに、自由人権思想の普及行為に努めることが規定されているところでございます。

そして、踏み込んだ対応ということでございますけれども、こちらにつきましては、日ごろ人権擁護委員の方々につきましては、情報収集をしていただいているところではございますけれども、学校等そちらのほうにも随時行っていただきながら、連携を取っていただいているということで聞いているところでございます。

そして、このような問題が解決できない、という場合でございますけれども、こちらにつきましては、人権擁護委員法第11条でございます。人権侵犯につきましては、救済のため調査及び情報の収集をなし法務大臣への報告、そして関係機関への勧告等適切な措置を講ずるということで、問題等があった場合には法務局のほうに常時報告をして活動していただいているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2点質問いたします。人権擁護委員についてもいろいろ一定の制約、推薦に当たっての考慮すべき内容があると思うんですが、具体的にはどういった点で制約があるのかどうかですね、ないのかどうか。固定資産の場合もありますけれども、人権擁護の場合は法律上あるのかどうか、あるとしたらどういった点があるのかどうか示してください。

第2点目、年間に12回から15回出会していただいているということですが、具体的な内容についてはお聞きしておりませんが、どうしても内容的に解決が難しい、あるいは制約された中では解決が困難であろうかという点も恐らくあるかと思っております。そういった場合に、ただいまの課長答弁では上級機関、上級機関と言いましたら法務局になりますけれども、に挙げている件数が年間どれぐらいにあるのかどうかですね。追跡的な、その点での解決ができたのかどうかを含めての対応が把握できているのかどうか、この2点をお聞きいたします。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えいたします。

制約ということでございますけれども、人権擁護委員の方々につきましては、推薦委嘱に当たっては国民は平等に取り扱われ、人種・信条・性別そして社会的身分、また政治的意見もしくは政治的所属関係によって差別をされてはならないという形になっておりますが、その中で欠格条項というのが第7条にあるところでございます。その中で、禁錮刑以上の刑に課され執行中の方、また人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった方、こういう方々は人権擁護委員にはなれないという形になっているところでございます。

そして、解決困難の件数でございますけれども、こちらのほうには、申し訳ございません、報告は来ていないところでございます。その場合につきましては、法務

局のほうに報告を人権擁護委員の方々がされまして、法務局と一緒に解決を図っておられるということで、個人情報観点からこちらのほうには報告は来ていないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

あらゆる内容が地方自治体の場合も、解決が困難な場合は一般的には上級にそれを委託というか、お願いするというシステムに基本的にはなっていると思うんですが、課長、よく聞いてください。ただいま2回目の答弁で、上級機関に挙げた内容については把握できないというのはいかがなものかと思うんですよ。これは個人情報とは基本的に関係ないと思うんですね。ですから、やはり市民から相談があった以上、市のこの委員会で解決が難しいということで上級に挙げざるを得なかった場合に、その結果の内容については、やはり相談された市民と気持ちを共有する、共有するという意味で、やはり事後的な一定の基本的な点についての把握が必要じゃないですか。そして上級機関と一緒にあって、やはり対応を可能な限り行っていくという、こうしたやはり双方向型と言いますか、双方向型の解決のありようが基本的には今後、大事じゃないかと思っておりますが、そのあたりは議論されていないんですか、これ3回目でありますけども。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えをいたします。

法務局内で問題が起きている点ということにつきまして、こちらのほうも把握はしているところではございますが、詳細の部分については把握ができていないところでございますので、今後、回答がありましたら法務局と上級職に相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

ここで、意見調整のためしばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時37分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議題となっております諮問第1号について採決いたします。

お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、適任である旨、答申することに決しました。

-
- 日程第8 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第9 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第10 議案第3号 曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第11 議案第4号 曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第12 議案第5号 曾於市情報公開条例の一部改正について
日程第13 議案第7号 曾於市手数料条例の一部改正について
日程第14 議案第8号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第14、議案第8号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第8、議案第1号から日程第14、議案第8号まで一括して説明をいたします。

日程第8、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明をいたします。

本総合整備計画を策定するに当たり、1月17日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

当該辺地は、平成30年度から5か年の辺地総合整備計画を策定し、地域内の市道の整備を進めてまいりました。現在、策定している総合整備計画が令和4年度末で計画期間を終了いたしますが、地域内に継続して整備すべき区間を有することから、今回、令和5年度から令和9年度までの5か年の総合整備計画を新たに策定するものです。

事業内容といたしましては、既存計画路線の市道桐原・溝ノ口線が延長130m、事業費5,200万円、市道高塚線が延長500m、事業費1億円、市道馬水・高塚線の旧橋の取壊しに事業費5,350万円を計画するものであります。

次に、日程第9、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明をいたします。

本総合整備計画を変更するに当たり、1月18日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、財部町古井・荒川内辺地の総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

当該辺地は、令和2年度から5か年の辺地総合整備計画を令和2年3月定例会において議決を経て策定し、地域内の市道の整備を進めてまいりましたが、詳細測量の結果から事業費の増額が見込まれたため、総合整備計画を変更するものであります。

事業内容といたしましては、既存計画路線の市道荒川内・八ヶ代線が延長610m、事業費1億671万1,000円、市道北俣・馬立線が延長150m、事業費2,950万円を計画するものであります。

次に、日程第10、議案第3号、曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、個人情報保護に関して、現在の個人情報保護条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるため、曾於市の個人情報保護条例を廃止し、新たに趣旨、定義及び開示請求に係る手数料等について定める法律施行条例を制定するものです。

次に、日程第11、議案第4号、曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定

について説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の設置根拠となっている条例の整理を行うため、曾於市情報公開条例から審議会に關係する規定を削り、新たに曾於市情報公開・個人情報保護条例審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定める条例を制定するものです。

次に、日程第12、議案第5号、曾於市情報公開条例の一部改正について説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の設置根拠となっている条例の整理を行うため、曾於市情報公開条例から審査会に關係する規定を削り、不開示情報に関する規定の改正について定めるものです。

次に、日程第13、議案第7号、曾於市手数料条例の一部改正について説明をいたします。

手数料を徴収する事項のうち、図根点座標値について、近隣市町の状況等も勘案し、1点300円を1枚200円に改定するものです。

また、農業経営基盤強化促進法第21条の規定による所有権移転に係る嘱託登記手数料については、同法の改正により同条に規定する登記の特例が削除されたため、引用する条を削るものです。

次に、日程第14、議案第8号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に關する条例の一部改正について説明をいたします。

公職選挙法施行令の改正による選挙運動用ポスターの作成に係る印刷費の単価改正に伴い、1枚当たりの限度額を525円6銭から541円31銭に引き上げるため改正するものであります。

以上で、日程第8、議案第1号から日程第14、議案第8号まで一括で説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

それぞれの条例、あるいは改正等は目的内容が全然違いますけども、一括しての審議とならざるを得ませんので、それぞれ通告に従って質問をいたします。

まず、議案の1・2号について、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定については大きく2つであります。1つは、この2つは辺地度が111点と117点でありま

すが、それぞれの111、117となったもともとなる要素といたしますか、についての
中身で、どのような要素で111点、117点となったのかお聞きいたします。そして、
何点以上が、今の段階ではこの辺地債の適用となるのかでございます。

それから、大きな2点目は、参考資料を見ますと、3つの路線が財部地区ありま
すけども、ただいま説明がありました高塚線ですね、総延長が4,771mでこれまで
既に改良が行われており、あるいは、今回の提案でさらに延長する部分、さらに今
回の提案にもまだ提案されていない未改良の部分がありますが、この未改良につい
ては、市としては最終的におよそ何年度までに整備を終わろうと考えているのか。
同じく桐原・溝ノ口線についても、また同じく北俣・馬立線についても、未改良部
分の最終的な整備は何年度を考えているのか。また、そこまで議論がされていない
のかお聞きいたします。

その中でこの桐原・溝ノ口線については、参考資料を見ますと、桐原橋のところ
が若干これまでの市道から変更されているようでありまして、この確認をいた
します。ただ、この橋の部分については、改良すると資料ではあるようでございま
す。また、あそこの場合は、特に過去を見ましても、大雨のときに非常に周辺に水
があふれる、あるいは、あふれる危険性のある地域であります。この点で橋を今
後建設するとして、今回の提案ですね、現行の橋桁の高さでいいのかどうか、当然
検討されていると思いますので併せてお聞きをいたします。

次に、議案の3・4・5号の個人情報関係でございます。何回見ましても非常に
一般的・抽象的で分かりづらい内容がありますので、それを踏まえた質問でござい
ます。

質問の第1点は、いわゆる趣旨にある個人情報の保護に関する法律について、施
行とあります。当然、法律の改正に伴って施行が提案されているわけですが、その
施行の内容について簡潔に説明してください。これが第1点です。

それから第2点目。2条にあります地方公営企業。地方公営企業というのは、曾
於市の場合は、具体的にどういった団体等を指すのかですね。指定管理になるのか
どうかを含めて答弁してください。

それから3点目。附則の中に個人情報保護条例の廃止とあります。そして、その
廃止した理由についても答弁してください。以上3点。

それから、最後に第4点。そもそも条例上の個人情報、今回提案されている個人
情報。個人情報の定義、解釈、内容について説明してください。個人情報と私たち
一般的にとっても十人十色といたしますか、10名の方々がそれぞれ捉え方が違うと思
うんです、一般論としては、言葉の定義として。ここで提案されている個人情報と
いうのは、厳密に言ってどういった内容の定義になっているのか。大事な問題であ

りますので答弁してください。

次に、議案の4号についてでございます。

質問の第1点、条例制定の理由について説明してください。当然、法律の改正に基づいての条例の制定でありますけれども、これは制定であります、改正じゃなくて。その理由について答弁してください。

2点目、前後いたしますが、審議会の設置が規定されております。この審議会の内容について簡潔に説明してください。

3点目、審査会の構成は5人以内となっております。5人以内で曾於市の場合は何名。そして、大体、今後考えられるのが年何回、あるいは審査会のいわゆる役割、そして当然所管は総務課だと思うんですが、総務課であるのかどうかの確認でございます。

議長、議案の6号はまだ提案されていないですね。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、御質問頂きました議案第1号と2号について、私のほうから説明させていただきます。

まず、辺地に係る基準と申しますか、要件ですけれども、この法律の施行令第1条に辺地の要件というものがございまして、当該地域の中心を含む一定の面積の区域の人口が50人以上で、そのへんびな程度が、省令で定める基準に該当している区域を認定しているものでございます。

議案第1号の高塚・桐原・溝ノ口辺地につきましては、人口が203人となっております。基準であります学校までの距離、それから医療機関、郵便局、役所等への距離を点数に換算いたしまして111点となったところでございます。

また、議案第2号の……

（何ごとか言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

点数の算定表というものがございます。この中に、中心地から小学校までの距離、それから中学校までの距離、高等学校までの距離が点数に算定されているものでございます。

議案第1号は、中谷小学校とこの当該辺地の中心地までの距離となっております。小学校では0.22kmで、こちらが2点というような算定方法になっております。中学校でいいますと財部中学校、こちらが6.4kmということで、点数でいいますと20点と。この点数の積み上げで111点となっているところでございます。

それから点数につきましては、辺地度点数が100点以上という点数を超える場合

に、この基準に該当するものでございます。

○土木課長（上集基志）

それでは、お答えいたします。

まず、桐原・高塚線の工事の関係ですけれども、桐原・溝ノ口線につきましては、令和6年度までの事業計画といたしております。

続きまして、高塚線のほうは、令和9年度までの計画しております、その後の計画としましては、この5年間の計画を見まして次の計画を上げるべきではないかと考えております。

続きまして、荒川内・八ヶ代ですが、荒川内・八ヶ代線につきましても、令和6年度までの計画といたしております。

北俣・馬立線につきましても、令和6年度の計画と現時点ではいたしております。

桐原橋の高さについてですけれども、洪水量等計算いたしまして余裕高を持った高さとしておりますので、余裕はあると考えております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○土木課長（上集基志）

桐原橋の下流側に架け替えいたしますので、架け替えて前後の取付けをいたしましたら、また道路の路線変更ということで路線が変わることになります。路線名は変わりません。路線の線形が変わることになります。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、議案第3号から5号までについてお答えいたします。

まず、この条例の制定等を行った理由について簡単にまず申し上げたいと思っておりますけれども、コロナ関係を発端といたしまして、日本のデジタル化が非常に遅れているということで、国が今デジタル庁を設置するなど、デジタル化を進めているところでございます。こういう中で個人情報の利用が著しく拡大しているということで、今回、国のほうが個人情報の保護に関する法律というのを大幅に改正したところでございます。

これまでは、例えば情報の開示とか、それから審査請求などにつきましては、全国の自治体がそれぞれの条例で定めて運用しておりましたけれども、これではなくて、こういう状況を鑑みまして、国の法律の中にこのような開示とか審査請求等の条項、全部で70条ぐらいありますけれども、これを国の法律のほうに定めたというものでございます。そういう関係で、これまでありました曾於市の情報公開条例は廃止をいたしまして、新たに国の法律に基づいて運用しますということで、個人情報

報の保護に関する法律施行条例というものを制定するものでございます。これが1番目の質問の施行ということと制定の理由という5番目の質問に関わるかというふうに思います。

2番目の質問の地方公営企業ですけれども、曾於市では水道事業、それから下水道事業、この2つの企業会計、企業というふうに考えております。

附則の中に廃止の理由。これも先ほど申し上げましたとおり、このように国のほうで細々な条文をつけましたので、本市の条例については、ここについては廃止をするという意味の廃止でございます。

個人情報のそもそもの意味ということでございますが、保有個人情報というふうに言いますけれども、行政機関の職員が職務上作成し又は取得してきた個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているもの。これが自治体でいいます個人情報というものでございます。

審議会についてでございます。

審議会につきましては、これは今現在もありますけれども、曾於市における審議会は、県の町村会が事務局となりまして、鹿児島県のほうで一括していただいているところでございますが、5人の審査委員がいらっしゃいます。会長が短期大学の准教授、会長代理が弁護士、あと住民代表が2名と商工団体代表が1名、この5人からなっているところでございまして、本市におきましても何か案件がありますならば、この審査会のほうに審査をお願いするというところでございます。ですので、本市の審査会は何名かといいますと5名でございます。その案件があるたびにこの会議がなされますけれども、曾於市におきましては、これまで不服申立てによる案件がないということで、現在のところないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、辺地債について質問をいたします。2点。質問が前後いたしますが、この財部地区の3路線についての変更については、今後の未改良についてはまだ議論がされていないということで確認をさせていただきます。課長、よろしいですね。議論、これからということですね。

この桐原橋についても、一応、仮橋を造るための変更であって、最終的に建て替える今の現在地ということで確認をさせていただきます。

財政課長に1点質問いたします。辺地債は確認するまでもなく、交付税率が80%ということで、本市が一応市債の中では最も借入条件が、これは昔からですけども、いい内容であります。何分にもこの借入条件について、全国的に需要というか人気度が高いために、国としては一定の制約があるかと思っております。

現在、年度末の段階で提案されておりますけれども、この辺地債に係る今回の条例改正でありますけれども、おおむね今の段階で曾於市の場合は、年間大体何億円程度がこの借入限度額であると解釈、理解していいのか。この1点だけでございます。

次に、個人情報関係について質問いたします。ただいま総務課長から基本的な点について、かみ合った答弁がありました。基本的には理解いたします。了解いたします。

その中で、今ある条例は、基本的には、県のこれまで市町村会が中心となっていたということで、一旦廃止するわけですね。国の今度の法律改正に伴ってデジタル化の中で全国一律の、言わば基本的な整合性のある条例をつくる一環としての今回もこの提案であるというふうに承ります。答弁はよろしいです。

そうした中で、特に個人情報といえますと非常にデリケートでありますけれども、ここでいう、1回目の繰り返しになります。個人情報の解釈、条例上の。この点について、もし答弁ができるのであれば答弁していただきたいと思っております。個人情報といっても、日常生活でも今あふれておりますけど、この言葉が。行政上、この条例で使う個人情報というのは、どういった解釈、定義の下での個人情報と私たちは受け止めていいのかですね。繰り返しの質問でありますけれども答弁してください。

それから、課長答弁にもありましたけれども、今ある審査会についても、何年前かに提案がされましたけれども、これまで実際、曾於市においては、こうした市民からの申立てというのか、これが1年間に何件か出されているのかどうかについて報告してください。

審査会の機関の役割としては非常に重要な内容であろうかと思うんですが、もしその5名で構成される審査会のほうで審査したとして、やはり申立てを行った市民が納得できないというのか、納得できないことも、やはり一種の裁判に近い事例でありますのであろうかと思うんです。そういった場合は、市民としては、この場合は異議申立てが再度どういった形でできるのか。それで最終的な審査会の決定にはならないと思うんですよ、今の日本の法律の体系から見て。その場合は、再度の異議申立ては、どういった形で異議申立てを行うことができるのかについても、この第4号の捉え方、どのように捉えたらいいのか答えてください。

以上です。例えば裁判の場合は、最終的には最高裁判まで行きますし、また最高裁で納得できなかったら再審というのもあります。この審査会の場合は、どういったルールになっているのかの質問であります。

○財政課長（上鶴明人）

まず、辺地債の関係についてお答えいたします。

辺地債につきましては、議員のおっしゃられたとおり、交付税措置の大変高い起債でございます。ただ、国の枠としては大変少ないものでございますので、この枠の関係で曾於市がどうなのかということだったと思います。

令和4年度、今回予算計上で上がっております1億8,980万円ほどでございますが、これにつきましては市町村課のほうから100%同意を得ております。令和3年度につきましても100%。今おおむね100%で借入れを認めてもらっているところでございます。

また、令和5年度以降につきましても、国の予算が、令和3年度が国全体で520億円、それから令和4年度が530億円、令和5年度が今計画されているのが540億円となって、毎年少しずつ上がっておりますので、そういうのを加味したところ、やはり今現在100%の充当が得られているところではないかなと思っているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

額については、おおむね2億円以内を考えているところでございます。

○土木課長（上集基志）

それでは、お答えいたします。

桐原橋の撤去ですけれども、先ほど申しましたように、新しい橋は旧橋の下流に新しく設置しております。そのために今古い橋を今は使っておりますので、その古い橋の撤去費ということで計上しているところです。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたしたいと思えます。

最初に個人情報とは何かというところであったかと思えます。個人情報といいますが、それは、定義的に申し上げますと、生存する個人に関する情報であってということで、その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等のことを申し上げるところでございます。そのことにより特定の個人を識別できる、そういうものが個人情報という定義となっております。

それから、市民からのこれまでの件数等でございますが、情報開示請求、それから個人情報の開示請求があるわけでございますが、本年度、令和4年度途中でございますけれども、情報の開示請求につきましては、令和4年度、9件あります。令和3年度が14件、令和2年度、7件というような状況でございます。保有個人情報の開示請求につきましては、令和4年度、今年度、3件、令和3年度、6件ということで、その以前はないところでございます。

それから、審査会の決定を納得できない場合ということでございますが、これにつきましては、すみません、後ほどまた正式には回答させていただきたいというふうに思います。

審査会の役割といたしましては、請求人が自治体、例えば曾於市のほうに請求をいたしますと、それで不服があった場合には、自治体のほうからこの審査会のほうに諮問をいたします。審査会のほうでその請求人、審査請求人から意見を聴取をした上で行政、曾於市のほうに答申をして、曾於市のほうからその請求人へ裁決というものを送る。そういうようなものがこの審査会の流れであります。ここでさらに不服があった場合というのが今御質問だと思いますけども、それにつきましては後ほどまた回答させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

今後は、この個人情報に絞って質問いたします。ただいま3回目でありますけども、今後返答させてくださいということでありましたけども、やはり国民のあるいは市民の意識が個人問題、情報問題を含めて非常に高くなっておりますので、やはり納得できる場合と納得できないケースも、今後年を重ねるに従って多くなるかと思うんです。その点でお聞きしたので、後ほどいいですのでお答えください。

3回目の質問でありますけども、この個人情報というものも、課長答弁で2回目ありました、一般論的にはそうでありますけど、具体的には時代の流れの中で変わってこようかと思っております。例えば2点具体例をお聞きいたしますが、議会の決算の段階で職員の給料等級については、以前はそれぞれ出されてはいたけど、今出されておられません。そうですよね。これもやはりそうした時代の流れとして受け止めるのか、それとも、曾於市独自の今の考え方であるのかでございませぬ。これが1点。

それから、例えば第2点目。教育関係でも、合併前は、例えば末吉町の場合も文教建設委員会で毎年決算段階で、全ての町内の小学校、中学校を回っておりました。学校から教職員の名簿も提出されておりました。そして、どこに住んでいる。番地はともかくとして、鹿児島市、都城というの提出されておりました。これが当たり前でありました、旧末吉町の場合はですね。それが今では全く名簿も個人情報ということで、あるのかどうか分かりませぬけども、議会には提出されておられません。あるいは、議会の要求がないから提出されていないのかどうかですね。そうした2つの例でありますけども、時代の流れで個人情報の解釈の具体的な捉え方も変わってこようかと思っております。今言った2点については、それは曾於市独自として考えていいのかどうか。それとも、やはり上からというか、国からの一定の指針があつての捉え方であるのかでございませぬ。この点でお答え願いたいと考えてお

ります。

大きな2点目。これは議会の問題であって、答弁ができなかったらしなくていいんですが、議会との関係では二元制になっておりますので、ですから、この条例の改正の中にも、課長、議会は入っていないですよ。入ってないですよ。先頃もハラスメントで例外的に議会を入れていたまま可決されましたけども。この個人情報に関連しての議会としてのありようはどうであるのか。もし課長が把握していたら答弁してください。これは議会の問題でありますので、答弁ができなければよろしいです。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず1点目の決算の段階で個人の例えば給料等でございます。それから、学校における名簿。あるいは、いろんな名簿等があります。例えば自治会長さんの名簿。我々総務課でいいますと自治会長さんの名簿とかありますけども、これにつきましても、本人の同意があれば、それは提供できるということになっておりますので、例えば自治会長さんであっても、この名簿は誰にも教えてもらいたくないというのであれば、これは教えることができない個人情報ということになるところでございます。

先ほどの職員の例えば給与等につきましても、当然個人を特定するといいますが、個人情報でありますので、これにつきましてはできないというふうに思っておりますが、当然開示請求をしていただいて、そこでいろいろ協議をして、それが本当に開示なのか、一部開示なのか、不開示なのか、そういうところを決定していくものと考えております。

あと、議会は入っていないというところで、おっしゃるとおりでございます。これにつきましては、新聞等のほかの議会の状況等を見ましても、ほかの団体でも議会のこの個人情報の条例を可決されているというのが報道もされております。ですので、議会は議会として、この個人情報に関する条例を制定することが必要と、求められていると、私の段階ではそこまでしか言えないかと思えます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案7件は、配付いたしております議案付託表の

とおり総務常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-
- 日程第15 議案第10号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について
日程第16 議案第11号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17 議案第12号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18 議案第13号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19 議案第14号 曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第20 議案第15号 曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第15、議案第10号、曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正についてから、日程第20、議案第15号、曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、議案第10号から、日程第20、議案第15号まで一括して説明をいたします。

日程第15、議案第10号、曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について説明をいたします。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月に施行されることに伴い、内閣府に設置されている子ども・子育て会議が廃止され、新たにこども家庭庁に設置されるこども家庭審議会に機能が移管されることにより、子ども・子育て支援法が改正されるため、改正部分を引

用する箇所について改正するものです。

次に、日程第16、議案第11号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、福祉施設等における安全計画の策定、社会福祉サービスを必要とする児童等の支援、衛生管理に関する必要な措置の明確化、送迎バスにおける児童の所在確認の実施のほか、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除等について、同基準に準じて改正を行うものです。

次に、日程第17、議案第12号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴い、引用する箇所を改正し、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

次に、日程第18、議案第13号、曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、福祉施設等における安全計画の策定、衛生管理に関する必要な措置の明確化、送迎バスにおける児童の所在確認の実施等について、同基準に準じて改正を行うものです。

次に、日程第19、議案第14号、曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について説明をいたします。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月に施行されることに伴い、内閣府に設置されている子ども・子育て会議が廃止され、新たにこども家庭庁に設置されるこども家庭審議会に機能が移管されることに伴い、子ども・子育て支援法が改正されるため、改正部分を引用する箇所について改正するものです。

日程第20、議案第15号、曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

各町ごとに設置していた視聴覚ライブラリーを、現状の運用に合わせ曾於市視聴覚ライブラリーとして統一し、市教育委員会内に設置するため、改正するものです。

以上で、日程第15、議案第10号から、日程第20、議案第15号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案6件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○総務課長（今村浩次）

先ほど答弁ができませんでした件につきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

審査会の採決に不服があった場合はどうなのかということでございましたけれども、採決の翌日から6か月以内に取消しの訴えを裁判所に起こすことができるというものでございます。大変失礼いたしました。

以上です。

日程第21 議案第16号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について

日程第22 議案第17号 財産の無償貸付けについて

日程第23 議案第18号 字の区域変更について

日程第24 議案第19号 曾於市道路線の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第21、議案第16号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更についてから、日程第24、議案第19号、曾於市道路線の認定についての以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第16号から、日程第24、議案第19号まで一括して説明をいたします。

日程第21、議案第16号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について説明をいたします。

令和4年12月9日に議決を頂きました大内田地区頭首工災害復旧工事請負変更契約について、産業廃棄物処理工における処分量の減少に伴い、第1回変更後の契約金額3億3,910万円を740万円減額し、3億3,170万円に変更するとともに、工期を令和5年5月25日まで59日間延長するため、令和5年1月24日付で契約の相手方である川畑建設株式会社と変更仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負変更仮契約書、平面図等を添付しておりますので御参照ください。

次に、日程第22、議案第17号、財産の無償貸付けについて説明をいたします。

旧財部北中学校は、平成25年4月1日から同施設への誘致企業として、職業訓練事業を行う有限会社サイバーウェブに無償で貸し付けております。本年3月31日で無償貸付けの期間が満了することから、当該事業者から引き続き無償による貸付けの申出がありましたので、今後も当施設において継続して事業展開することにより、実効性のある地域での雇用と労働力の創出及び地域の活性化につながるが見込まれることから、本案を提案するものです。

次に、日程第23、議案第18号、字の区域変更について説明をいたします。

県営畑地帯総合整備事業第四曾於北部地区・柳井谷換地区ほ場整備の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるため提案するものです。

事業内容は、受益面積12.7ha、事業費1億3,035万9,000円、受益農家20戸、負担率は、国が50%、県が28.75%、市と地元が21.25%であります。

次に、日程第24、議案第19号、曾於市道路線の認定について説明をいたします。

宅地分譲整備事業で整備した財部地区のさくら並木ニュータウンの団地内道路について、市道認定要件を満たしており、市道として供用し管理するため提案するものです。

なお、場所、延長等につきましては、参考資料を御参照ください。

以上で、日程第21、議案第16号から、日程第24、議案第19号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

最初には、議案第16号について3点質問いたします。

今回も、またといいますか、一応契約変更でございますが、質問は、3億3,170万円で最終と議会の提案、理解していいのかでございます。これが第1点。

それから第2点目、頭首工の崩壊に伴う災害復旧であります。そもそもの質問でありますけれども、頭首工にも耐用年数というのがあるのでしょうか。耐用年数の考え方が。一般としてはやっぱりあると思うんですけども、ここの場合の耐用年数は何年間と一応理解したらいいのか、単純な質問でありますけれども。

それから、質問の第3点目、以前はなかったと思うんですが、この契約書の中に請負相手方の川畑勇一郎氏の押印が黒で塗りつぶしてあります。これも個人情報なんですか。これは正式な議会への提案でありますから、やはり塗りつぶす必要

はないと思うんです。どういった理由で今回、以前もあったかもしれませんが、塗りつぶしたのか。ちょっと疑問に感じるところであります。正式な議案提案でありますので、議決を要する。

以上3点であります。

それから、議案の17号の財産の無償貸付けですね。サイバーウェーブは、今回がまた再度の提案でありますけども、この本社はどこにあるのか。そして財部北のところで行っている業務は、どういった業務で、そして働く従業員の方々が何名であるのかが質問の第1点であります。

確認するまでもなく、財産の無償貸付けは、公共事業体の場合は有償貸付けが法律上は原則であります。例外的に曾於市でも一部無償貸付けを行っておりますけれども、今回提案されている以外に、現在の段階で曾於市が無償貸付けを行っている事例が何例あるのかでございます。

以上2点であります。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、議案第16号についてお答えいたします。

まず、第1の今回の変更契約に係る提案が最終かということではありますが、これももう最終であります。

それから、第2点の耐用年数であります。コンクリート構造物ということで50年ということになっております。

すみません。最後の黒塗りについては、ちょっと全協資料と……

以上です。耕地林務課からは以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えします。

まず、有限会社サイバーウェーブの本社でございますが、鹿児島市堀江町1番17号に本社がございます。

代表者につきましては、代表取締役、小野公裕氏でございます。

従業員数につきましては、本社まで含めまして6名でございます。

（「財部は何名ですか」と言う者あり）

○商工観光課長（佐澤英明）

財部は、うち、今現在のところ2名となっているところでございます。

それから、このほかの無償貸付けでございますが、商工観光課の所管、管轄している無償貸付分につきましては、末吉でございます旧岩北学校給食共同調理場、小学校の調理場の建物を有限会社グローバルハートさんに無償貸付けを行っているところでございます。

以上です。

(「そこは何名ですか」と言う者あり)

○商工観光課長(佐澤英明)

グローバルハートにつきましては、今現在人数を把握してないところです。申し訳ございません。

○総務課長(今村浩次)

先ほどの議案第16号の3番目の御質問でございますが、黒く塗りつぶしているものでございます。これにつきましては、会社の会社印、公印、市でいえば公印ということになるかと思えますけれども、そういうようなものでございますので、やはり悪用される可能性もあるということも考えまして、個人情報観点からそのように黒で塗りつぶしているものでございます。これは、これまでもずっとそのような対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

まず、議案の16号ですね、ただいま総務課長が悪用される恐れがあるって、これまでも行っていったって、ちょっと私の記憶違いでありますけれども、やっぱり悪用される場合があるわけですか。ちょっと私、想像力が働かんとですよ。議会に正式に本会議に提案されたのが黒塗りされているというのが悪用されるというのが、ちょっと分かる形で答弁ができたなら答弁してください。できなければよろしいです。

次に、この無償貸付けは、さっき申し上げましたように有償貸付けが原則でありまして、担当課の中では、このサイバーウェーブ含めて2例ですよ。2例でありますけれども、これ、どなたかに質問いたします。

無償貸付けとなりますと、例えば税収入でいいますと、建物等の宅地の固定資産税は無料であります。市の財産でありますから。それから、法人市民税も市外に本社がありますと、これは担当課長が間違っていたら答弁してください。税金は納めてないと思うんですね。これが第2点目。

3点目に、じゃあ何が曾於市にとっては無償までしてのメリットがあるのかって。働く雇用人数でありますけれども、サイバーウェーブは現在2名です。旧岩北小学校については、何名把握していないというのは、ちょっと課長、お粗末ですよ。自分の担当課で正式に、これも議会提案がされてるんです。そして無償でやっているんですよ、あえて。それで今何名働いているかっていうのが分からない。やっぱり実態把握が弱いから、今後は教訓にさせていただきたい。私の理解じゃ1人ですよ、ここは。1人ですね。だから、申し上げたいのは、この2つ、1名から2名の雇用力しかないのを無償という。市長答弁になるかもしれませんが、やはりそれでも無償

貸付けが、曾於市に貢献しているっていうことで無償貸付けであるのかどうか、これが3点目の質問であります。

最後に第4点目、先ほどに関連いたしますが、税金は固定資産税払っておりません。この場合に、例えば建物が当然一定古くなっておりますが、これは全面的に、もし修繕等が必要な場合は、全額曾於市で行う取決めになってるのかどうかですね。これを一番聞きたい点なんです。なぜかといいますと、例えば公営住宅、市営住宅でも、場合とケースによっては自己負担が伴っております。こうした無償貸与の場合はどういった取決めになっているのか。全面的に100%市が見ますということの契約には恐らくなっていないし、またあってはならないと思うんですよ、その辺りは。一定のその辺りの見極めというか、が必要じゃないかと。その辺りどうなっておりますか。

以上4点です。

○市長（五位塚剛）

基本的なことについてお答えをしたいと思います。

無償譲渡の件でございますが、無償譲渡、貸付けも含めて、これは当然議会に相談をしております。議会を前提で全部中身を説明して承認を頂きました。

今後の在り方として、全て修繕費を市が持つのかということでございますが、今言われるように、多額の修繕費が発生する場合には、当然ながら慎重に対応したいというふうに思っております。

森の学校さんは、平成25年にスタートいたしました。この間、この二、三年のコロナ禍を除いたら、曾於市を全国にアピールする意味で非常に大きな役割を果たしてきております。また、日豊本線における36ぷらす3のお客さんに対しても、ここから出向いていただいて、いろんな提供をしていただいておりますので、この森の学校さんがやってる事業は、非常に曾於市にはすばらしい成果を与えてるというふうに思っております。

今後もジビエの事業を含めて、今後もいろいろ取り組んでいかれるという計画でありますので、支援をしていきたいというふうに思います。

基本的な岩北元給食センターについても、曾於市出身の増田さんという方があそこをうまく利用して、いろんな曾於市で取れるものをいろいろと分析しながら加工して出すということで、多いときには2名ぐらいのアルバイト使ってもやっておられます。基本的には少ない人数であります。今後、一定の人が必要になってくるときもあるだろうと思っております。期待を込めながら応援はしたいというふうに思っております。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

黒塗りの件につきまして、お答えをいたしたいと思います。

会社印につきましては、個人でいいますと実印と同じようなものかなという認識でございます。今の時代のテクノロジー技術を駆使いたしますと、その部分をスキャンして作ることも可能だというふうに思っておりますので、市といたしましては、そのようなリスクは極力負わない、リスクを負いたくない、負わないということで、今ずっと、ここ何年かと思えますけれども、黒塗りにて議会には提案しているところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それではお答えいたします。

市内に事務所又は事業所を有する法人ということになりますので、法人税の対象となります。

○19番（徳峰一成議員）

総務課長のこの押印に対しての答弁でありますけれども、やはり個人情報は今先走りするあまり、それを理由として、私から見て必要以上にそれを黒塗りするとはいかなものかと。逆に議会議員の一人としては、可能な限り、やはり透明化が必要じゃないかと。正式な議会への提案でありますので、議決事項でありますので、ということで答弁よろしいですけれども、両面から考える必要があるんじゃないかということで申し上げたいと思います。

質問の最後1点でありますけれども、この無償貸付けについて、2回目の市長答弁では、大きな改修、修繕については一応市が対応するとして、今後決めていきたいということですが、正式にもう今議案として提案されておりますので、担当課長でよろしいですんで、この法人、会社との契約が、こういった契約内容になっておりますか。例えば、公営住宅の場合は、細かく長年の過程の中で、どこからどこまでは入居者が負担ということになってますかね、どこの市町村の場合も。この場合はどうなんでしょうか。やっぱり老朽化しておりますので、多少のやっぱり修繕というのは今後も伴うと思うんですね。その点で、どこからどこまでが本人、そしてどこからどこまでが一応市のほうで負担すると。どうなってるんですか、この1点であります。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

現在契約している内容につきまして、管理義務というところで第12条にございますが、こちらの中に、貸付物件の維持管理に努めなければならないとございまして、

第2項に貸付物件の維持管理に要する費用は、全て乙の費用ということで、サイバーウェブのほうの費用にさせていただくということになります。ただし書きがございまして、建物の構造や維持管理に重大な影響を与える修繕については、甲乙協議の上、双方の費用負担額を決定するものとするということで契約をしているところでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長（佐澤英明）

協議の上ということでの契約内容になっております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第20号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、議案第20号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第20号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に12億2,622万9,000円を追加し、総額を311億6,377万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、7ページの第2表のとおり、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金一体的実施事業ほか17件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めております。

また、ゆず加工施設整備事業ほか1件については、金額を変更しております。

第3条は、債務負担行為の補正であり、8ページ及び9ページの第3表のとおり、

弥五郎伝説の里指定管理料ほか6件について、限度額を変更し、大隅支所庁舎管理費の電気料ほか11件については廃止しております。

第4条は、地方債の補正であり、10ページから12ページの第4表のとおり、県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金について、限度額を追加し、庁舎改築事業のほか17件について、限度額を変更しております。

また、地域振興住宅建設事業について廃止しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、交付額の確定による地方交付税及び国の補正予算に伴う国庫支出金の追加や実績見込みによる寄附金、歳出の減額に伴う基金繰入金及び財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額、ゆず加工施設整備事業や産地パワーアップ事業、繰上償還に伴う公債費の追加が主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○13番（土屋健一議員）

令和4年度一般会計補正予算（第10号）、補正予算書7ページ、繰越明許費補正の追加、企業誘致・起業創業促進対策費2,258万3,000円についてお尋ねをいたします。

事業採択から繰越しに至るまでの経緯を述べていただきたい。

2番目に、繰越しとなった原因といたしますか、理由といたしますか、これをつぶさに御報告いただきたい。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

企業誘致・起業創業促進対策費2,258万3,000円についての、事業採択から繰越しに至るまでの経緯についてお答えいたします。

立地協定をしました株式会社湯前の旧工場と新工場の間、農道八合原6号線におきまして、原材料や製品を運搬するためには幅員が狭く、大型車両から小型や中型の車両へ荷物を積み替えるなど、大変不自由な作業をしている状況でありました。

また、この農道周辺の地権者や関係者の方々から市長宛に、八合原6号線の早急な整備をしてほしいという陳情書が、令和4年5月18日に提出がなされたところです。

このような状況を踏まえまして、昨年9月議会に測量設計業務委託料、農道改良工事請負費、農道改良工事用地取得費の補正予算を提案いたしまして、議会の承認を頂いたところでございます。年度内の完成に向けまして測量設計業務と改良舗装工事の発注を行い契約を締結いたしました。

実施測量の結果、地権者間の一部用地の境界確定が困難な箇所がありまして、この境界が確定ができなければ用地の買収ができない状況のため、現在は工事が着工できていない状況であります。年度内の完成が困難であるため、予算の繰越しをお願いいたしているところでございます。

これまでの経緯につきましては、私のほうでは説明は以上でございます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、2番の繰越しになった原因ということで御説明をいたします。

我々としましては、今回の件につきまして地元の合意が整っており、事業を推進し、早期に完成させる必要があるとの認識がございました。実際は、今、商工観光課長が言われましたが、境界確定がちょっと困難な箇所等もありまして、事業の推進には時間を要する案件となっております。地元からの陳情書を過信し、年度内完成を急ぎ過ぎたということが繰越しの原因になったのではないかと考えております。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

少し私の解釈とスケジュールが違うようですので、確認をさせていただきます。

まず、本件については、令和3年10月に立地協定が結ばれました株式会社湯前です。そして、令和4年の8月、株式会社湯前を含めて地元より陳情が上がったと。問題は令和4年8月なんです。今、課長が報告されているのは、令和4年5月に陳情が上がったと言われませんでしたか。3回しか立てませんので、後でお答えください。

私の言い前をちゃんと言っておきます。令和4年の8月に陳情が上がってきたと理解しております。これはなぜかというと、当時の所管委員長の報告書にあるんです。その報告書から私はメモをしてきたんです。そして8月26日、いいですか、8月に陳情が上がった。そして8月26日一般会計補正予算（第5号）が提案されているわけです。そして、9月14日に委員会まで現場調査をされて、委員長報告がなされて、原案可決となっているんです。つまり、申し上げたいことは、8月に出されて、即8月26日には補正予算が組まれているという事態。これは慎重さが足りなかったんじゃないかとそのように考えているんです。大体、地元の調査をして、技

術者あるいは地権者等に詳しい方々、あるいは陳情者を含めて、そこ辺りを現場立会いをされてから補正予算を提案されるべきだったんだろうなど。これは一つ、明瞭になっているから申し上げるんですよ。これを順調に行っていれば、こういったことは申し上げないんです。

そしてお尋ねいたします。今、課長、令和4年8月だったのか、令和4年5月だったかということでお答えください。議事録では、令和4年8月に地元より陳情があったというふうになっております。

それから、2回目の質問としては、陳情欄に地元利害関係者、あるいは農道ですら土地改良区、ここら辺りは関係者として陳情書に記載されていなかったのかどうか。

それから、地元説明会用地交渉は何回ぐらいされたのか。地元の理解、協力の醸成をしなければいけない。この活動はされたのか、されていないのか。陳情は簡単ですよ。しかし、地元は現場を進めるのは大変複雑なんですね、役所の仕事というのは。ですから、そこ辺りを2回目の質問としたいと思います。

もう一回、繰り返します。地元説明会用地交渉、それから地元の理解、協力の醸成、ここら辺りに対する取組をお願いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

一般的なこういう事業の考え方について、お答えをしたいというふうに思います。

本来、農道の整備、また市道の整備については、地元住民からの要望、また陳情書に基づいて、いろいろ審議をいたします。そして、地元の方々と現地で立会いをしながら、そして必要な道路であるかということを含めて検討した結果、年次的な予算の中に計画を入れてまいります。

今回の場合は、陳情の日にちについては後で答弁させますが、私たち曾於市と商工業される企業の方と協定を結びましたので、その事業者の方が非常に不便を期しているということで、特に八合原地帯は排水が悪いところでありましたので、そういうことを含めて、どうしても、本来ならばこの補正で予算を上げるというのは、あまりないことだと私自身も思います。しかしながら、言われましたように地元の方々、また企業誘致の件でありましたので、少なくとも地域活性化のために早く取り組んだほうがいいのかなということで、担当課を含めて指示をいたしました。

結果的に、道路の、また民地との境界がずれておりました。当然、事業をするに当たり、この境界線がずれているということになれば、まずそこから正しくしていくのが基本でありましたので、隣近所の方々からも、ちゃんと境界を確定してくださいという要望もありましたので、当然なことだと思っております。

そういう中で、今の段階では境界が確定をしておりませんので、今の状況で3月

いっばいに完成することが非常に不可能という状況でありましたので、今回繰越しをお願いしたいということでありました。

後の詳細については、担当課長から答弁をさせます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それではお答えいたします。

もともと陳情書は、大隅支所産業振興課のほうに提出されております。その受け付けた日付につきましては、5月18日という日付で受付がされているところであります。

それから、その陳情に記載されている方の関係者ですけれども、それについては、この農道の沿線の方という形になっております。

あと、地元説明会のほうでありますけれども、先ほどの答弁も行いましたけれども、我々としましては、年度内に完成させたいという思いが強過ぎまして、その説明会を、測量等を行う前に行っておりませんでした。測量等が終わって、その後に行っております。そしてその後、境界が一部ずれがあると。片方の方のその構造物が片方のほうに入っているということが判明しまして、そういうものも含めて12月16日に第1回目の説明会を行いまして、1月の23日に2回目の説明会を行っております。その中で、その関係者同士のお話も出まして、その関係者の方から、完全にそこが、境界問題が、構造物がなくなって、地籍どおりの境界になったという確認ができるまでは工事はしないしてほしいという発言もありましたので、今予算を持っている商工観光課と協議をしまして、工事ができないと、それまでは工事をしないという判断で、今回繰越しの予算を上げさせていただいたところであります。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

3回目になりますけれども、陳情書が上がってくると、大体合意済みと、地元は納得は簡単だなというふうに我々も思いますよ。しかし、その情報を承ってみると、これはかなり苦勞するなという情報が伝わってまいります。

そこで3回目なんですけど、地元の声をもっと聞く意思はありますか。

次、これが境界問題が解決しなければ、事業停止はあり得ると思うのですがいかがでしょうか。

この2つ。地元の声をもっと聞くのか、あるいは事業停止も考えているのか、そういうことにお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

何の事業にしても、地元住民の声を聞く、尊重するのはもう基本であり、当たり前だというふうに思っております。

2つ目の事業中止もあり得るのかということではありますが、地元、今回の場合も、この問題が発生したときに、地元で何度も話し合いをなさうというお願いをいたしました。それでも境界の問題が、今のところまだ確定しておりませんので、これが確定しなかった場合には、場合によっては、事業中止となり得ることもあります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分から開会します。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問項目は多いですので、漏れがないようお願いいたします。

まず、歳入の11ページ、説明書の11ページで住宅分譲地売払収入、旧大隅町の坂元地区と南地区それぞれ2区画、一応予算計上されておりますが、この算定の考え方についても含めて報告してください。

それから次に、13ページの企業版ふるさと納税、この提案された内容の特徴について。

2点目、これは年度が限定されてはいますが、何年度からの一応事業で、それぞれどれだけ本年度を含めて収入が入っており、何年度までの事業であるか。

3点目、18ページの普通交付税、今回4億6,000万円余追加で総額が82億円規模であります。これは財政当局としては想定内であるのか。また何らかの4年度は、普通交付税で特徴があるのか報告してください。

次に、土地建物売払収入、これ大隅の南小学校の校長、教頭を含めたその算定の考え方についてを含めて報告してください。

次に、27ページの南九州の畜産関連の事業であります。4年度末の総事業費について報告をしてください。どんどん補正予算で変わってきております。金額は1,570万円で小さいですけども、この中で、説明書の中で説明していただきたいんですが、1,570万円の中身についても報告してください。過疎債のソフト版であるのか、財源としては、あるいは企業版ふるさと納税なのか、はっきりこの説明ではいたしませんので、正確に報告してください。

次に、30ページの地域振興住宅が最終補正で4,190万円減となっておりますが、本年度は、結局建設なしであったのか。またその理由、あるいは今後についての考え方も説明してください。一定の曲がり角に来ておりますが、これでも今後断念するのか。何の事業でも曲がり角というのはありますので、その点で深い検証を行いながら、再度見直しをした新しい形の地域振興住宅を考えているのかを含めて報告してください。ここで計上されている市債は、過疎債のソフト版であるのか、ソフト債であるのか報告してください。

次に、145ページ、商品券の757万2,000円の減について、これは総体として3億円を超える大きな事業であります。本年度の利用状況とまた教訓点について報告してください。

次に、155ページの庁舎整備、先日の全員協議会でも説明がありましたけれども、令和4年度末までの総事業費について、15億数千万円でありますけど、細かい数字を報告してください。また、教訓点は今後に生かす意味で報告してください。当初の9億円から、結果的にはいろいろ理由がありまして10億円を超える総体事業となっているために、教訓点も大事じゃないかと思っております。

次に、156ページの大隅支所の整備、これも先日の全協で説明がありましたけれども、ここでは1,304万7,000円の減となっておりますが、今の段階での最終的な大隅支所の整備事業費はどれだけであるのか。17億円というのをはっきりいたしておりますが、一応答えてください。

次に、関連いたしまして157ページの財部支所の整備、今回は61万8,000円の減であります。これも今の段階での最終的な総体事業費は幾らであるのか。11億円余って報告がありましたけれども。

次に、159ページの元利償還、3億5,711万2,000円の内容について、それから基本的な考え方について、以前に比べて大部この利子分が少なくなっておりますけれども、また合併特例事業債に対しての元利償還が、これ初めてですかね、そのことを含めて、内容を含めて答弁してください。この金額については、2回目質問いたします。

次に、249ページの2億8,634万8,000円のユズ加工施設の全体の概要について説明を行う中で、その中の今回の提案についても答弁してください。地方債の内容についても併せて報告してください。

次に、251ページの産地パワーアップ事業、質問の1点は、そもそも産地パワーというのはどういった事業であるのか。

2点目、今回提案されてるそおJA、トンネル予算でありますけれども、その場所、全体の事業費、そして施設の規模、また完成の時期は何年度の何月であるのか、

答弁してください。

次に、261ページの持続化給付金6,385万3,000円、その事業内容について、実施時期を含めて答弁してください。

次に、265ページの思いやりふるさと寄附金、今回3億517万円の減であり、令和3年度から2年度までに比べて若干2億円前後落ち込みつつありますけれども、令和4年度の取組、併せて教訓点についても報告してください。

次に、285ページの養鶏緊急支援、これは国県の補助に伴う、市も一定財源を出しながらの1,527万2,000円ではありますが、支援事業の内容について答弁してください。

今、客観的に見まして、養鶏も養卵関係も非常に厳しいんですが、もうあえて言いますと一番厳しいのは酪農関係ではないでしょうか。昨日も、ある酪農家とも意見交換をいたしたんですが、とにかく僅かに現在、畜産課長、8件ですよね。曾於市内、8件に減りましたが非常に厳しいんですが、今回、養鶏場関係だけが補助事業という関連で提案されていますが、酪農については考え方を持っていないのかどうかですね。

次に、287ページの県営の土地改良事業1,309万5,000円の追加内容について、明許繰越にせざるを得ないと思うんですが、関連して答弁してください。

最後に、土木耕地課関連の令和4年度、本年度の総体としての災害復旧費は、それぞれどれだけになるのか。恐らく最終補正になろうかと思しますので、担当課長のほうで答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

地域振興住宅の考え方についてお答えしたいと思います。

これまで長いこと地域振興住宅を造ってまいりましたが、ここ数年希望者が非常に少なくなってきました。本年度も3戸は造る計画で予算化しましたが、ほぼないようでした。当初予算では、また3戸を一応予算化しておりますが、この状態がもう最終的に希望者が少なくなれば、この分は曾於市に転入される人たちのいろんな形での支援のほうに回したいというふうに思っております。ここ二、三年の状況で、また次はどうすべきかということ判断したいと思います。

あとについては、各担当課長から答弁をさせます。

○企画政策課長（外山直英）

では、御質問のありました企画政策課分をお答えします。

まず11ページ、住宅分譲地の売払収入の内容、算定の考え方ということでございますが、今回この歳入で計上しておりますのは、坂元地区2区画、それから大隅南

地区の2区画、それからさくら並木ニュータウンの21区画、合わせて25区画分の収入でございます。また、さくら並木ニュータウンにつきましては、補正予算算定時では21区画が販売済みでございまして、その分を計上しておりますが、今現在は22区画販売済みでございます。

それから13ページの寄附金の内容で、まず……

(「坂元、大隅南の平米単価は」と言う者あり)

○企画政策課長(外山直英)

はい。坂元地区、大隅南地区、それぞれ平米当たり8,000円の単価でございまして、2区画売れた場合の収入を見込んでおりますが、現時点ではまだどちらの区域も販売実績はございません。

それから13ページ、寄附金の件ですが、まず、細節11のほうの山中顕彰館の寄附金でございます。こちらは今年度通常の寄附と、それから昨年7月に開催されました生誕100周年記念式典に関する寄附が多く寄せられたところでございます。

実績で申し上げますが、一般寄附が12件の36万3,000円、記念式典関連寄附が63件の1,878万円となっております。

次に、もう一つの企業版ふるさと納税の寄附金でございますが、こちらは令和2年から令和6年度までの特例措置でございますが、今現在で38件、総額で1億480万円の寄附を頂いているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○企画政策課長(外山直英)

令和4年度です。はい、はい。

次に27ページになります。こちらは、特定財源、今申しあげました企業版ふるさと納税寄附金の増額により、市債の減額をしたものですが、歳出については144ページになりますが、執行に伴う不用額の減額に伴う関連した歳入の減額でございます。こちらの事業費というお問合せでございました。今現在、今回の補正予算まで含めまして25億7,326万9,000円でございます。

それから、歳出のほうの145ページ、商品券事業の利用状況と教訓点ということで、利用状況につきましては、対象者数3万3,718人に対して、交換を行われた方が3万2,902人、引換率で申し上げますと97.6%、それから換金実績では3億3,628万7,300円となっております。

(何ごとか言う者あり)

○企画政策課長(外山直英)

換金実績3億3,628万7,300円です。

利用状況で申し上げますが、大型店が約36%、それから地元店が41%という実績

が出ております。

それから教訓点としては、今回500円の20枚つづりの商品券を発行いたしました。中には500円の商品券で450円分の商品を購入する場合に、お釣りを出せないとの理由で使えないという事例がございました。また、換金手続が、枚数が増えたことで取扱店が少し手間が増えたのかなという点が上げられます。ただ、総体的には大変好評で、コロナ禍で打撃を受けた飲食店からは、ありがたかったというお声を頂いております。

最後に、265ページのふるさと納税のところでは教訓点ということだったと思えますけれども、企業版ふるさと納税につきましては、曾於市外に本社を持つ企業に対し、広く事業の趣旨を啓発して税制面の優遇措置を広めることが、現時点では課題だというふうな認識を持っているところでございます。

企画政策課分は以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、財政課の質問があった分についてお答えしたいと思います。

まず、18ページでございます。普通交付税の増額についてと、今回の補正についてということでございました。今回、普通交付税を4億6,415万6,000円追加をしております。当初予算額では77億6,045万1,000円でしたので、それに対しては大きく伸びたところでございますが、前年度の交付税が84億4,838万8,000円ございました。これに対しますと2億2,378万1,000円、2.6%の減となったところでございます。

減額の理由につきましては、基準財政需要額に含まれております高齢者の保健福祉費の75歳以上の人口減、こういったものがあったところでございます。これにつきましては、国勢調査人口を基にして積算されたものでございました。

今回12月になってから、国は補正予算がありまして、これで臨時経済対策債というものが追加であったところでございます。これに基づきまして82億円とトータル的にはなったところでございます。

財政当局としましては、国勢の国調人口が減ったことから、初めての全ての面においての数値を算出された交付税でしたので、どれぐらいになるかというのが少し不安ではありましたが、今回国の補正予算等もあり、おおむね来たのではないかなと思ったところでございます。

続きまして、土地建物の関係でございます。旧大隅南小学校の校長住宅、教頭住宅についてでございますが、これにつきましては、小学校閉校に伴いまして、使用されなくなった住宅を売却したものでございます。評価につきましては、不動産価格評定をいたしまして、土地の価格、建物の価格等を評価額から算出しまして、そ

れを不動産価格評定委員会に諮って額を決定して、その後入札を行って実施したところでございます。

(「随意ですか、随意契約」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

いえ、入札をしました。

(「入札は、だから競争入札というのか」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

はい、競争入札というか、見積書を徴して、高いほうの方にお売りしたという形でございます。

続きまして、155ページのほうでございますが、庁舎の整備の事業費の関係でございます。総事業費をとということでございました。南棟建設の総事業費は14億7,789万8,000円となったところでございます。

今回、教訓といたしましては、南棟の建設においては、建設中に資材や各設備の器具等において、価格上昇があったところございました。物価上昇においては、大型事業ほどその影響が大きいことから、計画の段階においてその見通しを立てていくことと、それぞれの財源面につきましても、できるだけ補助金や交付税措置のある有利な起債を活用していくことが重要ではないかなと感じたところでございます。

(「周辺整備まで含んで幾らですか」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

含んでいます。全て含んでいます。

(「全て含んでいるんですね」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

はい、含んでおります。

続きまして、159ページから160ページの元利償還金についてでございます。

今回、地方債の繰上償還を行ったところございました。これにつきましては、合併特例債を3件行っております。合併特例債につきましては、これまでも繰上償還を行っている実績があるところでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長(園田浩美)

それでは、まちづくり推進課のほうの答弁をいたしたいと思います。

補正予算書の30ページ、それから317ページの減額の内容についてお答えをしたいと思います。

まず、減額の理由でございますが、今年度は5戸の建設予定でございました。当

初、振興住宅への申込みが1件あったところでしたが、希望入居時に振興住宅の空き家があったために、そちらのほうへ案内したところでした。しかし、自己都合により辞退されたことにより、申込みがゼロ件となり、過疎債のほうが不用となったため減額するものでございます。

あと、317ページについても同じ内容で減額をいたしているところでございます。

あと今後の予定ですけれども、来年度に、先ほど市長が申しましたように、建設戸数を一応3戸という形で計画いたしているところでございます。

それから、今後の事業の展開という形なんですけれども、これも市長が申しましたように、うちとしましては、地域振興住宅も実績があるため、要望を踏まえて検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、156ページになります。大隅支所庁舎整備事業になります。

質問の内容につきましては、大隅支所整備事業につきましては、総体事業費が幾らになるかということでありました。今後の材料費や人件費の上昇も予想されるところであります。現時点での概算事業費といたしましては13億4,392万円を予定しているところであります。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは、157ページの財部支所庁舎整備事業費について、総体事業費ということでございますので、財部支所庁舎整備事業の総体事業費につきましては、現時点で6億1,609万1,000円となっております。

以上です。

○農政課長（竹田正博）

私のほうからは、249ページでございます。ユズの加工施設の整備についてということで、全体の概要でございます。

この施設につきましては、当初予算で7億572万2,000円ということで計上させていただきましたけれども、国の事業採択が見送られたということで、補正の7号で2億8,361万5,000円を減額させていただいたところです。その後、国の令和4年度予算で採択見込みという連絡がありまして、県のほうも3月でこの予算を組むということでございましたので、その指示があり、今回この3月の補正予算で、県、市ともに計上するということになったところでございまして、内容といたしましては、ユズ搾汁の機械設備工事費を2億8,600万円、それから、事業のプロポーザルに掛かる経費を34万8,000円計上するものでございます。

工期につきましては、令和6年の3月31日となりますので、既存事業費の未執行分と併せて繰越明許費として取扱いをお願いするところでございます。

それから、地方債についてですが1億4,300万円、これについては過疎の補正予算債ということで対応させていただくということになっております。

(「地方債の何ですか、地方債の」と言う者あり)

○農政課長（竹田正博）

過疎の補正予算債です。

次に、251ページでございまして、これは産地パワーアップ事業でございまして、産地パワーアップ事業のまず定義ということでございまして、農業者等が行う高性能な機械、施設の導入、それから栽培体系の転換等に対して、国が助成する2分の1の助成の事業でございまして、今回の……

(「上限があるんですか」と言う者あり)

○農政課長（竹田正博）

いや、これについては事業費の上限が2分の1ということになります。

今回の事業につきましては、そお鹿児島農業協同組合が荒茶の加工施設、それから保管冷蔵庫、これを国の産地パワーアップ事業で、事業費が35億7,751万9,000円という計画で整備をするものでございます。これの事業費の消費税を抜きました2分の1以内、16億2,492万円を県の補助金として、市のほうで歳入で受け入れて支出をするものでございます。

事業の内容につきましては、末吉町岩崎2966番地、そのほか2筆ございます。9,549㎡の土地でございまして、お茶の加工ラインの施設が2,520㎡、それから、製品の保管冷蔵庫2,166㎡を整備するものでございます。

工期につきましては、令和6年3月31日までが期限ということになりまして、これも繰越明許費としてお願いをするところでございます。

以上です。

(「完成は」と言う者あり)

○農政課長（竹田正博）

完成は、令和5年度末、令和6年の3月31日を見込んでいるところでございます。以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、261ページの6,385万3,000円のその内容ということで、こちらにつきましては、市単独持続化給付金事業の第4期でございまして、こちらについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さらにエネルギー物価高騰に

よりも影響を受けまして、事業収入又は売上が10%以上減少した事業者に対しまして、市内中小企業者と個人事業主を対象とした持続支援金の第4期として一律10万円を支給するものであります。

事業収入又は売上の10%以上の減少率については、令和4年4月から12月までの期間のうち、平成31年、令和2年、令和3年の4月から12月のいずれかの同月と比較いたします。申請期限につきましては、本年6月30日までとしております。

事業費6,385万3,000円の内訳につきましては、1事業者10万円を600件と見込んでおります。6,000万円の持続支援金となります。申請事務補助員の会計年度任用職員4名分の報酬及び期末手当、事務費の385万3,000円であります。

財源につきましては、地方創生臨時交付金を充当いたしております。金額にしまして3,833万9,000円を充当いたしております。

教訓ですが、これまで第1期から第3期までを行ってまいりましたが、回を重ねるたびに件数が増えてきております。今後も周知の徹底が必要と考えているところでございます。

続きまして、265ページ、3億517万円の減額の内容ですが、思いやりふるさと寄附金推進事業の内容になります。当初予算の歳入で思いやりふるさと寄附金18億円を計上いたしましたが、本年度末に16億円の寄附金見込みとなりまして、歳入の思いやりふるさと寄附金2億円の減額補正に伴いまして、歳出の思いやりふるさと基金積立金2億円及び事務経費の1億517万円の減額補正をお願いすることとなります。

これまでのふるさと納税の寄附金額を伸ばすため、ポータルサイトでの広告や新聞紙面、それから雑誌広告、都市部でのPR活動等、様々な広報のほうを行ってまいりましたが、なかなか実績につながらない厳しい状況でございます。ふるさと納税の増額につなげるため、専門業者の力も活用しながら、より魅力的な返礼品の開発や、効果的な広告を積極的に行うことが今後の課題と考えております。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、285ページ、養鶏経営緊急支援事業の内容についてお答えいたします。

養鶏経営緊急支援事業につきましては、飼料価格や生産資材の高騰に加えて光熱水費等の上昇により、養鶏農家の収益性が低下している状況でございます。そこで、経営悪化した養鶏農家の体質強化を図るために、令和5年1月から3月までの3か月間、ブロイラー農家につきましては、鶏肉量に対して、また、採卵農家のレイヤー農家につきましては、採卵の出荷量に対して、それぞれ1kg当たり4円以内の給付金を上限50万円として交付する、支援する事業であります。

それと、酪農経営につきましては、非常に厳しい状況だというのは把握しております。そこで、今回補正予算の説明資料の283ページでお願いしてはいますが、前回の9月議会補正の5号でやったわけですが、7月から12月分までの給付を実施しておりました。今回、やはり酪農の厳しい情勢を受けまして、今回の補正におきまして、前回の単価は生産量1kg当たり1.3円でしたが、今回は3円に引き上げた形で1月から3月までの3か月間、事業内容を拡充したというようなことでございます。

以上でございます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、287ページ、1,309万5,000円の内容についてということでお答えいたします。

議員が申されましたとおり、この増額につきましては、県営土地改良事業の追加補正ということで、県の追加補正ということで、それに対応する負担金であります。県のほうは、令和4年度から令和5年度へ繰越しをするということになっておりますが、市のほうは負担金ということで、これはこの額を、今年度内に県から請求が来たものについて支払いを行う予定となっております。

主な事業の追加の内容につきましては、広域農道財部地区の改修事業、それから中間管理機構関連七村地区の圃場整備事業であります。

続きまして、耕地関連の令和4年度の災害復旧費についてお答えいたします。

農地・農業用施設災害復旧費につきましては、現年発生分で災害箇所の測量及び災害査定等によりまして、復旧費が確定したことによりまして7,520万4,000円を減額するもので、総額は5億6,341万5,000円となります。また、過年分では工事執行によりまして不用となった工事請負費1,463万4,000円を減額するものでありまして、総額としまして2,896万6,000円となります。

以上です。

○土木課長（上集基志）

それでは、土木の分の災害復旧事業費を申し上げます。

公共土木施設災害復旧事業といたしまして、総額5億4,101万5,000円を計上しております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○土木課長（上集基志）

5億4,101万5,000円です。

○農政課長（竹田正博）

先ほどの答弁で少し訂正をお願いいたします。

ユズの加工施設整備事業の市債の関係で、私、過疎の補正予算債という答弁をしてしまいました。

(何ごとか言う者あり)

○農政課長（竹田正博）

はい、すみません。あの過疎ではなくて、ただ単に補正予算債という歳入でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、住宅坂元・南地区、2つの地域の分譲地の売上収入ですが、課長答弁でありましたように、今の段階ではまだ販売実績がないわけですよ、ないわけですよ。これについては、私だけで同僚議員からも本会議に質問があつて、市長答弁でも、例えばこの坂元地区については、この霧島地方を含めて、もっとPRが必要であるということが再三答弁がありましたけれども、にもかかわらずなかなか売れない。これはこれとして、やっぱり教訓化をすべきだと思うんですよ、分析的に。今後、宅地分譲自体は、非常にこれは、私は今後大事じゃないかと、人口増対策では個人的に思っております。地域によりますことを含めて、ですから、その点で深い議論がされていたらお答え願いたいと思います。もう駄目だからというそうした単純な割り切り方じゃなくて、今後に生かすという意味の分析が大事じゃないかということでの質問であります。

次に、13ページの企業版ふるさとについては、現在1億480万円ということでありましたけども、これは6年度までの事業であります。市としては一応目標額はどれぐらいを考えているのでしょうか。併せて目標の考え方、算定基礎も、大雑把な目標じゃなくて算定基礎に基づく綿密な目標計画が大事だと思いますけども、お聞きをいたします。

次に、普通交付税についてはもう答弁よろしいです。私も個人でほっといたしました。思ったよりも年度末も増えておりますので、ほっといたしております。

それから、次に地域振興住宅関連ですが、これは一般質問でも人口増対策の一環として質問いたしますが、答弁が一般質問でもあるでしょうけれども、今地域振興住宅、旧末吉町の活性化住宅を含めると、子供の数がやっぱり100名、200名単位でまだ入居していると思うんです。もう計り知れない貢献を地域振興住宅はいたしております。もう分譲地、宅地分譲地の比ではないんです。ですから、厳しいからといって、これをこの、来年度も一応予算計上されているということではありますが、

切り捨てるべきじゃないと個人的には強く思っております。その点で深い検証が必要じゃないかと思うんです、手直しが。今後も生かす意味で。もう曾於市しかない、これだけの規模は鹿児島県内でも大事な、言わば曾於市固有の独自の施策で、ほかの市町村はまねはできない施策でありますので、その点で担当の大休寺副市長に、もっこの知恵を、大休寺副市長の頭脳を生かして、頭脳を生かして、ぜひ想像的な発展的な地域振興住宅の新しい形態を、今後はやはり長期的な物差しで対応しておくべきじゃないかと思っておりますので、大休寺副市長の今の段階で考えている今後の構想を含めてお聞きいたしたいと思えます。これはまさしく、私は副市長の大きな役割じゃないかと思っております。もちろん、担当課長を含めた、綿密に連携しながら、これが質問であります。

次に、145ページの商品券については、担当課長から報告がありました。大型店が36%、地元店が40%、大体この当初の目標に比べて、この結果はどのような到達なんでしょうか。地元が大部盛り返した点は感じますけれども、これも、教訓点も若干話がありましたけれども、この大型店、地元店の関連での教訓点も2回目は答弁をお願いいたします。

それから、この庁舎整備については、周辺整備、土地取得を含めてという答弁であったようですが、14億7,789万円ということで、私の理解解釈では15億数千万円ということをお聞きしたと思うんですが、この14億7,789万円と総体事業として、これが全てというふうで確認していいのかどうか、併せて答弁してください。

同じく大隅支所も、先日の全員協議会での説明では13億4,392万円というもっと大きかったと思うんです。中央公民館の解体費を含めて、後始末を含めて、その点で答弁をしてください。

財部については了解いたします。

それから、159ページの元利償還については、合併特例債は以前からあったということで私の理解不足でありましたけれども、この合併特例債を繰上償還するようになったのは何年度からでしょうか。本年度末で合併特例債は、課長、約155億円使ってますよね。合併特例債は、令和4年度末、今段階で155億円も活用してますよ、171億円の中で。その中で、今回分を含めて合併特例債の元金償還分は幾らになっていますか。単純な質問でありますけれども、大事な繰上償還でありますので報告をお願いいたします。

これまでもこの3月の補正段階で、もう昔に比べたら、いずれに比べたら大部この利率が少ないのを小さいままで元利償還をいたしております。これはどこの市町村も同じでありますけれども、しかし、やっぱり返せる分はなるだけ年次計画を立て

ながら返すというのは非常に大事でありますけれども、もう基本的には今後もこの合併特例債のような、この利子が少ない、利率が少ないのが中心となるのであるのかどうかですね、来年度以降も。確認方の質問であります。

それから、これも細かくて申し訳ないんですが、ユズ加工施設の補正予算債、補正予算債というのは私初めて聞いたんですけども、補正予算債というのはもともと項目としてあるんですか。過疎債の場合は、ソフト債と一般のハードがもともとの基本でありますけども、この補正債についての性格も含めてお答え願いたいと思います。これはもう担当課長は、農林よろしいです。

次に、産地パワーアップ事業についてお聞きいたします。いわゆるトンネル事業でありますけども、番地で言われましたけど2960番地、大体どの地域であるのかお答え願いたいと考えております。この岩崎地区には、旧末吉町時代に大きなお金をかけまして、そしてJAが今、課長やってますよね。あの辺りであるのかどうか。たしか私の記憶間違いなければ、田崎町長時代に、これは急遽当時の末吉農協から陳情要望が当局に出されて、そして町としては、議会もある意味ではやむなく、町も一定のこれは補助を行ったんですよ。課長、記憶あるでしょ。今回はトンネルでありますけども、その辺りはもうJAとしては何もこのトンネルでやって、市として補助をやってくれというそういった陳情はなかったのですね。確認をさせてください。

次に、260ページの持続化給付金、課長答弁でありましたように、回を重ねるごとに周知徹底が図られて、そして利用者が多くなっております。ただ一言気になったのが、今回は6月30日までの受付期間ですよ。4、5、6、3か月ですよ、議会議決を経てから。あまりにも短いんじゃないですか。幾ら人気があっても、その辺りの心配はしなくてもいいのかどうか。4月に市民に周知して、そして、5、6の2か月間での受付でしょ。それ大丈夫なのかどうか、その1点であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

宅地分譲のことでありますが、大隅南校区は今1区画だけでございます。今回、南校区が岩川小学校と一緒にになりましたので、今後は、南校区の方々も、このところに宅地を求めて来られるというふうに思っております。

大隅北校区につきましては、地元の方から土地の提供をしていただきました。今、北校区をどのようにして活性化させるかということで、いろいろ取組はされております。その中で、京セラを含めた霧島の大手の企業の方々と今、連絡を取っております。曾於市のほうにぜひ住んでもらいたいという話も今取り組んでおりますので、そのような形で、今から呼び込みを進めていきたいというふうに思っております。

ます。

あと、ふるさと納税の企業版については、目標は、まず一弾として2億円ということでこの前も話してあるところでございます。これは6年度まで続きますので、2億円を突破いたしましたら3億円を目指していきたいというふうに思っております。

地域振興住宅の役目ではありますが、この間、旧末吉町時代から所得制限なしの地域振興住宅、活性化住宅を造ってまいりました。これは多くの成果が出ております。ただ、今日において、このすばらしい制度も、ある程度役目を果たしているようでございます。今後については、たとえ大休寺副市長が立派であっても、困難なものは困難であるというふうに思っております。このことについては、両副市長を含め担当課を含めて十分検討した状況の中でありまして、引き続き、また今後も検討していきたいというふうに思います。

あとは各担当課長から答弁させます。

○企画政策課長（外山直英）

では、私のほうからは、145ページの商品券の教訓点という点で御質問でございました。

今回4回目となります第4弾だったわけですが、先ほど答弁させていただきました大型店が36%、地元店が41%だったわけですが、この後に飲食店が続きます。飲食店が店内で飲食された方で21%、それから店外へ持ち帰るテイクアウトですね、こちらが1%程度ございました。

教訓点といたしまして、地元店への誘導、それから飲食店への誘導という当初の目的を持っておりまして、この数字からしても、ある程度の誘導というような行動ができたのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、財政課関係で、先ほどございました庁舎の整備事業15億円という形で話を聞いていたがということでございました。今回お出ししました14億7,000万円というのは、今の現在の支出済額でございます。恐らく議員のほうが思われているのは予算額だったと思います。先ほど申しました14億7,789万8,000円ですかね、これが今現在の支出額で、これから若干消耗品等があるかもしれませんが、大きく伸びることはないと考えているところでございます。

続きまして、繰上償還の関係でございます。合併特例債についてでございますが、合併特例債につきましては、先ほど議員が言われたとおり、大きな金額で今現在借入れを行っております。今現在、4年度末の見込みとしまして155億5,260万円と

いう借入額を今現在見込んでいるところでございます。それと今回、今現在の合併特例債の残高見込み額でございますが、これが4年の3月31日現在でいきますと、合併特例債のハード部分が44億8,200万8,000円が未残高という形で残っているところでございます。

それと、ユズ搾汁センターの関係でございますが、国の補正予算に伴いまして、今回予算計上させていただいたところでございます。補正予算としましては、充当率が100%、交付税算入率が50%という市債でございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、1回目の答弁の中で私が13億4,392万円と言いました。これにつきましては、大隅支所庁舎の建築に伴うものでした。それに加えまして、大隅支所庁舎の解体工事8,611万6,000円、解体と設計が含まれておりますけれども、その金額。それと、ちょっと私の管轄ではないんですけども、生涯学習課のほうの中央公民館、図書館、それと郷土館等の今後の経費になると思いますけれども、それが2億8,030万4,000円であります。全て合わせまして17億1,034万円ということになるようです。

以上です。

○農政課長（竹田正博）

私のほうからは、251ページのそお鹿児島農協が整備されます荒茶加工施設についてですが、この場所につきましては、今、末吉町岩崎の農協さんのF A工場がございまして、そのF A工場のお茶の製造ライン、これを改修をいたしまして、お茶の製造ラインの工事が入る、施設が入るということでございます。それと、その隣の土地に、2,166㎡ですが、製品保管の冷蔵倉庫が新築されるということでございます。

なお、この事業に関しまして、J Aそお鹿児島農協さんから市のほうへの財政の支援の要請はないところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えします。

申請期間のことであつたかと思っておりますけれども、前回の3期の申請期間につきましては、令和4年2月14日から令和4年5月31日までの3か月と15日の申請期間でございました。今回の4期につきましては、3月20日から6月30日までの3か月と10日を予定しておりまして、前回の3期とほぼ日程的には変わらないということで、この期間で申請期間につきましては、この期間があれば十分大丈夫だということで

判断いたしております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第21号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

日程第27 議案第22号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
について

日程第28 議案第23号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第26、議案第21号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから、日程第28、議案第23号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第26、議案第21号から日程第28、議案第23号まで一括して説明をいたします。

日程第26、議案第21号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に498万円を追加し、総額を57億708万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、県支出金を追加し、繰入金を減額するものが主なものです。歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額が主なものです。

次に、日程第27、議案第22号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第5号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1,718万円を減額し、総額を6億3,008万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、執行見込みによる減で、歳入については繰入金を、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものが主なものです。

次に、日程第28、議案第23号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から3,626万9,000円を減額し、総額を61億6,787万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、国庫支出金等の収入見込みや、執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国庫支出金を追加し、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額するものが主なものです。歳出については、執行見込みによる総務費、地域支援事業費及び予備費を減額し、基金積立金を追加するものが主なものです。

以上で、日程第26、議案第21号から日程第28、議案第23号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第24号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について

日程第30 議案第25号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第31 議案第26号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第29、議案第24号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）についてから、日程第31、議案第26号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第29、議案第24号から日程第31、議案第26号まで一括して説明をいたします。

日程第29、議案第24号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から25万6,000円を減額し、総額を6,877万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、浄化槽使用料を減額し繰入金を追加するものが主なものです。歳出については、総務費の総務管理費を減額するものが主なものです。

次に、日程第30、議案第25号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、水道事業収益既決予定額から61万2,000円を追加し、予定額を5億7,744万円、水道事業費用既決予定額から899万5,000円を減額し、予定額を5億5,817万4,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的支出の補正であり、資本的支出既決予定額から370万1,000円を減額し、予定額を4億6,068万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入については、営業収益のその他の営業収益を追加しております。収益的支出については、執行見込みによる営業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費を減額し、営業外費用の消費税及び地方消費税を追加しております。資本的支出については、執行見込みにより、建設改良費の取水設備改良費を減額しております。

次に、日程第31、議案第26号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額から271万5,000円を減額し、予定額を1億9,810万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、執行見込みによる営業費用の処理場費、総係費を減額しています。

以上で、日程第29、議案第24号から日程第31、議案第26号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

水道事業と公共下水道について質問いたしますが、予算書のほうが説明書類も分かりやすく書いてあり、また質問がしやすいですので、予算書のページで質問いたします。

まず水道事業の83ページの貸借対照表なんですが、この中で目立つ数字が、有形固定資産の中の、例えば特に、構築物が概算で71億円だったのが、今回、減価償却で36億円落としております。あるいは、機械及び装置がこれまで17億円余であったのが、今回実に11億4,000万円も減額といたしておりますが、このように大きな減額を最終補正で行った理由、事由について説明してください。

次の84ページについて、これは剰余金ですね。剰余金の中が例えば減債積立金が約8,200万円、建設改良が3億2,000万円、そして、当年度の利益剰余金が1億6,000万円余であり、トータルで5億7,000万円余であります。

質問であります、これは大体例年どおりであるのか確認でございます。特にこの利益剰余金の1億6,000万円というのは、この三、四年来、ほぼ同じ金額であるのか、それとも、本年度は若干上向いた数字であるのか、お答え願いたいと考えております。いずれにいたしましても、1億数千万円の利益剰余金というのは、曾於市の水道事業の規模内容から見て、非常に大きな金額であります。

次に、公共下水道について質問いたします。

公共下水道について、99ページの貸借対照表が分かりやすいので質問いたします。これも、例えば固定資産の中の建物について、当初が7億円であったのが5,000万円の減、あるいは構築物も25億円であったのが1億9,000万円の減、機械及び装置も3億5,000万円であったのが、今回実に1億1,000万円も減といたしておりますが、

このように僅か単年度で、しかも、最終補正で大きな減となった理由、事情等について答弁してください。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

徳峰議員の質疑に対しまして答弁を申し上げます。

水道事業会計の83ページですけれども、有形固定資産の減額の理由、内容についてお答えをいたします。有形固定資産の減額の理由につきましては、全て減価償却によるものでございます。

主な内容といたしましては、構築物の減価償却累計額36億5,994万7,000円のうち、昭和57年度の配水管附属設備が7,773万9,831円、末吉上水高松系統配水池築造工事が2,820万960円でございます。また、機械及び装置の減価償却累計額11億4,561万4,000円のうち、末吉上水高松系統電気設備工事の取水・送水ポンプ設備、滅菌設備等が3,010万4,100円、深川地区簡易水道事業電気施設工事が3,465万7,013円となっております。

続きまして、令和4年度の剰余金についてお答えをいたします。

4年度の剰余金の予算による見込み額は5億7,205万5,000円となっております。今、内訳につきましては申されましたけれども、これは当初からあります積立金そのままの額でございます。また、当年度未処分利益剰余金が1億6,680万4,000円となっておりますが、こちらにつきましては、予算に関する説明書の82ページに水道事業の損益計算書がございます。こちらのほうで4年度の当年度純利益、こちらは予算による予定額でございますが、3,326万6,000円の当年度純利益と。それに前年度の繰越剰余金、これも見込み額でございますが、こちらが1億3,353万8,000円を足した分が当年度未処分利益剰余金として、予算額の予定額として1億6,680万4,000円を計上させていただいております。

下水道の補正についてでございます。

99ページの固定資産の減額の内容ということでございますが、こちらは建物の減価償却累計額5,267万円の主なものは、処理場用建物の管理棟が3,035万5,000円、水処理棟が2,029万8,000円となっております。

構築物の減価償却累計額1億9,525万9,000円の主なものは管路施設でございまして、1億9,254万5,000円でございます。

機械及び装置の減価償却累計額1億1,727万円は、処理場用の電気設備2,960万6,000円、処理場用の機械設備8,766万4,000円となっております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問であり、1か所に絞って、この貸借対照表の見方ですけども、例えば83ページの構築物を含めて、課長答弁では、全て減価償却分の補正減ということではありますが、例えば構築物では約71億円当初であったのが、今回36億円減価償却で落としているという解釈、理解でいいのでしょうか。私、単純なそのような見方をしたから、あまりにも単年度でそうした大きな減価償却というのは大き過ぎるんじゃないか。当初の段階でもっと正確な予算計上ができなかったのかという、単純な形での単純な質問だったんですね。この表の見方は、こういった見方で解釈したらいいのでしょうか。企業会計でありますので、一般会計とは違うということは前提として単純な質問をしたんですが、その点について説明をしてください。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

構築物の71億2,898万8,000円というのは、構築物の取得価格になります。資産の取得時の価格でございます。その下の減価償却累計額36億5,994万7,000円の減というのは、取得価格に対しまして各種類構築物など耐用年数が決まっております。それに年数による減価償却の累計額が36億円ということですので、差引きしまして残りの34億6,900万円が資産として残っているという見方になるかと思えます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

最後に3回目の質問であります。基本的な考え方は、ただいまの2回目の課長の答弁で分かりました。3回目の質問でありますけども、一般論としては、減価償却の累計額が大きくなるということは悪いことじゃない。課長、そうですね。悪いことじゃないけども、相対的に曾於市全体の水道事業会計を見た、企業の在り方を見た場合には、それだけ施設が全体として老朽化しているということにも、また一つの側面としては解釈が成り立つわけですね。ですから、一長一短あるかと思うんですが、その点で現在の構築物を含めた曾於市の水道の構築物、機械に対する減価償却の状況というのは、今後の新たな老朽化対策に対する予算投入を含めて関連づけての分析というのは全くされていないのかどうか。この1点だけ答弁してください。減価償却を含めた構築物の現段階における分析の下に、今後の中長期的な水道事業における投資についての分析という方法は全く取っていないのかどうか。この1点だけ確認させてください。全くしていないのかどうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

毎年度、固定資産を取得してまいります。建設改良工事等で3億円前後の工事をしてまいります。毎年その額で取得価格は増えてまいります。

また、先ほど御説明したように、耐用年数に応じまして減価償却で落ちてまいりますので、これにつきまして、工事をしていけば当然増えてまいりますし、年数がたてば減ってまいりますので、これに対して特別分析とかいうところではおりません。

以上です。

○市長（五位塚剛）

曾於市内には3町合わせての水道事業を行っていて、いろんな施設が老朽化してきております。当然ながらその老朽化しているところについては、計画的に取り替えていく、修繕をしていくということは、ちゃんと議論しております。例えば、今回、橋野の自家発電機が40年近くたって動かなくなりましたので、今回補正をお願いいたしましたけど、配水池の問題やらボーリングの問題やらいろいろ、ポンプの問題がありますので、これは計画的にちゃんと事業計画に乗せて、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第32 施政方針

○議長（久長登良男）

次に、日程第32、施政方針を議題といたします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

本日、ここに令和5年第1回曾於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営

に臨む私の姿勢と所信の一端を申し上げますとともに、令和5年度の一般会計予算案の重点施策など、その概要について説明を申し上げます。

国は予算編成の基本方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略等の日本を取り巻く環境変化や国内における輸入資源の価格の高騰、人口減少・少子高齢化等の構造的課題の難局を乗り越えるため、マクロ経済運営への方針、人をはじめ、科学技術や新規創業等への官民連携投資の基本方針、民間の力を活用した社会課題の解決に向けた取組や多極化した社会をつくり地域を活性化する改革の方向性が示されています。

令和5年度の地方財政対策においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額を令和4年度地方財政計画に対して1,500億円上回る62兆1,635億円の額が確保されたところです。

本市におきましても、このような国の施策に対応するとともに、市誕生後17年で約1万500人減少している事実と超高齢化に対する危機意識を市民全体で共有し、本市の将来像である「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」を実現するため、「第2次曾於市総合振興計画」に示した、まちづくりの基本方針に向けた取組を進め、市民が安心して働き、将来に夢や希望を持つことができるよう魅力あふれる地域社会を実現していくため、「第2期曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を計画的に実施しながら、市の人口増対策に対して積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、市民が安全・安心を実感できる社会となるよう全力を尽くしてまいります。

私は、市長就任10年目に当たり、市民の皆様と約束しました公約の実現に、今後ともさらに努力してまいります。

まず、市の人口増対策として実施している宅地分譲整備事業には、令和4年度に販売を開始した、さくら並木ニュータウンについて、24区画を販売し残り2区画となっております。引き続き販売促進に努めてまいります。

人口増につながる住宅取得祝金、移住・就業支援金等の定住促進対策事業については金額を増額し、定住・移住をこれまで以上に推進してまいります。

子育て支援策については、こども未来課を中心に、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から一貫して身近で相談に応じ、必要な支援を行い、出産育児関連用品の購入費助成等の給付を行う伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を行います。

情報発信事業では、曾於市を市内外にPRするための大変重要な事業であります。今後も情報発信の中核をなす「市報そお」やコミュニティFM放送、曾於市のPR動画、市ホームページ、LINEなどの各種SNS等について、分かりやすい内容で積極的に市民の皆様への情報提供に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密を避けて分散化できる行政サービスを、動く市役所として通信機器を搭載した「コネクティッドカー」で提供していくことで、さらなる住民サービス向上に取り組んでまいります。

南九州畜産獣医学拠点事業につきましては、基幹産業の持続的発展と地域の活性化に資する施設とするため、鹿児島大学等関連機関との連携を強め、令和5年度は馬関連施設の整備を進めるとともに、令和6年4月の運営開始に向けた準備を進めてまいります。

庁舎整備につきましては、令和元年度に策定いたしました「本庁・支所機能再編計画」に基づき、老朽化している施設の改善及び地域の災害時における重要な防災拠点施設としての役割を充実するため、令和7年度開庁に向けた大隅・財部両支所の庁舎整備を進めてまいります。また、老朽化の進む本庁舎の改修も計画的に取り組んでまいります。

電気料金の軽減策として、本庁舎に自然エネルギーを生かした風力発電機を設置をいたします。

まちの発展には、農畜産業の振興が欠かせません。曾於市は、畜産を中心とする農業のまちであり、農業生産額を増やすことを本市発展の基本と掲げる中、令和4年度曾於市農畜産物生産実績における生産額合計は505億2,649万1,000円、前年度と比較すると16億1,631万5,000円、1.03%の増であり、畜産部門では427億8,398万円となり、前年度と比較すると12億25万円、1.03%の増となりました。

耕種部門については、後継者の確保育成や農地の集積・集約とコスト削減のため、国・県と連携しながら安定した農業経営を推進いたします。また、引き続き加工業務用野菜と環境保全型農業推進にも取り組みます。また、特産品であるユズの搾汁センター増設による一次加工の効率化を目指します。

畑かん営農については、水を活用した農作物の収量増、品質向上を図り、農家所得の向上を目指します。また、農業機械導入経費の節減等を図るため、農業公社の受託事業をさらに拡充しながら、コントラクター事業にも拡充し、畜産農家の規模拡大を図られるよう努力してまいります。

畜産については、生産基盤の拡大を図るため、畜産振興協議会事業を中心とした導入保留対策や家畜改良を計画的に進めるとともに、飼養管理の省力化と多頭化を図るための生産基盤施設の整備に取り組んでまいります。また、家畜伝染病を防止

するための防疫対策の強化による家畜衛生体制の確立と家畜の生産向上に図ってまいります。

思いやりふるさと寄附金推進事業につきましては、昨年度に引き続き、全国から多くの寄附金を頂き、お礼として本市の特産品を贈呈しております。令和4年4月から令和5年1月までの10か月間で約7万8,000件、約14億4,000万円を超える寄附金を頂き、令和5年3月末には、約16億円の寄附金を見込んでいます。曾於市を応援していただきました全国の皆様に心より感謝を申し上げます。令和5年度もさらにふるさと納税に対する活動を充実し、本市の全国的なPRと地域活性化に努めてまいります。

また、「一般社団法人曾於市観光協会」と協力して、ゆるキャラである「そお星人」を利用したPR活動を行い、本市の観光事業の充実を図ってまいります。

災害復旧事業については、昨年、梅雨前線豪雨と特に台風14号による多くの市道・河川・農地・農業用施設で災害が発生し、農作物にも多くの被害が発生しました。また、日本各地でも豪雨、強風、地震など多くの被害を受けております。防災減災のための予防保全対策に取り組みながら、一日も早い復旧に努めてまいります。

まちづくりは、人づくりであり本市発展の基本となるものです。「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり」の基本理念の下、学校教育においては、確かな学力を身につける、自立する力を育む教育を推進するとともに豊かな心を育み健やかな身体と体力の増進に取り組んでまいります。

曾於高校への支援は、慶應大学との連携を含めて進めてまいります。

学校施設においては、引き続き充実した教育環境の整備を進めるとともに、新たに末吉小学校改築計画にも着手してまいります。GIGAスクールにおけるタブレットや電子黒板など、ICT機器の活用を一層推進してまいります。

学校給食は、安全でおいしい給食の提供と食育を推進するとともに、学校給食費の補助については、3分の1から3分の2へと引き上げ、保護者負担の軽減に取り組んでまいります。また、令和6年9月の供用開始に向けて、新たな学校給食センターの整備を進めてまいります。

生涯学習関係では、「市民全員が生涯学び、互いに高め合うまち」の基本計画の下、市民の生涯学習事業や文化振興事業、スポーツ振興事業など、社会教育全般の様々な学びの場の提供、地域活動の拠点となる各地区・校区公民館や青少年、女性部等の支援を行ってまいります。

市民の健康づくりや生きがいづくりの場として、多種施設を整備しておりますが、特に市民や市外からの利用者が広く交流し、憩える場として新地公園グラウンドゴルフ場は、これまで12万3,000人を超える方々に御利用頂いております。今後も、

市内外の多くの皆様に御利用頂くよう、施設の充実とサービスの向上に努めてまいります。

令和5年度の予算編成は、前年度に引き続き、市民の皆様が開かれた市政を目指すとともに、農畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子どもからお年寄りまで笑顔が輝き元気なまちづくりを目指すとともに、「市民にやさしい市政運営」、「人と自然を生かした活気ある地域づくり」、「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」、「人口増を目指し、地域活性化の推進」、「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」の5つを基本方針として、限られた財源の中で、市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算として編成をいたしました。

令和5年度の一般会計当初予算は262億7,000万円となり、前年度当初予算に対して2億8,022万4,000円、1.1%の増となりました。内容につきましては、それぞれの議案の提案理由で御説明を申し上げます。

以上で、施政方針を終わりますが、議員各位及び市民の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（久長登良男）

これにて施政方針を終わります。

日程第33 議案第6号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

日程第34 議案第9号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第35 議案第27号 令和5年度曾於市一般会計予算について

日程第36 議案第28号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第37 議案第29号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第38 議案第30号 令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について

日程第39 議案第31号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第40 議案第32号 令和5年度曾於市水道事業会計予算について

日程第41 議案第33号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第33、議案第6号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてから、日程第41、議案第33号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの、以上9件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第33、議案第6号から日程第41、議案第33号まで一括して説明をいたします。

日程第33、議案第6号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

消防団員の処遇改善と団員確保を図るため、令和4年4月1日付で出動報酬の創設及び費用弁償並びにその支給方法等を改める改正を行ったところでありますが、多岐にわたる消防団員の職務の内容と職務に対する出動報酬の額を明確にし、さらなる処遇改善を図るため改正するものです。

次に、日程第34、議案第9号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるため改正するものです。

次に、日程第35、議案第27号、令和5年度曾於市一般会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の4ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を262億7,000万円と定めるものであります。

第2条は、継続費について、10ページの第2表のとおり、総額と年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為について、11ページの第3表のとおり、期間及び限度額を設定するものであります。

第4条は、地方債について、12ページから14ページまでの第4表のとおり、限度額を27億6,370万円とするものであります。

第5条は、一時借入金の最高額を20億円と定めるものであり、第6条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

前段は、国の予算及び地方財政対策、本市の予算編成の基本方針について述べておりますので御覧頂きたいと思っております。

2ページの20行目からの予算の内容について説明をいたします。

予算規模は、令和4年度当初予算に対して2億8,022万4,000円、1.1%増の262億7,000万円となりました。

まず、歳入については、市税は個人市民税の所得割額、固定資産税の家屋の増により、3.2%増の32億9,630万7,000円を計上し、地方交付税の普通交付税は、前年度実績等を考慮して算定し、0.2%減の77億4,836万5,000円計上しました。国庫支出金は、新型コロナウイルス接種事業負担金や地方創生臨時交付金等の減により、5.2%減の28億390万7,000円を計上し、県支出金は産地パワーアップ事業費補助金

や畜産クラスター事業費補助金等の減により、11.8%減の19億1,303万3,000円を計上しました。寄附金は、思いやりふるさと寄附金を昨年と同額計上しましたが、企業版ふるさと納税寄附金の増による3.9%増の18億8,100万3,000円を計上しました。繰入金は、ふるさと開発基金繰入金やまちづくり基金繰入金等の増により、5.8%増の34億5,112万6,000円を計上し、市債については、学校給食センター施設整備事業等の増により9.5%増の27億6,370万円を計上しました。

次に、歳出については、総務費は、庁舎整備事業費の減により8.6%減の28億2,139万2,000円、民生費は、生活保護扶助費の減により0.2%減の79億738万9,000円、衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策事業等の減により、10.7%減の12億7,941万9,000円を計上しました。農林水産業費は、ユズ加工施設整備事業費等の減により、20.8%減の22億4,115万9,000円、商工費は、思いやりふるさと寄附金推進事業等の増により1.3%増の33億1,525万3,000円、土木費は、ストック総合改善事業費等の増により、3.9%増の19億1,006万6,000円と計上しました。消防費は、消防設備整備事業等の増により9.0%増の8億7,791万9,000円、教育費は、学校給食センター施設整備事業等の増により69.6%増の29億2,324万6,000円、公債費は、元金の減により2.4%減の27億5,169万6,000円を計上しました。

このような予算規模で、健全財政の維持を基本に、市民にやさしい市政運営を行ってまいりますので、市民並びに議会の皆様方の御理解と御協力並びに御指導をお願いするものであります。

次に、日程第36、議案第28号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の16ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を55億5,245万3,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

国民健康保険制度は、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことになり、市町村と共同して運営しております。

予算編成については、国民健康保険制度の使命とその性格に鑑み、これまでの実績を基に、療養給付費、療養費、高額療養費、国民健康保険事業納付金等を推計し、これらを賄うに足りる保険税を公平かつ適正に賦課徴収することを旨としています。また、療養諸費等は、年間平均の世帯数を前年比微増の5,817世帯、被保険者数も同様に9,469人として見込んだところであります。予算総額は55億5,245万3,000円

となり、令和4年度当初予算に対して6,876万6,000円、約1.2%の減となりました。

次に、日程第37、議案第29号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の21ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億4,432万6,000円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

令和5年度における後期高齢者医療特別会計予算について、2年ごとに実施される保険料率の改定により、令和4年度から5年度の保険料率を所得割率10.88%、均等割額5万6,900円とし、年間平均の被保険者数を8,050人として保険料を見込みました。予算総額は6億4,432万6,000円となり、令和4年度の当初予算に対して663万3,000円、1.0%の減となりました。

次に、日程第38、議案第30号、令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の25ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を59億5,939万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めたものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

令和5年度も、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくことができるよう、引き続きサービスが必要となった際の介護給付や予防給付と地域支援事業を展開してまいります。予算総額は、令和4年度当初予算とほぼ同額の59億5,939万6,000円となりました。

次に、日程第39、議案第31号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の30ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6,727万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

令和4年度から市町村設置型による浄化槽の新設を終了し、設置後10年を経過した浄化槽について、設置年度の古いものから順次所有者へ無償譲渡を行っているところです。令和5年度も引き続き、10年経過した浄化槽について無償譲渡を行う計

画です。予算総額は6,727万6,000円となり、令和4年度当初予算に対して109万8,000円、1.6%の減となりました。

次に、日程第40、議案第32号、令和5年度曾於市水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の34ページ及び当初予算提案理由書の13ページをお開きください。

令和5年度予算は、令和3年度実績及び令和4年度実績見込みを基に編成をいたしました。施設整備は水源施設、管路の更新が主なものです。

第2条における業務の予定量は、給水戸数1万5,008戸で、年間総給水量は327万2,067トン、1日平均給水量は8,940トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的支出につきまして、提案理由書により記載しておりますので御覧頂きたいと思っております。

第9条は、流用についての定めであり、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金6,657万2,000円であります。

第13条は、棚卸資産購入限度額を90万5,000円と定めるものであります。

次に、日程第41、議案第33号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の39ページ及び当初予算提案理由書の16ページをお開きください。

令和5年度は、施設の維持管理及び下水道加入促進に取り組んでまいります。

第2条における業務の予定量は、接続戸数1,790戸で年間総排水量は37万2,783トン、1日の平均排水量は1,053トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書により記載しておりますので御覧頂きたいと思っております。

第7条は、企業債でありまして、限度額を6,590万円とするものであり、第8条は、一時借入金の限度額を1億9,506万円と定めるものであります。

第9条は、流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金1億2,916万円であります。

以上で、日程第33、議案第6号から日程第41、議案第33号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月1日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時07分

令和5年第1回曾於市議會定例会

令和5年3月1日

(第2日目)

令和5年第1回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月1日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員

通告第2 上村 龍生 議員

通告第3 重久 昌樹 議員

通告第4 迫 杉雄 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優樹	3番	瀬戸口 恵理
4番	矢上 弘幸	5番	片田 洋志	6番	重久 昌樹
7番	鈴木 栄一	8番	上村 龍生	9番	岩水 豊
10番	澁合 昌昭	11番	今鶴 治信	12番	九日 克典
13番	土屋 健一	14番	原田 賢一郎	15番	山田 義盛
16番	大川内 富男	17番	渡辺 利治	18番	迫 杉雄
19番	徳峰 一成	20番	久長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 総務係長 梅木 康 主任 富永 大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千力
総 務 課 長	今村 浩次	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	安藤 誠	農 政 課 長	竹田 正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明
企 画 政 策 課 長	外山 直英	畜 産 課 長	野村 伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
こ だ も 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 介 護 課 長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

マスクを外して質問を申し上げます。

私は日本共産党を代表して大きくは3項目にわたり質問いたします。

最初に、物価高が続く中、市は市民に期待感が持てる支援策を、について。

私は昨年の12月議会で、市民の暮らしを守る立場で五位塚市政の物価高対策を取り上げました。市長から踏み込んだ答弁は弱く、新年度予算での対応を見守ることにいたしました。市内では昨年12月以降も物価高が収まりません。このため、改めて次の4点にわたり質問をいたします。

質問の1、この1年半の市内の野菜、魚、肉類、乳製品、果物、ドリンク、調味料、酒類、紙類、衣料、電化製品、ガソリン、A重油、灯油、電気、ガス、肥料、飼料、建築資材の以上19品目についてどれほど物価上昇が市内では見られたかお聞きしたい。

2、こうした諸物価の高騰で、市民の所得はどれほど目減りしていると推定ができるかお聞きしたい。

3、このことに関連して、いわゆる低年金生活者の市民の暮らしの実態について以下の4つに区分して、それぞれ的人数をお聞きしたい。1つは50万円未満の方、1つは50万円以上から60万円未満の方、1つは60万円以上70万円未満の方、1つは70万円以上80万円未満の方。なぜこうした区分をしたかといいますと、概ね70万円以下は数字だけでは生活保護の自給対象者ともなり得るからでございます。以上の4区分であります。

④物価高から市民の暮らしを守るため、令和5年度当初予算をはじめ、今後の具体的な支援策をお聞きしたい。

次の質問、高すぎる国保税、介護保険料について。高すぎると申しあげましたのは実際高い、また、市民の受け止め方も高すぎるといった受け止め方が圧倒的に多いからでございます。

質問の1、国保税について、令和5年度から資産割が廃止となり、一方で均等割、平等割及び所得割が引き上げられた結果、加入全世帯の中で増税となるのは何世帯で、加入者は全体の中で何%となるかお聞きしたい。

2、介護保険料について令和4年度から平均で15%を超える大幅値上げが行われました。昨年12月議会では新たな剰余金が1億数千万以上生じている点が明らかになりました。令和4年度から5年度の繰越金、基金繰り戻し、予備費への追加、あるいは基金の追加積み立てなどを含む、介護保険の直近の財政状況をお聞きしたい。併せて、令和4年度及び5年度の介護給付費の伸びについても併せてお聞きしたい。

次の質問、ほかの市町村を超える、ほかの市町村を超えるとあえて冒頭に枕詞を申しあげました。市町村を超える人口増対策についてであります。

合併後、曾於市は1万人以上の人口減少が見られます。このため、産業をはじめ各分野の、曾於市の活性化や発展にとって大きなマイナス要因、阻害要因となっております。

質問の1、毎年の産業生産額の中で製造業について、合併時の平成17年度と直近の年度の生産額についてそれぞれお聞きしたい。

2、関連して平成17年度と令和4年度、4年度の資料がなければそれに近い直近の年度における市内の企業数と従業員の総数についてお聞きしたい。さらに、その中で市と立地協定を結んでいる企業数についてお聞きしたい。さらに、立地協定を結んでいない理由や事情についてお聞きしたい。ほとんどが立地協定を結んでいないからであります。

質問の3、農業生産額の中の、いわゆる耕種部門、園芸部門は、平成17年度合併時は103億円、その後担当課長からいただいた資料では17年度は85億8,000万円、令和4年度は64億円と、この間いずれにいたしましても大きな減少が見られます。その主な要因と今後の対策をお聞きしたい。

4、関連して令和4年度の東部畑かん対象農地における各作物の栽培面積をお聞きしたい。併せて、対象農地における水利用、ほとんど進んでおりませんが、水利用の現状をお聞きしたい。

質問の5、現在、旧活性化住宅を含む地域振興住宅に入居する世帯の数、総人数、高校生以下のいわゆる子供の人数を大隅南小を含めて小学校ごと、それぞれ報告されたい。併せて、これらの総人数を報告してください。

質問の6、合併後市が取り組んだ宅地分譲事業についてお聞きしたい。併せて、

現在の入居世帯数と総人数、高校生以下の子供の人数についてもそれぞれお聞きしたい。さらに、これらの総人数もお聞きしたい。

最後に、質問の7、本日の一般質問の中心テーマである、今後市のほかの市町村を超える、ほかの市町村を超えるというのが大事であります。どの市町村も人口増対策にはこの間一生懸命であるからではございます。市町村を超える人口増対策をお聞きいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1、物価高、期待感が持てる支援策の①この1年半の市内の物価動向についてお答えいたします。

前回に続き、1年半の市内の物価動向につきまして、各事業所からの聞き取りにより確認をいたしました。

品目によりまして上昇の値は様々ですが、平均で報告させていただきます。

食料品の野菜は4%上昇、魚類は34%上昇、肉類は10%上昇、乳製品は9%上昇、果物は27%上昇、ドリンクは27%上昇、調味料は15%上昇、酒類は8%上昇、生活雑貨用品の紙類は38%上昇、衣類は25%上昇、電化製品は10%上昇、燃料のガソリンは3%上昇、A重油は5%上昇、灯油は5%上昇、電気は9%上昇、ガスは15%上昇、農業関係の肥料では、6月から10月に使用されます秋肥は56%上昇、11月から5月に使用されます春肥は46%上昇、畜産の飼料は22%上昇、建築資材は21%上昇となっているようであります。

1の②諸物価の高騰で、市民の所得はどれほど目減りしていると推定できるかについてお答えをいたします。

現時点での物価の高騰による所得の推定は行っておりませんが、令和5年度当初予算編成時点では直近3年の当初賦課と比較して、総所得金額で約1億1,000万円の減少と推定しているところです。

1の③低年金受給者の市民の現状についてお答えをいたします。

令和4年度課税時点における公的年金の収入額別の人数は、年金収入額が、50万円以下が1,174人、50万円以上60万未満が594人、60万円以上70万未満が800人、70万円以上80万未満が1,730人となっております。

1の④物価高から市民の暮らしを守るため、今後の具体的な支援策についてお答えをいたします。

未だ長引く新型コロナウイルスの感染症の影響に加え、燃料高騰や物価高による影響を受けている状況であります。今後も国からの交付金等を活用させていただき、

配布型商品券や事業継続のための支援など、状況に応じた支援策を協議してまいります。

2、高すぎる国保税、介護保険料を問うの①国保税について、令和5年度から資産割課税が廃止となり、増税となるのは何世帯で全体の何%になるかについてお答えをいたします。

令和5年度当初予算により試算した結果、国民健康保険加入世帯5,816世帯中3,549世帯が増税となり、全体の約61%となります。

2の②介護保険の令和4年度末の5年度への繰越金を含む財政と、令和4年度及び令和5年度の給付費の伸びについてお答えをいたします。

令和4年度末の5年度への繰越金を含む年度末の決算見込みにつきましては、歳入は約62億900万円、歳出は約55億6,300万円となり、繰越額は約6億4,600万円となる見込みです。この繰越額は、国庫支出金をはじめとする交付金等の令和5年度における償還金を含んでいるため、償還見込額約4億9,700万円を差し引くと、繰越額は約1億4,900万円となる見込みです。

次に、令和4年度の給付費の伸びにつきましては、令和4年12月サービス提供分までにおける昨年度の同月までの給付費等と比較して、0.98となっております。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類への移行、令和5年度における地域密着型サービスの整備計画及び第1号被保険者数の推移見込みにより、約6.4%の伸び率を見込んでおります。

3、他市町村を超える人口増対策をの①製造業における平成17年度と直近の年度の生産額についてお答えをいたします。

平成17年度については工業統計調査、直近の年度については、令和3年度の経済センサスの統計書の数値にて報告をいたします。

なお、いずれの調査においても、生産額を確認できる数値がありませんでしたので、生産額の基礎となります製造品の出荷額で報告させていただきます。

平成17年度につきましては842億9,100万円であります。令和3年度につきましては856億8,863万円であります。

3の②平成17年度と令和4年度、あるいは直近年度における市内の企業数と従業員総数、その中の立地協定を結んでいる企業数、立地協定を結んでいない理由についてお答えをいたします。

総務省による企業統計調査で申し上げますと、平成17年の調査は行われていないため平成18年の調査結果になりますが、市内事業所数は1,775件で従業者数は1万4,248人です。次に、令和4年度の直近の数値ですと、令和3年の経済センサスの数値となりますが、市内事業者数は1,285件で従業者数は1万1,613人であり

ます。市と立地協定を結んでいる企業数については、合併以降20社となります。

立地協定を結んでいない理由や実情については、業種により補助対象とならない場合や企業単独で事業を進める場合などが理由と考えられます。

3の③耕種部門の平成17年から令和4年の減少についての主な要因と今後の対策についてお答えをいたします。

平成17年と令和4年の主な作付面積で比較いたしますと、水稻が724ha、タバコが126ha、野菜類が91ha減少しております。

生産額で主な作物の減少は、水稻で3億1,000万円、タバコは6億6,000万円、お茶が6億6,000万円、野菜類が4億2,000万円となっております。

一方、総農家数は2005年農林業センサスでは5,903人、2020年は2,845人で3,058人減少しております。

要因といたしましては、水稻やタバコの栽培面積が減少したこと、高齢化による農家数が減少したことが要因と推測されます。

今後の対策といたしましては、後継者や担い手の確保、基幹的な作物の維持拡大、耕作条件の整備が必要であると考えます。

3の④東部畑かん対象農地における各作物の栽培面積と水利用の現状についてお答えをいたします。

曾於東部畑かん地区内における作物ごとの面積は飼料作物715ha、甘藷336ha、茶90ha、柚子50ha、大根40ha、ごぼう26ha、大麦若葉18haが主な作物となっております。

曾於東部土地改良区内の曾於市の受益面積は920haで、令和4年12月時点での給水開始面積は239haとなっており、利用率は約26%となっております。

3の⑤振興住宅、活性化住宅を含む入居する世帯数、世帯人数、高校生以下の子ども的人数を小学校区ごとに、合わせてこれらの人数についてお答えをいたします。

小学校区ごとに校区名、世帯数、世帯人数、高校生以下の子ども的人数の順で報告をいたします。

末吉地区。末吉小学校1世帯3人中ゼロ人、柳迫小学校31世帯136人中74人、深川小学校23世帯90人中41人、諏訪小学校15世帯59人中27人、櫛小学校16世帯59人中30人、高岡小学校5世帯18人中8人、岩北小学校5世帯13人中3人、岩南小学校5世帯10人中ゼロ人、光神小学校4世帯12人中4人。

大隅地区。岩川小学校9世帯17人中2人、菅牟田小学校6世帯28人中16人、笠木小学校8世帯36人中21人、大隅北小学校16世帯59人中22人、恒吉小学校6世帯24人中10人、月野小学校22世帯96人中55人、旧大隅南小学校1世帯4人中2人。

財部地区。財部小学校14世帯33人中14人、財部南小学校17世帯58人中27人、財部

北小学校 9 世帯26人中12人、中谷小学校10世帯39人中18人。

地域振興住宅及び市有住宅は238戸で、その住宅に入居する世帯数は223世帯で世帯人数は820人です。そのうち、高校生以下の子ども的人数は386人です。

3の⑥合併後、取り組んだ宅地分譲についてお答えをいたします。

これまでに財部地区 2 か所、末吉地区 1 か所、大隅地区 2 か所、計 5 か所実施しております。令和 5 年 2 月末時点で、財部地区は入居世帯数37世帯の136人で、子どもの人数は59人です。末吉地区は入居世帯数 7 世帯の23人で、子どもの人数は 9 人です。大隅地区は入居世帯数 1 世帯の 5 人、子どもの人数は 2 人です。

全体の合計は世帯数45世帯164人、高校生以下の子ども的人数70人となります。

3の⑦今後の市の他市町村を超える人口増対策についてお答えをいたします。

曾於市が他の市町村を超えるような取組として挙げられるものに宅地分譲があると考えます。今年度販売を開始しました、さくら並木ニュータウンは、都城市に近いという立地条件や土地代を安く設定したことなどから、24区画中22区画販売済みであり、住宅ニーズの高さを感じております。

今後も様々な取組を通じ、人口増対策を行ってまいります。曾於市は都城市や霧島市など大きな街が隣接する特性を生かし、ベッドタウンとしての人口増を目指すことも大きな 1 つの施策だと認識しております。

以上です。

○19 番（徳峰一成議員）

2 回目の質問に移ります。

まず初めに、物価高が続く中での期待感が持てる支援策についてでございます。いろいろ質問したい点があるんですが、ただいま市長答弁にもありますように、昨年来、または昨年12月の一般質問以降もほとんどの品が物価が上がり続けております。飼料や肥料、飼料も数字が少ないように感じますが、わずか1年数箇月の間に5割前後も値上がりが続いております。異常ともいえる物価高でございます。これは食料品をはじめとして、私も議員になって44年ですが、もう初めてのこれは経験でございます。それほどすごい物価高の状況であり、市民の皆さん、年齢やあるいは性別、そして職業を超えてどなたもが今物価高に非常に不自由、あるいは仕事での御苦労があります。

昨年の11月か12月に政府の内閣府が、今政府に国民は何を求めるか毎年行っているんですが、アンケート調査を全国的に行いましたが、実に国民の3人に2人、去年の12月段階で3人に2人が物価高対策を挙げております。ちなみに一昨年は32.3%でございました。私も仕事柄議員という、毎日市民と対話を行っておりますけれども、これは曾於市でも全く例外ではございません。その時々において、今市

民が何を求めているか、行政に。何を望んでいるかを正確につかみながら、それを素早く対応するのが市の、そして市長の大きな役割仕事の1つだと言えます。その点での今回も物価高対策でございます。

いろいろ質問したいんですが、1つは昨年の12月の一般質問の答弁では、市長答弁は支援策を今後協議してまいりますといった1回目の答弁であります。今回の答弁と、どなたが文書、作文を書いたか分かりませんが、全く同じニュアンスの答弁でございます。本当に協議をされたのかどうか。ただいまの1回目の答弁、あるいは新年度予算を見た限りに、本当に協議をされたのか私には感じられません。本当に協議をされたんですか。まず、そこからお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

昨年の12月議会でも質問がありました。また、今回も質問がありました。この数字を出すというのは非常に難しい数字だというふうに思っております。一般的な状況しか出せません。この物価高というのは私たちの曾於市だけの問題ではありません。もう本当に全国の状況でありまして、それに対して、具体的にどのような形すべきかというのは協議をいたしましたけど、やはり国がコロナ対策で支援をされましたように、これをやはり国が出してもらえば具体的にまた、商品券という形をしたいなというのは思っております。そのような形の協議はいたしました。

○19番（徳峰一成議員）

残念ながら、もっと厳しく言って情けない答弁ですね。曾於市長は曾於市民の生活を守る、行政のやはり責任者であります。

昨年の12月議会でも、あるいは今年の3月の新年度向けでも、全国的には多くの鹿児島、宮崎県を含めて市町村がそれなりの物価対策を行っております。これはもう調べたらすぐ分かること。私も調べております、都城市を含めて、霧島市も含めて。本当に協議したのかどうか非常に疑問であります。

なぜかと言いますと、先日の本会議での令和5年度の市長の施政方針。施政方針の中にもウクライナやあるいはコロナ文言は入っておりますが、物価高に対する文言が一字も一言も一行も入っていないんです。施政方針とはもともと今の曾於市の情勢をどのように見るか。その下で具体的に各分野の施策を、発表を昔からされております。もちろん五位塚市政も。その情勢分析において、物価問題が全く所信表明に顔を出していないんです。協議をしたんだったら、ここに一行でも二行でも入るべきじゃないですか。なぜ施政方針に入れなかったんですか。この点をお聞きたい。

○市長（五位塚剛）

物価高の問題は、先ほども言いましたように私たちの曾於市だけの問題じゃあり

ません。やはりこれは国がリーダーシップを取ってやっていただきたいというふう
に要望もしております。

物価高の問題を市政方針に入れなかった理由というのは、いろんな考え方あるで
しょうけど、具体的に入れなかったのは現状でございます。

○19番（徳峰一成議員）

答弁になってないんですよ。その市長を支えるのがお2人の副市長なんですよ。
だから、施政方針をやはり一番大事な、言わば羅針盤でありますので、令和5年度
の。示すに当たっては副市長とももちろん協議されたと思います。副市長が意見を上
げなければいけないですよ。市長、もう物価問題が一番切羽詰まっているって。物
価問題もやっぱり一言、二言入れるべきじゃないですかって。残念なことですね、
この点は。ですから、新年度予算にも期待感が持てる施策が出されてないんですよ。
もうこれ以上は、具体的に出されていないから質疑のしようがないんです。6月議
会を待ちたいと思いますけれども、市長答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

今後、国がどういうふう支援をしていくのか、それを見守りながら。また、曾
於市独自のものができるのか、検討はさせていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

くどいようですけども、この12月の一般質問の答弁、今回の一般質問の答弁で
も国の交付金等をうんぬんしながら対応していきたいという、そうした答弁であり
ます。これを否定するわけじゃないんですけども、今、一言言いましたように、
国の交付金も補助金も活用しながら、一方で、どうしても市長なら市単独の、やは
り予算措置を行うべきであると思うんです。これは恐らく旧大隅、財部町もそうで
あると思うんですが。旧末吉町でも、田崎町長そして池田町長以来、やはり市長に
おいて市単独の施策を行っているんです、内容、金額はともあれ。その点がやはり
市民に通じる、あるいは期待感が市民から持てるやはり施策じゃないでしょうか。
それが我が曾於市の、しっかり市民に足場を踏まえた施策となると思うんですね。

ですから、市単独の予算措置を含めて行っていただきたい。答弁よろしいです。
重ねて6月議会でも質問をいたします。

次の大きな質問の2点目、高すぎる国民健康保険税と介護保険料についてござ
います。

1回目の質問でも言いましたけれども、高すぎるとあえて言ったのは、実際国民
健康保険税も介護保険料も高い、所得や収入比べても大変今割高となっており、特
に介護保険料は割高が増えてきております。これはデータの的にも昨年の一般質問で
の市長答弁にもありました。1年間の所得収入の1割を超える介護保険料を払って

おられる方が500名から700、800名おられます。また、私も仕事柄、毎日市民と接し、そして暮らしの実態を私的に聞いておりますが、実際2月に数十名とお話しした中でも、間違いなく、例外なく、介護保険料は特に国民健康保険よりも、負担割合が例外なく高くなっております。そうした中で、やはり一般質問として取り上げざるを得ません。

まず、国民健康保険税でございます。国民健康保険は新年度令和5年度で加入者が9,469人、そして予算総額が55億5,000万円であります。質問の第1点は、現在、市の独立会計から鹿児島県連合に、これは全国的にそうではありますが、市町村の単位から県と連合へ一応一本化する、統一化する流れがこれまであり、今後も続く見通しとあります。

その流れの1つとして市長答弁にもありましたが、新年度から税金、国民健康保険を計算する4方式、戸数割、人数、所得、最後に資産、この資産割が廃止されました、この4月1日から。そして今後もそうした統一化の流れがさらに強まるんだろうとっております。

端的に、まず冒頭にお聞きいたしますが、こうした市町村独立会計から県への統一というのは我が曾於市にとって、特に加入しておられる市民にとっては長期的に見てプラスとなりますか、それともマイナスと考えられますか。市長は責任者としてどのようにこれを受け止めておられますか。まずその点からお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

国保税の課税の仕方は4方式、また旧有明町なんかはもう3方式で進めておられました。鹿児島県全体としてはもうほとんどのところが3方式になっております。全国的にもそうであります。資産割をなくして、その分をほかの均等割を含めた人数割のほうに予算を回さなきゃならないというのが今の制度上の問題であります。そのほうがいいのか、悪いかというのは、今の段階では私はどちらがいいかというのは言えないところであります。4方式を残してもらえたら、私はそのほうがよかったというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問は資産割がどうかということではなくて、最終的に県の統一に国民健康保険会計が一本化されますけれども、その一本化について曾於市あるいは市民にとってはプラスとなるか、あるいはマイナスとなる心配があるか、どちらとお考えかというそういった質問であります。

○市長（五位塚剛）

3方式になって県全体としてなっております。県全体として国との関係でいろいろな意味で交渉ができます。私もこの国保の役員に入っております、もろもろの

御意見を申し上げました。そして、今の実態を見るならば、どこの市町村も国保税に一般会計から支援をしないとやっていけない実情があるということで、国はもっと責任を持ってやるべきじゃないかという意見を申し上げました。そういう意味では今後どうなっていくか私も分からないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

冒頭、申し上げる予定でありましたけれども、本日私の国民健康保険、介護保険料についての質問の狙いといいますか目的は、いずれも非常に加入者が多い、予算額も大きい、また実態として負担割合が高い、そうした中で、国民健康保険あるいは介護保険についても曾於市の行政のトップ、責任者として、やはり私はそれぞれの問題について、曾於市として、あるいは市長として一つの理念といいますか、もっと記者っぽく言いますと一つのこれらについての哲学を持つべきだと思うんです。数字の計算だけだと厳しい。だから、やむなく値上げをせざるを得ないということに、これはどこの市町村長もなると思うんです。担当課長はそれでもいいとして、やはり副市長、市長は一つの理念、哲学を持って、こうした大きな問題になればなるほどやはり対応すべきじゃないか。その哲学を聞きたい、理念を聞きたいというのが今日の私の質問であります。

理念、哲学がやはり納得できれば、値上げも私は賛成であります。理念、哲学がないまま、数字で厳しいから値上げするのは、これまでもだったけど、反対せざるを得ないんです。ですから、国民健康保険も今後統一化があります。もう統一化は曾於市だけが、私自身は今現在、統一して曾於市にとってはプラスマイナス、マイナスとなります。これ時間の関係で理由は申し上げませんが。しかし、だからといって私が市長でも、やはり統一化と一緒に肩を組んでいかざるを得ないんです。

その場合に、市長としてやはり市民の立場から1つの理念、哲学を持って対応していく。積極的に対応していく。ほかの同じ気持ちの市町村長にも呼びかけながら共同して県でも話をする、あるいは国にも意見を申し上げる。そうした理念、哲学に基づく姿勢がほしいんです。そうしたら、私はそうしたやり方だったらもちろん賛成いたします。

ですから、国民健康保険税についても、現状ではどう考えても曾於市民にとってはこれはマイナスです。1例を挙げると、市長も挙げられましたけれども、一般会計からの繰り入れもできなくなります。一般会計からの繰り入れは、課長御承知のように今鹿児島県内でも十前後、十近い市町村が、担当課長、やっていますよね。そして、最も大きいのが曾於市なんです。つまり1つの理念があるからです。五位塚市長も、議員時代から私と一緒にあって、一般会計から繰り入れやりなさいって。

やらなかったから、予算決算一緒になって反対いたしましたよ。そして、池田市政になってから、どんどん一般会計から池田市長の場合も2億円を超える繰り入れもありました。そして今も続けております。ほかの市町村とは関係なく。これができなくなる。だから、これを何とか統一の中で組み込めないかというのを研究していく。ほかの市町村にも呼びかける。そして、もっと大きな問題は、最終的に一本化すれば国民健康保険の税率を統一しなければなりません。得をするのは高いところの自治体、国保税が。損をするのは国保税が安いところの市町村は損をしますよ、損得勘定で言いますと。

ですから、今の段階でどのようにその点で、合意のための努力、理念、哲学を各市町村に訴えるか。あるいは、志を同じくする市町村と連携して行動するか。そして、国にも働きかけるか。その姿勢がほしいんです、理念、哲学が。その点でまだ三役、この問題、協議されていないでしょうか。そうした、今後の最も大きな課題である、国保税の一本化のための税率の統一。最大のこれは今後の課題であります。これをやはり積極的に主体性を持って対応すべきじゃないでしょうか。その点での市長の考え方、答弁をお聞きしたい。

○市長（五位塚剛）

徳峰議員と哲学的な議論をするという考えはありませんけど、気持ちは一緒でございます。

この問題は曾於市の一市長が解決できる問題ではありません。やはりこの国保税を一本化する問題というのは、やはり国政の場で議論していただいて、一本化するならそれなりに国が責任を持って当たるべきだというように思います。そのことについては一市長として積極的に発言をしてまいります。

ただ、言われるように、非常に、国保に加入する人たちが非常に少なくなってきました。これは現実でございます。それは社会保険のほうに加入したり、高齢化によって亡くなったり。当然そうなれば国保の歳入が非常に少なくなるという状況であります。ますます厳しくなるだろうと思っております。国は、考え方は一本化するほうが国の支出を抑えるという考えがあるんですけど、非常に疑問が、私も思っております。そういう意味では、積極的に一市長として各会でも提案してまいりたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

今までもこの問題、文教厚生委員会でもかなり質問したし議論しておりますが、ただいまそうした曾於市の言わば独自のといいますか、問題提起を含めたのが、県の連合の作業部会を含めて、委員会に私たち議会に聞こえてこないんです。課長にはこれは無理です。どうしても限界があります、制約が。やはり副市長、市長が一

定の方向性、理念、哲学を持ってやはり指示しなければ課長は動けない。継続した。そして、志布志などを含めて同じ共有の気持ちの市町村がいっぱいあると思いますので、連携プレーを取りながら県にも国にも働きかけていく。そうした点での対応を今後は見守っていきたいと思っております。そうしたら私は単純に値上げだから反対という気持ちはないんです。数字だけの後追いの値上げはもう反対せざるを得ません。ですから、今後その対応を見てまいりたいと考えております。

これは介護保険料についても言えるんです。介護保険料は、加入者が新年度5年度で1万4,000人以上、そして予算額が国民健康保険よりも大きい59億5,000万円でございます。そして、繰り返しますが、特に低所得者、低年金生活者にとっては国民健康保険税以上に負担割合が高いんです。これはもうれっきとした明らかな事実なんです。

私が2月にお話しした中の1人は、国民健康保険税の介護保険料が2倍あるいは2倍近い方もおられました、お1人住まいの方ですね。いずれにしても、そうした介護保険料でございます。その中で、昨年も一般質問で1回聞いたことがあるんですが、国民健康保険税は私たちの長年の努力の積み重ねで、この新年度令和5年度も一般会計から2億3,000万円の繰り入れが、特に曾於市は行っております。これは大いに評価いたします。ただ、介護保険料は、新年度を含めてこれまで一般会計から独自の繰り入れは、これだけいろいろ問題を抱えてありながら、1円も繰り入れたことはございません、独自の繰り入れは。やはり、理論的には全く同じ一般会計でございますし、また一般会計から繰り入れますと国からの、今現在ペナルティーが、罰則が国民健康保険には課せられています。これは曾於市にはなくて、県のほうに罰則が、課長そうですよね、あります。ですから、その点でも介護保険料はないとも伺っておりますが、いずれにいたしましても、やはり今後は市長、介護保険についても金額はともあれ、必要とあらば、一般会計からの繰り入れを真剣に検討すべきではないでしょうか。新年度に繰り入れるべきということは言っておりません。今後必要に応じて、やはり繰り入れるべきじゃないでしょうか。その点での市長の考え方をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今の介護保険制度から言って、この保険料というのは加入者の被保険者、そのまた市町村、県、国の負担で割合を決めているのは、これ法律で決まっているんです。ですから、そこで全国の自治体で、その割合のほかに別途にしているところは基本的にはありません。だから、ペナルティーというのもないわけです。私は今の段階では、市が出すべきものはちゃんと計算して出しておりますので、そのような形で今のところは進めていきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

何回もくどくどと聞きたくはないんですけども、質問したくはないんですけども、国の割合は決まっているってそれが全てじゃないんです。介護保険料というのは国民健康保険と同じように市の独立会計なんです。ですから、曾於市も志布志も鹿屋も介護保険料は違うんです。一律じゃないんです。それが高期高齢医療保険との大きな違いなんです。

ですから、理論的には一般会計から繰り入れることはできるんです。できないというそうした制度を含めたペナルティーはないんです。やるかどうか。先鞭をつけて、曾於市が。これは市長のひとえに決定にかかっていると私は思っております。ですから提案も含めて、これは検討する余地があるんじゃないかと申し上げているんです。

今後ますます介護保険は厳しくなります、現状では。これは後ほどちょっと申し上げますけれども。ですから、理論的には可能でありますので、検討すべきだと思います。再度答弁をいただきたい。

○市長（五位塚剛）

全国の市町村、皆さん、この制度の一本の中で運営をしております。ですから、制度上、市町村が負担をすべき以外に独立してできるというのがあれば私なんかもそのことを検討したいと思いますが、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

課長に一言聞きます。全国の市町村で全く一般会計での繰り入れをやっていないですか。一例もないですか。市町村はともかくとして。あるんじゃないですか。課長に答弁いただきます。

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

それでは、お答えいたします。

過去には一般会計からの法定外繰入金というのはあったようですが、今現在はちょっと確認をしておりません。

○19番（徳峰一成議員）

同僚議員の中でも、あるいは五位塚市長も、長年議員をされていて、この福祉医療関係だけではなくて産業関係を含めて、国が制度としていろんな施策を行います。しかし、国が嫌がる市単独、町単独のやり方というのは、これまでも数多く今現在を含めてありますよ。で、必要ならば特に医療福祉の分野はペナルティーを課す。だから、国民健康保険の一般会計からの繰り入れも、私は議員になった44年前当時はほとんど県内含めてなかったんです。あってもせいぜい数十万円どまりだったんです。それを議会でも、あるいは国民の運動によって一般会計から繰り入れを、本

来だったら国が頓着がないからだめなんです。国が、元に戻りますけれども、国民健康保険会計も医療費の約7%、40数年前に国はカットしたんです、7%。これが今も続いているんです。本来、最も責任を負うのは国なんです。しかし、国が頓着がないから、全国の市町村、曾於市を含めて運動の積み重ねで、一般会計からの繰り入れをペナルティーはあっても今まで言わば戦って、そして取り組んでいるんです。

介護保険もこれからなんです、運動。それをぜひ、五位塚市長も先鞭をつけてやっていただい。金額はともあれということは、私はもう昨年言っています。大いに拍手したい、その場合は。ほかの市町村も本当悩んでおられると思うんです。

関連いたしまして、一昨年の12月、私は副市長室で八木副市長も同席されていたと思うんですが、担当の大休寺副市長にお会いいたしました。一昨年の12月、なぜかと言いますと、このままでは介護保険が十数%の大幅値上げが、言わば準備されていたからでございます。私の個人的な提案というのが、毎年、令和3年度もそして恐らく4年度も、国民健康保険は一般会計から2億5,000万円を繰り入れる。そうした当時流れがありましたので、この令和4年度の2億5,000万円の中で、金額は私はあえて言いませんでした。その幾らかを介護保険の一般会計から繰り入れに回して、国民健康保険はやはり一定減らしても、やはり今後の両方の2つの会計を考えてすべきじゃないかということも検討していただきたいということ、非公式に申し上げました。残念ながら、昨年の3月議会では、規定方針どおりに国民健康保険会計だけに前年と同じ2億5,000万円を繰り入れ、介護保険には1円も繰り入れないまま十数%の大幅値上げを行いました。そうした経過が副市長、あったですよ。1つ私は前向きな提案だったんです。で、この1年間を振り返れば、結果として国民健康保険の2億5,000万円は必要なかった。昨年の12月議会で1億円は必要ないということで、1億円はまた一般会計に繰り戻しております。

一方、介護保険は十数%の大幅値上げを繰り入れなくやって、そして控え目に見ても1億数千万円の剰余金が出ている。この3月議会の補正予算で介護保険は4,000万円の繰り入れをまた元に繰り戻す、さらにお金が余っているから約3,000万円を基金に積み立てる。そして、予備費も増やしていくという、そうした財源の剰余金の配分をこの3月議会で今後審議されますけれども、行っております。

自分で言うのもなんですが、なぜ私の提案が、それを叩き台として協議されなかったのか非常に残念でありますけれども、この点はぜひ、お2人の副市長も、私も前向きに何とか曾於市をよくしたい、介護保険を含めてよくしたいと真剣に考えておりますので、前向きに今後は市長と一緒に考えていただきたいと思っております。

答弁はよろしいです。

○議長（久長登良男）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

質問の最後に、3番目の、ほかの市町村を超える人口増対策について質問をいたします。

冒頭も申し上げましたが、全国の鹿児島県を含めて、どの市町村も、特に農村地域の市町村は、人口増対策、これはもう以前から必死に取り組んでおります。曾於市だけじゃもちろんございません。そうした中で、曾於市だけではないんですけども、人口減少の程度は違いがありますけれども、どの市町村も人口がおおむね、ほとんど、減少を続けております。曾於市内でも非常に、私も人生72年の中でもう60数年は曾於市に住んでおりますが、非常に農村を回ってみて、複雑というか残念な気持ちであります。ちょっと極端なことを言いますと、以前は農村でも子供の数が見えませんでした。今は大人もあるいは高齢者の方も見えない。恐らく、既に出ておりますけど、何年か後は農村の地域から人がいなくなるって。住む人たちが。これは、明治時代はともかく江戸時代でもなかったことじゃないでしょうか。この200年の中、僅かこの10年、20年、30年の中で、そうした今現在、人口減少が加速化しているんです。農村地帯では。これは非常にもう寂しい気持ちであります。ですから、そういった点も含めて、私たち議会を含めて一体となって、この人口増対策は、これまで以上にポイントを定めて行う必要があるんじゃないかと思っております。

実際人口減少が続きますと、1万人減少いたしました。例えば、産業の部門、あるいは税収入の部門、あるいは少子化、子供の数の問題、いろんな問題で悪い数字が広がっております。今後の曾於市の活性化にとっては、大きな今マイナス要因が広がっております。これは数字だけじゃなくて、肌でも、私、痛切に感じております。

その点で、例えば、曾於市の大事な産業、産業の中でも中心となる製造業、製造業も先ほど答弁がありましたけども、合併後のこの18年間に製造業の生産額は低迷という表現、私言いましたよ、実際、市長答弁でも横ばいでございます。18年間に

製造業は増えておりません。横ばいですよ。つまり労働力の人口が減少しているから、また、労働力の中でも高齢者の方々が相対比率が増えているからなんですね。憂うべき状況でございます。

その点で、企業誘致というのはなかなか難しいですけども、一つは今ある曾於市内に存在する企業、企業との行政との意思疎通を図るといいますか、いろんな意味で。どういった点で、今、課題や悩み、問題を抱えているか、要望を含めて、意思疎通を図らなければいけませんけども、残念ながら立地協定を結んでいるのが僅かに20社です、担当課長。担当課長と前もって意見交換もしたんですが、我が曾於市にどういった企業があるか。あるいはどういった点で、その企業の経営状況はどうかというのが全く、全く曾於市は系統的に把握がされてないんですよ。これは驚くべきことですよ。今の科学の時代によってですね、誘致企業を含めて、その動向について、実態把握がされてないって。12月の一般質問では、この物価の動向についても、系統的な把握がされてないということで、問題提起して、今、担当課では一生懸命その把握のための取組も行っており、ほぼ解決しつつあります。ですよ。これは課長の努力もあります。

一方において、新しく課はできましたけども、実態把握がされていない。製造関係も含めて、企業関係。立地協定ももっと増やす方向で、そして何よりも、このことを含めて実態把握を行う取組をこれから行うべきじゃないか。その点を提案を申し上げます。答弁をいただきます。

○市長（五位塚剛）

商工観光課長は新しく課長になったばかりでありまして、やることがいっぱいあります。本来ならば企画のほうが長いことやっておりましたので、企画課長が本当は答弁すればよかったんですけど、頑張っているということだけは認めていただきたいというふうに思います。

今後の曾於市内における企業との関係であります、言われるとおり、私たちもこの企業の方々の支援を引き続きやっていきたいというふうに思います。そのためには、やはり担当課が企業訪問して、いろんな困ったことがないか聞き取りもしながら、また人的な問題も支援すべきだというふうに思っております。どこの企業も新しく企業を誘致するけど、なかなか募集するけど人は集まらないというのが、どの企業も言われております。そういう意味では全体的にやっぱり若い働く層の人口が減っているという裏返しになるだろうと思っております。そういう意味でも、曾於市と企業立地協定というのは、結ぶのはそれは難しいですけど、新たに曾於市に来て事業を広げていきたいという、そういう方々については、今ある既存の企業も立地協定を結んで、規模拡大する支援を予算化して議会でも認めてもらってござい

す。そのようなことを含めて、行政としても企業との友好的な話し合いというか、そういうのは今後進めてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

担当課は一生懸命やっております。何回も意見交換して、私も好感を持って後押ししているんですけども、企画課の場合はあくまでも与えられた統計数字の調査だけであって、限界、制約はあります。

立地協定といっても、今までの単純な型にはまった立地協定だけじゃなくて、今の曾於市に合った形のいわば重層的な立地協定の在り方を含めて研究が必要であります。要するに、今の曾於市内のせっかくの企業法人の実態をつかみながら、双方向型の関係を持つべきじゃないかということでございます。

その点で、大休寺副市長の役割は、非常にこれは大きいですので、これは八木副市長ですか、お答え願いたいと考えております。

○副市長（大休寺拓夫）

先ほどもちょっと答弁にもありましたが、市内事業者が1,285事業者ということで、ここと情報交換できればいいんですが大変な数ですので、現在のところは、立地協定を結んでいる20社を主にしながら情報交換会をやっておりますので、そのあたりの輪を広げられないかどうかは、今後検討していきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

世の中が、曾於市だけでなく、いい方向にも悪い方向にも今厳しい方向でありますけども、どんどんどんどん動いておりますので、それに合った形で、やはり企業との関係も双方向型の、お互い意見を出し合って要望に応えるという、可能な限り、そういった関係を広げていくことが大事じゃないか。だから曾於市独自の、いわゆる私あえて重層型と言いましたけども、あるいは双方向型と言いましたけども、従来の立地協定に縛られない型で形をつくっていただきたい。独創的なやり方をですね。その点で問題提起だけ本日はしておきたいと思っております。担当課長、もう答弁よろしいですよ。やる気満々でありますので。

次に、農業園芸部門です。曾於市は農業の町と言いながら、あるいは、畜産の町と言いながら、一方で園芸部門が不振であります。原因も答弁がありましたけど、そのほかにもあると私は思っております。畑かん事業には、これまで膨大なお金をかけておりますが、東部と北部畑かん、今現在どれだけ一般財源を使っていますか。前もって要求してありますので。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

令和5年度の当初予算でいきますと、東部土地改良区で、2,532万6,000円。

（「建設費も含めて幾らですか」と言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

すみません。ちょっと今資料がありませんので、調べさせていただきます。

○19番（徳峰一成議員）

常に基本的な、畑かん事業は毎年億単位のお金を負担金で払っているんですよ。もう大事業ですよ。30年前から。ですから、いつも手の平に乗せとかんといかんですよ、それらについてはですね、基本の基本ですから。じゃあ、後ほどお願いします。

いずれにいたしましても膨大な、今現在、今後含めて畑かんにはお金をかけますが、その畑かん対象地を含めて、いわば有効利用されていない、あるいは難しい、むしろ生産額が減少しているというのも、やはり人口減少の過程の中で一つは捉えるべきである、一部答弁にはありますけども。

もう経験、体験的にも、例えば、合併時の十七、八年前、20年前は、大隅、財部もそうだと思うんですが、農家の働き手の中心が50代が多かったんです。ですから、甘藷だけやなくて、裏作として、ゴボウ、大根あるいはカボチャなんかを作らなければ、子供を学校に行かせることができなかつたけど、一生懸命でありましたけども、そうした方々の平均年齢が今70歳前後になっていて、体力的にもできないということで、カンショを中心とならざるを得ないというのが一つの側面であります。全てではありませんけども。労働力人口の減少がやはりあるんですね。

この解決というのは、私は毎日対話しながら意見交換しているんですよ。これはなかなか難しい。これは市長、副市長あるいは担当課長も本当御苦労があらうかと思えます。また同僚議員も農業で一生懸命の方ありますけども、大変だと思っております。その点は今日のテーマじゃありませんけども、ぜひ、今後一緒に考えていきたいと思っております。非常に難しい問題もありますけども、やはり前向きにしなければいけませんので、ここでは今日は触れません。時間の関係上。

あと人口増対策で2つ申し上げます。

一つは、やはり地域振興住宅なんです。もうこれは旧末吉町時代から活性化住宅を行ってございまして、市長答弁では、入居戸数が223戸、人数が820名。特に高校生以下の子供386名と。もうこれはすごい数ですよ。全国でも、類似団体、人口が同じ規模で、これだけ1つの単独の取組で子供を386名も住まわせているところは、恐らくほとんど農村地帯じゃ見当たらんじゃないかと。これは大変な、私は、これは取組なんですよ。この二、三年入居者がいないって。私はそれを後ろ向きに捉えるんじゃないかって、なぜ、今日の財産が今尻つぼみになっているか。そこを研究するのが私大事だと思うんですよ。これまでの財産を活用しながら、取組の。ほかの市町村はやってないからまねができないんですよ。それをいかにして、今後につな

げていくか、創造的な発想でもって研究しながらやっていく。これはできないことやないと思うんですよ。取組の研究によってですね。

この中心となるのが、私は大休寺副市長だと思っておりますよ。本当そうですよ。ぜひ、一定の明るい希望を、一気にいけないでも、論議されて再構築をしていただきたい。これはできると思うんです。これまでの取組のいろんな試練がありますので、これまでも順風満帆じゃなかったんですよ。しかし乗り越えてきた。到達点がありますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。私なんかも一緒に考えていきたいと思っておりますので、まず、市長と副市長、2人の答弁を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

この地域振興住宅、旧末吉町は活性化住宅と言っておりました。この活性化住宅は、私が議員のときに提案をして、田崎町長時代からスタートいたしました。所得制限なしの住宅ということで、農村部の生徒数を増やすという目的でありまして、深川小学校か、近辺からスタートいたしました。その積み重ねで、私自身もこの住宅に入ってもらう方をいろいろ探しまして、ここまで来ました。ただ、現実、今なりまして、非常にこの地域振興住宅を造るのに莫大な費用が掛かってきております。同時に今これに入る方々が非常に少なくなってきました。一方では、長年、十数年住んで出ていかれる方がまた相当増えてきております。そうなったときに、申込みはあるけど、結局、活性化住宅、地域振興住宅が空いているから、そちらのほうに入ってくれということは今行政のほうに勧めているようであります。やむなく入る方もおりますけど、やはり私はせつかくなら新築に入れさせたほうがいいんだろうと思っておりますが、市の財政上、そういう対策もしなきゃなりません。非常に難しい問題もあります。その1棟を建てるお金に、その部分を曾於市に來られて曾於市に住むという、そういう人たちに支援をしたほうがいいんじゃないかというのが私たち担当課を含めて議論した大きな解決策であります。全て予算を削ることはしませんけど、当面の状況を見るならば、もうこの地域振興住宅を造るといのはなくなる可能性もあります。そのためには、徳峰議員を中心として、議員の皆さんたちが本当に人を曾於市に來てもらうように努力してもらえば、また可能性は出てきます。私たち行政のほうでも相当努力はしております。別な対策も検討してまいりたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

地域振興住宅につきましては、平成17年から、今17年を経過をしております。当然担当課のほうでも、ここ5年議論をしてまいりました。検証をしながら、どうあるべきかということで、一番の課題は、今、市長が申し上げられたとおりに、空き

家が出てきているという。せっかく造っても空き家が出るという状況。2,500万円から3,000万円ぐらいかけて1棟建てますけれども、非常にそこが課題であるということなのです。

実際申請時のときには、定住をするあるいは買い取るという申請で来られますので、我々はそこを審査をしながら選んでおります。しかしながら、それぞれの家庭の事情によりまして、早い場合は1年で転居をされるとかですね、仕事の関係上、いろいろ個々にあるようですけれども、それも仕方ありませんので、そういう関係で、今も空き家が6棟とかそういう現状が出てきております。新しい住宅を造りながら空き家が増えると、これは非常に大きな問題がありますので、そこを転換をしていこうということで、令和5年度には新しい施策を当初予算のほうに入れております。宅地分譲も一緒なんですけれども、住宅を建てていただければ、当然そこに家が建ち、固定資産税も入ります。定住もしていただけます。そういう方向への拡充、あるいは、一番、建設課、まちづくり課で問題になっております空き家対策。空き家を利用して定住に結びつけるという、そういう予算も入れてございますので、そちらも進めていきたいと思っております。

地域振興住宅については、市長の考えもございまして、今回は3戸ということでさせていただいております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

地域振興住宅は、私も個人的には何回も本会で取り上げてきたんですけども、池田市長になってからも、途中は、最初に対応は弱かったんですけども、多い年は五位塚市長以上に、1年間に2億円、市単独予算2億円以上もつぎ込んで行った、そうした年もあります。大体1世帯1戸当たり1千数百万円掛かりますけれども、しかし、この400名近い子供がいるというのは、どのような今後施策を行っても、できっこないんですよ。やはり人口増対策には大きな柱を据えて、空き家対策を含めて、宅地分譲を含めてやるべきじゃないか。これは基本的に私の考えです。ですから、そう単純化しないで考えるべきじゃないかと思っております。

例え1戸当たりの宅地面積を思い切って、農村地域でありますが増やすことを含めて、増やすことを含めて、いろんな検討の研究の余地があるんじゃないかと私は思っております。この地域振興住宅がもし今後尻つぼみになくなりますと、5年後、10年後、15年後の曾於市は、農村地域はどうなるか。展望がなかなか見えにくいという点があります。

空き家問題は私も今勉強中であります。相談も受けております。いろいろなネットワークがありますよ。しかし、これを改善するとしても、とても地域振興住宅みたいに

ダイナミックな取組は難しい。ほかの市町村もやっております。同様であります。一応、今後の課題として申し上げます。

最後に分譲地。分譲地は、合併後、これまで財部が2地区、末吉が1地区、大隅が2地区、その中で3つの地区は成功いたしております。答弁にありましたように、入っている方々が164名、子供の数が70名。地域振興住宅の子供の数の380名の5分の1でありますけども、それにしても、やはり、これは進めなければいけないと。

所信表明でも毎年強調はされておりますが、私から見たら非常にまだ取組が弱過ぎます。例えば、本年度、令和5年度を含めて、まだ計画の俎上に上ってないでしょう。新しいのを財部の次にどこを行うかって。だから、これはもっと大胆な政策が分譲地は必要じゃないでしょうか。企画を中心として、あるいは、まちづくり課を中心として、幾つかの施策をやっている。それはそれで努力して、さらに伸ばしたらいいと思うんですけども、しかし人口増の明確な目に見えるといいますか、期待感が持てるのはやはり地域振興住宅であり、もう一つはやや劣りますけども、分譲地政策だと思うんです。これを柱として進めるためには、もっと分譲地政策を大胆に、お金が掛かっても進めるべきじゃないか。失敗しない地域にですね。失敗しない地域に。この点で、まだ計画が弱い。その点での市長の考え方を聞かせていただきたい。

○市長（五位塚剛）

宅地分譲事業については、積極的にやりたいというふうに思っております。財部のさくらニュータウンの建設をしましたけど、その隣が農地がありましたので、そこを分けてもらうようにいろいろと協議をいたしましたけど、残念ながら分けてもらえませんでした。ここを分けてもらえれば、確実にすぐにまた20棟近く増えるんですけど、できませんでしたので諦めなきゃなりませんでした。また、柳迫地区も非常に場所的には都城から近いし、希望が多いところがございます。ここも検討しましたけど、どうしても排水の関係で同意が得られませんでしたので、諦めざるを得ませんでした。

そのほか財部近辺は、よい場所が、いいところがいっぱいありますけど、残念ながら農振の地域が入っておりまして、今この農振を宅地分譲等で外すというのは県が簡単には認めません。そういうハードルを超えなきゃならない問題がいっぱいありますので、しかし、負けないようにして頑張っていきたいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

新しくこの5年度においても総合振興計画の俎上に乗せられるよう、宅地分譲については一応要望しておきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

先ほどは失礼いたしました。

曾於東部地区の国営の総事業費が591億円、県営事業が224億円ということになっております。県営事業を含めて平成24年度に完了しております。地元の負担としましては、県営事業の21.5%ということで、約4億8,000万円ほどが掛かっております。

あと経常的な経費としまして、土地改良区の運営補助金ほか基幹水利等の負担金ということで、東部地区におきましては、2,000万円程度の毎年負担金が出ているところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私がお聞きしたかったのは、東部畑かんに運営費を含めて建設費どれだけ市が持ち出しているか。同じく北部畑かんも今現在どれだけ持ち出しているかという、そういった単純な質問なんです。もう1回答弁してください。分かりやすく。曾於市の一般財源の持ち出しです。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

工事関係としては4億8,000万円。それから経常的な経費としまして、毎年2,000万円程度ですね……。

（「トータルで幾らですか、それは北部ですか」と言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

北部につきましては、国営が395億円。それから県営事業としましては、108億円程度、今支出されております。そのうちの21%ということで、2億円ほど市の負担が……。

（「課長、数字が間違っている。間違っているから、後で正確に間違いなく答弁して」と言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

はい。

○19番（徳峰一成議員）

各課の課長にも申し上げたいんですが、今の課長答弁は、市長言われますように、私が持っている資料があるんですよ。ずっと、この二、三十年間の積み重ねの。全然違いますよ。実態にかみ合った議論というのが大事でありますので、その点で、いつも自分の所管は手のひらに乗せて、即時答弁ができるように、今後お互い努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

創政会上村龍生です。通告に従いまして、大きく2項目、少し深掘りをして質問をいたします。

1項目め、支所再編計画に関連した芙蓉部隊資料館の管理について。

支所再編・新築計画について、地域住民の方々からの問合せが多く関心が高いため、支所再編・新築関係全般についての質問を行います。

①支所再編計画に基づく図書館、郷土館、資料館の再編計画を説明してください。

②大隅支所に関して、令和5年度新築予定の大隅支所、中央公民館、図書館の概要を説明してください。

③現在の大隅郷土館について、今後の予定を説明してください。

④大隅郷土館が閉鎖された場合、郷土館にある各種の歴史遺産等の保管・管理について説明してください。

⑤埋蔵文化財等が芙蓉の塔隣の建物に保管してあるが、これらの取扱いについて説明してください。

⑥新たな資料館の開設を目指すのであれば、何年頃の開設を考えているのか説明してください。

⑦現在、埋蔵文化財と芙蓉部隊資料館が同じ建物に保管・管理されているが、今後の予定について説明をしてください。

⑧埋蔵文化財等が新たな資料館に管理保管されることになると、芙蓉部隊資料館だけが残る。ここの管理についての考えを伺います。

2項目め、曾於市大隅弥五郎伝説の里健康ふれあい館（入浴施設）の管理全般について。

入浴施設について、利用者の方々からの問合せが多く、こちらも関心が高いため、入浴施設の管理全般についての質問をします。

①1月の入浴施設の臨時休館について、内容を説明してください。

②入浴槽、サウナの温度管理について説明をしてください。

③入浴施設従業員の勤務体系、仕事の内容、勤務時間、待遇、身分等について説明してください。

④入浴施設や機械設備の取扱い等に精通した職員の育成について説明してください。

⑤指定管理制度の下、市としても相当額の予算を支出している。利用者からの様々な声は市としても真摯に受け止める必要があると思うが、現状での考えを伺います。

⑥入浴施設の安全管理の点から質問します。男子浴室の改修工事後の話ですが、浴室に入ったところから、洗い場の途中に緩やかな段差がついています。非常に滑りやすくなっており、利用者によると、これまで何件か滑って転んだ人を見ているとのこと。私自身もかなり注意しながら歩いておりますが、高齢者の入浴施設利用者も非常に多く、事故がないか心配しているのが実情です。事故が起きてからでは弁解も弁明もできないと思いますが、市長の見解を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1については、教育長に後から答弁させます。

2、曾於市大隅弥五郎伝説の里健康ふれあい館（入浴施設）の管理全般についての①1月の入浴施設の臨時休館の内容について、お答えをいたします。

臨時休業したのは1月28日から30日までの3日間でした。利用者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

指定管理者である曾於市社会福祉協議会大隅支所に確認したところ、通常、ボイラーは、タイマーにより午前5時30分で自動で作動し、浴槽にお湯が供給されます。しかし、当日は浴槽のお湯が適切な温度になりませんでした。このような状況の中で、営業時間は過ぎていましたが、何とか営業するためにボイラーなどを調整しましたが、状況は改善されませんでした。

なお、当日の朝は近年にない寒い朝でした。様々な要因が重なり、ボイラーの故障と判断して休業をいたしました。その後、30日月曜日に、メンテナンス会社がボイラーなどの機械のほか、給湯配管や供給バルブなど確認したところ、ボイラーは正常に作動しておりましたが、供給バルブを通常より開き過ぎたことが原因であると判明いたしました。

2、②入浴槽、サウナの温度管理について、お答えをいたします。

入浴槽については、タイマーにより自動でボイラーが作動し、浴槽にお湯が供給されます。午前8時前後に従業員が浴槽の温度や機械の管理のため、確認作業をしております。営業時間中には、定期的にお湯の温度を確認しております。また、サウナは、午前8時前後に従業員が熱源ヒーターのスイッチを入れて、作動させます。特別な温度調整は不要な方式の機械です。

2の④入浴施設や機械設備の取扱い等に精通した職員の……。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

失礼しました。

2の③入浴施設従業員の勤務体系、仕事の内容、勤務時間、待遇、身分等について、お答えをいたします。

まず、従業員の身分は、社協正職員は2人で、うち1人は業務を兼務しております。そのほか、社協雇用の臨時職員7人とシルバー人材センター8人の合計17人になります。

勤務体系は、シフト制で平日の昼間は、社協職員と臨時職員が対応し、夜間帯はシルバー人材センター2人、土日祝日の昼間は社協の臨時職員が3人、夜間帯はシルバー人材センター2人です。

仕事内容は、営業開始前の準備、入浴者の受付、営業終了後の浴室等の清掃です。

勤務時間は、基本的に平日勤務の場合が午前8時から午後5時まで、夜間帯は午後5時から午後9時までとなっております。

待遇は、社協臨時職員のうち常勤者は、通勤手当、社会保険、雇用保険があります。非常勤は、通勤手当のみです。シルバー人材センターは時間給です。

2の④入浴施設や機械設備の取扱い等に精通した職員の育成について、お答えをいたします。

浴槽の温度管理や機械器具の管理を主に6年ほど務めていた職員が、昨年12月末日で退職したため、現在、後任の職員が温度管理や機械点検や操作などを行っております。

この職員以外に、温度管理や機械点検や操作などできる従業員が3人おります。

現在、勤務する正職員、臨時職員が機械等の操作を理解して、不具合に対応できるようにさらに研修を重ねている途中です。

2の⑤利用者からの様々な声は市としても真摯に受け止める必要があると思うが、現状での考えについて、お答えをいたします。

曾於市社会福祉協議会を平成31年度から令和5年度までの5年間、指定管理者としております。

なお、指定管理料は、5年間で1億4,686万3,000円です。

利用者からの様々な御意見等があった場合は、真摯に受け止め、指定管理者の社会福祉協議会と協議してまいります。

2の⑥洗い場の途中の緩やかな段差について、お答えいたします。

改修工事は、平成24年8月から11月にかけて浴室をはじめ大規模な改修工事を行いました。その際に、浴室に入ったところから洗い場付近のタイルを貼り替えましたが、洗い場付近の床は、配管の関係で床を下げられず緩やかに傾斜をつけることになりました。その部分が滑りやすい状況であるということですので、滑り防止のためにマットを敷くなど対策してまいりたいと思います。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、上村議員の御質問にお答えいたします。

1、芙蓉部隊資料館の管理についての①支所再編計画に基づく図書館、郷土館、資料館の再編計画について、お答えいたします。

大隅支所新庁舎建設に伴い、今回、老朽化した図書館大隅分館と大隅中央公民館については、支所に併設した施設として建設予定でございます。

郷土資料館については、旧岩川小学校校舎を改修し、仮称ではありますが、曾於市郷土資料管理センターに移転する予定であります。

次に、1の②大隅支所に関して、令和5年度新築予定の大隅支所、中央公民館、図書館の概要について、お答えいたします。

新大隅支所は、現在の支所部分の行政機能と中央公民館及び図書館を併設した建物となります。

建物の面積は、行政機能部分が800㎡、中央公民館部分が750㎡、図書館部分が300㎡、合計の1,850㎡であります。

また、施設の概要ですが、行政機能部分は、執務室、キッズコーナー、会議室、倉庫、書庫、守衛室、トイレ、非常用発電機設備、中央公民館部分は多目的ホールや和室研修室、大会議室、小会議室、相談室、図書館部分は3万4,000冊の蔵書を見込んだ開架式書架、集密書架、受付コーナー、キッズコーナー、閲覧コーナー、パソコンコーナー、学習スペースなどを計画しています。

1の③現在の郷土館の今後の予定について、お答えいたします。

大隅郷土館の2階、郷土資料館は、令和6年3月末に閉館予定、1階図書館大隅分館は、令和7年3月に閉館予定であります。

郷土資料館、図書館大隅分館ともに令和7年5月に開館予定で、郷土資料館は、旧岩川小学校校舎「仮称曾於市郷土資料管理センター」に、図書館大隅分館は、新

庁舎内に移転予定であります。

現在の郷土館は、令和6年度に解体設計を行い、令和7年度に解体予定、解体後については、駐車場用地として活用する予定であります。

1の④大隅郷土館が閉鎖される場合、郷土館にある各種の歴史遺産等の保管・管理について、お答えいたします。

財部及び大隅支所庁舎整備に伴い大隅郷土館及び財部郷土館とも閉館する予定であります。両郷土館閉館後、それぞれの郷土館の資料は末吉歴史民俗資料館と旧岩川小学校校舎へ移転いたします。

今後は、末吉歴史民俗資料館を曾於市の歴史、民俗を一体的に学ぶことのできる施設とし旧岩川小学校校舎も、収蔵庫で保管している未公開の資料などを展示する予定であります。それぞれの施設で、大隅、財部及び末吉の資料を活用してまいります。

1の⑤埋蔵文化財等が、芙蓉之塔隣の建物に保管されているが、これらの取扱いについて、お答えいたします。

埋蔵文化財関係の資料は、旧岩川小学校校舎に移し、展示、保管する予定であります。

1の⑥新たな資料館の開設を目指すのであれば、何年頃の開設を考えているのかについて、お答えいたします。

旧岩川小学校校舎を活用した新たな資料館は、令和7年5月の開館予定であります。

1の⑦現在、埋蔵文化財等と芙蓉部隊資料館が同じ建物に管理保管されているが、今後の予定について、お答えいたします。

埋蔵文化財資料は旧岩川小学校校舎へ、芙蓉部隊資料はそのまま残し、それぞれ展示、保管する予定であります。

1の⑧埋蔵文化財等が新たな資料館に管理保管されることになると、芙蓉部隊資料館だけが残る。ここの管理について、お答えいたします。

今後、埋蔵文化財センターは、芙蓉部隊の歴史及び戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える施設に改修し、平和学習の場や慰霊の地にしていきたいと考えております。

また、今後の管理については、関係団体とも協議し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

それでは2回目の質問に入ります。

まず、1の教育長の答弁をいただいたところのほうからです。

現在の大隅支所と財部支所、移転後の取扱い関係と郷土館かれこれについては話がありましたが、中央公民館も含めて大隅町は支所の跡地と中央公民館の跡地に関して、どう考えているのかを、これは市長のほうですか。

○市長（五位塚剛）

大隅支所の跡地、また、大隅中央公民館の跡地をどうするかというのは、まだ具体的に結論は出てないところでございます。特に大隅中央公民館は隣接地が山でありまして、そう簡単には建物も建てられないし、ある程度、建てたとしてもかなり面積が縮小されるだろうと思っております。まだ、全体的には結論が出てないところでございます。

○8番（上村龍生議員）

結論が出ない、どうするかも、まだ話合いはしてないと思うんですが、いずれにしても、支所の場合、解体費用かれこれというのも出てくると思うんです。その辺はどのように考えているのか。

○市長（五位塚剛）

当然ですね、新しい支所が7年度にできた場合に、当然、その後に解体事業になってくるだろうと思っております。解体についても過疎債が使えるというふうに思っております。その使える範囲でしたほうがいいだろうと思っております。合併特例債が使えるかそれは全く分かりませんが、いずれにしても、この工事が入っていきますので、十分協議をして、跡地の利用の問題も含めて、また議会にお示しをしたいなと思えます。

○8番（上村龍生議員）

支所の開設について、大隅支所、特にですが、当初私たちが聞いていた範囲での話をすると、最初に大隅支所を開庁した後の財部支所の開庁になるという話だったと私自身は記憶しているんですが、もし記憶違いがあれば訂正してほしいんですけども、この同時開庁になった大隅支所と財部支所、経緯、理由等を説明をしてください。

○市長（五位塚剛）

市民の説明会でも、基本的には大隅支所のほうを早く予算化して、その後に財部支所という御意見も説明しておりましたが、市民の中から、同時に開所のほうがいいんじゃないかという声もありまして、内部的にも議論いたしまして、十分同時で開所ができるという方向がありましたので、この間、議員の方々にも、同時に7年にスタートしたいという考えで出しました。

先ほどの私の答弁の中で、建物の解体については過疎債も使えるのかなと思ったから、その建物の後に何かを造った場合は過疎債の対象になるけど、ただ解体だけだ

ったら過疎債は使えないということになるようでございます。

○8番（上村龍生議員）

令和7年の5月の同時開庁というのは、先日の全協での説明が最初ですよ。そのときに初めてお聞きしたということでの質問であります。

それでは、その次に移りますけども、大隅支所だけではないんですけれども、支所の機能を、特に大隅支所については中央公民館と図書館大隅分館に決定をした。今までの話合いからこれあると思うんですが、最終的な決定をした理由を再度答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

大隅支所の候補地をどうするかということを含めて、また大隅の地域振興の検討委員会やら、まちづくりといいますか、商店街の方々の検討委員会も行いました。その中で候補地の中で、今の文化センターの隣のところが高台であるし、また日当たりもいいということで、そういう諮問を受けましたので、それを前提として、まず、その土地が購入ができるのかという下調べもいたしまして、可能であるということで、最終的にあの場所を決定し、土地取得については、議会に承認をもらったところでございます。

○8番（上村龍生議員）

支所の機能に中央公民館が入った、郷土館の中の図書館機能だけがこの支所に入ると。要は郷土館のその図書館と資料館を別々にした、その最大の理由というのは何なのか。そこちょっと説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

最大の理由は、各町で図書館やら郷土館をみんな持っておりました。人口減少がする中で、同じような施設は当然統一したほうが維持管理費を含めて非常に重要なポイントだというふうに思っております。そのことを議論いたしまして、やはり岩川小学校の今1棟を残しましたこの施設は耐震もされておまして、ここを有効活用するという意味でも、郷土館の中にあるものをまとめたほうがいいだろうということも議論しまして、決定をしたところでございます。

○8番（上村龍生議員）

資料館だけを統一するという意味ですか。図書館は分けたほうがいいということですよ、内容的には。その資料館の話になりますけども、末吉小学校の跡地と、今庁舎が1個だけ残っていますが、岩川小学校ですね、すみません。間違えました。

岩川小学校の八幡神社寄りの校舎が残っていますが、その前に、この歴史遺産、埋蔵文化財等を含めたいろんな品物を展示をする意味といいますか、意義といいますか、それはどのように考えておられるんですか。

○市長（五位塚剛）

後で教育長にも答弁させますが、やはり旧3町が誕生した歴史、また、曾於市になって、いろんな歴史がありますが、今後、子供たちに昔の状況はどうであったかというのを知る意味でも郷土館の役目は非常に重要だと思っております。少なくとも最小限の子供たちに伝えるべきものは残したほうがいいたろうということで、その代わりに同じようなものはちょっともう、一番大事なものだけ残すという形でのほうがいいたろうというふうに思って、あとは教育長が答弁いたします。

○8番（上村龍生議員）

関連しますけども、人に見てもらうための展示という理由といたしますか、考え方でいいわけですね。であればですね、であれば、ちょっと気になるのは、岩川小学校の跡地の校舎に人が来るのかなど。何もないんですね、ほかには。人に見てもらうための展示なのであれば、人目につくような場所への展示ということを考えなかったのか。この点はいかがですか。

○市長（五位塚剛）

新たにですね、末吉は図書館の2階に郷土館があります。財部には文化センターの隣の中央公民館の隣に図書館と併設してあります。大隅も図書館の2階があります。まとめて大きな建物、郷土館を造るという考えはなかったところがございます。反対に岩川小学校の残った建物を有効活用しながら、また、弥五郎どん祭りとの関係もありますので、私は、ここを生かすというのが一番の、市にとっても財政上もいいということで、議論をして決めたところがございます。

○8番（上村龍生議員）

話ちょっと飛びますけど、弥五郎伝説の里に弥五郎の資料館がありますけども、ほとんどお客さん来ていません。今ですね。今、この小学校跡地のところに有効利用はいいと思うんですが、単にそこに置いただけの保管場所になるのではないかなというふうに非常に危惧を、私だけじゃないと思うんですけどね、する。同僚議員の中にもいます、そういう人たちが。だから、もし、そこに資料館としてするのであれば、何らかの工夫をしていただいて、そこに人が来れるような何らかの対策を練っていただきたいと思いますが、どうですか、その辺は。

○市長（五位塚剛）

当然ですね、大事な曾於市の宝物でありますので、当然、教育長のほうも各小中学校の子供たちに、やはり歴史を知ってもらうためにも、子供たちに来てもらうというのは、計画も当然されるだろうと思います。それと同時に一般の方々も見てもらうような工夫は当然必要だと思っております。今言われるようなことについては、十分教育委員会も含めて検討させていただきたいと思っております。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

郷土館を分散していたのを末吉の歴史民俗資料館と岩川小の校舎のほうに移すということで、非常に大事な価値のある文化財等をできるだけ末吉の民俗資料館のほうに置いて、新たに曾於市歴史民俗資料館、こういう形で子供たちが学習に使えるような、また、市民や市外から来られた方が曾於市の歴史や民俗を見て理解できるようなそういう施設にしていく。

それから岩川小の跡地については、校舎のほうに埋蔵文化財センターのほうも移りますので、ほかにも一つ目的なんです、校舎の中には展示室をきちんと設けて、できるだけ弥五郎どんと関連のある、そういうまだ未公開だったいろんな資料等も展示して、岩川八幡と一体化した資料館、展示室になるような形にしていきたいと、特徴を持たせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、上村議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時5分再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時04分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、上村議員の一般質問を続行いたします。

○8番（上村龍生議員）

先ほどの岩川小学校跡地への資料館の展示に関して、1点だけ最後に市長に確認です。岩川小学校跡地への資料館については、普通に考えればそのままの状態での展示ということになると、単なる倉庫みたいな感じになる可能性が非常に高いという感じを持ちます。くれぐれもそのようにならないように、先ほども申しましたけれども十分に創意工夫、展示についての検討をしてもらって、展示をしていただきたいと思いますが、再度確認をお願いします。

○市長（五位塚剛）

せっかくの曾於市の宝物でありますので、また見る人がやっぱり興味を持ってもらえるような展示の仕方もあると思います。十分そのことを含めて、教育委員会を中心として、また専門家の意見も聞きながら対応してまいりたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

1番目の最後のところです。芙蓉部隊の資料館、現在、芙蓉の塔の隣にあります建物の中の、最終的には資料館だけになると。あそこを資料館として充実をさせたいという意向の答弁がありました。現在の芙蓉部隊の資料館について、会員の方からのお話によりますと、土曜日とか休日のときに、県外と遠方からの来客が結構多いとの話を伺っております。

土日の対応については、平日は係員の方が常駐が、常駐といいますかね、おられるらしいんですけども、土日は芙蓉会のメンバーの方が対応しているということで話を聞いたんですけども、近場の市内とか、近場の方々はもし土日に芙蓉会のメンバーの方が対応できなくても、日にちを変えてまた来館はできると思うんですが、遠方からわざわざ来てもらった方々は、もうその日しか見れないわけですね。そうになると、その資料館を見れずに帰ってしまう方々も、これまで何名かおりましたというお話です。

これは非常に曾於市にとりましては、曾於市の歴史を知っていただくせっかくの機会を失うことにもなるわけです。若干話また変わりますけども、規模的には大分違うんですが、知覧町の特攻平和会館につきましてちょっと調べてみたんですが、知覧町は昭和60年度から2か年の継続事業として、当時の工事費5億円で建設をしましたと。これは、知覧特攻平和会館のホームページに公表されております。電話でちょっと確認しましたところ、現在の維持管理につきましても、南九州市の直営ということで、ただ案内係等の一部の職員については、管理組合に委託をしているとのお話、これは電話先での話なんですけれども伺いました。市がそれを行っているという話ですね。

規模は違うんですけども、芙蓉部隊のこの遺品資料等というのも、これは貴重な曾於市の岩川の歴史的な遺産であります。これらの状況について、市長の感想でもいいんですけども、どのように考えるかちょっと伺います。

○市長（五位塚剛）

芙蓉の塔につきましては、澤さんたちを中心として一生懸命、係の方々が保存のために努力をされております。知覧の平和記念館についても、私も何回か見させてもらいましたが、うちとはまたスケールが全然違いますので比較にはならないと思いますが、曾於市のこの岩川の芙蓉隊の問題については、全国にも例のない特攻隊基地でありますので、そういう意味では何らかの形でちゃんと後世に残す必要があるというふうに思っております。

そのための後の運営管理についても、もうちょっと検討すべきだというふうに思っております。土日についてもちゃんと連絡が取れるようなシステムづくりをして、

また来場者がちゃんと見れるような組織として検討させていただきたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

関係団体、芙蓉会の方々とぜひ話をさせていただければと思います。今言われたように、土日を含めて何らかの形で管理ができる人を定めて、管理ができる体制を市としてもとっていただけるようお願いしたいというのは、これは会員からの声も上がっているようです。このことはもう市長、副市長も当然御承知のことで、直接お話もされていると思うんですが、いろんな方法があると思うんですが、ぜひその辺も実現に向けて、今後検討をさせていただきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

弥五郎温泉、名称はふれあい館の入浴施設というところの話なんですけれども、1月に臨時休館がありましたと。最終的には機器の不具合ではなかったということの認識だろうと思うんですが、やっぱり気になるのはその辺のところの、なぜそういうふうになったのかなというところのところが気になるんですが、その辺どういうふうに考えていますかね。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁をしましたように、社協で専門的に取扱いをしていただいた職員が、12月いっぱい退職をしたということも大きな要因であるだろうと思います。通常は、ボイラーの場合は一定スイッチを入れたら温度が上がって、バルブの送り出しである程度調整をしているんだけど、多分そのバルブをいじってしまったために、まだ全体的にお湯が沸き上がらない状態で多分、給湯をしたという状況があって、特に寒い時期であったために風呂場としての役目を果たさなかったというのが大きな問題だと思っております。

そういう意味では、基本的にはバルブはもう一旦ある程度調整したらいじらないという、そういう基礎的なことをやっぱりちゃんと後の方につないでいなかったんだらうと思います。そういう意味では、私たちもその社協さんを含めて、ほかの施設もありますので十分検討しながら、配慮しながら市民に迷惑をかけないように進めていきたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

温度管理も全部関連するんですけれども、1番から6番まで質問を項目を挙げましたけれども、全部一連して関連があることだと思っているんですが、どういうことかと言いますと、何件かいろいろと温度の問題とか最後の6番のところにもありますけれども、滑りやすいということで、この1週間ほど前ぐらいかな、マットが敷いてありました。私、確認しました。

それのところ、何らかの温度調整に関してやら、滑って転んだとか、そういう

状況というのは市の当局のほうとしては掌握できているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この弥五郎伝説のふれあい館のボイラーが、調子が悪くなったというのは、もうすぐに私に電話が入りました。どうしたらよいのでしょうかということでしたけど、土曜日でありましたためにメーカーとの連絡が取れないということでありました。私的には、ある程度の知識を持っていますからアドバイスはできるんですけど、ちょっと寒い日でありましたので、もし風邪を引いたらいけませんということで休館に、臨時休業したらよろしいでしょうかという相談を受けましたので、ちゃんと月曜日に対応できるなら臨時休業しなさいという指示をしたところでございます。

また、滑るところについても話がありましたので、取りあえずマットを敷いて対応しなさいという連絡をしたところでございます。

○8番（上村龍生議員）

ボイラーの件は上がってきているんですね、しっかりと。浴室で人が滑って転んで救急車で搬送されたという事案については、報告は上がっているのでしょうか。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

今の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会のほうに、こういう質問が上村議員からありましたので確認をしました。したところ、今議員が言われるように滑ったという話はあったようですけども、救急車で搬送されるというような事案はなかったということで、私は聞いているところです。

○8番（上村龍生議員）

それと、1週間ほど前にマットが確かに、滑り止め用と思うんですけども敷いてありました。これ改修工事があったのは答弁がありましたけども、24年ですよ。何年たちますか今、10年、令和5年だから35年ですよ。11年目ぐらいですよ。この10年の間に転びやすい状況がずっと続いていたわけなんです。

滑って転んで救急車で運ばれたというのは、私はもう利用者の方からお聞きしたんですけども、多分情報が途中で止まっているのか、上がっていないのか、10年間だから私は、今回はこの1週間ほど前にマットが敷かれていたんですが、それは市長、何でそういう処置をされたんでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

今回打ち合わせの中で、そのような話がありましたので、取りあえず利用者が滑らないようにいろんな方式があるから、まずマットを敷きなさいということを示したところでございます。

○8番（上村龍生議員）

先ほど来、言いますけれども、10年間放置してあったわけです。その間に転倒事故があって救急車で運ばれた事案もあったわけです。問題はどこからか情報というか、そういうのが上まで上がってこない、連絡体制が非常にうまくいっていないんじゃないかなという、私は疑問というか、うまくその辺が機能していないんじゃないかなというふうに思うんですよね。

この支所長を責めたり職員を責めたりという気持ちは全くありません。そういうこの風通しのよさといいますか、そこをしっかりとしていかないと、滑り止めのマットを今回されたのはいいんだけど、何で今頃なのかな、情報が何で上がってこなかったのかなというのが、非常に私不安なところなんです。この管理全体に関してですね。

ですから、その辺をもう一回チェックをして、これ難しいのは市の直営じゃないから、社協さんが入っているからいろいろあると思うんですけれども、温度管理について言えば、これも多分上がってきていないと思うんですが、9時からですよ、温泉が。何回か、温泉が開いて行っても、浴室が使える状態になっていないことがあったというのも、これ私は個人的に聞いている話です。

それから、滑って転んだというのも、救急車で運ばれたというのも個人的に聞いている話、その辺のところが多分上のほうまで上がってきていないと思うんです。そこは、ちょっとやっぱり問題があるのかなと、対応策としてですね。結果的には、今回滑りやすいということの質問をしたことで、滑り止め用のマットを敷かれたということしか理解できないんですよね。何で10年間、そういう処置ができなかったのか、非常に怖いところであります。

その辺のちょっと確認といいますか、チェックをちょっと真剣にやっていただきたいと思うんですが、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

今1回目の答弁いたしましたように、平成24年度に大規模改修工場をしたわけですね。だから、そのときに滑りやすくなっているはないんですよ。だから、その後にそういう状況になったんだろうと思います。当然、毎年社協の皆さんたちとも予算のいろんな要望がありますので、当然問題があれば社協のほうからここを改修してほしいというのは、必ず出てきます。それまでに、それは出てきておりません。

どこの施設もそうですけど、指定管理料というのを払いますけど、その指定管理の中で問題点があれば市のほうに上げてもらうようになっております。また、修繕料30万円ほどは軽微なやつはできるようになっております。そういう中で今までも対応してもらった部分もあると思いますけど、今言われるように問題はことが起きてからではいけないので、引き続き指定管理をさせていただいているところについ

ては、また常に報告もしてもらおうようにまた指示をしたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

今報告が上がってきていないと、答弁だったですね。僕が言っているのは、報告が上がってこない体制にちょっと問題があるんじゃないかということをしんじ上げています。その辺をしっかりと確認をしていただきたいという質問をしているんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

怒る必要はないと思いますよ。

（「怒っているんじゃないですよ」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

いや、あなたの言い方は怒っている。だから、このようにしたほうがいいんじゃないですかと言えばちゃんとやるんです。だから体制としてですね、体制として報告もするように、また引き続きやりますけど、基本的にはそういう指定管理者とは市とはちゃんと話し合いはしております。私たちは指定管理をする以上は、当然お互いに話し合いをして、事故のないようにお願いをするわけですから、そういう努力は行政としてもいたします。また、今後もいろいろな問題が起きないように指示をしたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

2点指摘しておきます。11年工事が終わってからたっている。滑りやすい状態というのは、当初なかったと。いつから始まったんですか、その辺のところを確認できているんですか。

それと、上がってこないから対応しなかった。だから、上がってこない状況が、ちょっと今ふんづまり状態になっているんじゃないか。風通しがよくなっていないんじゃないかという、私は疑念を持っているわけですが、その辺のところの対応をしっかりやっていただけないかという話です。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

いずれの施設についても、ちっちゃなことでも市のほうに報告があれば、対応は今でもずっとやってきております。今回は、滑りやすいのがいつ起きたのか、それは分かりません。24年度に大規模改修工事をしましたけど、その当時から滑りやすい状況にはないと思います。

当然ながら、どんな施設でも市民に人命的な危機を与えるような状況ではいけませんので、それは引き続き全部の施設について、それはちゃんと報告するように、また市がやるべきものはちゃんと市が対応してまいりたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

少なくとも、先ほどから申し上げておりますが、滑って転んで救急車で運ばれた事案があった。そのときには危なかったわけです。少なくともその辺のところの状況は把握していただいて、今後に活かしていただければと思います。

これ、先ほども言いましたけど、支所長を責めているわけではありませんからね。これはその状況把握ができる体制をしっかりとまた確認をしていただきたいという質問であります。再度お願いします。支所長、何かあれば。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

弥五郎の伝説の里につきましては、社会福祉協議会に管理を指定管理させていただいております。なので、今議員が言われるようにもっと事務レベルで綿密に協議をいたして、いろんな情報交換といいますか、情報を共有したいと思います。

（「終わります」と言う者あり）

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○6番（重久昌樹議員）

6番、無所属自由クラブの重久昌樹です。さきに通告しておきました2項目について質問をいたします。

まずは、大きな1項目めの道路管理についてであります。

①市道・農道の清掃作業の時期と委託先についてお伺いいたします。

②台風通過後の道路清掃作業の状況についてお伺いいたします。

次に、大きな2項目めのごみ収集についてであります。

①クリーンセンターのごみ持込状況についてお伺いいたします。過去3年間でございます。

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の質問にお答えしたいと思います。

1、道路管理についての①市道・農道の清掃作業の時期と委託先についてお答えをいたします。

市道の委託による清掃については、大隅管内と小倉・高松線、高松・丸山線は、7月下旬から9月頃にかけて建設業者に委託しております。また、末吉管内その他市道については、9月から10月頃に伐採しております。その他に財部管内と末吉、大隅管内の一部の路線をおおむね7月から11月を中心に、シルバー人材センターに随時委託しております。

農道については、原則として地元管理とはなっておりますが、基幹農道ではシルバー人材センターや建設業者へ委託しております。シルバー人材センターには随時依頼しており、建設業者には主に12月から2月に広域農道等の高所伐採を委託しております。

1の②台風通過後の道路清掃作業の状況についてお答えをいたします。

市道につきましては、まずは通行可能にするための作業を建設業者に委託又は直営の維持班で行います。その後、路面清掃を、パトロールで確認した箇所や住民からの通報で確認した箇所を、維持班で対応したり、建設業者に依頼しております。

農道につきましては、地元からの通報を基に被災箇所等の確認を行う中で、市内建設業者へ路面清掃や崩土、倒木除去の作業を委託しております。今年の台風14号については雨風ともに強く、枝葉が路面に散乱した箇所が非常に多くありました。建設業者においては県道等の対応や手持ちの受注工事などもあるため、清掃の対応に期間を要したところであります。

2、ごみ収集についての①クリーンセンターへのごみの持込状況について、お答えをいたします。

クリーンセンターへのごみの持込状況につきましては、令和元年度は搬入量が約8,518トンで搬入台数が24万1,985台です。令和2年度は搬入量が約8,513トンで、搬入台数が27万1,845台です。令和3年度は、搬入量が約8,403トンで、搬入台数が24万2,221台となっております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

市道につきましては、7月から9月にかけて建設業者にお願いしているところと、末吉・大隅管内のところについては、また7月から11月にシルバー人材センターにお願いしているということで、市道については建設業者とシルバー人材センターがおおむねその伐採、清掃作業をしているということで、よろしいですかね。

○土木課長（上集基志）

それではお答えいたします。

今言われますように、そのとおりでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

すみません。ちょっと質問が重複したといたしますか、自治会が管理する市道について、管理といたしますか、清掃作業する道路につきましては、大体8月、盆前ぐらいをめどに自治会で清掃するというところで、市道については清掃業者、自治会、それとシルバー人材センターという3者の清掃ということになりますかね。

○土木課長（上集基志）

それではお答えいたします。

シルバー人材センターにお願いするのは、ほとんどのり面の通行に支障があるところをお願いしております。自治会のほうもそういうのり面の通行に支障があるところをお願いして、それ以外のところを業者をお願いしているところです。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

3者ですということだろうと思います。あと農道につきましては、シルバー人材センターと広域農道はまた業者等ということですが、農道についての時期についてはありますか。これは随時ということであれば、農道は年間を通してということになりますか。市道については7月から9月とか11月までとかいう期間を区切った作業をしているようですが、農道はどのようになっておりますか。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

シルバー人材センターへの委託につきましては、年間委託ということで年度当初に委託をしまして、現在、財部、末吉、大隅37路線と委託をしているところでありますが、年度当初で打ち合わせをしまして、その中でやる順番を決めて、年度内にやっていただくと。

どうしても、災害等いろいろあると市道等が優先されていきますので、その中でシルバー人材センターさんのほうには、随時やっていただいているという状況であります。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

大体、通年だと思いますが、作業をする中で業者さん、あるいは維持班は別としまして各業者さんとシルバー人材センター等々の進捗管理といたしますか、作業の状況は市道・農道どのようにされているのか、当然作業料金の支払い等もありますので、作業内容については把握はされていると思うんですが、そこ辺りの確認の状況

をお伺いしたいと思います。

○土木課長（上集基志）

それではお答えいたします。

シルバー人材センターも業者の方も、一応いつから入りますということで報告を受けます。その後完成して、終わりましたという報告がありますので、その都度現場を見に行つてどういう状況かを確認しております。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

基本的には土木課と同じような形であります。完成のときにシルバー人材センターさんのほうから、月報という形で上がってきますので、それを確認するという形になっております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

農道のほうにつきましては、完成をして月報が上がってくるということですが、年間の作業場所の委託をされているわけですね。その中で、年度末までにと言われたと思うんですが、夏場の草刈りが一番必要な時期の分が、年度末までになりますとなかなかもう目の前には次の草が待機して待っているような状況なんですけれども、そこ辺りの認識と言われますか、そういう意味でいいのかという認識もあるんですけれども、そういう感じになるんですかね。結局、前の年の6月ぐらいからずっと生えた分がずっと来て、年度内に終了するということは、3月末までにまだ作業していない場所があるという理解でいいんですか。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

最初の市長の答弁の中でありますように、農道につきましては基本的には地元管理ということで、車通りが多かったりとか、そういう基幹的な農道についてやっているところであります。そのような中で、年に1回も管理をしないと大変な状況になっていくということで、年内に1回やるということで、なかなか市道のように夏の時期にという形で全部できないというのが現状であります。

○6番（重久昌樹議員）

農道は基本的にその地域で管理するというのは分かりますが、今現状として地域でできない、昔は農家の方等が利用してそういう場所については草払い作業をしていたわけなんですけれども、それができないから市にお願いして、シルバーにお願いして管理をしている場所が、今まだ現在払われていない。基幹農道を含めてでしょうけれども払われていないというのは、ちょっと遅いんじゃないかなという、私は認識をしているところです。

場所によっては、私がちょっと確認したところ、市道か農道かちょっと確認は取れていないんですけれども、恐らくシルバーの方だったと思うんですが、3回ほど払われているところ、2回は確認したんですけど、確か3回だったと思うんですが、秋口までに3回ほど払われているところ、自治会で二、三回払われるところですね。こういうところがあります。

こういうところがあると思うんですけれども、2回、3回草払い作業するところは、作業料はもちろん発生するわけですよ。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

2回お願いするところもあります。それは一応、農道の基幹農道というところで、そこは最初の委託のときの話し合いの中で、こちらから指示をお願いしているところで、それ以外のところは1回、通常はもう1回という形になっております。

○6番（重久昌樹議員）

自治会内で2回以上作業される場所、盆前に作業されたり、それ以降にもう一回されたりするような市道・農道、どちらかだと思わすけれども、そういったところは集落の愛護作業のときに補助金を払いますよね。それはもう一回支払いになるんですか。2回したからといって、自治会に2回補助金を払うということはないんですか。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

市道に関しては1回分だけで支払うということになっております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

草は6月ぐらいに払って、6月から7月に払えばすぐ伸びて、盆前にはまた刈らないといけないぐらいになってくるわけですよ。基本的には最低でも3回ぐらい払わないと、そういう道路維持は難しいんじゃないかというふうに思っているところですよ。

そういうことで、今現在11月、12月まで掛かって、まだ今残っているような状況があるとすれば、それはまた早めに対応していただきたいなというふうに感じているところですよ。

地域によって、業者さんを含めて、シルバーさんを含めて清掃作業をしていただいておりますけれども、それについてはある程度順番が決まっているのか、また地域ごとにローテーションで時期をずらしてやっているのか、そこら辺はどうなんですかね。市道・農道をお願いしているところで。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

市道のほうといたしましては、やはり交通料の多いところ、自治会と自治会を結ぶ道路とか、そういうところの多めというか3回、4回払うところもございます。それ以外のところは2回、最低2回とかは草払いをしているようには努めているところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今、土木課長が言ったとおり、交通量等を勘案してシルバー人材センターさんに委託するときに、年度初めに打ち合わせをして、順番等は話はしております。あとは、シルバーさんの中で調整していただくところもあると思います。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

ちょっとお願いしたいのは、やはり草は切る時期によって大分、残る、また生えてくる時期がもう変わってくるわけですが、秋口に切れば5、6月まではまだ管理もできるわけですね。

ですから、地域ごとにある程度ローテーションができれば、平均的に早く刈るところ、中ぐらいに刈るところ、遅く刈るところで、バランスが取れて管理がしていただけるんじゃないかなということでお聞きしたところです。

今後、そういうことができれば検討もしていただければというふうに思います。

それと、昨年12月の議会におきましても、道路管理に関する質問が何名かの議員の方から出ました。これにつきましては、大変道路管理については身近なことだというふうに思っております。高齢化と自治会員の減少によりまして、もう自治会では限界だよというようなことも出てきておりますが、しかし地域の高齢化、人口減少は進んでも、やはり道路はそのまま維持しなければいけないわけですね。

だから、こういう状況が今後ますます厳しくなってくる状況だというふうに思います。先月の議会の中で、同僚議員の質問に対して草払いについては市長が答弁されたわけですが、シルバー等をお願いして状況に応じて対応していくと。今後の自治会等から返ってくる草払い作業ですね。そういう答弁をされましたけれども、私が思うにこれはちょっとどうなのかなというふうに思いましたので、市長にお伺いしたいと思いますけれども、今後こういった草払い等の対応については、市としてシルバー人材センターに頼って対応していくというお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でしましたように、どうしてもシルバーでは対応できない部分在实际あります。今、末吉から財部のほうの産業道路、広域農道は非常にのり面が高い部分がありますので、これはもう建設業者でないと対応できませんので、そういう危険性の伴うものについては、やはり建設業者にお願いをしたいなと思っております。

シルバーについても、非常に今シルバーの中で若い人が減ってきて、道路清掃を含めた農道の整備ができるそういう方が非常に少なくなっているのも実態であります。ですから、シルバーに働く人たちの数を増やしてもらうという、この努力も必要であるし、また別なシルバーに入っていない方で、簡単なその有料ボランティアみたいな形で緊急にしてもらいたいという、そういう組織づくりも必要だというふうに思っております。

今そのことについて、今ちょっと検討しておりますので、今後、先を見通した形での市道・農道の維持管理について、再度協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

○6番（重久昌樹議員）

12月の答弁で、シルバー等をお願いしということがあったものですからお伺いしたところですが、もちろん高所作業につきましては、建設業者の大型機械等に頼らなければならないというふうに思っております。草払い作業がなかなか進まない中で、窓口に行って自治会長等からもいろいろ相談を受けながら、市役所に行って相談をするわけですが、シルバーは大隅は2人しかいないというような状況です。

それで、もうそこで市役所の方とお話をする中で、2人しかいないんですよと言われれば、もう後が出ないんですよ。末吉から応援もらってやってるんですけども、なかなか進まないんですよ。もちろん夏場の草刈り作業というのは、大変若者にとっても重労働です。我々もシルバーの年代に入りましたけれども、朝晩の涼しい時期するか、そういった作業の配分をしなければならないと思っておりますが、市長も新しい方法を考えているという答弁でございました。

また、後ほどちょっと触れますけれども、同じようなことではないかなと思いますが、今の時点では前向きな光が見えたなというふうに感じておりますが、後でまたお話をさせていただきます。

それと12月、もう一回、同僚議員の話の中で、これは市長が今答弁されていましたが、建設業者に頼っていくというような話でした。各公民館へハンマーナイフモアを設置してはどうかという話もありました。当然、私はこれは必要だというふうに思っておりますが、答弁にもありましたように費用の問題が掛かってくるということで、全地域にということは無理なんじゃないかなというふうに感じてお

ります。

この中で、今後、機械化に備えて、機械化へ頼っていくというような除草作業です、草払い作業を機械に頼っていかなければならないという認識は市長も一緒だと思うんですが、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

農業公社のほうでも、この市道・農道についての伐採を、今後進めていきたいというふうに思っております。正式名称は忘れましたが、ハンマーナイフという機械で、今後広く利用も進めていきたいなと思っております。

それと、大隅のほうでは農業後継者や大型農家の方々が、自分たちの機械を使って清掃作業していきたいという声もあるし、そういう方々にそんなには払えませんけど、やっぱり有償的なお金を払って手伝いをしてもらおうということも、今後進めていきたいなというふうに思っております。

○6番（重久昌樹議員）

農業公社につきましては、私も笠木原の改良区の役員している関係で、ハンマーナイフモアを公社が購入されたときから、のり面作業はさせていただいております。それでも、大分助かっております。かねては十二、三人で、三、四時間ぐらい掛かっていたところを、機械が行かないところだけをちょっと出させていただくということで、本当に作業の効率化につなげていただいているというふうに思います。

ただ、我々も公社の方とちょっと話もしたところによりますと、後片付けをしないといけないとか、いろんな課題があるようでございます。ですから、そこ辺りをうまく公社と話をさせていただきながら改善をしていただいて、なるべくあそこの事業員の方が作業ができる体制ですか、今ちょっと公社の話が出ましたので触れますけれども、あそこの作業体系が100%稼働しているかというのと、どうかなということも考えますが、農政課長どうですかね、公社の作業の稼働率、作業員、職員の、作業される方の稼働率、そこ辺りが100と見てどれくらいなのか、もうちょっと余裕があるのか、そこ辺りがあれば、また今市長が言われましたように今1台だと思うんですけども、それを増やしてもうちょっと地域の清掃作業に活用できるというような形、またハンマーナイフモアでなくても重機につけるブッシュチョッパーですかね、ああいったやつもまた今後は進めていくべきではないかなというふうに思います。

公社がそういったところに力を入れていただければ、大変ありがたいと思いますが、課長のお考え、それと従業員、職員の余力の問題ですね、そこ辺りをお聞かせいただければと思います。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

今そのオペレーターの関係でございますが、令和4年度にお一人採用になられましたので、今6名体制であると思います。時期的なものもございます。田植えの時期であったり秋の収穫の時期であったりとか、それと天候にも左右されますので、なかなか余力というものについてはその年その年によって違うのかなということを思っております。

今ハンマーナイフモアで道路の除草作業もしていただいておりますけれども、そういう部分で余力があればまだできるのかなと思います。ただ、コントラクター事業もまだ拡充していく考えでございますので、現状では若干厳しいのかなという印象は持っているところでございます。

○6番（重久昌樹議員）

課長の答弁では、現状で難しい職員体制であるようであります。市長のお話として、今後そういう方向であれば職員を増やしてでもそういう方向に取り組んでいくというようなお考えでよろしいですか、再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

農業公社につきましては、そのような方向でいきたいと思いますが、理事長が隣にいますので理事長が答弁したほうがいいと思いますので。

○副市長（大休寺拓夫）

今、道路清掃につきましては、非常に問合せが来ているという状況だと思います。しかしながら、あの作業をやりますとお二人、作業オペレーターとあと2人つけないと、なかなか安全確認ができないということと、あと1分当たりの単価でございますので、よく慣れた人じゃないとたくさん作業料が掛かってしまうと、そういう面がありまして、今限られたオペレーターしかちょっとできておりません。

そういう中で、先ほど課長が申し上げたとおり、コントラクター事業これは本格的に今参入をしてきましたので、自社生産とか非常に苦しいという状況です。ただ、今議員が言われましたとおり、要望は多いようですので、そこは何とか検討はしていきたいと思っております。

○6番（重久昌樹議員）

最初から100%できるオペレーターはいないわけで、オペレーターを育成する時期は作業料金を、作業料金といいますか、時間をちょっと考えるとかですよ、そういう対応はできると思うんですよね。

ですから、そういう対応をしながら、できるだけやる方向で、できる方向で前向きな検討をぜひお願いしたいというふうに思います。あと方法としましては、この間も出ましたけれども南地区で、それぞれ持っていらっしゃるところにそれなり

の作業料金を支払ってお願いすると。また、建設業者に分散して今遅れているところをお願いするというのも一つの方法だと思います。

それと、コミュニティ協議会ができていきますけれども、公民館でもいいわけですが、今後コミュニティ協議会にずっと変わっていきますけれども、コミュニティ協議会で地域の中のそういったところをやれるところは、ある程度機械があればそういったのも対応もできると思います。

それと、市長がさっき言われました、組織的なものを立ち上げて取り組んでいく方向で、ちょっと検討していると言われましたよね。それについては、私もちょっと新聞切り抜きがありましたので持ってきたわけですが、南九州市の川辺の高田地区公民館ですね。知っていらっしゃるか分かりませんが、9月の23日の南日本新聞に紹介がありました。

これにつきましては、道路や川の清掃などを請け負う環境整備組合クリーンサポート高田を設立したということです。まさに、市長が言われたそういう組合であろうというふうに感じているわけですが、ここは、県市町村振興協会の助成や市の補助金を受けて約1,500万円でパワーショベル、ユンボの先につけるブッシュチョッパーだと思えるんですけど、それと重機、草刈機等を購入して、建設業や農業で重機を操作できる住民5人をオペレーターとして雇用しているということです、確保しているということです。

有償で重機による作業を代行して、草刈機の貸出しも実施するというような組合が設立されております。

ぜひ、いろんな地域でいろんなやり方があると思います。ですから、その地域に特化したやつではなくて、その地域の状況に応じた道路管理作業というのが今後は必要になってくると思います。もちろん、分かっていると思うんですけども、そうした方向で取組を進めていただければ、今後増えるであろうそういった道路清掃作業が必要な区域をなるべく使いやすい環境に持っていけるんじゃないかというふうに思います。

最後に、市長の御意向をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ただいま提案がありましたように、私も同じようなことを今考えているところでございます。

今後は、公務員として旧町、また市役所に勤めた方々が、一定のもう年金をもらう中で、ある程度地域に貢献をしたいという方がいらっしゃいますので、そういう方々やら、本当に曾於市を少しでもよくしたいという思いの方がいっぱいいらっしゃいますので、そういう人たちの協力をもらって、そういう組織を立ち上げて、少

しでも何かの形での曾於市がよくなるような組織づくりを進めていきたいというふうに思います。

○6番（重久昌樹議員）

それでは、2項目めに入ります。

台風通過後の道路清掃作業の状況についてでございます。

これにつきましては、取りあえず市道、農道について建設業者さんがいるわけですが、この業者さんが受持ちの区域をそれぞれ通過後に清掃をしていただくということによろしいですか。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

今議員が言われたとおりでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

通常の清掃作業のところはもちろんしていただくわけですが、後から自治会から依頼があったりとか、そういうところもしていただけるというふうに思うんですけども、台風が襲来するという事は自然災害ですので、災害になるわけですね。災害復旧ということだと思ってしまうんですけども、残るのは自治会が清掃する区域、シルバーさんをお願いする区域等々は、すぐは、後からは対応していただけるかもしれませんが、その業者さんが初動でしていただく区間には入らないということになりますか。自治会が清掃する区域がありますよね、集落内とか集落内からちょこっと出るところとか。結局その、業者さんが清掃する区域と集落が清掃する区域の境目から集落内辺りの区間になりますけれども、そこは基本的には集落内ですけれども、なかなか高齢化と人口減少も、こればかりですけれども対応ができない。おまけに土日でなければ仕事の人はいないというふうになるんですが、基本的には建設業者さんがするところは、集落内の自治会が清掃するところは外れるということではないですか。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

災害とかそういうところに関しましては、自治会の中も含んでおります。あくまでも自治会にさせていただくのは、夏とかそういう時期の通行に支障があるような草払いだけをお願いするという事で、自分の家の前を確実にされる方もいらっしゃるけれども、基本的にはそういう区別はせずに、枝葉とかそういうものが、落ちているところは全線をすることにしております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

集落内は基本的にはもう集落の方がされると思うんですが、課長が今答弁されたのを受けますと、市道、基幹農道、ここについてはもう業者さんが全部見ていただくと、基本的には見ていただくと災害、台風通過後は。そういうことでよろしいんですか。ある程度の災害の状況に応じて期間がかかると思うんですけれども、風倒木、土砂崩れ、それ以外に山間部に行きますと主は杉の葉、枝そういうのが中心になって、もう山の下は杉の枝とか葉で通行ができない状況もあるんです。そこを含めても基幹農道・市道は全部業者さんが見ていただくということでいいんですか。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

農道につきましては、先ほどからお答えしておりますとおり、地元管理が基本ということで、地元から台風通過後、そういう災害の後に通報があった場所について、こちらから調査に行きまして、その後、建設業者さん等にお問い合わせすると、そういう形になっております。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

市道の方も、先ほど申しましたように、やはり交通量の多いところを順番で優先していきますので、どうしても山、山間部の交通量の少ないところは時期が遅れてくるとは思いますが、一応市道管理ですので、一回は通るようにしております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

わかりました。なら、災害後は全部の市道、基幹農道はそういった除去はしていただくということだと思います。

それとあと一点、台風の通過後に、特にこれは市民の方から相談があったわけですが、市街地、町地区においてそういった枝葉や木の葉、そういった台風の風によって吹き飛ばされてきたいろんなものが台風ごみとして出ます。なかなか高齢化で、持っていけないというような話があって、一時的に保管する場所、台風ごみを。行政の方で後から運んでいただくような対応はできないかという。道路を含めて周辺を掃除をします。そういったところのごみの搬出方法といいますか、高齢で車もない、台風ごみなのでなかなか持っていけない、通常の草枝等であれば、ごみ収集車で回収ができると思うんですけれども、量的にも結構あるような場合なんかは、臨時的にそういったごみの集める場所とか、そういう高齢者対策になると思うんですけれども、それはできないものですか。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

この前の14号のときにもあったと思うんですけども、一応自治会というか、その方々が集めることは集めたということで、空き地というか、道路のちょっと空いたところに溜めておきますということで、うちの作業班が処理したという事案はありますので、今後もそういうのは可能ではないかなと思っております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

それでは、そういう災害後のごみについては、自治会長さんが状況は分かっているから、自治会内の状況を取りまとめるといいますか、把握して、ここに溜め置きをしておきますからお願いしますということで市役所の方に連絡をすれば、対応していただけるという認識でよろしいですね。

○土木課長（上集基志）

あくまでも市道に関してのそういう枝葉とかそういうことでございますので、一応市道に関してはそういう方向でいけるのではないかと考えております。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

そんなら、市道等についてのごみだと思うんですけども、また担当課の方に、それについては詳しく問合せをするようにまた話もしてみたいと思います。

とにかく、台風ごみについては、市道の分、どこの分というのは分からないわけで、どこかがしないといけないわけです。ですから、あまり難しくせんないかんとでしようけど、台風で出たごみですから、災害ごみですので、柔軟な対応をお願いしたいと思います。市長、それでよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

そのように、今後もまたいろんな形でのやり方はあると思いますので、検討しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（久長登良男）

ここで、重久議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時21分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、重久議員の一般質問を続行いたします。

○6番（重久昌樹議員）

次に、2番目のごみの収集についてお伺いたします。

クリーンセンターの持込状況につきましては答弁、第1回目に答弁いただいたとおり、先ほど休憩時間にちょっと計算しましたけれども、それぞれ20万件を超える持込量であるようでございます。これを1日に直しますと、令和元年度で650件、令和2年度が731件、令和3年度が646件と、こんなに、これは台数ですけども、持込台数が多いのかなというふうに改めてびっくりしたわけですが、一番多い日の件数というのは、市民課長分かりますか。多い日の件数。分からなければ結構ですけど。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

多い日の件数ということでございますが、時期的で申し訳ございませんが言わせていただきますと、12月がやはり一番多いのではないかと考えているところでございます。

そして7月、8月も多いということで把握しているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

多いということで、平均で600件、700件ですので、まだ多いだろうと思いますが、月別には12、7、8ということで、年末は特に多いだろうと思います。

この台数があそこを行き来するわけですから、クリーンセンター周辺の住民は大変だろうというふうに思います。ここら辺で交通渋滞とか騒音とか、そういったものの苦情といたしますか、市役所に問合せ等はなかったんですか。ないもんですか。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

10年ほど前でございますが、年末等におきまして、市道の湯之尻福留線からクリーンセンターの入り口まで渋滞があったところで、その当時、たくさんの苦情と御意見をいただいたところでございます。

現在につきましては、渋滞緩和策ということで、現在クリーンセンターの出入りを正面玄関1か所ですしておりましたけれども、繁忙期につきましては、手前の専用車両の入り口から入っていただきまして、そしてストックヤードで廃棄物を出していただいて、正面玄関から出ていただくというような一方通行をさせていただいた関係で、現在のところは苦情等はこちらの方では聞いていないところでございます。

しかしながら、ゴールデンウィーク、そういうときには多いということでございますので、そちらにつきましては今後協議をしていかないといけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

年末にFM放送で、なるべく早くごみを出してくださいという放送をされますけれども、私も年末に行くと、大変混雑をしている状況ですが、放送を流すことでごみが、その状況が変わったとかというようなことは考えられますか。

○市民環境課長（上村 亮）

議員がおっしゃるように、FMまた広報紙等で周知をしておりました。その関係で、その時期少しずつ渋滞の方が少なくなっていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

最近はないということですので、恐らくそういったごみの持込みの分散化が進んできたこと、市民の皆さんにも周知されたんじゃないかなというふうに思うところがあります。

次ですけれども、企画政策課長にちょっとお伺いしますが、自治会加入率についてお伺いしたいと思います。

過去5年間の自治会加入率を教えてくださいたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

まず、令和4年度から逆算といいますか、反対方向に行きますが、令和4年度が2月1日時点で加入率67.2%、令和3年度が69.4%、令和2年度が70.5%、令和元年度が71.7%、平成30年度が72.4%というふうになっております。

○6番（重久昌樹議員）

加入率については、今課長が答弁していただきましたように、年々下がってきております。

課長、今後の予測としては、今いろいろ加入促進等もお願いしているわけですが、なかなかうまくいかないような数字が出てきているわけです。今後、課長が予想される場所は、今後5年、10年ぐらいにどこまでなるのか。総体人口ももちろん減っていきますけれども、戸数も減っていきますけれども、予想等があればお聞かせいただきたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

今申し上げました5年間の自治体加入率を見ますと、年間に2%から3%ずつ減少しております。このままの流れでいきますと、10年程度経過いたしますと、令和4年度67.2%が60%を切るのが五、六年だろうというふうに考えますと、50%から

55%程度に推計されるのではないかという感想を持っております。

○6番（重久昌樹議員）

今の自治会未加入者のごみの収集状況ですが、これは市民環境課長にお伺いしますけれども、これはもう自治会のごみステーションは使えないわけですので、これについてはもう本人の持ち込みということになりますよね。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えいたします。

自治会未加入者の方につきましては、議員がおっしゃるように、直接クリーンセンターに持ち込んでいただくか、またその自治会の方で御相談いただき、もし捨てられる許可が出るようであればそこに捨てられる、ステーションの方に捨てられる方もいらっしゃるようでございます。

基本的には、クリーンセンターの方に持ち込んでいただいている方が多いようでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

今の未加入者の持込状況ですけれども、前、よそから帰ってきたちょっと遠くの方が、大隅のですね、自治会にまだ入っていないと。ごみを出すのに大変苦労しているという相談を受けたことがありました。

それで、自治会については、今2月1日現在で1万7,405世帯あります。これが今の状況だと30%の方、5,000世帯以上の方が持ち込んでくるということになります。これも年に1回、週に1回程度じゃない、月に1回程度じゃないというふうに思いますが、週1か2か持ち込んでくると思います。

加入率が下がってくると、半分ぐらいの世帯の方がクリーンセンターを目掛けてごみを持ってくる。ということであれば、またそこら辺の環境が変わってくるんじゃないかなというふうに懸念をしているところです。

そこで、そういった自治会未加入者についても、加入をお願いをしないといけない反面、市民へのサービス提供をしないといけないことを考えると、ごみ持込みの場所、それとクリーンセンター周辺の交通混雑の状況と考えると、これをちょっと分散化、先ほど年末とか盆のごみの搬入の分散化も触れましたけれども、これを分散化をする方法です。例えば、大隅の方、遠い方、財部の遠い方が遠くから持ってくるのは大変だと。市民サービスの一環として、例えば大隅の支所、財部は支所はちょっと偏ってしまいますけれども、ある程度中心的な場所に収集場所をもう一か所ぐらいずつ設けて、そこに搬入する。

校区外、校区単位ぐらいに搬入場所が設置できればいいですけれども、管理者が

いないということで、担当課にもちょっと話しましたが、管理者がいないとどうしてもごみの場合は難しくなります。ですから、ごみを分散化してクリーンセンターの搬入状況あるいはそういう自治会未加入者への対応として、市長、支所にでも、資源ごみ、生ごみが一番多いわけですので、そこあたりを1週間に1回ぐらい収集する場所を、そういった方向への検討というのは考えられないですか。

○市長（五位塚剛）

支所にそういうごみの収集場所を作ったらどうかという御意見、提案であります。そのことについても、今までちょっと議論したことがありません。全く新しい発想でした。

ただ、現実的には難しいのかなという感じを受けております。

○6番（重久昌樹議員）

市民環境課長にお伺いしますが、近隣でそういったごみ処理施設はいっぱいあるわけですが、近隣でそういった、曾於市の場合は1か所ですが、複数でそういった場所を設置しているような、設けているような場所があるか、ちょっとお尋ねします。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

申し訳ございません、全てを把握しているわけではないところでございますが、近隣で資源ごみ、そちらの方を1か所収集場所を設けてしているところもあるようでございます。あと幾つか、合併前の旧市町村で1か所程度、別に設けて収集をしておられる市町村もあるようでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

市長、費用もかかることですから今急にというわけじゃないですけども、一つの今後のごみ収集の解消策といいますか、課題といいますか、そういうことで、また検討課題ということで検討していただくというようなことはできないですか。

○市長（五位塚剛）

私の、末吉の深川地区では、資源ごみは研修センターのところに持ってきてもらえば、それはちゃんとお金になりまして、資源ごみですので空き瓶とかそういうのはやっております。

ただ、生ごみになったときが非常に対応が厳しいと思います。それと、市役所に持ってくるというのにちゃんと名前を書いてくれるのかということもあります。そして管理ができるのかということもありますので、ちゃんと分別していただければ問題

ないんでしょうけど、そういうのを含めていろいろ問題点がありますけど、市民環境課を中心として検討させていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

ぜひ、今すぐというわけではないですが、一つの検討課題として取組をしていただければありがたいと思います。

それと、高齢者等のごみ出しのところになるんですけども、高齢者等でごみ出しに対して支援が要るような方等は、何か市の方で対策はされているか、お伺いいたします。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えいたします。

こちらに幾つか問合せがあるところがございます、その場合、こちらの方では、まず曾於市シルバー人材センターの方に一般廃棄物の処理業務協定を交わしております。そちらにつきましては、ごみの分別の研修を受けられた職員がごみ出しの分別作業、そしてごみの搬出までをお願いできる有償サービスがございます。

また、福祉の関係で、社会福祉協議会の方が住民同士の支え合いの活動の一環としてホットサービスというサービスを行っておられまして、そちらにつきましては買物の代行やごみ出しなどの有償サービスを行っておられるようでございます。

そちらの方を市民の方々に周知をしているところでございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

ある程度はされているということだと思いますけれども、この間ちょっと報道で見ましたけれども、介護認定の区分によって行政がしてくれるところと、介護認定がもらえない人はもう出せないというようなところもあるようでございます。

こういう、特に独り暮らしの支援がいる方については、行政が手を差し伸べることじゃないかなというふうに思いますので、これについてもぜひ、もうちょっとそういう方がごみ出しに困らないような対策を、市としてもしていただきたいというふうに思います。市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今の問題については、社会福祉協議会、またシルバーさんも含めて、またいろんなボランティアの方がいますので、全体的な問題として検討させていただきます。

○6番（重久昌樹議員）

よろしいですか。最後になりますので、もう最後になります。

ボランティア活動の収集ごみの処理について、市民の方から御相談がありました。なかなかこのボランティア活動するけど出し方がちょっと、分別が難しいというよ

うな状況であるようでございますが、市民環境課長にお伺いしますけれども、現在のそのボランティア活動したときのごみを持ってきます。その処理といたしますか、どこまでどうやって、どうやって出すのか。そこ辺りをちょっと、現状を教えてくださいとお願いいたします。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えをいたします。

ボランティアの方々につきましては、市内の一斉美化活動を通しまして、道路の清掃やそして散乱ごみについての回収など、ボランティア活動に対しまして本当にありがたいと感じているところでございます。

ボランティアのごみの持込みに関しましては、現在、一般に持ち込まれる方と同様な対応をさせていただいているところでございまして、ごみの分別の手引き、こちらのもと、分別をお願いをしている状況でございます。

以上です。

○6番（重久昌樹議員）

私もいろいろ、今までもボランティア活動をしてまいりました。集めてきて、それを分けて洗って分別をして、それで持ち込むというのは、なかなか気が進まないというとまたボランティアをしていてあれなんですけれども、なるべく簡単に持ち込めないかなというような感覚を受けるわけです。

人が飲み食いしたものを集めて、それを手をかけて、きれいなものは分別して出してくださいよということで、きれいなものもですけれども、そういったものを何かなるべく簡単に出せないものかなというふうに思うんですが、市長はこの今の課長が説明された現状を聞いて、ボランティアもされたことがあると思うんですが、今の持込状況でいいのか。市としてはそういう持込み方をされた方がもちろん処理がしやすいでしょうから、なるべく今市民が出されるような形で出してくださいというのが本音でしょうけれども、ボランティアをする側としては、なるべくもう集めたのはそのまま出したいわけです。そこあたりは、市長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この前、大隅の老人会の総会の後も、意見交換の場でその問題が提案されました。ボランティアでそういうごみを回収しているんだけど、非常に厳しいのではないかという話もありました。実際、私はそうだろうと思っております。ですから、もうちょっとこの分別ごみのやり方を、結果的には分けているけど、最後にはクリーンセンターへ行って燃やすのが主なんです。

だから、隣の都城市なんかは、非常にそういう意味では、何でもかんでも燃やす

から、非常にごみ出しが簡単なんです。一方では、大崎、志布志は、燃やす施設がありませんので、さらに分別を徹底してされておりますので、非常にまた市民・町民からはまた反対にクレームもあるみたい。だから、非常にこの問題はどこも苦労していると思います。

もうちょっと、だから最終的には燃やすんでしょうけど、もうちょっとこの簡素化できないかというのを、再度担当課を含めて、指定管理もしておりますので、ちょっと研究といいますか、そういう調査をさせていただきたいと思います。

○6番（重久昌樹議員）

まあ、ごみの分別は私も必要だろうと思います。家庭では必ずやっておりますので、ほとんどの皆さんがされているというふうに思います。ですけれども、やはりこの、人の、先ほどから何回も言いますが、そういった分についてはクリーンセンターの状況を考えると、缶・瓶・あとは燃えるごみで一括でいいんじゃないかなというふうな認識なんです。そこあたりぐらいまでして持ち込めばまだ、本当はもう1回でまとめてクリーンセンターにお願いしますよというふうな感じでもいいんじゃないかなと思うんですけど、ボランティアですので、ある程度できるところまではして、それ以上はお願いしますよというふうな感じでやっていただきたいというふうに思っております。

これについては、市長が今言われたように、クリーンセンターや担当部署ともお話をされていくということでございますので、なるべくそのボランティアごみが簡単に出来るように要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫杉雄議員）

18番議員、迫です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

コロナ禍もパンデミックで4年目に入り、またロシアのウクライナ侵攻も長期戦となり、終戦の見通しも立たない中、国際的に世界が急激な変わりようであり、我が国においてもいよいよ少子高齢化の中で経済活動、国民生活に対応しなければ

りません。

まず、通告の1、森林行政について。

本市におきましては、390.14km²に対し、森林が59%を占めております。皆伐面積等はどのような状況であるか、今後の再造林、植栽の見通しについて森林環境譲与税による計画対応について伺います。

次に、②の旧末吉町で整備しております新田山の千本桜の森並びに記念の森の管理については、今後、本市独自の計画を盛り込むべきではないか、市長の見解を伺います。

次に、③フラワーパーク予定跡地を負の財産にしないために、市長は対応を議論すべきであると思います。森林環境譲与税計画で、対応すべきであると思いますが、対応策を伺います。

次に、2の①河川への対応について、市内を流れる一級河川は県の対応並びに二級河川は本市の対応について市長の見解を伺います。

②市街地における竹藪の生い茂る市街地周辺に対しての対応、議論はされているのか伺います。

③市街地周辺については、特に大淀川の末吉中学校の下について景観をどう見ているのか、議論や要望がないからと言わずに、中学生のためにも対応すべきであるが、見解を伺います。

次に、3のコミュニティ協議会についてであります。

①今日までのモデル6地区の取組状況について具体的に伺います。並びに、他の18公民館の取組で、令和6年度に移行するための啓蒙、啓発並びに地区民の意識の高揚はどうであるか伺います。

次に、②であります。今までの公民館体制では、地区内の各戸数からの負担金を徴収して運営していたが、コミュニティ協議会はオープンで進めることという言葉も聞こえて、未加入世帯との兼ね合いはいかにあるべきか伺います。

次に、③令和6年度以降は、小学校区でないコミ協の行事活動は学校PTA活動との兼ね合いにいかにあるべきか、子供たちは地域で育てることが望ましいが、地域教育についてはどうであるか伺います。

全国的に急激な少子化について、5年、10年後の学校数とコミ協の活動についての議論はどうであるか。地域活性化をどのように捉えるか伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の3の③以外は、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3の③につ

いては、教育長に後から答弁させます。

1、森林行政についての①市内の皆伐面積の状況と、今後の再造林、植栽の見直し及び森林環境譲与税の使い道について、お答えをいたします。

曾於市の民有林面積は1万9,361haで、杉・ヒノキを主体とした人工林面積は1万3,236haです。人工林率は68.4%となっております。令和3年度の伐採面積は541ha、そのうち再造林面積は262haで、再造林率は48%の実績となっております。

また、森林環境譲与税の用途につきましては、基本的に民有林の森林整備に活用することになっていることから、再造林や間伐等の森林整備の実施及び森林整備を実施する林業労働力を確保するための担い手対策などを推進していく計画であります。

1の②千本桜の森及び記念の森の今後の管理計画について、お答えいたします。

千本桜の森の管理につきましては、現在、市有林管理で整備を行っております。今後の整備計画につきましては、市有林の管理として桜以外の立木の伐採及び下刈作業を実施していく計画であります。

記念の森につきましては、広葉樹林として充実した森林となっていることから、森林の移り変わりを見守りながら維持管理を行う計画であります。

1の③フラワーパーク予定地跡地の森林環境譲与税を利用した整備について、お答えいたします。

フラワーパーク予定地跡地につきましては現在、市有林管理となっていないことから、森林環境譲与税を活用した森林整備ができないところであります。今後は、森林としての利活用を優先させながら、適切な森林の整備に努めてまいります。

2、河川管理への対応についての①河川管理について、環境・災害等の見地からの対応策について、お答えいたします。

市が管理する準用河川及び普通河川については、出水期前に点検を行っているところです。また、県についても同様と聞いております。また、地域の方々からの連絡により、現地調査をしております。

2の②市街地周辺も竹藪が生い茂り、対応がなされていない状況であるが、どのように対応するかについて、お答えいたします。

河川の管理については、基本的には河川の通水能力に支障があるかないかで判断いたします。土砂等の堆積については、河川断面の3割以上の阻害が生じている箇所を優先して除去を行います。また、護岸の決壊や破損がある場合は、護岸の保全のため復旧や補修をいたします。なお、今年度、市が管理しております、末吉の栄楽公園の脇を流れる町下川は、公園の景観に配慮し伐採を行いました。

2の③市街地周辺や中学校下の大淀川周辺は早急に対応すべきについて、お答え

をいたします。

大淀川につきましては、県管理河川であり、中学校下の場所は、以前は通作のため利用者で主に伐採等されてきたと思われる大淀川の管理道路があります。現在は、利用がないため竹などが生い茂ってきたと思われませんが、市としましても県に要望してまいります。

3、地域コミュニティ協議会についての①現在の取組状況と市の支援状況等について、お答えいたします。

笠木、中谷、柳迫の3地区がコミュニティ協議会を設立し、大隅南、北部の2地区が令和5年度設立予定です。また、南部地区は準備委員会を継続する予定となっております。

市の支援状況については、集落支援員を各地区に配置し、協議会の準備段階から設立、運営の支援を行っています。他の公民館については、要請がある公民館の総会等に合わせて説明を行っています。令和6年度以降も説明会を通してコミュニティ協議会への推進を図ってまいります。

3の②未加入世帯に対する負担金の在り方について、お答えいたします。

未加入世帯の負担金の在り方につきましては、これまでの未加入世帯に対し負担金を徴収するように内規で決定している協議会や、全く負担金を徴収しないとする協議会など、各協議会が自ら負担金の在り方を決定しているところでございます。

3の④急激な少子化による学校数と協議会の活動や対応についての議論、また、地域活性化について、お答えいたします。

現在は、子供から高齢者まで世代ごとに人材が還流することにより、地域コミュニティ協議会の活動が成り立っていると考えております。

今後、児童の減少や学校統合により若い世代の協議会への参加がなくなることは、協議会の活動に大きな影響があるものと危惧しております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

迫議員にお答えいたします。

3の③令和6年度以降は、小学校区でない地区での地域コミュニティ協議会の行事計画とPTA活動との兼ね合いはどうであるべきか、子供たちは地域で育てることが望ましいと考えるが、見解を伺いたいについて、お答えいたします。

地域コミュニティ協議会の行事計画とPTA活動との兼ね合いについては、協議会の組織にPTAが構成団体として位置付けされていれば話し合いの中で取り組みされるものと考えられます。

地域の校区公民館と小学校は、今まで学校行事等を中心に連携して子育てを図っ

てきましたが、これからは地域コミュニティ協議会の方々が中心となり地域活性化の一環として子供たちの成長を見守っていただくこととなります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目の質問をいたします。

環境譲与税が令和6年から個人の住民税として1,000円ずつ課税されるわけですが、森林法による保安林の件がどうも引っかかります。保安林については、課税が優遇されると、いろんな特典がありますが、市内における保安林の状況並びに保安林との兼ね合いはどうなるのか。

それから、所有者不明の森林がどのように把握されるのか、内容的には計画の中に盛り込まれている所有者不明の森林管理システム整備業務委託の350万円等で対応されるのじゃないかと思いますが、答弁を求めたいと思います。

令和元年度からの対応がどうされているか、今日までの状況を伺います。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それではお答えいたします。

まず、この森林環境譲与税であります。これは森林について課税される税金ではなくて、広く国民に課税されるということになります。ということで、保安林等々、山林の種類で譲与税が変わるということではありません。

それから、市内にいらっしゃらない不在地主等の調査につきましては、現在、全てのその民有林に対して拾い出しを行いまして、森林組合に委託をしまして、今後の管理について意向調査を行っているところであります。

保安林の面積につきましては、後ほどまた、お答えしたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今聞いたように、個人の住民税として課税されるということは重々分かっておりますが、それに引き続いて計画の中で、今質問しましたように森林管理システム整備業務が森林組合に委託するということですか。その確認で、どう対応されるのかという質問でありますので、課長が答弁された内容でいいということですね。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

森林環境管理システムにつきましては、今もタブレット等は使っておりますが、今回、譲与税を利用して令和4年度、令和5年度で新しいシステムを構築するというような形になっております。

その中で、森林等の把握そういうのを今パトロール員もいますので、その方たちにやっていただくというような形になっております。

○18番（迫 杉雄議員）

令和元年度からはもう進んでいるということで、お尋ねすることがまだ多いんですが、令和4年度は、譲与額が、交付額ですか、6,871万8,000円でしたよね。それに引き換えて4年度は積立て等はないみたいですけど、積立てについて5年度以降はどうされるのか。積立てはもうしないということであれば、答弁を求めたいと思います。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

すみません、先ほど保安林面積の御質問がありましたので、今、保安林の面積は948haとなっております。

続きまして、基金積立の件であります。現在、曾於市森林環境譲与税事業実施計画ということで、令和元年から令和11年までということで作っております。

その中におきましては、令和4年度までは基金を積み立ててまいりましたが、この森林環境譲与税を有効に活用するために、曾於市としましては、令和5年度からは基金は積み立てずに森林の整備、そういうものに充てていくと。間伐、それから皆伐後の植える作業、そういうものに補助等をして森林環境を育てていくと、そういうような形で考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

今、申しましたように、事業計画は令和元年度から一応11年度までが立っておりますが、12年度以降については随時変更とか、また計画直しがあるのか。また、11年度までも、事に及んでは計画変更もできるのか、この事業計画としては。そこらあたりを確認答弁を求めたいと思います。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

計画につきましては、今後、また見直しは当然していく形でやっていきたいというふうに考えております。

（「年次的じゃないんでしょ」と言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

毎年の見直しではなくて、ちょっとそこは毎年ではないです。毎年ではなくて11年までの間に見直すということで考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

11年度までに見直しが一応可能と、どっちみち11年度までには見直して、それからまたちょっと継続という意味だと思いますので、そういうふうに理解したいと思います。

計画の中に生産基盤整備、この中に林道沿線整備事業委託の今年度の500万円とありますが、これについて林道ですので、どこまで林道を整備できるのかと、皆目見当が付きませんが、皆伐採するための林道なのか、整備なのか、そこらあたり

についてちょっと詳しく答弁を求めたいと思います。この林道沿線整備委託について、言葉で言いますと路網整備についてということでお尋ねするんですが、ある程度山の中に入ると整備をしていける林道沿線整備なのか、確認をしたいと思います。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

すみません、この林道整備につきましては、市が管理している林道に対しての整備ということで、現在、林道台帳等に載っているところの整備ということになっております。

議員が今言われますような、伐採を行うのに林道をつけると、作業路をつけると、そういうものについての使途ということは、今のところ入っていないところであります。

○18番（迫 杉雄議員）

令和5年度で500万円ほどの予算が組まれておりますが、これはもう確実な林道沿線だけを整備するとなると、もう一方的、耕地林務課が要望がある所だけするということですか。また若しくは、例えば森林組合等がそれを事業費を使って進めるという意味合いなのか、どっちみちは事業計画の中で進めていくとなると、その作業道路沿線、そして路網の整備は必要ですが、路網の整備がどこまでなのかがちょっと私には不勉強で理解できないところです。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今現在、林道として市が管理している路線としまして44路線ありますが、その伐採等の維持管理として、この予算は林道沿線整備というのは考えているところであります。

○18番（迫 杉雄議員）

森林整備の次が曾於市次世代の森林づくり対策事業ということで、ここが一番事業費を使うわけですが、令和4年度で2,224万2,000円と、これについて内容的に、俗に言う山の所有者と業者との間でどのようにこの次世代の森林づくり事業を進めていくのか、令和4年度若しくは令和3年度でどのような状況であったのか、経過的に答弁を求めたいと思います。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

今計画書にあります次世代の森林づくり対策事業、これにつきましては、現在ちょうど用材の杉、ヒノキの伐採が適期に来まして、どんどん進んでいるところであります。何百町歩という木が毎年伐採されている状況でありますけれども、それに対して、また新たな植林が行なわれていってないというような状況の中で、その植林をしまして、また次の世代につながる森林を作るとそういうことで、今現在、

その国・県も行っておりますけれども、間伐やそれから植林に対する補助、そういうものに充てるということで考えているところであります。

○18番（迫 杉雄議員）

俗に言う林道整備、路網整備、これについては環境という観点から森林、山に入るための整備だと、それに使う事業予算だというふうに受け取っていいわけですね。

それでは、②の千本桜についてですが、この千本桜の施設といいますか、もう二十七、八年たっていると私は思いますし、当然、植樹をしましたので覚えておるわけですが、これについて、現在、桜とモミジと、そしてクヌギが数多く成長しているわけです。木は10年と言いましても二十何年たっておるわけですので、かなり桜にしても、モミジにしても大きくなっています。

そういう意味から、俗に言う3月には桜、9月、10月にはモミジということで、紅葉、桜の満開、これを市内外にどうやって発信してきたか、全然市内でも発信してないのか、ここら辺りはどうも聞こえが今日までないような気がします、現場は今申しましたように、もう二十数年たっていますので立派な千年桜の森になっています。また、看板も立派な看板がずっと立っていますが、市長の見解を伺うところで、この施設に対してどのような見解を持っているか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この千本桜については、私も旧末吉町議会時代に議員の方々も一緒に食事をした歴史があります。その後、残念ながらほとんど市民をはじめ、旧町の方々に対しても、あまり知られていないようでございます。

私も行ったことはありますけど、なかなか現実問題、どのようにして宣伝をしていいのか、私も非常に困っている状況であります。担当課を中心として、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今日まで今後の問題として検討させてもらいたいという市長の見解であるわけですね。これについては、せっかく旧末吉町時代に作ったものが、あれだけ自然はほったらかしていても立派になるということです。

もう一件、見解を伺うんですが、この千本桜には全然足を運ばず、一方では、憩いの森がその先にありますが、これはまた立派に管理されております。ここの兼ね合いを考えれば、何かこう行政としても環境の問題から、自然環境の心豊かさの問題から考えつかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

特に新田山の憩いの森も、ある程度ほったらかしているという状況ではないわけですね。もう立派にここ、もう新田山は30年たつわけですが、あそこの一帯が今にな

って、今後管理を検討するということについては、もうどうも質問にもならないような気がします、1回市長が足を運んで自然を見てもらえばいいんじゃないか。人を見るよりも自然を、俗にいう「山を見て木を見ず」というのがあるが、山じゃなくて1本1本の木を見てもらえばどうかと思うんですが、市長、さっき言いましたように、春は桜、もう完全に秋は紅葉、これのコントラストは大変なもんだと思いますし、何で今までPRしなかったのかと。そしたら、今からでもやろうかという見解を持っていませんか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

実際私も見ましたけど、なぜあそこにああいうのを植林したのか、やっぱり疑問に感じるものもあります。ヤマザクラも、前の池田市長が何本か植えましたけど、何といたしますか、雑木の中にヤマザクラを植えて、どこまで成長するのか非常に私はその当時から疑問を持っておりました。

また、この千本桜のところも、非常に行きにくいところなんです。ですから、通常の桜の場合は弥五郎の里みたいな公園の中に桜が植えておれば、ある程度人も集まってよく見えるんですけど、場所としてはよっぽど何かがないと行かないという状況があるようでございます。

市の財産になっているわけですので、担当課を中心としてこの場所を市民に、また、広く市外の方々にもどうしたら見える場所にできるのか、検討させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の見解であると、当然、質問しようかなと準備をしたのが、市長は千本桜の1,100mの遊歩道は歩いてないと見ておりますが、そこら辺りを歩いてませんよで一蹴するか、又は自分の見解にそぐわないからいかなものかというかです。ですけど、日本人の桜を見る心というのは立派なものがあると思います。

今のところ、毎日とってくらい、全国のこのカワヅザクラやらほかの花もですけど、ずっとこう目に入ってきますが、曾於市にいいものがあって、今のような見解であれば、もうほったらかしかというような気がします。元手はかけているわけです。そこ辺をやっぱり考えてもらって、私が言いたいことは、行きにくいところだということではなくて、車は行くわけです。トイレもあるんだけど、このトイレについていつからほったらかしてあるのかって質問をしたいところです。やっぱりこれは市の財産です。市の財産という立場から、市長の見解とはまた別だと思う。

自分のトップダウン的なところから、どげんかせんかと、どげんかしようやという言葉一つあれば、付随してくるんじゃないかと思います。

よく考えれば、高岡、新田山は、あの辺りはそれなり自然を大事にする気配が、

車で行けば見えます。桜も植えてあるし、わざわざあそこまで行かなくても、途中で桜が咲いて、その奥にその立派な春の桜やら、秋の紅葉やら、憩いの森まで行けばこれで感動しないのであれば、観光はどうするのかというような議論をしなきゃいけないと思いますが。

今さっき言ったように、憩いの森は森林組合が指定管理で立派にしてあるんです。そしたら、指定管理どうのこうのじゃないけど、千本桜の森は車が行けないでもないが、あのまましとったら下から上る遊歩道の側溝は詰まっています。詰まって、恐らくまた災害につながるんじゃないかと、誰であってもそういう言葉に、見たら言うはずです。それを検討しますじゃなくて、できますなら、もう即対応してもらいたいと。

何でもかんでもシルバーじゃいかんけど、シルバーにお願いしてでも、見に行く人はおるわけですので、その遊歩道、桜を見るための遊歩道ぐらいは整備するべきだと思いますが、それもまた検討で一蹴ですか。再度見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この施設については、ほとんど市民に知らされていない状況であります。また、多分うちの今の課長の人でも、行ったことがある課長が何人いるか、非常に疑問でもあります。多分、ここにいらっしゃる議員の方々も、半分以上は多分足を踏み入れていない状況じゃないかなというように思っております。

そういう意味で、再度原点に戻って、私も含めて、課長を含めて、ぜひこの地域に入って、どうすべきかという原点に戻って議論をさせていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

原点に戻ってという言葉がもう市長の見解だというふうにとれますが、市内で知っている人がいないと、これはどういうことですか。全然アピールしていない、今もう20年以上、30年たつとか、20年たった、10年たったでもいいです。それをアピールしていないということ自体が、何か理解に苦しみます。

普通の市有林の話をしているんじゃない。市の財産としての、それは田崎町政で作りに上げたものですから、なおさら歴史を感じるわけです。

市長も、今さっきの答弁で、私も植えに行きましたと。たしか100種類の桜を植えました。そして、今になれば、紅葉はそのときあまり意識していませんでしたが、紅葉も、ものすごい紅葉を来たすと。

12月の21日、大崎町の主婦の方が南日本新聞の「ひろば」に書いてくれたんです。ちょっと半分でも読み上げてみたいと思いますが、「遊歩道には雑草が生い茂っているかもしれない。それほど期待していませんでしたが、今回初めて遊歩道を元先のほうまで行って見て、見事に色づいた威風堂々とした風格ある紅葉数々が、本

数を数えると120本以上もあった」と、そして「想定以上にうれしくて、すごすぎるの連発でした」と、「とても鮮やかな紅葉が目に焼き付くようでして、とてもいい森なので、たくさんの人に知ってほしいと思います。そして、4月の桜の時期も楽しみです。もし、雑草で歩きにくければ、藪こぎでもしましょう」と、「千本桜の森はいいところです」と、これが新聞に12月に載ったときに、はたと胸を打たれたんです、私は。

市長は読まれてどうだったか知らんけど、私はもう胸、どきっとしました。そういう意味から、市内の人が知らないからと、これはあまりに理解に苦しみます。市外の人が来てびっくりした、当てにせずに来た人がびっくりしたというわけですが、行ってみたら、さすが桜もそれなり成長しているし、紅葉も威風堂々の大木になっています。そして、遊歩道の坂道、何ていいますか、生コン舗装ですか、あれもだいたい四、五百mまで、まだが一んとしています。

ただ、今申しましたように側溝には葉っぱやら瓦礫が詰まっていますが、もう雨が降ったら災害につながりますよと言うんですが、それでも皆さんが知らないから検討しますか。できれば、もう即担当でも現地に行けど、そのぐらいの元気を出してみたらどうですか。

以上です。答弁があれば答弁してください。

○市長（五位塚剛）

そういう状況で、今報告していただきました。担当課としてすぐに現地に出向き、その側溝については対処をすぐしたいと思います。

ただ、同時に、私を含めて、この桜の時期にもう一回足を運んで、今後どういう形で管理したらいいのか、また、どういう形でPRができるかということを検討させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

千本桜の森は、市長が検討する気がなければいけないと思うんですが、千本桜と記念の森を私は通告しているわけです。千本桜の森は、もう今行けばこれはいいわと、そげん手をかけるようなもんでもない。あとは誰か発信させればいいようなことで。

まずその中に、平成20年の3月の石柱が立っています。曾於市観光特産品協会、桜の木を22本植樹したと、木じゃなくて、標柱じゃなくて、石柱が建っています。今から十四、五年前のことでしょうね。

それと引き換えて、記念の森も、もうほんの最近も、令和になってからも、やっぱり植樹がされています。桜ですけど、標柱が立っています。何年の何月、誰々と、向こうの高岡の子供会とか、そういう名前がちらくんですが、みんなは知らなく

ても、やっぱりそういうふうにならに關心のある人たちは、植樹もしてきています。

それを市が關心がないからとか、そこまで管理してなかったからでほったらかすのは、記念樹植をした人に何か申し訳ないような気がするんですが、市長、せっかく進んで植樹してくれた人たちに対してはどうも思いませんか。私は、見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市には悠久の森の紅葉やら、また弥五郎の里の桜の公園やら、またいろんな公園があります。そういう意味では、私自身も含めて千本桜を含めて、あまり実際關心がないところでございました。

そういう意味でも、もう一回原点に返って、市の担当課も含めて、やはり課長を含めて、やっぱり現地に出向き、この財産を有効的にどう生かすべきかというのは、もう一回考えないと私もいけないだろうと思っております。

そういう意味で、今後の管理については十分対応を進めてまいります。

○18番（迫 杉雄議員）

言葉に出るですね、財部には悠久の森、大隅には弥五郎の里、末吉には千本桜があるんだから、何か考えつきそうな、発想が出そうな気がするんだけど、それはもう今後の検討か対応か分かりませんが、やってもらいたいと思いますが。

あと一点、千本桜の森に、先ほど言ったクヌギが大きくなっているわけです。それは桜と違い、秋口にはどうなるかは分かりませんが、それは切ってもらおうような対応、これも一つの検討、議論じゃないかと思ひます。切ったらそのままシイタケのほだ木にすればいいんじゃないかと思ひますが、森林組合がどうせすればいいし、今、森林組合は体験農場のところに、山がけでほだ木を積み上げていますが、森林組合だったら、当然、その森林組合にも、今時期か知りませんが、大いにこのクヌギのシイタケ原木を積み上げていますが、これについて何か見解はありますか。私がまだ言いたいことがあるんですが、クヌギを切るようと、森林組合との関連は。

○市長（五位塚剛）

千本桜の周りにクヌギがもう適期に来ております。これについては、切るように指示をしているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ指示して、今がちょうど適期とか伐期とか、時期じゃないかと思ひんですが、そういうこともずっと管理していけばできることだというふうには考えています。

あと一点、桜について聞きたいんですが、予算の中に日本桜の会負担金1万円と

というのがずっとあるんです。日本桜の会にいつからその負担金が出ていたか、私も、大分前から出ているんですが、この桜の会の負担金はどうなっているのか。ちょっと質問が外れるんじゃないかと、質問をしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たちのいろんな公園に対しても、この会から桜を寄附いただいたりすることがありました。そういうことで1万円のあれがあるんでしょうけど、多分、竹田課長のほうが詳しいと思っておりますので、歴史的なことを知っていらっしゃると思います課長から答弁させます。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

いつからというのは、私もちょっと記憶がございません。この日本桜の会の会費は毎年ずっと納めておりまして、こちらのほうが、植樹の計画を出したときに、桜の会のほうから桜の苗木を頂けるということになっております。

もちろん、弥五郎伝説の里の植樹の際とか、そういったときにも桜の会から桜の木を分けていただいたということになっております。

市が希望したりとか、あと山林の全伐をしたときに、景観のいわゆる植樹ということで桜を植えたりとか、そういったものもありますので、その希望を出したときに全部が全部希望は通りませんが、割当てで桜の苗木が桜の会から送ってくるという形になっているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、課長が答弁されましたが、桜の会にずっと以前からいわば負担金を出しているということは、やっぱりそれなりの桜に対する思いは持ってなきゃいかんし、今聞いたように苗木ももらうことがあると、こういった桜につながないかんですよ。今後の検討は、検討するということですので、はっきり検討してもらいたと思います。

千本桜と記念の森については、まだまだいろんな議論をしなければいけないと私は思っています。検討もしなきゃいかん、議論もしなきゃいけないと思っておりますが、時間の都合ということで、今後のいろんな形で、市民に千本桜の森、記念の森をPRすることを努力してください。全然PRしなかったって、堂々とその体制が10年20年続いてきたというような風潮ですので、せつかく自然の宝ということで進めてもらいたと思います。

あと、③のフラワーパーク予定地跡地についてです。

市長が事業を断念してから、もう10年ということですよ。これについて、これまでにいろいろな角度から対応の議論やら、質問、議論がありました。今後、企

業誘致がなかなかできないとか、対応しているというても、全然手もつけていなければ、木は大きくなっているんです、10年たてば。早く言えば伐期を過ぎているのがかなりあるんじゃないかと思いますが、これについて、先ほどの答弁の中ではっきり読みませんでしたけど、森林環境譲与税の計画、譲与税の事業で取り組む計画を立てられないもんか、立てたらいいんじゃないかと思います。

どうせ皆伐、全部切れという意味じゃないけど、それなりの径級を切って、揃ったものは切って、少しでも自然に対応していかないかん。以前質問があったときは、排水がどうのこうのと、向こうのほうに、白毛川への排水がどうのこうのって。

1回で切れれば排水がと、みんなおと、皆伐すればすぐもうそこに目が行くんです。

けど、ここは単層林ですので、伐期に来たようなときから、若しくは伐期を超えた大きなのもあると思うんですが、そういうのを見計らって対応していけばいいんじゃないかと思いますが、市長の見解をしたいと思います。

これについて、通告したとおり、跡地の木について最近調べたことがありますか。今言うように、複層じゃなくて径級も調べてあるのかと、全然調べてないんじゃないかと思うんですが、課長がそこまで調べてあれば、調べているという答弁でもしてください。

○市長（五位塚剛）

胡摩のフラワーパーク跡地について、どうすべきかということについて内部でもいろいろと検討しております。フラワーパーク事業をするということで、市民の皆さん又は地主の方々から譲り受けた土地であります。

その後、フラワーパーク事業を断念をいたしましたので、その土地を地域活性化のために利用させてほしいということで、地権者の方々の同意をもらって、企業誘致とか何らかのことにさせてもらいたいという同意は頂いているところでございます。

ただ、この全体を、全て木を切ってやるといったら大変な費用がかかるということで、今はまだしておりませんが、少なくともあの平面の畑の部分と、すぐ近くの山林の平坦な部分は、やはり早く切って、ある程度の目安を立てるべきだというふうに思っております。今年度、少なくとも1町歩以下の杉を伐採をしたいというふうに思います。

伐採をして、企業誘致としていろいろ声がありますので、そこに企業誘致としてできないかという全体像を描かないと、全く前に進みません。

そのような形で、一番確実なのは木を切って、造成をして企業誘致としてすれば、これを一番最初に有効活用ができます。

そのほかの事業については、現実的には白毛川のほうに排水対策をしないと全く

利用ができません。そのために何億という排水対策の費用がかかりますので、それは非常に難しいかなと感じております。

ただ、年次的に市有林として認定をしていただいて、伐採をして、また再造林をしていくという、その方向性はあるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

1回で伐採という、若しくは今度はあそこに企業誘致を目的にするというような質問ではないわけです。はっきり言ったところ、今回、元年度から始まった森林環境譲与税の事業計画に基づいて乗っていかないのかというのが私の質問なんです。

ですから、市長が今考えていることを答弁されましたが、1町歩あたりでも畑側を切っていけば、そのうち見えるようになるんじゃないかと。木は10年たてば、もうそれは、何といいますか、太さ高さも変わります。もう再三言いますが、「木は10年」という言葉ですね。それで課長のほうにちょっと聞くんですが、あそこに年数の違った杉林になっているわけですから、育成単層林なのか、その径級を測ったことがあるのかっていう質問をしているところです。太さをずっと調べたのか、径級、木の周り、そこら辺りまではもう調査して、市長のゴーサインが出なくても、これは市の財産ですので、市の林なので、森林なので、やるべきだと思うんですが、そんな議論はしてないんですか、林務課では。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今、フラワーパーク跡地の木について計測はしているかということですが、当然、聞いているところでは、フラワーパークを跡地として、予定地として買収する段階で、当然、木の本数とか大きさ、そういうものについては調べてあるということは聞いております。

これについては、森林組合のほうで計測をされているということですので、今現在の樹齢、そういうもの等についてはまた森林組合と確認をしながら、今の段階ではまだ市有林という形で認定しておりませんので、今後、市有林として認定していく中で、有効な管理というものをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

早い時期にあそこに、現地に入って、跡地に入って、もうまちまちだと思いますよ。けど、育成単層林だけが見えています。中に、いわば雑木ちゅうのはあまり見当たらないです。よっぽど白毛川のほうだったら雑木も見えるんだけど、雑木までいけば、今さっき市長が答えるように、インフラ的なものが出てくるし。

けど、やっぱり畑側を行って、これをどうやって有効利用するかって。端的にこ

の席ですので、クヌギでも植えるなり、またユズでも植えるなり、森林環境譲与税の計画の中に盛り込んでいけばどうなのかといろいろ考えるんですが。市単でも、市の単独でもやらないかんだろうけど、そこら辺りは検討していくなり、もう取りかかって、もう10年たったあの現状です。いっずいでんという言葉も使いたと思います。もうそろそろ対応しなけりゃいけないんじゃないですか。でなければ、通告したように、負の財産としていつまで引きずるのかということの議論になってくると思いますが、せめてクヌギは考える必要があるんじゃないかと。

そして、ユズも言いましたが、ユズも5年、10年すれば収穫できますが、クヌギも一緒です。クヌギは、切ったらまた出てくるわけですので、ぜひそこ辺たい、10年スパンで見ればいいんじゃないですか。

そうすると今さっきから出ているように、一括で皆伐的なものをする必要もないんじゃないですか。市長に何か見解があれば答えてもらいたと思います。

耕地課のほうは、ぜひ径級から、その育成単層林と複層林のところ調査して、そして検討やら議論に盛り込んでください。

○市長（五位塚剛）

この場所については、先ほど答弁いたしました。前の県道側の畑の部分を土地を取得しておりますので、それにつながる山の部分を1町歩ほど本年度に伐採をして、やはり面積的にある程度企業誘致としてできないかということで、最優先をしたいというふうに思います。

その後の裏側については、市有林としてちゃんと認定をして、計画を持って伐採をしていって、その後、また杉として再造林をするか、クヌギを植えるのか、ユズはちょっとあそこは向かないというふうに思います。ユズを植える場所は、畑のところ、市内にはいっぱいあると思いますので、後の耕作の状況のことがありますので、いずれにしてもそういう方向性を持って今後進めてまいりたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

次に移りたいんですが、もう一回念押しに、先ほど質問の中で出た路網の整備で、あの中にも路網を造っていけばいいんじゃないかと、道を開けていけばいいんじゃないかなという気がしておりますが、それも検討課題か、もうすぐ対応するか、この森林環境譲与税の中から頭をひねって対応してください。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

この路網という中で、伐採に伴う作業路等につきましては、また市の補助金等もありますので、そういう方向で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止し、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時57分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

次に、河川についてであります。今、現状は大内田地区の頭首工の災害復旧工事が真ん中で、河川の災害対応がされていますし、この現場のちょっと上も、最近真っすぐしたところですが、カーブじゃなくて、崩れて工事がされていて、ずっとあそこから下流に来ますと、もう橋野を通り過ぎるまでには、かなりの竹が生い茂っていますが、以前はあそこには橋野の人たちが鯉上りをずっと眺めるぐらいの景観があったところです。

そういう意味から、もう近年における一級河川の大淀川における河川の竹伐採は、もう県がどうのこのというよりも、一応対応を考えなければいけないと思います。

市長が、答弁では、県の管轄また準用河川については市の管理になっているんですが、川に、堤防に竹が生い茂ることに対しての見解を、市長はどう捉えているのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

河川の両脇に竹が生えてくるとなると、いろんな問題が発生するだろうと思っております。基本的には、地域の住民の方々、その隣の田んぼになりますので、そういう田んぼの利用をされる方々が、ある程度今までは面倒も見てきておりましたけど、高齢化によったり、また、竹が非常に多く成長することによって、それもできない状況になっております。

1回目の答弁でいたしましたように、これは県の管理のところでございますので、県のほうにお願いをして、伐採をしてもらって、災害が起きないように対処してもらいたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長が答弁された県のほうに要望をお願いというんですが、ここ近年、直近、県にどういう地域やら河川に対する要望がされたのか、答弁を求めたいと思います。

○土木課長（上集基志）

それでは答えいたします。

年に1回、県の河川の要望が行われる、要望のあれが来ますので、そのときに寄洲除去とか、そういうのをお願いしております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁の中で言った年に1回、それに要望しているか要望していないかは分らないのじゃないですか。要望していれば、どこどこをしましたというような答弁が欲しいんですが、そういうふうで、やっぱり県に要望を出すなら、もう随時大隅振興局に持っていかなければ、県はわざわざ降りてきません。

それで、河川の事業で、県のほうで、平成12年頃からですが、みんなの水辺サポート事業があるんですが、曾於市内で何か所ぐらい対応しておりますか。後で報告してください。

今から質問するんですが、私が知る限り、末吉町内で2地区が対応しています。深川地区と、その森田橋のところ、269号線森田橋の下流が、この水辺サポートをずっと続けておりますが、肝心の森田橋から上流は、当然通告にあります末吉中学校の下になりますが、その上流が、今回どうしても、通告しておる末吉中学校下の提防になります。

以前は、市長がさっき答えられたように、工作車的な車も通っておりましたが、課長でも、通告に従って、現場を把握されているのか。肝心なことは、あのままほったらけ、年に1回要望しますであれば、必ずそのちょこっと下流の公園まで竹が伸びてくるというような状況だと思います。

だから、この竹はなかなかですが、提防の竹伐採について見解がないですか。

○市長（五位塚剛）

具体的に住民から相談があった場合は、具体的に県のほうにお願いして切ってもらっているところもあります。

財部の方から、河川のところに竹やぶがありましたので、お願いしましたらすぐ切ってもらいましたので、そのように具体的にどことこというふうに、地域住民を含めて相談があれば対応していきますけど、全体的に、今言われるように、かなりナンチクの入り口の川も、村山川も非常に竹やぶが生い茂っていましたが、非常に危険性がありましたけど、あの部分を何十mかできれいに伐採をしていただいておりますけど、そのように今後も全部、全体的にこのことを県のほうに要望していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁にもありましたが、総合体育館屋内広場のところの松下川と湯ノ尻川の合流点を、今、最近やり始めたが、ああいうふうに行政のほうに、先に要望がどうのこ

うのではないと思うんです。市街地であれば、竹はもう待ってくれません、増える一方です。そういうふうには、検討どころか対応してもらいたいと思います。

さっきから言いましたように、中学校の下はぜひ県に要望を出して、来年の話だと、来年のことを言うと鬼が笑うよというふうには考えるんですが、もう即中学校の下の現在の竹、これについては対応してください。

ということは、県の要望だから予算がないのあるのじゃなくて、今さっきも出ましたハンマーナイフモアで対応すればいいんじゃないかと。もう一も二もねえがと。もうただ景観的、環境的に対応すればできるわけ。課長が答える県のほうに、1回要望しよったって、竹のほうは攻めてきますよ。

中学校の下について、どのように見ているか、教育長も答弁されるんじゃないかと思いますが、中学校の下の大淀川の崖っぷちですか、あそこももう竹でかなり荒れています。あれは堤防じゃない、崖っぷちですが、あそこ辺りも目を通して、中学校の、中学生のために景観なりやって対応する、予算の問題じゃなくて、教育の問題だと。

あの敷地は、恐らく曾於市の敷地じゃないか。堤防は県かもしれんけど、そのあたりをちょっと分かっているだけ答弁してください。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えをいたします。

学校敷地につきましては、当然、学校若しくは教育委員会の管轄でございます。

（「崖の下まで管轄か」と言う者あり）

○教育総務課長（鶴田洋一）

あの途中に石積みみたいなのがございまして、そこまでが学校かと考えております。

周辺につきましては、関係者や利害関係者と話をさせていただきたいと思います。

当然、先ほど言いましたとおり学校敷地に関しては学校の管理下でございますので、教育委員会で対応すべきかと考えております。

○18番（迫 杉雄議員）

今、答弁をそのまま、せめてこういう議論をするときは、よしと、鉢巻き締めて対応してもらいたいと思います。

1点、末吉中学校、末吉中の生徒ということで、末吉中学校の校歌、私は歌が苦手ですが、校歌については「水上清らか、大淀の」という歌詞があるんです。こういうのをみんな考えてないんじゃないかなと。校歌というのは大事、やっぱり母校愛につながる。そこ辺りから、やっぱり校歌に大淀が出てくるんだから、せめて上から大淀が見えるように、教育現場というような感じを持ってもらいたいと思

ますが、今後の対応を期待したいと思います。

次に、3番目のコミュニティ協議会に移りたいと思いますが、6地区の取組について、いま一つ理解できないのが、5年度の予算に6地区の分だけが上がっている。私、まだ熟読していませんが、6地区の分だけがコミ協に対しての予算が上がってきている、二千何百万円ですがね。

あとの、来年をめどに、令和6年度をめどに、他の18校区はどうやっていけるのか。さっきの答弁においては、説明やら、いろいろいくというけど、そこまで機運が高まっているのか。

恐らく令和5年、令和6年はタイムリミットというようなふうに行行政が対応しなければ、もうだんだらじゃないかと思う。当然モデルの6地区は進んでいくだろうけど、あとの18地区については大丈夫ですよという答弁ができますか。答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

このコミュニティへの移行については、この間、各公民館さんをみんな呼んで、基本のお話をしたところがございます。その中から、モデル地区を中心として走り出しました。

しかし、全部、全てうまくいっているところではないというふうに思っております。

今後も、よく地域の方々が、公民館を含めて、コミュニティの活動について理解を示してもらわないと、行政のほうからも、6年度からどこどこからそうしなさいと、これができない問題であります。

引き続きこのコミュニティ移行については、しっかりと協議をして、またいける、そういうふうに移行ができるように、行政としても何が支援できるかということを含めて、努力していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

前後になりますが、4年度の教育要覧で、地域全体で取り組む教育の推進と、学校、家庭、地域の連携・協働というところが、令和4年度の教育要覧の文書ですが、これについて、内容は今度は変わるのかなという感じがしますが、やっぱりここにうたっている以上は、地域との密着をどうしても考えなきゃいけないし、先ほど、通告しておるように、PTAがなくなる8の校区、それだけ来年、再来年についてはどこかが出てくるかもしれないし、校区内に小学校がないとなると、それなりにPTAという言葉もなくなるんだが、そこら辺りと地域教育をどう絡ませるか、教育長の見解だけを聞きたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

迫議員が御指摘される、本当にそのとおりだと思います。統合によって、その校区内に学校がなくなると、これまでは小学校単位にPTA活動とか子供会活動とかいろいろな意味で動いていたのが、校区内に小学校がなくなる。例えば大隅南小校区であれば大隅南小校区の保護者は、小中学生、基本的に岩川小、それから大隅中のPTAということになってしまいます。そうなった場合、どういうふうな対応したらいいのか、その辺について我々も十分議論していなかったところがございます。

御指摘を受けてから、我々もいろいろ検討して、そういう場合には地区PTAという形で、PTAを地域の中にしっかり残したほうがいいのか。そうすると大隅南小の保護者は岩川小のPTAにも属するし、地域PTAということで大隅南にも属すると。そうなった場合、行事とかいろんな部分でどうなるのかと。これについては、またちょっと我々もいろいろ勉強させていただきたいなと思っております。

とにかくやっぱり子供たちは地域で育てていくというのが大事ですし、これが校区公民館から地域のコミュニティ協議会に移っても、基本的には我々は変わらないと思っておりますので、ただ、PTA自体がどういう形になっていくかというのは、ちょっといろいろ検討させていただけたらと思っております。できるだけ早いうちに方向性を示していけたらと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

できるだけ早いうちに、この場じゃなくても議論をして、いいほうに引っ張っていくべきだと思います。

コミ協の、先ほど答弁で、なかなか自信のないような言葉、答弁でしたが、当然だと思います。それについて、やっぱり24地域の特色を現わすようなコミ協作りをしなければいけないと、私は日頃思っていますが、それぞれの歴史的な感覚、それから環境的なものもあるわけですので、それについて指導しているのか。ただ、60万円のモデル地域だよということで、並べているようなふうにも見とれますが、ほかの18の今からの校区については、ぜひ特色を立ててくださいと。

話がちょっと変わるんですが、一般質問で、私は教育振興宣言などの大きな看板を立てるべきじゃないかと言ったら、それぞれ検討しますやったけど、その後どうなったか。地域でもそのぐらい、地域で何かにかけたものを立てればいい。

一例として都城市が、もう大分前からまちづくりコミュニティ協議会で、広い範囲でやっていますが、あそこは随所に公民館に加入しましょうと、こういうのぼり旗がたくさん立っていました。都城は自治会じゃなくて、公民館だと思うんだけど、そういうようなやり方やら、特色を看板にして立てるためには、そういう話はしな

いのか。考えてもらいます。

特色あるものが、地域の誇りが出てくると思うんです。誇りがなくして、もう少子高齢化ばかりじゃあ知恵も出ないけど、反面、今デジタル化の社会に入っているわけですので、知恵は幾らでも出てくるんじゃないかなと思います。そこら辺りで、誰か答弁すれば、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

地域コミュニティについては、本当に模索しながらやってきました。非常に、私は簡単じゃないというふうに思っております。

この担当が、今、企画の方になりましたけど、これについては、まず総務課長の方が中心としてやってきましたので、この3月議会をもって最後になるかもしれませんので、せめて総務課長から、このことについての思いも含めて答弁をさせたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

地域コミュニティにつきましては、本当に市長が申されましたとおり、試行錯誤、紆余曲折を経ながら、いろんな説明を地区の方々にしながらか進めてまいりました。

今の段階で6つのモデル地区ができているということは、それなりの成果かなと思いますけれども、やはり感触としては、できれば令和6年度から幾つかずつでもコミュニティ協議会を設立して行って、数年後には24地区校区、全て設立できればなというふうに思っておりましたが、今の段階では少し厳しいかなと思っております。

ただし、それぞれの今でいう公民館長の皆様方におかれましては、やらないかんとということをおっしゃる方もいらっしゃいます。

ですので、そこがまた2つ3つ出てきますと、続いてくるのかなというところで、一気に進む可能性はあるというふうには思っているところでございます。

基本的には、それぞれの地区で特色を考えていただいて、それを前面に出しながら、地区の方々を引っ張っていくというものが一番いいことだと思いますし、こちら側としてはそういう特色あるものを進めてくださいというのは言いますが、実際決めるのはそれぞれの地区の方々、地区の役員の方々が決めていただいて進めていったほうが長続きがするし、継続的に進めていけるんじゃないかというふうに思っております。

突然でありましたので、答えになっているか分かりませんが、答弁させていただきます。

○18番（迫 杉雄議員）

総務課長が答弁されるか分かりませんが、モデル6地区の中の公民館から若しくは公民館を若しくはコミ協を離脱した自治会については、今後どのような対応がベターなのか。自治会を、もうコミ協も参加しない、公民館にも参加しないというのが出ておるわけですが、どういうふうに取り扱えばいいでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

それではお答えをいたします。

今、少しずつ少子高齢化によりまして、自治会が解散というのが出てきております。今言われるのは離脱と言われましたので、自治会は存続しているけれども、コミ協から離脱というところだと思います。

考え方としては、自治会内であろうが、自治会未加入者であろうが、一緒にやっていきたいと思いますというのがコミュニティでございますので、そこは自治会に入っていないがコミ協に参加しないというところであります。

例えば、自治会でなくても、個人であったとしても、そういうのは参加しないよという人が当然いらっしゃると思いますけれども、そこは地区の皆様方と協議しながら粘り強く説得していくということしかないのかなというふうに私は思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

南部地区にそういう自治会が発生しているわけですので、それなりのことは説明員が何か分からんけど、地域に降りていく人は念頭に置いておいてもらいたいと思います。

あと、2番目の河川のところで念を入れなかったんですが、先ほどの重久議員が質問の中で再三出てきたハンマーナイフモアは、これについて対応できないものか。もしできれば、市としても購入なり、金額はあると思います。けど、ハンマーナイフモアとコンボと輸送車という、輸送車については、ここでの言葉ですが、農業公社にもあるはずですが、できれば市としてハンマーナイフモアを抱えてもらう。

そうすると先ほどのように県へ年に1度の要望しかないというような状況は、何か対応ができるんじゃないかと。あれでオペレーターができると、あっという間に復元できるというか、元々、堤防、河川は竹やぶが刈れるわけですが、土木課長、どういう見解か、誰かハンマーナイフモアの購入について知識がある人だったら、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

河川についても、県が管理するところについては、基本的な法律上は、市がそこに入って、そういう形で伐採というのは多分基本的にはできないだろうと思ってお

ります。

それはなぜかという、県の管理のところで市が入ってしたときに、事故が起きたときに、県が責任を持つかという持てません。そういう意味での取決めがあるようでございます。

基本的には、今言われるようなところについては、やっぱり県に強くお願いして、早めに伐採をしていくというのが、これがルールだろうと思っております。

今後の課題として、農業公社でハンマーナイフモアについては、今後また拡大があれば、そういう形で購入をして、また市道やら農道についての対応はできると思いますけど、河川については、市が管理する河川でしたら、それは可能だと思いますけど、そういうふうに認識をしていただければありがたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

一級河川、県の要望といえはそこまでですが、準用河川についてもかなり多いわけですね。準用河川についても、ハンマーナイフモアがあれば対応できるというふうな捉えて、とにかく自然との戦いは、自然には絶対勝てないんです、人間だから。

けど、戦いの予防はしなければいけない。でなければ、もうこんだけの少子高齢化の人口減少に対して、どうやるのかという議論になれば、予算がないからで済む問題ではないと思うんです。

そこら辺りを再度河川環境についても、道路環境についても、検討というか、もうやっぱりここで議論したら即対応することです。我々は、本会議のこの場で執行部が対応してもらおうように、つばも飛ぶぐらいで質問をしているわけですので、ぜひ対応をしてもらいたいと思いますが、土木課長がそこまでの計画がなければ、どんどん申し送ってでもやってもらいたいと思いますが、そのハンマーナイフモアについては再度答えられませんか。

○市長（五位塚剛）

市が買ってそれをどうするかというのは、まだ計画が実際ありません。

だから、先ほども言いましたように、農業公社のほうで今1台購入しておりますので、これの利用等ですね、今後、市道、農道に対して、いろんな問題出てきますので、次の段階として、また補助事業を見極めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、ぜひ前向きに、できれば早めに対応していくと。再度言いますが、人間は自然には絶対勝てないわけです。どげな逆立ちをしても、自然との戦いには勝てません。

ですから、対応、予防、これに尽きると思いますので、ぜひ皆さんも、検討じゃ

なくて前のめりに動いてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日2日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

————— . ——— . —————

散会 午後 4時25分

令和5年第1回曾於市議會定例会

令和5年3月2日

(第3日目)

令和5年第1回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月2日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 山中 雅人 議員

通告第6 今鶴 治信 議員

通告第7 矢上 弘幸 議員

通告第8 渡辺 利治 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優樹	3番	瀬戸口 恵理
4番	矢上 弘幸	5番	片田 洋志	6番	重久 昌樹
7番	鈴木 栄一	8番	上村 龍生	9番	岩水 豊
10番	澁合 昌昭	11番	今鶴 治信	12番	九日 克典
13番	土屋 健一	14番	原田 賢一郎	15番	山田 義盛
16番	大川内 富男	17番	渡辺 利治	18番	迫 杉雄
19番	徳峰 一成	20番	久長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 総務係長 梅木 康 主任 富永 大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千力
総 務 課 長	今村 浩次	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	安藤 誠	農 政 課 長	竹田 正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武 圭一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明
企 画 政 策 課 長	外山 直英	畜 産 課 長	野村 伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	監 査 委 員 事 務 局 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	森 岡 雄 三
こ だ も 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 介 護 課 長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

れいわ会所属、1番、山中雅人、通告に従い、3点質問をいたします。

1点目、新型コロナウイルスの5類移行に伴う変化について。

政府は、新型コロナウイルスの名称を、「コロナウイルス2019」と改め、5月中の季節性インフルエンザ並みである5類移行に向けて進めております。この場合の本市における新型コロナウイルス対策の変化について伺います。

2、厚生労働省は、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、マスクの着用に関して、「着用を推奨」から「個人の判断に委ねる」としております。本市におけるマスク着用の方針について伺いをいたします。

2項目め、曾於市の空き家対策について伺います。

住宅・土地統計調査によると、平成30年度の調査における本市の空き家割合は23.47%と、近隣の自治体である都城市の16.80%、志布志市の20.78%と比較しても大変高い状況にあります。

それに対して、本市は、令和4年度に曾於市空家等対策計画を実施いたしまして、空き家の発生を抑制し、空き家の流通、利活用を促進すると述べておりますが、その現状について伺います。

3項目め、曾於市畜産のブランド化について伺います。

本市は、第一次産業の8割近くを畜産が占める県内有数の畜産のまちであります。曾於市の独自のブランド化が課題となっております。南九州畜産獣医学拠点事業においては、民間事業者の応募要件に、5年以内のブランド牛としての海外輸出が掲げられております。曾於市の畜産のブランド化の取組について伺います。

以上、3項目、よろしくお願ひいたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問にお答えしたいと思います。

1、新型コロナウイルスの5類移行に伴う変化についての①本市における新型コロナウイルス対策の変化についてお答えをいたします。

国は、感染法に基づく分類を、令和5年5月8日から、2類相当から5類に移行することを決定いたしました。5類移行後の対策については、3月上旬を目途に国が方針を示すとしており、その方針に準ずることになるのではないかと考えております。

1の②本市におけるマスク着用の方針についてお答えをいたします。

国のマスク着用の見直しに伴い、令和5年3月13日以降は、個人の判断に委ねることが基本となります。ただし、高齢者や重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関受診時や高齢者施設への訪問時などはマスク着用を推奨します。

また、曾於市の学校においては、文部科学省の通知に従って、マスクの着用は求めず、個人の判断として、その有無による差別や偏見が生じないように通達しております。

2、曾於市の空き家対策についての①現状についてお答えをいたします。

空き家の発生抑制については、曾於市木造住宅耐震診断補助制度、リフォーム促進事業補助制度、危険廃屋解体撤去補助制度、空き家バンク制度を実施しており、今年度の制度利用状況について報告いたします。

まず、曾於市木造住宅耐震診断補助金が1件の12万円、曾於市住宅リフォーム促進事業補助金が51件の652万8,000円をこれまでに補助しております。また、空き家が長期間放置されないための施策として、危険廃屋解体撤去補助制度の今年度の利用状況は120件の3,708万5,000円となっており、年々増加傾向であります。

続いて、空き家の流通・利活用の施策として、空き家バンクの制度の登録状況は、今年度17件登録し、延べ76件、うち5年度は9件が売買契約まで至りました。

また、空き家バンク登録住宅改修補助制度では、これまで3件の142万7,000円を補助し、空き家利活用の支援を行いました。空き家の適切な管理を促すために、管理不完全空き家の所有者等に対して、通知による助言、指導等を、今年度は18件実施し、うち4件が改善されております。

3、曾於市畜産のブランド化についての①市の取組についてお答えをいたします。

本市の農畜産物を活かした魅力ある独自のブランドの充実、創出については、地域活性化や今後のふるさと納税等を主とした自主財源確保の観点からも重要な課題であると考えております。南九州畜産獣医学拠点においては、先進的技術を用い、

動物福祉に配慮した環境で動物を飼育し、事業者、市、鹿児島大学等の産・官・学が連携することで、疾病対策、肉質向上、産業の創出を図り、これらを新たな価値として生産物に付加し、地域へ還元をすることによる活性化を目指しております。

具体的なブランド化については、事業者等と協議を重ねることで、持続的な展開が可能となるよう開発を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目から質問をいたします。

まず1点目の新型コロナウイルスの5類移行に伴う変化についてでございます。12月の補正予算の際に、文教厚生委員会で審議したときにあったことなのですが、曾於市の青少年育成事業というものが、ほとんど中止でありました。この理由を伺ったところ、やはり県外や国外に人を派遣する教育事業ということで、途中でコロナ感染が確定した場合に行政として責任がなかなか取れないよということでありました。確かに、この2類であれば、これは結核相当なので行政として責任を取れませんということも分かるのですが、今回、5類になった場合、行政として責任を取れませんということも分かるのですが、今回、5類になった場合、行政として責任を取れませんということも、いささか分からなくなるところでございます。これが5類の季節性のインフルエンザ並みになった場合、この本市の青少年育成事業などは、どうするおつもりなのか、これは生涯学習課でしょうか、お伺いいたします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

5類になった場合については、今、昨年度まで中止になっていた事業については、今年度からやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

大変結構なことであると思います。この新型コロナウイルスといえど、ずっと、政府が2019年型にしたということは、恐らくこの新型というのをやめまして、旧型と言いましょか、いい加減付き合い方を考えていきましょかということでございますので、本市も何でもかんでも事業を中止にするということは、ある程度、見直していく必要があると思いますので、その方針は本当に正しいものであると思います。

生涯学習課に、またお伺いしたいんですけども、この令和4年度の、例えば、「悠久の森のランニング大会」が新型コロナウイルスを原因として中止になったりもしましたけども、その他の青少年育成事業以外の事業というのものも、おおむね実施の方向性ということでよろしいでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

ランニング大会については実行委員会等がごさいます。そこの中の判断に委ねていくところでごさいます。生涯学習課が実施する直営の事業については実施をしていこうというふうに、今考えているところでごさいます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

おおむね再開傾向ということで、1項目めの1点目に関しては、私も本当に再開傾向ということに賛同いたしますので、できる限り国の方針と歩調を合わせて、正常化に向けて取り組んでいただきたいなと思うところでごさいます。

それでは、1点目の2項目めの質問に移ります。

政府としては、3月13日以降は個人の判断に委ねるということで変化をしたところでごさいます。本市においても、マスクの着用は求めず、個人の判断に委ねるということでごさいます。国のほうとして、永岡文部科学大臣が、卒業式においては、むしろつけないでほしいといったことで答弁をしたりもしまして、むしろ、そういった行事ごとでは、できる限りマスクなしでお願いしますといったことを通知として出したりはしました。

本市には、もう卒業式シーズンもちょっと終わってしまったところではごさいます。そういった行事ごとやその他のイベントごとですね、そういうときにマスクの着用というものはどういった方針になるのか、保健課のほうにお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

この前、曾於高校の卒業式がありましたが、学校の方針としては、マスク着用については自主的な判断に任すということで、マスクをつけている方もいらっしやっしたし、マスクを外している人もいました。今後は、そういうふうに一定期間はそういう方向になっていくのではないかなというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

個人の判断ということで、おおむね私もいいとは思いますが、ただ子供の場合、これは情操教育という観点から見ますと、子供の社会行動を学ぶような義務教育機関において、常にマスクをしていて顔の表情が分からないというのは非常に問題が大きいと考えます。

ブラウン大学の研究などによると、新型コロナウイルス以降、幼児のIQ水準が低くなっていると。原因が、断定的ではないんですけども、やはり成長途中において常に顔の表情が分からないと、人間の個性というか知能というか発達が非常に遅れかねないといった識者の意見もごさいます。

特に、義務教育を終える高校生においてはどうかと思うんですけども、やはり小中学生が、みんなマスクをつけているという状況は、あまりよろしくはないかなというふうにも思うんですけども、その点について、これ教育長になるんですかね、学校教育課長、ないしは教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

山中議員が御指摘のとおり、やっぱりマスクを着用するというのは子供たちの成長にとっては好ましいことでは、あまりないと思っております。ただ、コロナが2類ということで、感染を防ぐということで、この3年間子供たちには大変不自由な思いをさせてきました。今回5月に5類のほうに移行する、又、文科省のほうから、卒業式に関して言えば基本的にマスクを外して、子供、教職員については外してほしいということでありました。

教育委員会としては、まだ不安に思っている子供もいますので、強制的に外させるといことは、しばらくはできないだろうと判断しております。そこは、やっぱり個人の判断ということで、若しくは、子供については家庭の判断というものを十分考慮して進めていきたいと思っております。

ただ、4月以降、まだ文科省のほうから通知は詳しいのは出ていませんが、我々としては4月以降については、基本的に学校の中ではマスクを外していけるような状況にしていきたい。また、今給食も黙食になっていますので、ここは学校のそれぞれの判断になってくる部分もあると思いますが、できる限り以前のような形で給食も進められるように、できるだけこの5類になったということで従来の形に戻していきたいと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

その点について、関連して質問をいたします。

南日本新聞が、昨日の記事でありますけども、やはり卒業生などに取材をすると、今さら外せないとか、恥ずかしくて、個人の判断に委ねるとなっているんだけど、みんなつけるといったことがありました。高校生というのは、小中はもちろんマスクなしの環境で過ごしてきた人たちですら、なかなか3年、4年続けてきた、こういう今さら変えられないといった子たちが多い状況であります。

小学生にとって、小学校の3年というのはほぼ人生の半分のような、それぐらいの大きなものでありまして、なかなか小学生が今までやってきたことを、急に個人の判断で変えられるかということ、正直それもちよっと現実的ではないのかなというところはございます。

特に小中学生については、どういう着用をするのかというのは、ある程度、正直

言って子供の新型コロナウイルスの致死率というのは、ほぼゼロ%に近い状況でありまして、そこまで気にかけるほどのことではないと思うところでございます。

答弁にもあるとおり、高齢者や重症化リスクの高い方や、それこそ福祉施設や医療機関などはマスクをつけるのは、これは当たり前のことではあるんですけども、やはり学校については社会勉強の場でもございますので、人の表情、喜怒哀楽、この人は怒っているのか悲しんでいるのか、それとも本当の気持ちはどうなのか、口では「何ともない」と言っているけども顔は泣いているじゃないとか、そういったことで社会的な社会化の過程を経るわけでもございまして、これもできる限りマスクを外していったほうが本当はいいと思うんですけども、改めて教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

中学生は少し、もう自分で判断できる部分があると思いますが、特にやっぱり小学生低学年になると、やっぱりそういう自分で個人の判断でというところではならないと思います。やっぱり保護者の意向があると思いますので。ただ、学校としては、国の方針も踏まえて、また実際問題、子供たちについては重症化しないというのはもうこれは明らかになっておりますので、むしろこれからは、以前のような形に戻して、この教育活動、いろんなところで制限がありましたので、これは元に戻していくのがやっぱり大事なのかなと思います。

一方で、やっぱり日本人の特性というのか同調圧力というのがあって、なかなか外せない子供たちもいます。これを無理強いすることは、これも又、教育上好ましいことではないと思いますので、十分その辺は各学校で、また対応してほしいなと思っております。

教育委員会としても、国や文科省の通知を踏まえて、教育委員会としての見解も、通知があった場合ではきちっと各学校に下ろして、また、各学校で判断していただきたいと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

マスクのあるなしも、ある種の箸の上げ下げまで指示することはできないといったことでもございますので、ある程度、学校の裁量に任せることは仕方がない部分もあるんですけども、やはり、例えば個人の着脱は自由ですよとっておいて、学校の先生が全員マスクをつけていれば、それは子供たちは外さないの、子供たちに強制できなくとも学校の先生は外して、これが当たり前なんだよというふうに言ったりとか、そういった取組など教育委員会のほうで検討していただきたいなと思うところでございます。

それでは、おおむね前向きな答弁を頂きましたので、2点目の曾於市の空き家対策についてお伺いをいたしたいと思います。

ここで、あるところでございますけれども、空き家の流通・利活用の対策として、空き家バンクの登録状況は、今年度17件登録し、延べ76件、うち9件が売買契約まで至ったということなんですけれども、直近3年間で構いませんので、契約状況の推移について、まちづくり推進課のほうにお伺いをいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、空き家バンクの登録状況についてお答えをしたいと思います。

まず、この制度が平成28年度に始まっております。そのときの登録件数が、まず1件ございました。それと、平成29年度が2件、それから平成30年度が19件、それから令和元年度が4件、それから令和2年度が19件、それと令和3年度が14件、それと令和4年度が17件という形になっております。

その中で、売買契約が成立した件数につきましてお答えをしたいと思います。

平成30年度が5件、それと令和元年度が4件、それから令和2年度が3件、それから令和3年度が4件、それと令和4年度が9件となっているところでございます。

このほかに、あと賃貸関係もやっております。賃貸関係の契約も結ばれているところでございます。それにつきましては、平成28年度が1件、それから平成29年度が2件、それと令和元年度が1件、それと令和2年度が5件という形で推移しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

この登録状況を見ますと、上がったたり下がったりを繰り返しておりまして、全体として上昇基調にあるかどうかは、ちょっと微妙なところかなというのが正直なところでございます。

この曾於市の住宅戸数が、平成30年度で2万280戸、空き家の総数が4,760戸、空き家率が23.47%ということで、ちょっと空き家バンクの利用だけでは、曾於市の空き家の総数を埋めるほどには、まだまだ至っていないというところがございます。

これが、平成28年度から導入されて、ある程度、時間がたちますけれども、なかなか利用が低調になっている、その原因はどこにあると思われましてでしょうか、まちづくり推進課にお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

利用が低調な理由という形でなんですけれども、これにつきましては、まず制度が発足しまして、広報、それから啓発活動がうまくいっていなかったんではないかと一応思っているところです。

そこで、市としましても、これを今年度、新しく要綱を改定いたしましたので、これについて、またPR活動もしていきたいと思うんですけども、広報活動につきましては、固定資産税を納税していただくために納税通知を配布するんですけども、それに一緒に、この空き家バンクの登録を行いませんかという形でしたいと、実際、現在もやっているところなんですけども、これに、また強化していきたいなど一応思っているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

私も実家のほうが賃貸物件を持っておりまして、不動産業、非常に身近なところがあるんですけども、やはりこういった事業というのは、宅建業者や不動産業者が仲介するものでございまして、まちづくり推進課の人が宅建の資格を持っているわけではないので、やはりある程度、業者さんに間に入ってもらうことになります。

しかしながら、この業者さんが、あまりこれに対して積極的ではないのが現状であります。なぜかと言いますと、契約のうちの手数料で業者というのは動きますので、売買契約の額が低いとその分手取りも低くなるので、正直、新築やその他の物件を販売すれば1割のマージン、5%のマージンで結構儲かるんですけども、こういった空き家というのはできる限り売買契約を低く抑える傾向があるので、あまり大変な割にメリットがないんですね。しかも、空き家というのは専門の業者がきれいにクリーニングしているわけでもないの、なかなかその契約の後でトラブルなども起きやすい。トラブルが起きるので仲介業者も面倒を避けてやりたがらないといったところがございまして、この業者を、どうすればこのシステムに組み込めるのかが、この空き家バンクの利用率を上向かせる上で重要な課題だというふうに思うんですけども、担当課として業者の協力という点をどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

お答えしたいと思います。

宅建業者さんのほうと宅建協会と一応協定を結びまして、これについては契約しているところでございます。

先ほど議員さんが申されたとおり、なかなか伸びないところではございますけども、やる気のある不動産の方もいらっしゃいます。特に、財部が伸びてきているのは、この方のおかげだなど一応思っているところですので、こちらのほうも、また業者さんのほうと、うまく流れを作っていきたいなど一応思っているところです。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

ありがとうございます。

それでは、この空き家バンクの利用促進事業補助金についてお伺いしたいんですけども。令和4年の補助率が30%から50%に、予算要求を200万円から1,740万円の変更ということで、これは全協であった資料であるんですけども、かなり大きな見直しをされたのかなというふうに思います。

改めまして、この大きな見直しをしたきっかけといいますか原因といいますか、その点、内部でどのような議論が行われたのか、その点についてお伺いをいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

では、お答えしたいと思います。

まず、曾於市においての空き家がものすごくすいていると、議員が御指摘のとおりでございます。それで、まずそれをどのようにするかという形で考えたところがございます。

それにつきまして、振興住宅等も考えて、一緒にやっっていこうという考えでしていたんですけども、そこの空き家に対してどういったアクションをするかとしたときに、この補助金を上げて、それについてのメリットではないですけども、PRができるんじゃないかという形でこれを上げさせていただいたところがございます。

特に、今までリフォームに関しましては、曾於市内のところについてのリフォームは、空き家に対してのリフォームはなかったですので、それを新しく追加したというところが大きなところがございます。

空き家バンクにつきましては、金額を上げて、それとあと家財撤去とか、そういうのも今度できるという形で、PRが大きくできるんじゃないかと一応、感じるところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問させていただきます。

今回、新しい計画においては令和4年度から5年度にかけて実施する方向性であるということで、大変中身も、私も拝見して充実した内容になっているなと思うところではあるんですけども、目標数値がないわけでありますね。この5年間の取組によって、じゃあ、どの程度、減らすことはできなくても、どれだけ上げ幅を圧縮しようとか、そういった目標数値がありませんが、そういった5年間における目標などはないのでしょうか、その点について改めて担当課にお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

目標数値につきましては、別に今定めていないところがございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

数値を定めることというのは、やはり計画というのは計画を立てるに至った原因や状況と、そして、その取組期間、そしてその取り組んだ先の目標、これセットで計画でありますので、目標のない計画というのは、あまり、果たして有効性があるのかどうか疑問なのですけれども、その点に関して市長はどのように考えるのか見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

空き家対策に力を入れるようにいたしました。その目的は、曾於市の人口増対策であります。今ある空き家を解消して有効活用とするということによって強化するわけですので、当然ながら目標値を持ってやったほうが私はいいと思いますので、引き続き目標値を持つように指示をしたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

市長からそういった前向きな答弁もございましたので、担当課として無茶な数字を設定しろとは言いませんので、実現可能で、なおかつ担当課のほうで取組が前向きになるような、そういった現実的かつ具体性のある計画目標を設定するように改めて要請したいと思います。

それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

曾於市の畜産のブランド化についてお伺いをいたします。そもそもなんですけれども、今回、独自のブランド化というものを提案するに至ったその経緯について企画政策課のほうにお伺いをいたします。

○企画政策課長（外山直英）

今回、南九州獣医学拠点の畜舎関係の公募案というものを、ホームページ上で公開しておりますが、この中に「ブランド化を目指す」という文言がございます。これは、ある意味、拠点に出入りする人の流れを拡大するために、やはり魅力的な畜産といたしますか、牛を生産することで人流を増やす、そういうことを目的にしております。この段階では、まだ鹿児島大学と曾於市が連携しておりますが、まだ決定していない事業者という部分がありますので、この3者で、ブランド化については詳細なところまで詰める計画でいるところでございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、そのブランド化の話が出た際に、畜産課のほうと何か情報共有などはしていたのでしょうか、その点について担当課にお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

先ほども申し上げたんですけれども、まだ事業者が決定していない関係で、なか

なか畜産課のほうとの連携ということにはならなかったんですけども。ただ、ブランド化をする上で、どういった内容が、ブランド力、ブランド化につながるのかという点で、その辺は協議をさせていただいたところがございます。

○1番（山中雅人議員）

自分、この辺、やや懸念をするところがございます。今回、この海外向けのブランド化は、私も市の要項を見て知ったというよりは、NHKの鹿児島版のニュースで放送されまして私も知ったところがございます。これももう地域のニュースになっておりますので、なかなかこれから協議すると、3者間で協議すると言われても、もう公になっているところがございますので、ある程度、内容が固まっていなければ、私、おかしいと思うところがございます。

特にこの畜産というものは、本市においては、ほかにない畜産課というものがございますので、最低限、そこと話を詰めた上で持っていかないと絵に描いた餅になりかねないといった懸念があると思うんですけども、その点、畜産課のほうで何か御意見ありますでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

この曾於市のブランド化ということで、今回の南九州畜産獣医学拠点で生産された、そういう肉牛についての輸出ということでございますけれども、ここで生産される牛につきましては、これは疾病対策と、非常に精度の高いもので生産されるものでございまして、病気等にもかかっていないオールフリーの牛肉が生産されるというような、非常に価値の高い、そういうものであると思います。

今現在、県のほう等では、輸出等につきましては鹿児島黒牛という名の下で流通させていますけれども、これには自治体が関わっているということではございません。ただ、民間団体の中では個人で、鹿児島黒牛とは別に命名して輸出されているというところ等もございます。今回のこの南九州畜産獣医学拠点につきましては、そういう民間事業者も含まれるということでもありますので、今後、そこ辺りは協議をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

畜産課のほうで答弁があったところではあるんですけども、今まで鹿児島県というの、オール鹿児島体制でやってきたところがあるというふうに話をお伺いしておりまして、独自に市が突出するというよりは、やはり鹿児島黒牛というブランドを、みんなで育てていきたいと思いますという方針であるように思います。

しかしながら、今回、たしかJGAP認証でしたかね、113の厳しい項目をくぐ

り抜けて、それを突破すればヨーロッパ型の認証を受けた牛肉として販売が可能であるということでありますので、この認証を作る以上は、この認証を受けた牛肉を同じ鹿児島黒牛ですと言って売り出すのは、ちょっと無理があると思うんですね。

そもそも新しいブランド化は、私これは大いに賛成するところではあるんですけども、そもそもそのアメリカ型のシステムで日本の畜産、やってきたところでありまして、大量に育てて大量に供給して、牛肉価格を安く大量に提供すると、そういう中での優等生が本市でありまして、ただ、その本市の中でも、全く別なシステムで牛肉を育成するようになるわけでありまして、だとすると、それは同じ鹿児島黒牛として売り出すのではなく、何かしら別なブランド名をつけないと、そもそもこのJGAP機関、ちょっと言いづらくて噛みそうになるんですけども、もう意味がないわけでありますね。であるのであれば、ある程度、それを前提として本市でも新たなブランド化に取り組みなければ、この拠点事業整備の意味がないようにも思うんですけども、その点、企画政策課のほうではどのように考えているのか、お話を伺います。

○市長（五位塚剛）

山中議員が提案されるように、やはり私は、この曾於市のこの拠点事業で生産された牛については、ブランド化を目指すべきだというふうに思っております。病気をしない健康な牛、鶏、またいろんな意味でのそういう動物の研究所でありますので、ここで育ったものについては、場合によっては「曾於牛」という名前やら、また、鳥肉についても当然ブランド化して価値のあるものを国内外に発表していくというのは、この事業の大きな目的でもあるし、人材育成の場でもありますので、それはそういう基本的な立場に立って、今後入ってこられるこの畜産の牛のほうの会社等組織と話し合いをしていきたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

市長からも前向きな答弁があったところではございまして、私もその方針いいとは思いますが、ただ1点懸念があるのが、本市が今まで鹿児島黒牛の生産拠点として、あまりに優等生過ぎたところでもあります。

何かと言いますと、やはり、本当に検索すると牛肉ブランドで「鹿児島黒牛」というのは10位以内にヒットしないんですね。「宮崎牛」などは最近ブランド化を進めておりまして、5番目ぐらいにヒットするんですけども、やはり「神戸牛」、「但馬牛」といった牛肉に比べて、鹿児島黒牛というのは、量や品質はいいんですけどもブランドにおいてはやや劣るといった状況がずっと続いておりました。

その状況の中で、本市というのは県のほうと歩調を合わせて、できる限り安く大量に牛肉を生産する拠点として非常に優れていたところではあるんですけども、そ

の本市がある種、正反対のシステムで作る正反対の製品のブランド化を進めるに当たって、事業者がどれほどの理念に共感をしてもらって、そしてそのJGAP認証というものも知らない人も多いと思うんですね、そういう理念に共感をしてもらって、そして、その資材や畜産やその他の設備投資なども共感してお金を払ってもらえる、そういった業者をどれだけ確保できるかというのが、今後の課題になると思うんですけども、その点、企画政策課ないし畜産課のほうでどのように考えられるのか、見解をお伺いいたします。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

今、議員のおっしゃっています、その鹿児島黒牛と逆行したやり方というようなことの御質問でありますけれども、先ほど来、この今回の南九州畜産獣医学拠点におきましての生産される黒牛、これにつきましては、ほかのところとは違うウイルスフリー、あるいはアニマルウェルフェアにのっとった飼養の下で育てられた牛ということで、一部差別化的な商品になっていくのではないかなというふうに思います。

それで、先ほども御説明申し上げましたとおり、県全体ではJA等を中心に鹿児島黒牛の流通体制をとっているところでございますけれども、各民間におかれましては数多くの銘柄で輸出等もされております。今回のこの事業につきましても、民間事業者も入ってきますので、その民間事業者と、今後、協議をしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

その点について関連して質問いたします。

私もアニマルウェルフェアを伴ったブランド化を調べてみたんですけども、最近ヒットしたのが、神奈川県平塚市の「やまと豚」というものでございまして、これは神奈川県のフリーデンといった株式会社が持っているものであります。それが評価されて、オリンピックの食肉を供給する第1号に選ばれたらしいです。

そういった民間企業、幾つかあるところではありますが、このJGAP認証自体は最近取られたらしくて、あまり競争も激しくないというか、本当に新し過ぎて本市以外も全く取り組んでいるところがないような状況でありますので、逆に競争がないのであれば、先んじて、うちはそれこそ施設を持つので、そのブランドを足した民間事業者の育成など、逆にやりやすいのかなと思うところでございます。

そういった意味を込めまして、畜産課のほうでは、市と自治体単位でというよりは、民間事業者のブランド化を育てていくような、そういった趣旨の答弁ではあつたんですけども、企画政策課ないし市長として、本市のブランド化を進めていくの

か、それとも民間事業者単位でそういったブランド化を進めていくのか、これはどちらの方針を取るのか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちが進めるこの拠点事業というのは、健康な牛を、健康な鶏を飼育するところでございます。大体病気をする家畜というのは、ハエとか蚊とか、これによって病気が広がっていろいろな病気を発生するわけでございます。そういう中で、今までは鹿児島県としても、また曾於市としても、畜産をある程度大量化するという意味での施策を取ってきたと思うんですね。簡易牛舎を造ることによって経費を削減するという方法を取ってきましたけど、結果的には病気をしたり事故死で亡くなる非常に確率の高い状況がありました。

ここに今、私たちの曾於市のこの事業というのは、健康な牛、健康な鶏を作るという意味で差別化を図って、そのことによって品物のいいものを作り上げることが目標であります。これらが確実に成功したら、民間の方も、やはりそういうものを目指してほしいというのがこの目標でありまして、同時に鹿児島県全体としても畜産を守りながら、しかし同時に病気をしないような家畜を育てるという大きな目標がありますので、理解をしていただければありがたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

答弁いただいたんですけども、ややちょっと質問の趣旨が違っておりまして、私が質問したのは、民間事業者単位でのブランド化と本市単位のブランド化というのは、結構、道筋が違ってくるということでございます。

具体的に言えば、例えば都城市などが「都城牛」というブランドを作っておりまして、これはどちらかという宮崎牛ブランドと競合するというよりは、本当にふるさと納税に特化した形での付加価値を上げるためのものでありまして、あまり宮崎牛自体とは競合しないようにはなっていると思うんですけども、自治体単位でそういった牛肉ブランドをラベリングして付加価値を上げていこうという取組もあるわけでございます。

逆に、先ほど紹介いたしました神奈川県フリーデンさんのように、うちで言ったら福岡県の福永産業さんだったかな——の、「さくら牛」、そういったブランドを作ったりしておりまして、そういった自治体ではなく事業者単位で、そういった認証の資格や品質基準などを設定してブランド化したお肉として売り出すといったところもありまして、言ってしまうと「曾於牛」といったラベリングをして売り出すのか、それとも新しい何か民間業者が自分でラベリングして売り出すのかによって、結構、方針って変わってくると思うんですね。この方針を、どちらを取るのかといった質問の趣旨でございます。改めて市長にお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

福岡の福永産業さんは、曾於市の「さくら牛」という形でブランド化を進めておられます。曾於市の名前を売り込んでいただいております。ありがとうございます。

民間の方々は、ブランド化するときは、非常にいろんなことを考えてされているようでございます。場合によっては、水をですね、やはり本当に動物に美味しい水を求めて、そこに畜舎を造って美味しい水を飲ませると、そのようにしてブランド化を目指している方もいらっしゃいます。

最終的には、どういう形のブランド化が大事なのかは、私自身もまだ分かりませんが、今後、これがスタートしていきますので、当然、業者の方々と、また、鹿児島大学さんと一緒になって、曾於市の牛を含めたブランド化を進めていきたいと思っております。ただ、民間の方の考え方は、やはりいろいろあると思っておりますので、そういう方々の経験も参考にさせていただきたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

改めて伺いたいですけれども、民間事業者レベルでのブランド化がいいのか、それとも自治体単位で何かしら基準などを設定してラベリングするののかというのは、いまだ検討段階といった理解でいいのでしょうか、企画政策課のほうにお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

では、私のほうから。今公開しておりました事業者公募要項案の5ページのほうに、牛のブランド化に関することという項目がございます。この中に供用開始後5年以内に本拠点のブランド牛として年間50頭以上の肥育牛を出荷する、それから曾於市及び鹿児島大学と共にブランド化を実施すること、それからブランドについては、本拠点のブランドとして活用すること、これらの項目を挙げております。

議員がおっしゃるように、ブランド化そのものについては、入ってこられる業者のブランドになるかとは思いますが、ただ、この拠点で生産された牛が、このブランドになるという、付随といいますか、ここの拠点でできたブランド牛という捉え方をしているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。議論の推移を見ますと、どうも民間事業のブランドなのか、自治体レベルでのブランドなのか、何か中間のような印象を受けまして、自治体ブランドでもなければ民間ブランドでもないし、どちらかという畜産獣医学拠点がブランドとして基準などを決めるといったところのように思えますが、その場合、私としてインパクトのある名前といいますか、牛肉を指したときに、できれば自治体の名前がパッと思い浮かぶようなものが、本当に魅力度アップとし

ていいと思いますので、できれば、曾於市の名前などを入れていただいたらいいのかなとは思いますが、なかなかですけれども。

その点、拠点でのブランド化、拠点がその資格を作ると、基準などを示すというふうに言っているんですけども、それは具体的にどういうことを指すのか、企画政策課のほうに、その辺り、より具体的な説明のほどよろしくお願いたします。

○企画政策課長（外山直英）

先ほど市長のほうも申したんですけども、牛舎に関しては、恐らく県内でも初めてだと思いますけれども閉鎖型の牛舎を造ります。また、鶏の鶏舎につきましても閉鎖型の鶏舎を造ります。これは大型ファンを100基以上設置した畜舎になると思いますが、まずこの部分が、ほかの業者さんとは差別化されたものである、いわゆるここがブランド化になるのではないかなと思います。

また、それ以外に議員も御指摘されておりますJGAPですね、ここの認証を受けていること、それから鹿児島大学がこのJGAPの審査機関になるということも大きな差別化であるというふうに考えております。

総合して、こういう拠点の中で生産される牛や鶏が、ほかの畜舎では生産されない安全性の高いものであるということが、ブランド化というような考え方を持っているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。ブランド化というのは、かなり大きな挑戦でございまして、個人的に、できれば内部でもうちょっと打合せをして新聞報道などにリリースしていただきたかったなというのはあるところなんですけれども。それは、本拠点事業自体がかなりバタバタの事業でございまして、ある程度、そこは致し方ないところはあるのかなというところはございます。

一方で、この海外ブランドを言ったからには、やはり海外での販路の拡大なども視野に入れなければなりません、担当課として海外ブランドの販路の拡大として、今有力視されている方法などあれば、その点についてお伺いたします。

○市長（五位塚剛）

私たちのこの地域には、「ナンチク」といって日本でもトップクラスの食肉加工場があります。海外に出せる認定も受けておりますので、当然、ナンチクさんなんかと一緒に海外にも、曾於市から出た和牛をブランド化して出すことは、もう十分可能であります。そういう意味では、先を見越して手を打つべきだというふうに思います。

いいものについては、国内でもあっても外国でもあっても非常に必要とされておりますので、そういう意味でのブランド化も目指していきたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

農水省のほうも、毎年、農業の輸出額が過去最高を記録していたりするなど非常に積極的ではございますので、その辺り、国などのサポートも恐らく受けられるのかなと思うところではございます。

一方で、海外進出の際の課題としてあるのが、まず販路が見つからないという点と、英語や現地語のできるスタッフがいなくて小規模事業者が頓挫するといったところがございます。中大規模事業者でも、そんなに外国語が堪能なスタッフなどおりませんので、大体そこで日本人スタッフが頓挫して話がポシャるといったことが非常に多くございます。

市長のお話の中で、ナンチクのことを挙がりましたけれども、やはりある程度、規模感のある企業でございまして、ある程度は規模感のある企業だからこそ、海外の厳しい品質ですね、特に寄生虫などありますので、豚肉の輸出の際には、非常に海外の検疫などを通るときに、かなり厳格な審査や、それに基づく処理など事前に行わないと輸出ができないというところではございまして、ある程度、海外輸出を考えるのであれば、事業者も零細事業者だと正直厳しいところがございます。ある程度、大きな事業者やノウハウのある事業者となると、本当に、ある程度、実績、ノウハウ、規模、もろもろがそろった事業者でないと厳しいようには思うんですけども、その点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

ナンチクさんにつきましては、もう外国にたくさんの牛肉を輸出しております。その実績もありまして、また、引き続き会社の方針としても、積極的にナンチクの肉といいますか、鹿児島黒牛、黒豚を含めて出そうという計画がありますので、そのための設備も整っておりますし、この拠点から外国にたくさんのものが輸出できるように、また、引き続き努力していきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

ただ、ナンチクが今回の事業者として応募をするわけではないので、応募するかもしれないけども、あそこ、あくまで食肉の処理機関でございまして、今回のポイントというのは、その募集をかけるわけではございまして、その募集要項にどれだけの業者が乗れるかといったところでございます。

海外輸出、正直自分、国内でもいいような気もするんですけども、そもそも国内でJGAP認証を受けた機関がないところはありますので、まあレッドオーシャンではなくブルーオーシャンというか、ほとんど競争がない以上、とりあえず国内向けのブランド化から進めてみても、正直いいんじゃないかなと思ったのが、第一報をNHKの記事を見たときの第一印象なんですね。そういった意味で、国内向けブ

ランドじゃなくて海外向けブランドというものを先に掲げた理由というのはどこにあるのか、企画政策課のほうにお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

今の御質問なんですけれども、実は、この拠点で飼育する牛や鳥に関しては、先ほど来、申し上げておりますJGAPやアニマルウェルフェアにのっとった基準に基づいて飼育してくださいという要項を、今お示ししております。

実は、この「アニマルウェルフェア」と言いますが、「動物福祉」と日本語で訳しますが、牛1頭に係る飼育する牛舎の広さですね、これも細かに設定されております。逆に申し上げますと、一般的な畜舎で飼育している広さよりも大変広がっている。つまり、生産性が若干落ちるといいますか、ということでございまして、経済的な話になろうかと思いますが、国内向けに販売しても採算性に疑問が残る点があるということもありまして、海外ブランドとして輸出するという目標を抱えているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、国内向けの採算性が合わないので、付加価値をつけて海外向けに輸出するということですが、なおさら、それは海外での成功というのは、かなり前提と申しましょうか、絶対条件になるわけございまして、絶対に成功しなければいけないところでございます。

その中で、売り先など、これから販路拡大をしていくとは思いますが、当ではあるのかと言いましょか、アジア向け市場なのか、それとも北米などの市場なのか、それともヨーロッパ向けの市場なのか、いろいろあるとは思いますが、どういった販路などを想定しているのか、企画政策課のほうにお伺いをいたします。

○企画政策課長（外山直英）

まず、業者の点につきましては、今、既に東南アジア、あるいは、北米——北アメリカ辺りに輸出しておられる業者もいらっしゃるようございまして、まずは、そういった業者さんからお問合せがあればと考えているところでございまして、そのほかに鹿児島大学がヨーロッパ型の欧州認証といまして、「EA EVE」という認証を受けておられます。2019年にを受けておられますが、こういう認証機関で教育を受けている獣医の先生方が畜舎の牛を見ているということも付加価値でございまして、販路としてはヨーロッパも考えられるというところでございます。

○1番（山中雅人議員）

お話を伺っていて、トータルとして私が懸念する点が、やはり今回の企画や野心的な目標に、市内の業者がついていけるかということ、ちょっと正直怪しいところが

あるわけであります。この東南アジアや北米や欧州に向けた販路がある業者というのは、本市では、もちろんナンチクさんはありますけども、このナンチクさんは、やはり食肉加工がメインでありますので、肥育業者なども含めて、どれだけの業者が来てくれるのかなというのがあります。

加えて、ちょっと懸念されるのが、さっきのブランド化の話に戻るんですけども、民間事業者でありますと、本市ではなく、その事業者のほうにブランドが取られるリスクもございまして、うちが大枚をはたいて造った施設だけども、実際は、それこそ宮崎の業者が取るとか、鹿児島市内の業者がブランド化を進めて付加価値をつけて売り出すとなると、あまり本市にとってはメリットもないようなことが、ちょっと思うんですけども。その辺り、どうフォローされる、フォローが必要なのかもあるんですけども——について、見解をちょっとお伺いしたいんですけども。これは市長、よろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今この事業の質問を受けておりますけど、今から募集をかけます。どこの業者が来るか分かりませんが、そうなったときは、最終的には、ここで生産される牛でするので、仮に宮崎の方がなったときに宮崎牛という形での、これは私たちもあまり面白くありませんので、やはり曾於市で、ここで生産肥育まで一貫してやるわけですので、このものはやっぱり話し合いをして、曾於市という名前をちゃんと何らかの形で使ってもらえるように打合せをしていきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

私の考える本市の畜産の課題というものが、確かにいいものは育てるんですけども、そこをほかの自治体、宮崎、都城に持って行って、そこでブランドの名前がついて、そこで売られると。それこそもっと関東とか向こうのほうにも、うちのお肉というか、うちの種などが育って、子牛として向こうでラベリングされて売られてしまうといったことで、どうしても付加価値をいっぱい持つていくのが市外県外の業者になってしまっておりまして、なかなか市内の業者にお金が下りないといったところがございまして。市長も懸念を共有できましたので、改めて市内のほうにブランドが残るように、何とかこの曾於市ないしは曾於市の業者のほうにお金が回るように取り組んでいただきたいと思います。

以上3点の質問を、私は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交替のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

創志会、今鶴でございます。私は、今回大きく2つの項目について質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス対策について。

①小・中学校の卒業式及び入学式のマスク着用、入場制限等の対応について伺います。

②5月8日以降は、季節性インフルエンザと同じ5類に移行する予定ですが、小・中学校の対応はどのようになるのか伺います。

③5類移行後の新型コロナウイルスのワクチン接種や病院の診療等はどうなるか伺います。

続きまして、指定管理について。

①3つの道の駅の過去3年間の運営状況について伺います。

②メセナ住吉交流センター、財部温泉健康センター及び大隅弥五郎伝説の里、健康ふれあい館の各入浴施設における過去3年間の利用状況について伺います。

③コロナ禍の影響を受けて通常の指定管理料以外に予算対応した指定管理施設について伺います。

以上、市長、教育長に質問いたします。明確な答弁を求めて1回目の壇上よりの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の③と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の①と②については、教育長に後から答弁させます。

1の③5類移行後の新型コロナウイルスのワクチン接種や病院の診療等はどうなるのかについて、お答えをいたします。

国は、感染法に基づく分類を、令和5年5月8日から2類相当から5類に移行することを決定いたしました。5類移行後のワクチン接種や病院の診療に係る費用負担等については、3月上旬を目途に国が方針を示すとしており、その方針に準ずることになると考えております。

2、指定管理の① 3つの道の駅の過去3年間の運営状況について、お答えをいたします。

まず、道の駅すえよしの過去3年間の売上げは、令和元年度が5億925万6,205円、令和2年度が3億8,928万5,129円、令和3年度が4億691万9,636円であります。

来客数は、令和元年度が37万602人、令和2年度が25万8,412人、令和3年度が27万5,294人であります。

続いて、道の駅たからへの過去3年間の売上げは、令和元年度が1億5,019万8,917円、令和2年度が1億3,754万8,630円、令和3年度が1億249万8,017円であります。

来客数は、令和元年度が17万8,981人、令和2年度が15万3,574人、令和3年度が9万7,577人であります。

続いて、指定管理ではありませんが、道の駅おおすみの過去3年間の売上げは、令和元年度が3億2,691万6,479円、令和2年度が2億7,810万3,126円、令和3年度が2億5,729万9,645円であります。

来客数は、令和元年度が23万93人、令和2年度が18万7,559人、令和3年度が17万1,572人であります。

2の②各入浴施設における過去3年間の利用状況について、お答えをいたします。

各入浴施設の利用者数及び売上げについて申し上げます。

メセナ住吉交流センターは、令和元年度が20万4,694人、売上げが7,263万3,610円、令和2年度が13万4,999人、売上げが4,146万4,500円、令和3年度が14万5,495人、売上げが4,713万9,010円です。

財部温泉健康センターは、令和元年度が11万2,107人、売上げが3,019万6,700円、令和2年度が6万9,468人、売上げが1,813万1,180円、令和3年度が8万204人、売上げが2,125万4,280円です。

大隅弥五郎伝説の里ふれあい館は、令和元年度が3万8,196人、売上げが1,045万7,920円、令和2年度が2万7,035人、売上げが735万1,520円、令和3年度が3万1,399人、売上げが869万5,280円となっております。

2の③コロナ禍の影響を受けて、予算対応した指定管理施設についてお答えをいたします。

現在、19の施設において指定管理をお願いしているところではありますが、コロナ禍の影響を受けて通常の指定管理料を超えて予算措置をした施設は、令和2年度は大隅弥五郎伝説の里90万円、そお生きいき健康センター77万7,000円、財部温泉健康センター1,870万円、メセナ住吉交流センター1,100万円、市民プール施設87万5,000円の5施設で3,225万2,000円であります。

令和3年度は、メセナ住吉交流センター900万円、ゆず冷凍保管庫500万円、市民プール施設99万8,000円の3施設で1,499万8,000円であります。

令和4年度がメセナ住吉交流センター1,000万円、財部きらら館500万円の2施設で1,500万円であります。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1の①小学校・中学校の卒業式・入学式のマスク、入場制限等の対応についてお答えいたします。

マスクの着用や入場制限については、文部科学省の通知で示されております。

本市の学校においては、この通知に基づき、マスクの着用は児童生徒には基本的に求めず、個人の判断としております。

また来賓・保護者につきましては、マスクの着用をお願いしております。

入場制限等につきましては、各学校の実情に応じた判断で対応をお願いしているところです。曾於市における各学校の対応として、来賓を制限している学校が9校、在校生等を制限している学校が2校という状況であります。

次に、1の②5月8日以降は、季節性インフルエンザと同じ5類に移行する予定だが、小学校・中学校の対応はどのようになるかについてお答えいたします。

議員の御質問のとおり5類への移行により、様々な対応の変更を学校でも求められることが予想されておりますが、5類移行後の学校の対応については、まだ文部科学省から示されていない状況であります。

5類移行への詳細については、まもなく国からの通知があると思われませんが、現状からマスクの脱着をはじめ、これまで実施してきた新型コロナウイルス感染症防止対策から季節性インフルエンザの感染防止対策と同等の措置に移行していくことが考えられます。なお学校に対しては、引き続き手洗い、うがい、換気の実施について継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁をいただきました。順次質問事項の1番目から質問していきたいと思っております。

ただいま教育長より答弁をいただきましたが、先ほど同僚の山中議員からも質問がございましたので、被るところは割愛させていただきたいと思っております。

小学校・中学校の卒業式・入学式についての状況ということで、文部科学省のほうの通知で個人の判断に任せるということでございました。

その中で、いろいろほかの高校とかの例を見ますと、学校の校歌、国の国歌の斉唱に当たっては声を出す必要はないという取組がある学校もあると伺っておりますが、それぞれ小・中学校の学校長の判断でされるのかと思いますけど、曾於市においては、その場合はどのような対応されるか、決まっておいたら質問いたします。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり卒業式におきましては、学校行事ですので校長の判断に基本的には委ねているところですが、本市といたしましても卒業式に関しては以下のようなことを学校に通知しております。

1 点目が、児童生徒・教職員はマスクを外すことを基本とするが、個人の判断。

2 点目は、来賓・保護者はマスクを着用。ただし、壇上で話をされたりするときには距離があるので、それは不要。それから人数制限は不要、呼び掛けや斉唱・合唱の際は実態に応じてマスクを着用する、あるいは放送を聞くとか、学校の実態に応じて感染対策を講じながら実施してください。

それからマスクを取ることも不安のある児童生徒がおりますので、強要はしないという通知を各学校へは流しているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

そのように、教育委員会のほうでも各学校の校長判断ということでもございますが、具体的にそういう指示をされているということは、学校現場でも混乱を生じないということで、学校の自主性を大事にしながらも、いい対応だと思っております。

その中で3月13日以降は、屋内外を問わず個人の判断に委ねるということで、国のほうの方針が出されております。5月8日の季節性インフルエンザと同じ5類に移行するというので、今のところの予定であります。それに向けて準備期間の間でそれぞれの方針に従って、学校現場で対応されていかれるのではないかと考えております。

その中で、先ほど教育長からありましたけど、今後のことでまだ通知がされていないということでございますが、5類移行になった場合は季節性インフルエンザ等のこれまでの感染防止対策と同等の措置になっていくのではないかと回答でございましたが、季節性インフルエンザの場合は、学校等では現在どのような対応がされているのか伺います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

まず、コロナとインフルエンザが違うところがございまして、出席停止あるいは学校を閉める際の措置ですけれども、コロナで申しますと陽性者が5日間、それか

ら拡大の可能性がある場合には、それをもって校医と相談して学級閉鎖等をするということになっておりますが、インフルエンザの場合には、在籍児童の、目安として約3分の1がインフルエンザで欠席して、しかも拡大傾向がある場合には、学級閉鎖とかするというふうな形をとっておりますので、ここは非常に緩和されるというところになります。

それからコロナの場合には、感染予防対策として下校後はアルコール消毒とか念入りにしておりましたが、季節性インフルエンザの場合には換気をよくして、マスクを必要な場合はするというふうな形になっているところでございます。

それから各種の教育活動、給食でありますとか、音楽の時間でありますとか、あるいは密を伴う体育の授業のときは必ずマスクをするということがありましたけれども、こういったところがなくなるということになるかと考えられます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

国のほうで準備期間という位置付けだと思いますけど、3月13日以降は先ほども言いましたけれども、個人の判断に任せるということで、非常に、まだ第5類に入っていない場合で学校現場としましては、やはりもし新型コロナウイルスに児童生徒等が感染された場合は、これまでどおりの対応を取らなくちゃいけないということで、マスクは個人の判断と言いながら、そういうところで感染者が少なくなっているとはいえ危機感を持って対応されていかななくちゃいけないと思っておりますが。

その中で新しく卒業式は今回卒業されていくわけでありましたが、入学式においても、やはりまだ5月8日以前であるということで、卒業式と同じような対応を学校長判断でされていくということによろしいでしょうか、質問いたします。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

1つ説明の漏れがございましたので、お答えいたしますけれども、政府の2月10日の政府対策本部会議において、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、学校においては令和5年4月1日から適用されるということになっておりまして、3月31日までは従来のとおりとなっておりますので、3月13日以降というよりも4月1日からということになります。

それを踏まえまして、今、御質問の入学式の件でございますけれども、まだ、御指定のとおり文部科学省から通知が下りていないところが現状でございます。この式等につきましては必ず文部科学省から通知が下りてまいりますので、それに従って卒業式と同様、学校の実態において学校長が判断するという形をとっていきたいと考えております。

○11番（今鶴治信議員）

国の文部科学省のそういう意向ということが示されるということで、国のほうからそういうふうにしなさいという具体的指示が出たほうが、本当、学校現場も混乱がなくてスムーズに対応できると思っています。教育委員会についての質問は以上といたします。

あと、5類移行の市のほうについて質問いたします。

5月8日以降に5類移行になるということで、国の方針が3月上旬を目途にということで具体的なことはまだ決まっていないということではありますが、ニュース等々で最近流れているところを見ると、今後、市民の方々が先ほども言いましたけれど、今後マスクをしなくなるような環境になるに向かって、市民の方々がこれまでとまた5月8日以降ということで危険があるんですけど、仮にそうなった場合の医療機関等の受診の仕方、新型コロナが5類になるわけでありまして、普通の医療機関でそういうふうにして受診とか治療ができるものか、その辺は市としてはどのように捉えているか、分かっていたら質問いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

まだ先ほど市長の答弁のほうでありましたとおり、正式な通知は来ていないところでございますけれども、今言われているのが、医療機関の実施につきましては、今まで2類相当ということで発熱外来じゃないと受け入れができなかったんですけども、今後は、幅広い医療機関で受け入れができるようにはなるというふうには言われているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま課長よりございましたけど、まだ5月8日まではかなり期間がございます。現在、曾於市内でその発熱外来の医療機関等は何箇所あるのか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

曾於市内医療機関が15、今ありますけれども、県にその発熱外来をしますよという形で登録している医療機関というのが、ちょっと今資料を持ってきていませんけれども、ほとんどのところできているところでございます。

ただ、全ての医療機関を県のほうが公表しておりませんので、何医療機関というのはちょっと答えられないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

そこらへんが、それぞれかかりつけ医もいらっしゃるんですけど、今後、ほとんどが対応をされているということでございますが、実際、5類になった場合も

普通のインフルエンザと同じように簡単に受診できるものかどうか、それはまだ国のほうの方針がはっきりしていないということで、そこはまだ答えできないということでもよろしいでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

国の方針が出てから、市民の方にはいろんな方法を使って周知を図ってまいりたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

毎日、曾於地区ですので旧曾於郡区でしょうけど、かなり感染が減って、少しは安心しているところでございますが、やはりこの移動時期になってまたこれがどのように推移するかということで、5月8日以降は政府のほうで5類に移行するという予定でございますが、方針が決まり次第、速やかに市民のほうにそのほうの情報を提供いただければと思っております。

以上で1番目の新型コロナウイルスについての質問は終わって、2番目の指定管理について質問していきたいと思っております。

先ほど大隅の道の駅が指定管理じゃないということでございましたが、一応、数字をいただきました。令和元年度はコロナの影響がなかったときだということで、ここ令和2年、3年どこも相当の売上げ減になっておりますが、財部は若干違うところがございますが、結構、末吉の道の駅の場合は、少し売上げが返ってきたんじゃないかなというところもございますが、軒並み道の駅の売上げも減になっておりますが、コロナ禍で来客数が減っているということで、末吉の道の駅に至っては10万人ほど少ないということで、相当な影響が出ているなと思っております。

その中で、長引くコロナ禍の中で私が危惧しているのは、それぞれの道の駅に出荷されている農家の皆さんが、旬の時期に丹精を込めて作られるわけですけれども、これだけ売上げが落ちるといことは、売れ残ったのを夕方には撤去しなくてはいけないという出荷者の人の話も聞いておりますが、その辺の実態については、市のほうは把握されているのかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今おっしゃいました出荷者の皆さんから出荷していただいているわけですけれども、余った、売れ残ったものについての状況というのは、今のところは把握していないところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

それぞれ総合的に売上げが減っているというのは予想できるのでありますが、具体的に今後の対策等を考えた場合、末吉の道の駅であったらバイク等の利用が大分減って売上げが減っているとか、そのような内部の分類は具体的にはおおよそでいいんですけど、されていないのかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今お話がありましたとおり、出荷者の皆さんから出された品物がそのままレストラン等へ使われるかという御質問だったかとは思いますが、今そのような状況は伺ってはいないところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

伝え方が悪かったみたいですが、違います、道の駅のバイク等の売上げが減っている要因としまして、野菜、肉類いろいろ売買されているので全体的に落ちたんでしょうけど、特に食堂のほうに落ちているとか、野菜のほうに落ちているとか、そういうデータとか、そういう調査はされていないのか、それを伺ったところでございます。

○商工観光課長（佐澤英明）

大変失礼いたしました。

道の駅の末吉につきまして、まず、直売コーナーで申し上げますと、令和3年度と令和元年度と比較いたしますと、直売コーナーのレジ通過者と比較しますと1万9,000人ほどレジ通過者がまず減っております。

金額につきましては5,000万円ほど落ちているような状況でございます。

それから、精肉コーナーにつきましては、金額が800万円ほど落ちているような状況でございます。

それから、レストランにつきましては4,500万円ほど落ち込んでいるような状況でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

それぞれに、やはり利用者が1万9,000人減ということで、それぞれのところで売上げ減になっているというのがよく分かったところでございます。

令和2年、令和3年度で確定しているデータでございますが、全ては把握されていないと思いますが、令和4年度はつい最近まではずっとコロナ感染が増えている状況で、最近少し収まったところでございますが、これまでの状況として数字的にはなくても、売上げとしてはやはり少しコロナ禍でいうと先ほど言いましたけど、

末吉の道の駅の場合は若干持ち直してきたかなという、いい兆しだと思うんですけど、令和4年度は最終的数字は出ていないということでございますが、やはりコロナ禍の中で売上げ減はあまり変わっていないのか、少しは上向いてきている要素もあるのか、その辺が少し分かっている範囲でいいですので、質問いたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

ちょうど令和4年度が1月末現在で数字を抑えているところでございます。

同年、同月、昨年12月でまず比較いたしますと、まず令和4年の1月末の直売コーナーの売上げになりますが、2億2,660万円ほどになっております。令和3年度の1月末現在で申しますと2億1,100万円となりまして、この差額1,470万円ほどが昨年の同月と比べまして伸びているという状況になります。

それから精肉コーナーでございますが、こちらにつきましては、令和4年度が1月末現在で9,600万円ほどになっております。昨年の1月が8,700万円ほどとなっております、900万円ほどが伸びている状況でございます。

それからレストランでございます。レストランも同じく令和4年の1月末で5,640万円ほどの売上げでございます。昨年の1月末で4,310万円ほどとなりまして、1,330万円ほどが伸びている状況となっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今の商工観光課長の答弁にございましたが、コロナが市民の皆さん、国民の皆さんが理解されて重症化も大分少なくなってきたということで、売上げがそれぞれの部門で若干は返ってきているのかなということで、令和5年で先ほどのマスク着用の自由化、そういうのも含めて、コロナが緩和されてきたら売上げが返ってくるんじゃないかなという期待はあるところでございますが、今回の当初予算の中にもそれぞれ道の駅の設備の予算がついておりましたが、これから今年度でなくて来年度に向けて、それぞれの道の駅に、コロナ禍で売上げが減ってきたけどなかなか起爆剤としてちょっとしたこ入れも、これからまたお客を呼び戻すのにもう一押し要るんじゃないかと私としては思っているところでございますが、市としてそのような、3つ一緒にはできないかもしれないけど、キャンペーン的とかまた新たな売り物を出すとか、今後の課題であると思っておりますけど、そういう検討はされていないのか伺います。

○市長（五位塚剛）

今年になりまして非常に多くのお客さんが今、すえよしの道の駅も含めて、増えております。平日も、レストランのほうもいっぱいあります。土日になると1時

間待たないと入れないという状況が続いております。今後は、大分返ってきておりますけど、やはりイベント等を打ってもらって、そのことによってたくさんの方が来られるようでございます。また、FMを通じていろいろなところで発信をしておりますので、またいろんな形で協力できるものは協力していきたいなというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

本当今、うれしい悲鳴というか、市長の答弁でございました。土日に大分お客が返ってきていると。前回の同僚議員の質問ではございましたが、曾於高校の牛が全国和牛能力共進会で主席になったということでそのキャンペーン等も含めて、今後のございですが、肉等の売上げも返ってきているということで、道の駅すえよしに限らず、その辺の肉を食べさせるとかそういうことで助成を出して、安価な価格で、PRを含めてそういうフェアをやるというのも今後の課題でありますけど、その点について、予算が伴うことでございますが、いい日本一の宣伝にもなると思いますが、市長はその点について今後検討できないか質問いたします。

○市長（五位塚剛）

昨年の11月が道の駅の創立記念日でありました。それで肉のサイコロステーキを会社のほうでたくさん焼いて無料の試食会をいたしました。本当にこれも大好評で、それに続いて肉の販売のほうがかなり伸びました。そういうことで会社のほうもいろいろと企画をしているようでございますので、また市としてもいろんな形での支援を協力したいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

コロナ禍の中でもうやむを得ない売上げ減少であったと思いますが、そういうふうにもいろんな取組もされて、お客が徐々に返ってきているということで、それぞれ指定管理料以外に商工観光課等で予算化して、ぜひそういうアピールとかフェアを組んでいただきたいと思います。その点について、課長のほうは市長の許可が要るんですけど、どのようにお考えか質問いたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今の件につきましては、予算が伴うことでもございますが、また市長、副市長と協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

続きまして、温泉のことについて質問いたします。

これもやはりコロナ禍の中で利用者が減ったということで、売上げ減はやむを得

ないことかと思っておりますが、しかしこれは道の駅の売上げ以上にかなり落ち込んでいるのではないかという気がするんですが、この中で温泉の入浴者数が、先ほどの道の駅ではありませんけど、令和4年度の今現在でどのような状況か、もし把握されとったらそれを質問いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

まず、メセナ住吉交流センターでございますけれども、1月末現在で数字を押さえております。昨年度と比較いたしまして、昨年度の1月末が12万6,150人ございました。売上が4,071万8,050円ということで、4年度につきましては、利用者数が11万7,234人ということで、前年度と比べまして8,916人の減となっているところ です。

売上げにつきましては、4,210万8,335円ということで139万285円の増と。この増の要因としましては、宿泊者数が前年度より増えているというふうになっているところ です。

続きまして、財部温泉健康センターでございます。これについても、1月末現在で数字を押さえておりますので、まず前年度、3年度の1月末現在でいきますと、6万5,987人の利用者数、売上げが1,735万6,560円ということで、本年度1月末現在が、利用者数が6万5,346人ということで641人の減と、ほぼ前年度並みという形 になっているところ です。売上げにつきましては、1,599万1,430円ということで、136万5,130円の減というふうになっているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

利用者数がやはり服を脱いで入るということで、コロナの接触の心配があって、道の駅ほどまだお客が令和4年度も返ってきていないかなという報告であったと思 っております。やはりみんなが安心・安全な気持ちがないとなかなか返ってこない のかなという気がしておりますが、その中でメセナ住吉交流センターは宿泊客が返 ってきたということで、売上げ自体は増になっておりますが、財部のほうは年々、 利用者数も減ってきているという今までの報告でありました。このコロナがなかつ たら大分回復きついなという予想はしておりましたが、やはり泉源の問題等があ るというのも以前伺っておりますが、今それぞれのメセナ住吉交流センター、財部 温泉健康センターの湯量、またそのポンプ等は正常に湯量があるのかどうか、分か っていたら質問いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

両施設とも今のところ、湯量については特に問題ないと聞いているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

やはり地道にまたそういう利用者が返ってくるように、この前のどこかの有名温泉がレジオネラ菌で悪い情報でございましたが、利用者が安心・安全にされる、きれいなそういう入浴施設を目指して頑張っていたいただきたいと思います。

その中で、コロナ禍の影響を受けて指定管理等もそれぞれの施設で影響を受けているということで、その中でそれぞれまた補正を組んだということですが、財部温泉センター、またメセナ交流センターが1,870万円、1,100万円ということのでかなりの金額になっているところでございますが、やはり令和2年度のことでございますが、令和3年度はそれがまた半分ぐらいになったということで、これはやはりそういう来客入浴者数が増えて売上げが上がった分が減ったというふうに捉えていいのか、ほかに修理代とかそういうのが特になかったからというのかどうか、その辺が分かっていたら質問いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

まず、財部温泉健康センターにつきましては、令和2年度に1,870万円の指定管理料の増をお願いしたところでございます。その後、3年、4年度につきましては、予測をつけまして指定管理料は最初からちょっと前年度よりは多くしたという形で、3年度、4年度については指定管理料の増額がこの当初から増やした予算ではなかったということで、ここに出てきていないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

今のその中で市民プール等の助成が87万円、99万円でございますが、ああいうトレーニング室、以前すごく利用者が多くて順番待ちだといううれしい情報でございましたが、やはりコロナの接触が多いということで、どこの民間施設でもああいうところは十分利用者が減っているということでございましたが、市民プールのところのそういうトレーニング室の利用状況はもし分かっていたら質問いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

これについても先ほどと同等、昨年度の1月末現在と比較いたしております。昨年度1月末現在が、利用者数全体で、施設全体ですね、トレーニング室だけではなくて施設全体で申し上げますと、4万3,295人でございます。利用料として、売上げとして314万110円の売上げがあったということでございます。今年度1月末現在で利用者数が4万6,666人、利用料が359万3,405円ということで、前年度の同月か

らすれば利用者数は少しずつでありますけれども回復しているというような状況でございます。

○11番（今鶴治信議員）

大分コロナの中でそうやってまた利用者が返ってきているということで、少しは明るい展望かなと思っているところでございます。令和5年度がこれから始まっていくわけでございますが、今後のことで見通しはまだつかないところだと思いますが、こういうふうにして指定管理料で賄い切れない部分を補正を組んで対応しているわけでございますが、今年度はまだ始まったばかりでございますが、予想として、やっていくわけです。今後まだ一、二年はこういうふうにして市のほうがてこ入れをしないとまだ難しいんじゃないか、そこら辺の予測は、市長としてはどう感じているか伺います。

○市長（五位塚剛）

コロナの問題が議論されておりますが、国のほうも新しい考え方の下に市民、国民に向けてマスクをもう外してもいいよと、自由に任せますよということになっていきますので、私は相当流れは変わってくるだろうというふうに思っております。道の駅の状況やら温泉状況も見ると大分お客さんが返ってきておりますので、この5年度の状況を見ながら、また各指定管理についても私たちが支援できるものは支援していきながら、また市民にも呼び掛けて利用を広げていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当長いコロナ禍でそれぞれ民間業者、商業、いろんな職種の方が痛手を受けております。ということで令和5年は、今市長の答弁にございましたけど、いろいろまた徐々にではありますが、明るい兆しでいろいろ指定管理のほうもスムーズな運営がいくことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、矢上弘幸議員の発言を許可します。

○4番（矢上弘幸議員）

4番、れいわ会、矢上弘幸。今日は鹿児島県立高校の入学試験の日です。曾於高校を受験する皆さんが合格できるようにエールを送ります。ファイト。

それでは、議長の許可を頂きましたので、大きく3つの項目に分けて質問をさせていただきます。

1、起業支援金について。企業支援金の利用状況を伺います。また、年齢の上限が55歳までとあるが、その理由を伺います。

2、曾於市公式LINEについて。公式LINEの現在の登録者数と1年前とを比較して何人増えましたか。また、都城市や志布志市の公式LINEの現在の登録者数は何人か伺います。2、近隣市町村と比べて曾於市の公式LINEの登録者数が少ない原因について伺います。

3、移住者について。1、本市の移住支援の取組について伺います。2、過去3年間における移住に関する問合せの件数とそのうち実際に移住された方が何人いたのか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

1、起業支援金についての①企業支援金の利用状況及び年齢上限の理由について、お答えをいたします。

起業支援金につきましては、商工業新規就業者支援対策事業補助金のことであると思われませんが、過去3年間の交付認定者の実績を申し上げますと、令和2年度は、新規就業者7人、後継者1人の計8人。令和3年度は、新規就業者9人、後継者4人の計13人。令和4年度は、新規就業者7人、後継者2人の9人であります。

年齢の上限であります。本事業が始まりました平成24年4月1日で当時は18歳以上おおむね40歳以下としておりましたが、現在は18歳以上55歳以下としています。

なお、補助金は2年間支給され、その後、就業状況報告を5年間することとなり、合計7年間を要することになります。仮に55歳で補助金を受給した場合、7年目が62歳となりますので、事業経営等を考慮し、55歳までとしております。

2、曾於市公式LINEについての①登録者数について、お答えをいたします。

現在、曾於市の登録者数は3,501人で、昨年より384人増えております。

なお、都城市の登録者数が7万7,534人、志布志市の登録者数が6,970人となっております。

2の②少ない原因について、お答えをいたします。

公式LINEのリッチメニューの活用が挙げられると思います。他市の状況を見

ると、このメニューから最新情報の提供やプレゼント企画など、登録者を増やす取組を実施していると認識しております。

3、移住者についての①本市の移住支援について、お答えをいたします。

移住への関心を高めるため、東京、大阪で開催される移住フェアに参加し、相談に来られた方へ曾於市の魅力を伝えています。

今年度、オーダーメイド移住体験ツアーを実施しており、参加者らの希望を受け、実際に曾於市の生活環境を体験してもらうことで移住の促進を図っています。

3の②過去の件数と移住した人数について、お答えをいたします。

令和2年度は8件のうち4件はオンライン相談、令和3年度は3件、令和4年度は40件ありました。

相談者と移住者が一致するか確認が取れていないため実数は把握できませんが、住宅取得祝金の申請から集計すると、転入世帯数は、令和2年度が34件98人、令和3年度が27件83人、令和4年度が19件49人の実績がありました。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

ありがとうございます。では1番の起業支援金について伺います。

起業支援金を受ける条件について、どうなっているかお伺いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

まずは、この商工業新規就業者の対策事業補助金の支給要件等ございまして、まず、個人の事業主、個人で事業を開業される方につきましては、2年以内にまず事業を開始された方、それから事業を引き継いで2年以内の方のうち経営改善を行う方ということで、こちらは後継者の方になります。それから法人を2年以内に設立した代表者の方、それから法人を引き継いで2年以内にまた経営改善を行う者、法人の後継者ということになります。

このような方の中で、先ほど申しました年齢がございまして、年齢とまた所得等もございまして、まず市内に居住していらっしゃる方、そして事業所を曾於市内に設立された方で18歳以上55歳以下ということで要件がなっているところです。

また、世帯の総所得が600万円以下という制限もございまして、そのようなことを踏まえまして申請をされるということになります。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

補助金は2年間支給されているということでしたが、2年間続かなかつたらどうなるのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

2年間支援金のほうが支給されていきますが、その後、支給後に5年間経営の報告書を提出していただくことになっております。この報告書を出せないと廃業とみなされまして、この場合には返還を求めることになっております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

その場合、5年続かなかつた場合、返還は全部なされているのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

これまで私が確認したところでは、この支援金の事業が始まりまして1件だけは廃業されたというのがあるということで、その分につきましても全て回収ができております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

現在、定年年齢が65歳になっているところが多くなっていると思いますけど、55歳ということは、定年前に退職をして、そして新規事業を起こすという形になります。新規事業を起こすこと自体リスクが大きくて、相当な覚悟が要ります。それが65歳、定年退職後第二の人生ということで、移住して新しく曾於市で事業をスタートさせる方もいらっしゃると思います。そういう方たちに背中を押してあげるという意味で、55歳の年齢制限を撤廃したほうが良いと思うのですが、どう思いますか、市長。

○市長（五位塚剛）

この事業はいろいろと検討した結果、曾於市に来ていろんな事業を新規で始める方、また親の跡を引き継ぎながらやる方、そういうことをいろいろ検討しておおむね55歳までという形でちょっと年齢を上げました。今言われるようにさらに上げるということについては、今のところはまだ検討しておりませんが、今後そういう具体的にですね、具体的にそういう方があったときは検討させていただきたいと思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

実際55歳以上の方が新規事業を起こして、ちょっと私のほうにお話があったのが、55歳を過ぎていたから補助金が得られなかった、もらえなかった。その55歳というラインというのはかなり大きいところですよ。実際やる気があれば年齢とかは関係ないんじゃないかなと思うんですけど、全国的に見ても市議選、市長選、県議選とか

55歳以上の人もたくさん出ていらっしゃると思います。また人生経験が豊富な方がいっぱいいらっしゃるのです、いろんなアイデアが出てきます。年齢が、7年間ということ、7年目が62歳ということであれば、人気店、繁盛店だったら若い人がその後継者として跡を継ぐということも考えられるんですけど、もう一度、市長の考えをお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

55歳以上の方が曾於市に来て起業するとなれば、当然それまでに一定の貯蓄、蓄えもあるというふうには私は思います。全くそういうことがない人が起業を起こすというのは非常に難しいことであるし、そういうことを考慮して55歳というのを決めておりますけど、今後、具体的にはそういう方が来られたら担当課に相談してもらって、場合によってはそういう可能性もありますけど、まだ規則上そうしてありますので、具体的に私たちもその55歳以上の方がどういう形で新規事業をするのかというのを全くつかんでおりません。今後の課題とさせていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

年齢制限撤廃をするということは、曾於市以外から移住してくるということも考えられます。ほかの市は今どうなっているか、志布志とか都城とか、ほかの市はこういう補助金はどうなっているかお伺いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

こちらの支援金の事業につきましては、市の単独事業になりまして、近隣の状況については現在把握しておりません。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

もしほかの市がしていないのであれば、それは曾於市の大きな強みになると思いますので、PRにもなると思います。そうすれば55歳以上の方が移住して、空き家対策にもなると思いますので、ぜひ前向きに御検討をお願いします。

では次に移ります。

曾於市公式LINEの登録者数についてですけど、志布志市の約半分です。登録者数が。志布志市が6,970人に対して曾於市が3,500人。人口はほぼほぼ一緒なのに登録者数が曾於市は半分ということは、もっとPRが必要なんじゃないかなと思います。先ほど市長の答弁がありましたとおり、志布志や都城は1,000人、2,000人という大台を突破したらプレゼント企画ということで、登録者に対してのプレゼント企画というのをしています。曾於市もそういうのをすればいいと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の公式LINEについては、正直なところ、あまり取り組んでこなかったというふうに思っております。そういう意味でもやはり曾於市を知ってもらうための、市役所はこの公式LINEというのをもっと充実する必要があるだろうと思っております。職員のほうも具体的に誰を担当とする形ではしておりませんでしたので、もうちょっと企画のほうだけじゃなくて、市の職員の全体の中からこういうLINEに精通した職員というのがいっぱいいると思うんです。そういう人たちも参加してもらった形でないと、一部の状況でありますし、また伸びないだろうと思っております。この公式LINEについては、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

それでは、都城市の公式LINEをタブレットのほうにアップしていますので、ちょっと御確認いただいていいですか。こちらの画面のほうにも映し出してください。

（矢上議員、議場モニターに曾於市公式LINEのトップページを表示）

○4番（矢上弘幸議員）

まずは曾於市ですね。曾於市の公式LINEのトップページなんですけど、これが先ほど言われたリッチメニューなんです。大まかな感じで5項目です。それぞれをタップするとホームページに移ります。市のホームページに移って、そこから自分でまた探すというふうになっております。

次のページ、いいですか。

（矢上議員、議場モニターに都城市公式LINEのトップページを表示）

○4番（矢上弘幸議員）

次が都城市の公式LINEですね。細かく分けて全部で7項目ですね。次のページ、いいですか。

（矢上議員、議場モニターに都城市公式LINEのコロナ関連ページを表示）

○4番（矢上弘幸議員）

そしたら次はまた「コロナ感染」ということで細かく分類されています。そしてもう一つ、次のページをお願いします。

（矢上議員、議場モニターに都城市公式LINEのお楽しみページを表示）

○4番（矢上弘幸議員）

今度は「お楽しみ」ということでまたいろんな項目が分かれています。次のページにまたお願いします。

（矢上議員、議場モニターに都城市公式LINEトップページを表示し「移住・Uターン」を強調表示）

○4番（矢上弘幸議員）

例えば都城市の先ほどの1ページ目、「移住」というところをクリックすると、次のページをお願いします。

(矢上議員、議場モニターに都城市公式LINEトーク画面を表示)

○4番(矢上弘幸議員)

細かく分けて「移住相談」とかそういうふうに分かれています。それをまたクリックするとまた細かく分かれて、そしてそれをクリックするとホームページにピンポイントで移っていきます。ということは、市民が知りたい情報がピンポイントで分かるような仕組みになっています。そこが市の公式LINEのリッチメニューとの違いですね。これをする事でどういうことができるかということは、全然分からない状態で市役所で相談しに来ます。1から10まで聞かないといけないんですけど、この都城のリッチメニューの場合は、5から聞けばいいということになって、市民の方の時間も取られないですし、市役所の職員の説明する手間も省けます。ということは、市長がよくおっしゃられている、職員の質を上げる、時間が半分になるということで、説明する手間が省けて、その余った時間を有効的に活用できるということになると思います。

では次のページ、またいいですか。

(矢上議員、議場モニターに志布志市公式LINEのトップページを表示)

○4番(矢上弘幸議員)

これは志布志市のリッチメッセージですね。これをクリックすればイベント情報とかいろんな情報を案内して、またそれもホームページに飛ぶことになります。このリッチメッセージを使用することで集客にもつながりますし、また市の活性化にもつながります。こういうのがまだ今曾於市の公式ラインにはつながってありません。このメリットとしては、あとはアンケートも実施しています。市民に対してアンケートを実施することで、今どういうことに興味を持っているかということも情報を得ることができます。今度、曾於市総合大学とかまた募集があると思うんですけど、その募集も今まで紙媒体だったんですけど、公式LINEを通じて応募することで、まず職員の入力作業が減ります。住所とか氏名とかの。その入力作業の減ることでまた職員の時間短縮にもなりますし、また印刷作業とかそれも大分抑えられるのではないかと思います。そして今、大雨とか台風とか災害時のときに防災ラジオで放送したりするんですけど、ラジオの場合は、聞いていなかったりとか、電源が入っていなかったり、電池を入れていなかったりしたときというのが情報を確認することができません。ただ、公式LINEの場合は確実に伝わりますので、市民のためにもなるのではないかと思います。ただ、デメリットとしては、スマホを持っていない高齢者の方がいらっしゃるんですけど、今後、スマートフォンだ

けになると思います。スマートフォンであれば、たくさんの方が登録していただければ市民にとっても市政にとってもいいと思うんですけど、市長、どうお思いでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市のホームページをはじめ、まだまだ非常に遅れていると私自身も思っております。今年に入りまして、私の市長の挨拶が去年の夏になっておりましたので、すぐに私なりにちゃんと変えましたけど、行事等ももう既に終わっているのにずっとアップされているとかそういうのがありますので、この市の公式LINEも含めて、もうちょっと現実的に合ったもの、そしてまた魅力あるもの、そして参加しやすいもの、ここを企画だけに任せておくとなかなかこれは解決できませんので、やっぱり職員の中にこういうLINE作りに長けた人いっぱいいますので、もうちょっと総合的にこのことについては検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

前向きな回答ありがとうございます。

最後の3番も移住者についてなんですけど、今お話しした内容が移住者の件だったので一緒なんですけど、先ほどの補助金のことに関してもそうなんですけど、新しいお店を出せば町の活性化にもなりますし、移住者増にもなり、空き家も減ります。また市の税収アップにもなります。デメリットとしては、補助金の支出が増えることですが、市のPRにもなりますので、デメリットよりもメリットのほうが多いと思います。今回の都城市の公式LINEにもあったんですけど、より事細かにホームページをピンポイントで見ることで移住者の方々も移住しやすくなるんじゃないかなと思います。わざわざ曾於市に来てまで相談する必要も減りますし、空き家対策の空き家の情報も一覧で見れるようになれば、すごく住みやすい町になるんじゃないかと思います。今後は国が子供の補助に対して力を入れてきますので、今まで市がしていた補助に対しては、どこの市町村も同じような感じになると思います。今後はそれ以外の点で移住者を増やしていく対策が必要じゃないかと思いますが、市長どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市に移住者を増やすというのは、非常に大事なことであります。テレビで全国の例がいっぱい出てきます。見ていると、ああ、なるほど、やっぱり移住する気持ちに私も見えて考えます。それだけ移住する魅力があるから移住されるんですね。だからうちの場合は、まだまだその魅力を発信できていないというふうに思っております。同時に曾於市に移住するためには曾於市というのはどういう町であるかという具体的な動画で見れるようなものが正直なところありませんでした。だか

ら曾於市のPR動画を今作っておりますので、そういうものをもっと積極的に活用して、曾於市のよさを積極的にやるべきだというふうに思います。これについては今後力を入れてまいりたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

今現在、曾於市観光大使の方々 Instagramとかで活発にお店や観光名所、情報発信をしてくれています。市も、例えば公民館とかいろんな情報発信を、図書館なり、公式LINEを作って総合的に相互効果で活発に情報を発信することで、お互いの公式LINEの登録者が増えたり、またインスタの登録者数が増えれば、より活性化されると思います。私は曾於市に今住んでいるんですけど、Uターンしたんですけど、とてもいい距離だなと思います。桜島からは遠いし、火山灰の被害もあんまりないです。海にも高速道路が通って30分で行けるようになりました。空港も鹿児島空港、宮崎空港、どちらも同じくらいの距離で、同じ時間の距離で行けます。もっとそういうのをPR、発信していけば移住者も増えてくるんじゃないかと思いますので、今後に期待します。

以上で質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時34分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8、渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

17番議員、創政会所属、渡辺利治です。通告に基づき、市民の声が市政に反映され、市民が納得できる答えを求め、一般質問をいたします。

1項目めの市営住宅の運用について伺います。

現在市が管理している住宅は1,163戸あります。令和9年度末にはおおむね940戸と見ておられるようですが、政策空き家に対する考えを伺います。

次に、人口減少に歯止めが掛からない中において、令和6年度から3校目の小学校統合が確定されております。市が管理する住宅は、それぞれに性質、目的を持って建てられていますが、市営住宅、市有住宅、地域振興住宅の現在の空き家の状況について伺います。

次に、個人でも業者でも、貸家に人が住まなければ収入がない上に傷みが進みます。市の管理する住宅とても同じことなんです。本市に外国人技能実習生が400人を超える方が住んでおられますが、9割超の方々が工場や農業、福祉施設等で働いていますが、自分で住まいを探すということは到底不可能なことであります。雇い主が業者を通して確保しているか、あるいは個人の空き家を苦勞して調達しておられるのが現状であります。空き家はたくさんありますけど貸してもらえないという相談を数件受けておりますが、自分でも直接話を聞いてきました。空き家の有効活用に外国人技能実習生並びに外国人技能実習生が市の管理する住宅を提供を受ける考えはないか伺います。

次に、南九州畜産獣医学拠点事業について伺います。

本事業は着々と進んでおり、令和5年4月からは馬事業も始まり、令和6年より事業運営となります。この事業の効果としては、基幹産業である畜産業の持続的発展及び全国の獣医学部学生との交流に加え、新たな観光資源となることで市外からの新しい人の流れを作るため本拠点を整備するとありますが、食糧供給基地の畜産県の心臓部に位置するこの曾於市をさらに発展させるための市長の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市営住宅の運用についての①政策空き家に対する考えについて、お答えをいたします。

政策空き家については、耐用年数に達するまでの10年間を政策空き家期間として新規募集を行わず、承継入居も現在同居している者のみに限定しております。政策空き家期間に入った住宅の入居者に対しては、ほかの住宅への移動を促し、団地全体の除却又は建替えを行う予定で管理をしている住宅です。

1の②空き家の状況について、お答えをいたします。

曾於市が管理している住宅が1,116戸です。市営住宅は878戸で、そのうち政策空き家110戸、純空き家が159戸です。地域振興住宅は147戸で、そのうち政策空き家ゼロ戸、純空き家は6戸です。

市有住宅は91戸で、そのうち政策空き家がゼロ戸で、純空き家は9戸です。

1の③空き家の有効活用について、市営住宅等を外国人労働者へ提供する考えはないかについて、お答えをいたします。

公営住宅の目的として、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

外国人労働者は、入居者資格及び国土交通省住宅局長通達に該当すれば入居できますが、外国人技能実習生の住居は、雇用主が提供する義務があります。また、入居するに当たっては、公営住宅等をシェアハウスなどにしての利用はできませんので、入居者資格を守っていただくことになります。

近隣関係や敷金、共益費の問題、ごみ、コミュニケーション、言葉の問題等多くあり、雇用主はこれらの対応が必要となります。

2、南九州畜産獣医学拠点事業についての①発展させるための考えについて、お答えをいたします。

まず、拠点整備の主な目的は、地域の基幹産業である農畜産業に携わる人材と多様な業種の人材が交流することで、新たな産業を創出し、持続的な地域活性化を図ることです。この拠点を整備することは、本地域のさらなる農畜産業の振興を図り、本市の知名度を高め全国から注目されることで、地域活性化を図る上でも重要な意味があると考えております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま答弁を頂きました。私はあえて、この住宅の管理と言わずに運用という言葉を使いました。運用とは、物をうまく働かせ使うことと定義されておりますからであります。

質問本題に入ります前に、この住宅の戸数が私の述べた戸数と、この前配付された資料とちょっと違います。49戸、今のここではさらに51戸違ってありますが、この数字の違いはどのようなふうに見えればよろしいのでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それではお答えしたいと思います。

議員の言われた1,163戸ですけれども、これにつきましては令和3年4月1日現在となっているところでございます。それで先ほど市長が答弁されました1,116戸につきましては令和4年度現在、それと令和5年度ですけれども1,114戸になる予定でございます。このような形となっているところでございます。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

曾於市の第2次総合振興計画第8期の計画のそれをもらったのが、今年の2月の発行になっております。だから2月にそれを見て数字を表したわけでございます。そしてまた2月17日の全協の中で見たのがやはり2月発表のやつでございますので、そこでそれだけ違うのかなと思つての質問でございました。新たにこうして数字が分かったということは、これ以上はもう求めませんが、やはり正しい数字を的確

に伝えるのが使命だと思っております。政策空き家につきましては、これを正しい考えだと私も同じく思っております。

それでは、市が管理する住宅で築3年以上、これが113戸、そのうちに40年以上が37戸あります。これは私がこの資料の中で計算したわけですから、そこ以上に誤差はないと思いますが、この4年度の解体計画戸数と実際に解体した戸数、撤去戸数は幾らなんでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それではお答えしたいと思います。

令和4年度の解体戸数でございますけども、まず計画戸数としまして、5戸を計画いたしておるところでございます。実施に際しましては7戸を解体いたしております。そのうち2戸増えた分につきましては、中松田団地が一部がもう崩れかけていたため、危ないという判断がありましたので、2戸追加したところでございます。以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

危険度をちゃんと見越しての撤去というのはこれは正しいと思いますが、解体計画もまた向こう3か年で48戸、取りあえず今年20戸の計画がなされておるわけですよ。その所在地等が分かったら教えてください。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それではお答えします。

令和5年度、6年度、7年度で解体を計画している団地につきましては、まず南方神社団地、これは財部でございます。これが4戸でございます。あと東馬場団地、これは大隅でございます、これが12戸でございます。それから水ノ久保団地、これが財部でございます、4戸でございます。合計、令和5年度におきましては20戸を計画いたしております。

それから令和6年度でございます。まず、大丸団地でございます。これは財部でございます、これを3戸。それから水ノ手団地でございます。これを8戸、これも財部でございます。それと水ノ久保団地です。これも財部でございます、合計14戸と計画いたしております。

それから令和7年度でございます。大丸団地6戸です。これも財部でございます。あと笠木第3団地、これは大隅でございます。これは8戸でございます。合計14戸を計画いたしているところでございます。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

計画どおり進めていきますと、特に大丸団地は結構な広さが跡地として残るよう

な気がいたしますけど、跡地活用としてはどのような方向で考えておられるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

まだ解体をしていないところですけども、今後、その公営住宅の宅地が結構いっぱい出てくるという形になります。これにつきましては、まだ検討していないところですけども、将来的に使える形を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

今のところは先延ばしがあまりないよううかがえますけど、もしこれが先延ばしになったとすれば、危険度がやはり増していきますので伺いますが、財部の大川原峡のあの館の長寿命化、先延ばしでなく、完全にこれはもう今回の計画から削除されていますよね。去年までは指定管理の関係上、屋根とかいろいろなところ、塗装の関係入っていましたが、もう先延ばしするというのを聞いたんですけど、前の一般質問で、しかし今回の計画では明らかに消えておりました。消すんじゃなくて、延ばしていきながらでもいいからやっつけていかないと、これは長寿命化対策ということにはなりません、何で消したのか、そのあたり伺いたいと思います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今お手元にある資料の中に大川原峡の整備の令和4年度の計画の中にあったわけですけども、これを5年度のほうにまた修正をいたしまして、担当課のほうには今出しているところです。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

この2次の8の出された計画には消えているんですよ。だから今言ったんだけど、でもそれは5年度から載せる。載せるんだったら載せるでちゃんと載せていないと、課長が知っているだけであって、我々も知らない、皆さんも方も多分知らないと思います。やはり家というのは手を加えてリフォームすることによって寿命を延ばす、延命、筋ですよ。それが本当の姿だと思っておりますので、そこあたりは、先ほど言ったように数字というのはしっかりと残しておくようにしていただきたいと思います。皆さんが目を通してすぐ分からなければ意味がないと思いますので。

次に、長寿命化計画でございますが、リフォーム工事もこれは一つの方法で、またいろんな形で今回も取り上げておられますが、一番いいのは、人がその家に住むことなんですよね。風通しをよくし、手入れをする。これが一番また手の掛からない長寿命計画であって、またさらに人が入ることによって市の収入が入る、そいう

う仕組みになっているわけですが、担当課に伺いますが、現在小学校の統合が2校、来年度1校、予定されていますが、その校区内に活性化住宅と振興住宅、これ何戸あるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

すみません、お待たせいたしました。

それでは、振興住宅の棟数を言いたいと思います。

まず、末吉地区でございます。末吉が柳迫……。

（「統廃合のある高岡、大隅南校区は」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（園田浩美）

分かりました。高岡です。高岡校区が1棟でございます。それと財部北が4棟あります。それから大隅南が1棟あるところでございます。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

やはりこの住宅というのは、これまで大分目的を達成したとっておりますが、その中で現在空き家というものはあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

振興住宅につきましたの空き家は……。

（「3校区の」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（園田浩美）

3校区の分でいいですか。その3校区につきましたは、空き家はないところです。

○17番（渡辺利治議員）

なければ本当に目的を達しているということに理解いたします。しかしこの住宅の目的は、その校区内にあって児童数を増やすためのものであって、その目的を持って作られたとっております。そうですね。しかし残念ながら、統合となったときのその住宅の考え方、昨日の教育長の答弁で、校区としては南なんだけど小学校のPTAとしては岩川かなというような答えもあったんですけど、この住宅に関しての目的は、活性化若しくは地域振興住宅、これを作ったんだけど、そこに出る学校の子供がいない場合、これは空き家になったときの質問ですよ。空き家になったときは、その学校がないわけですから、どのような考えでこれはその後対応するのでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

農村部の学校が閉校なり、また統合した場合に、当然空き家が出てきた場合は、空き家の公募を掛けたいというふうに思います。その空き家については、市民の中からでも希望があれば入居可能というふうにしておりますので、そういう形で募集

を掛けたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

4年度は、そういったところを、場所を言うと大隅南校区内の校長住宅、教頭住宅、これは土地ともに売れましたよね。売れましたよね。ということは、個人の方若しくは、誰が買うたか分かりませんが、売ることも可能なんですよ。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

売ることも可能なんですけど、市単独事業でやってある程度の年数を超えたものについて、売却という形でこの間お願いをしていますので、一定期間を過ぎれば売却も可能だというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

一定期間という期間は設けられるかもしれませんが、これが1年、2年、3年たっても借り手もいなくなると、これはまた問題ですよ。それよりはやはりそこに、一定期間を置いてそれを超えたら売ったほうが、これは市のためになるんじゃないでしょうか。当然、市の収入、そしてまた買った人、借りた人、その方々にとってはこれは朗報なんですよ。画期的なんですよ。そのような考えはないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

地域振興住宅、旧末吉町時代の活性化住宅については、市の単独事業でありながら起債を借りておりますので、その起債が過ぎたものについては、要望があったときは売却しております。その起債について、その分を返済をすれば可能でもありますけど、そこまで無理して市が借りた分を払って売却等がいいのかというのは、いろいろあると思いますけど、基本的にはある程度起債が終了したものについては、売却できるというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

やはりこれはお金が絡むものですから、国から借りたりというので、ちょっと縛られることがありますけど、では大体耐用年数は30年と見ればいいんでしょうか。もし30年と見た場合に、それを超える戸数が結構あるんですけど、それを空き家として置いておくのか、売って早くするのか。もしこれが空き家でずっとおった場合は、市の収入も大分少なくなりますよね。今年の1月1日現在の家賃滞納額がどれぐらいあると思いますか。1,439万1,410円ありますよね、これが。これは1月1日現在とちゃんと数字が出ております。これを収めてもらうために職員は相当難儀していますよね。苦労していますよね。この家賃に限らず、右へ倣えで同じような形で滞納が出てきています。職員も大変な難儀をしておりますが、これを少しでも減

らせるためにも、やはり売却、そして貸し出す、いろんな方法があると思いますけど、市長としては、この空き家に対する考えを再度伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の空き家については、入居可能なものについては、もうちょっと市のホームページを通じてこういう具体的な写真をつけて、空き家がありますよという宣伝といいですか、このあたりが行政は非常に弱いです。民間の考え方としたら、この空き家対策に対する市の広報の仕方というのは、私は本当に遅いなと感じております。ですから空き家にならないように努力するのがありますけど、空き家になったらすぐに新しい人が入るようにすぐ整備を進めていきたいと思っております。今の状況の考え方は、空き家に対して、見学をされて、では入りますといったらそこから手を入れて整備をします。これは民間では考えられないことなんですよね。民間は空き家が出たら、すぐ次のお客さんを探すためにぴしゃっときれいにして、それでリフォームをして、こういうのが今空いていますよと、価格もどうですよと。このあたりがやはり行政の考え方と民間の違いが出ていると思っております。このあたりはちゃんとしっかりしたいと思っております。

それと滞納をしている人に売却というのは多分難しいだろうと思っております。

（「滞納者への売却は言ってない」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

先ほどの滞納しているところについても、売却はできないかという意味に取れましたので、滞納している人は買うということはないだろうと思っておりますけど、そこについても、すぐに出ていってくれということとはできない難しさがあるということだけは分かっていたきたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

確かに行政と民間の違い、民間は利潤追求、それは生活にかかっているわけですから、元を取っていかなければ回らないわけですから、行政はその点、今市長が言われるように、自分の生活に関わることではない。しかし裏を返せば、これは市民にとってはやっぱり痛手なんですよね。遊ばせておくということは。また、今市長の考えがあると言いましたので、そのようなことは今後期待しておきます。

次に、空き家の有効活用ということで、市長の答えが、外国人労働者これについては実習生を含めて、外国人労働者は入れます、外国人技能実習生は雇用主が提供する義務があります。しかしこれは、国交省が出しておる資料の公営住宅の賃貸における外国人の取扱い、この中の入居申込資格、これは出入国管理及び難民認定法の中ではできるようになっております。外国人登録法第4条第1項に基づく登録を受けた者については、これは認めるとなっておりますから、だからその方について

は、地域実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるものとする。そして入居募集をかけるときには、外国語による広報を充実するよう努めなさいとうたっていますが、この文面と市長の最初の答えとは、ちょっとギャップがあるというか、私には納得できませんが、この考えについて伺います。

○市長（五位塚剛）

今、ロシアとウクライナが戦争しておりまして、ウクライナの方が日本のほうに來たいということで、仮に住まいを探しているということになったときに空いている市営住宅を提供することはできますかというアンケートが來ました。その中で、空いている施設については提供する準備はありますという回答はいたしました。そういう意味では外国の方でもできるというふうに思っておりますが、今提案されましたように、外国の方が曾於市に來て農業の研修事業として來られております。それについては1回目の答弁でいたしましたが、そういう人を研修生を呼んで実習生として雇用する場合は、その雇用主の方が責任を持って安定した生活を確保してあげるとするのがこれは基本だろうというふうに思っております。その中で市が仮にそういう実習生と契約を結べるか、要するに支払い能力があるか、保証人ができるのか、いろんな問題が発生しますので、今のところについては、そのことについては協議をした結果、1回目の答弁になっているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

この国交省の通達と併せてもう一つありますのが、公営住宅への外国人への入居に関する取扱い、これの法第19条ですか、これでも該当するんですよ。ただ、市長の答弁は、1回目の答弁と同じくやはりできない旨申されましたけど、その中に一つ、外国人と契約を結ぶ、そして誰が責任を持つんですかと言われましたけど、私が1回目の質問で申し上げましたように、本人はまず借りることはできませんよね。外国人の実習生として仮に末吉に來た、曾於市に來たとして、その人が今日からの宿を探さないといかん。それはまずできません。だからその点は、ちゃんと事業主が難儀しながら何とか確保しているわけですよ。しかし現実としてはもう限度です。特に大隅南。どげんかしてくれんやと。借りられるところから借りました。そしてそこに、もう後がない。私の近くのある会社も2軒借りています。この間相談があって、空き家を相談に行きました。1人は大阪の方でした。貸すことに対しては別に異議はないんだけど、後々、維持管理、結局大家さんですから、そういうことを考えたらもう解体のほうが手っ取り早い。家族で協議したら解体しましょうということでなりましたので、その旨相手方に伝えてくださいということでしたので、その方々はまた外国人技能実習生を受け入れる準備はしているんですよ。帰っていく人がいる。頼まなければまたその事業主は経営が維持若しくは増やすことはまず

できません。特に大隅にある会社、あれは成り立ちませんよ、技能実習生がいないと。あそこの場合は送り迎えもするルートもありますから、幾らかは助かるんですよ。しかし大隅南の方は八合原に貸したら送迎は仕事の関係上できないと言われました。それは当然ですよ。そこらあたりもありますので、いろいろ相談があったわけですから、でも今のところ、貸せられない。しかし貸せられないんじゃない、貸す努力をせんないかん。だから外国人技能実習生が家を借りるんじゃない。空き家を借りるんじゃない。その雇用主、事業主が借りるわけですから、これは家賃滞納というのはまずないと思います。これほどしっかりした保証人がいますか。市の管理する住宅の中には、保証人さえも分からない、保証人も保証できない、そういう方がおられますよね。そういう実態の中でこれだけしっかりした保証人がいるのにできないということはないと思いますよ。だから変えられるものを変えていけば、一つずつ変えていけば可能なんです。先ほど近隣関係や敷金、共益費の問題、あるいはごみステーション、言葉の問題等あり、雇い主はこれらの対応が必要となりますと答えておりますけど、これは実際、雇用主がしっかりとしています。これを一方的に考えれば、これは排他的な考えで想像じゃないかと思われませんか。雇用主はある機関を通して、直接来るんじゃないで機関を通していろいろ指導を受けながら、それを守ってやっております。特に最近ベトナムの方々も増えておりますけど、本当に真面目なんです。太鼓判を押しておられます。いい方々が来ていただきましたと。やはりそこに今度は問題点が当たるのは、住宅の確保なんです。そこを市がやっぱりしてくれんと。曾於市に来ることはありがたいことですよ。これは曾於市民として登録していますよね。ありがたいですよ、人口増。これは広告かけんでも今の事業主、彼らがどんどん自分の事業のために連れてくるような感じですよ。これをやっぱりありがたく思わないで、全部排他的に、あれはいかん、これはいかんというんじゃないで、市長、変えられるものを変える気はないんでしょか。

○市長（五位塚剛）

公営住宅法の関係がありまして今まで答弁をいたしました。渡辺議員が言われるように、そういう切実な問題というのは私もよく理解しております。そういう中で雇い主がプレハブハウスのものを今大分購入して、そこに住んでもらっているところも何件かあるようでございます。いろんな工夫をされているみたいです。今の問題について、公営住宅法の関係で支障はないのか、担当課長から答弁をさせます。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、入居に対しての回答になります。

まず、公営住宅法で同居親族要件というのがあります。公営住宅に入るには家族でないと駄目ですよという要件が法律で定めてあります。あとそれと収入基準、収入基準はこれから以下でないと駄目ですよというのが定め、これが大きな2つの公営住宅法で定めてあるので、これに基づいて市が入居の基準を定めているということになっております。

その中で一番初めのこの同居親族の関係が、どうしても一人入居、単独入居という形になってしまいますので、単独入居の場合は問題はないんですけども、そこを先ほど市長が申しましたように、シェアハウスとか、そういうふうにしたらこの要件に引っかかってしまうので、全体的に貸すというのはいけません。ただ単独入居で入る分は、外国人労働者という形になっておりますので、認められますということになっておりますので、できます。

以上でございます。

○17番（渡辺利治議員）

それはもっともな回答なんです。そういうふうになっていきますから。しかし外国人技能実習生を1人1戸ずつ貸し与えた場合、事業主の負担も、もちろん本人も幾らか払うと思いますけど、これは何のために来たのって。そう考えれば、やはり変えられるところを変えていかなければ、ずっと平行線であって、ある事業主の方はもう頭から借りられないんでしょう、条例によって借りられないんでしょうと言われてますよ。いや、変えられるところを変えていけば、なるんじゃないの、それがまた議会としての立場での執行部に対するお願いであって、それが借りられるようになった場合は、これも市民の声が十分反映されるということになりますよね。だから市は変えていかないと。民間はどうでもなりますよ。市には一定の壁があります。規制があります。しかし曾於市のためになるんだったら、変えられるべきものを変えていかんと、いつまでたっても曾於市は曾於市、そんなものなんです。だからシェアハウスでないとどうしても成り立ちません。その部屋の間取りや大きさによって、2人入るか、3人入るか。5人はちょっと無理です。普通のあれではね。よっぽど90㎡の大きいやつであつたら大丈夫なんですけど、市としてやっぱりそこに固執する必要があるんでしょうかね。もう全て曾於市発展なんです。農業、工業、いろんな形で来ているわけですから、貢献しています。税金も入っていますよね。だからやっぱりそこで変えていかんといかん。そこでその考えを再度伺います。

○市長（五位塚剛）

渡辺議員が言うのは本当に私もそういう気持ちも実際分かります。今後、曾於市内で雇用力が特にそういう大きな農業のところでは足りませんので、外国人の農業実習生が相当入ってきますので、これに対する支援策という形で市のそういう住宅

を提供できないか、これは市だけで決められる問題ではありませんので、県やら国とも相談して、問題ありませんよという回答が出れば、当然ながら条例等やまた規則を改正して、後々問題がないようにできるものであれば、それは前向きに検討させていただきたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

この問題は曾於市だけでなく、他市町村もいっぱいありますよね。現実なんですよ。今回あえてこうして取り上げましたけど、今市長の答弁のとおり、本当に市のために改正なり、あるいは市長の判断によるところによるとか、いろんな文言もあるでしょう。括弧でつけたらいいんですよ、できるものならば。そのような形で進めていってもらいたいと思います。

次に、南九州の私の出した問題、これは確かにこの基本の中に含まれてありますように、そのようにできていくものと思っております。私がこの質問通告を出した後の2月22日、通告は20日ぐらいでしたか、通告を出した後の2月22日付の農業新聞、これに私の興味のある記事がありました。それは、「鹿児島に植物病院、4月新設」とある見出しがありました。中身は皆さんも知っている方々が多分いると思いますが、あえてここでは申しませんが、これは本当に私の構想に似ているような気がしております。耕種部門においては、本当に時期を得た事業だと思っております。今、南九州畜産獣医学拠点事業が、初期の目的達成に向け動き出しますが、次のステップとして、畜産王国にふさわしい何か特化したもの、この特化した事業がこの地域に何かあるはずだと思いますが、市長、何かさらなる発展に向けた考えはないのでしょうか。再度、質問いたします。

○市長（五位塚剛）

私たちのこの曾於市に旧財部高校がありまして、最初は曾於市立の看護大学を作ろうということいろいろと動いた結果、市の財政負担が非常に大きいということで断念を表明いたしまして、そのことが鹿児島大学、森山先生の目に留まってこの話が具体的に提案されました。事業についても、本当に森山先生の大きな力を借りる中で地方創生事業を認定していただきました。この事業はいよいよ始まりますけど、その後の問題としては、いろんなことは考えられるでしょうけど、私たちの曾於市は畜産を中心とした農業の町でありますので、そういう意味ではこの畜産に関する人たちが、この曾於市にもたくさん来ていただいて畜産をしていただき、またいろんなことを学んでもらいたいという思いはあります。その形をどうするかというのは、まだ具体的には考えておりませんが、基本的には県が、県レベルでもうちちょっといろんなことをしてほしいなという期待、希望を持っているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

今、市長が答弁がありました。「私じゃなくして、市としてじゃなくして、県レベルのほうでしてもらえれば、何かを。」、その何かを市長が言って伝えなければ、これは全く伝わらないわけですから、そこの発想というのを期待しております。ですからさらにこの町が発展するように何かを考えておくことを私からの提言といたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日3日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時21分

令和5年第1回曾於市議會定例会

令和5年3月3日

(第4日目)

令和5年第1回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月3日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 瀬戸口恵理 議員

通告第10 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	澁合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	15番	山田義盛	16番	大川内富男
17番	渡辺利治	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	久長登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

14番 原田賢一郎

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 総務係長 梅木 康 主任 富永大介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副	市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副	市 長	大 休 寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総	務 課 長	今 村 浩 次	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大 隅 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長		安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博
財 部 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長		荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
こ だ も 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 介 護 課 長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

3番、れいわ会、瀬戸口恵理です。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は大きく2項目について質問をまいります。

1、こども家庭庁創設におけるこども政策推進について。今年4月にこども家庭庁創設と同時に、こども基本法の施行が予定されています。

こども家庭庁は、これまで行政の縦割りの中で、子供の困難に支援が行き届かないこともあったことから、省庁横断的な支援による「こどもまんなか社会」の実現の役割を担います。これにより、子供の最善の利益を第一として、子供の視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指しています。

また、こども基本法においては、子供の人権の保障や意見の尊重が基本理念に掲げられています。

市長が目指す「子育てしやすいまち曾於市」においては、優先的に取り組む政策であると考えた上で質問いたします。

①こども家庭庁創設やこども基本法に対する市長の見解を伺います。

②本市で新たに行う施策や今後の予定について伺います。その中に、市独自の施策等があればお示しください。

③こどもの人権を守るために、本市が取り組もうとする施策等があればお示しください。

④こども基本法における校則等への考え方について、本市の見解を伺います。

続けて、2、農業を中心とした移住・交流促進、担い手不足解消について、①グリーン・ツーリズムについて、本市の取組状況を伺います。

②総務省主催の都市農村交流プログラム「ふるさとワーキングホリデー」につい

て、本市の取組状況を伺います。

③南九州畜産獣医学拠点でも関わりの深い鹿児島大学が行う課題解決型インターンシップ（地域キャリア・インターンシップ、また、かごしま課題解決型インターンシップ）について、本市の取組状況を伺います。

④農業バイトマッチングアプリについて、本市の取組状況を伺います。

⑤市が管理する市民農園について、本市の取組状況を伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の④以外については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の④については、教育長に後から答弁をさせます。

1、こども家庭庁創設におけるこども政策推進についての①こども家庭庁創設やこども基本法に対する見解について、お答えをいたします。

こども家庭庁設置は、議員の質問要旨にもあるように、複数の機関に分かれている司令塔機能を一本化し、子育て支援、子供の権利利益の擁護事務、重要政策に関する事務補助の部門が置かれ、政府のこども政策を一元的に推進することを目的としております。こども基本法は、こども家庭庁設置に伴い、こども施策を社会全体で実施していくための基本となる法律です。

こども基本法の概要ですが、こども施策の基本理念、国及び地方公共団体の責務、こども計画等に対して規定されております。

支援対象の「こども」は特定の年齢で区切ることなく「心身の発達の過程にある者」と定義され、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども又はこどもを養育する者等の意見を幅広く聴取して反映させるための必要な措置を講ずることが求められます。

1の②新たな施策や今後の予定、市独自の施策について、お答えをいたします。

子ども・子育て事業では、国庫補助事業の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金一体的実施事業を令和4年度から実施し、令和5年度当初予算で保育対策総合支援事業を要望しております。計画では、令和6年度から子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援臨時特例事業を検討しているところです。また、市単独として、令和5年度に子育てリフレッシュ事業を予算計上しております。

1の③こどもの人権を守るために、取り組もうとする施策等について、お答えをいたします。

現在、取り組んでいる施策として、昨年改正いたしました曾於市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき、子ども家庭総合支援拠点を中心に、保健、福祉、医

療、教育等の関係機関・関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成された要保護児童対策地域協議会で、定期的にそれぞれの情報共有と役割分担の共通理解を行っております。

また、本年度から学校との相談支援、情報連携を密にするため、情報提供に関する取扱要領を定め取り組んでおります。今後の取組ですが、こども基本法の基本理念でも児童の権利について明記されておりますので、施策にどのような形で反映させるのか、国からの通知等を参考にしながら取り組んでいきたいと考えます。

2、農業を中心とした移住・交流促進、担い手不足解消についての①グリーン・ツーリズムの本市の取組状況について、お答えをいたします。

本市では、曾於市グリーン・ツーリズム協議会を設立しており、学生の教育旅行の一環として、協議会会員の家庭で農業体験をしていただく取組を行っております。

基本的に1泊2日の日程で受け入れており、体験内容は、そば打ちやフルーツの収穫、野菜の種まき等を各家庭ごとに行っていただいています。

コロナ禍になってからは、修学旅行が相次いで中止になったことの影響により、受入回数は激減しましたが、昨年度から徐々に増えてきている状況であります。

2の②ふるさとワーキングホリデーの本市の取組状況について、お答えをいたします。

ふるさとワーキングホリデーとは、都市部の人たちが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら地域住民との交流や学びを通じて地域の暮らし体験をしてもらうということですが、現在、市としての取組はないところです。

2、③インターンシップ等の取組について、お答えをいたします。

受入れには事前登録が必要であり、現時点で事業所として登録していませんが、鹿児島大学との連携強化のためにも検討したいと考えます。

2の④農業バイトマッチングアプリについての本市の取組状況について、お答えいたします。

農業バイトマッチングとは、人手不足の農家と農業のアルバイトに興味のある働き手を結びつける人材マッチングサービスということですが、現在、市としての取組はないところです。

2の⑤市が管理する市民農園についての本市の取組状況について、お答えいたします。

市民農園については、営利を目的としない農作物栽培の用に供する農地の貸付けとなりますが、現在、市としての取組はないところです。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1の④こども基本法における校則等への考え方について、本市の見解について、お答えいたします。

今のところ、校則については学校長の権限で制定されております。今回、こども基本法の制定により、今後はより子供や保護者の意見を聞きながら、合理的範囲内で校則を定めていくように指導してまいります。

また、教育委員会としては、学校管理規則の見直しを図り、子供の権利を尊重しながら、学校長がより判断しやすい環境を整えていく予定です。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、1番から順に質問をしてまいります。

こども家庭庁創設におきまして、こども家庭庁設置法の概要等あるかと思うんですけれども、その中で、御答弁の中にもありましたが、「こども」は、心身の発達の過程にある者を指します。年齢を区切らないというのが特徴だと思うんですけれども、本市においては、この心身の発達の過程にある者、いわゆる「こども」について、年齢の範囲では、最も広い範囲ではどういうふうに認識をしていらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。

児童のほうで考えますと、18歳までがこの福祉に対する子供のところになります。この今回の基本法におきましては、年齢を問わないというような形になっております。今後のいろんな施策につきましては、基本的には18歳までの施策になるかとは思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

基本的には18歳から成人と見直される法もできましたので、そういうことになるかと思うんですけれども、ただ、その発達の段階というのは、子供において様々でありまして、広い範囲では乳幼児から30歳未満において、最も広い扱いとしては当たるといえる考え方もあるようです。

本市のほうでも、今回は年齢に限らないというのが特徴になるかと思っておりますので、18歳とか、基本的には年齢で区切ってしまおう、修学前とか区切ってしまおうこともあるかと思うんですけれども、それだけではなくて、様々なことに対応していただきたいと思っているんですが、それに関してはどうお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

今回伴走型ということが始まります。これにおきましては、全体の妊産婦から育

児までということになっておりますので、こういったところに保健師、助産師等が指導、助言をしながら、子育てのほうに応援をしていく形になりますので、そういったものを踏まえながらサポートできればとは思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

また、今回のこども家庭庁において特徴的なのは、省庁横断的な支援という「こどもまんなか社会」の実現になるかと思えます。

本市において、この「こどもまんなか社会」の実現をするにおいて広く、子供本人、また子供を養育する家庭の意見を拾っていくことが大事かと思っておりますが、それについて具体的にどういったことをお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

現在のところ、まだ国のほうからも具体的には来ておりませんが、現在、曾於市でも子ども・子育て支援事業計画というのがございますので、これがまた第3期が令和7年に改正されますので、子供たちのそういった意見を聞きながら、そういったものにも取り組んでいければいいかなと思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

広く様々な方の意見を今後拾っていただきたいと思いますが、前回の一般質問、またこれまでの一般質問等で、私のほうがホームスタート、またファミリーサポートに関して質問してまいりました。

ホームスタートに関しては、前回廃止の方向でという話でしたが、市長のほうでは前向きに検討し直してみろという御答弁をいただきました。これに関して、今後の予定はどうなっているか、お願いいたします。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。

ホームスタートにつきましては、議員のほうからありましたように、再度検討をしたところでございます。

ただ、ホームスタートの事業につきましては、支援をしている方につきましては、市から委託先へ依頼をしている方になるところでございます。支援の必要性を市のほうで把握している方になりますので、今後、市のほうで、前回もお答えしましたように、保健師や助産師等を中心に支援を行っていくようにしたところでございます。

また、これに伴いまして、また買物代行とか、通院の付添い、また話し相手などのサービスが必要な方については、現在、社会福祉協議会のほうで実施をされておりますほっとサービス等の事業がありますので、こういったものを健診等で周知をしながら図っていきたいと思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ほっとサービスですが、今までは高齢者の方へのサービスが中心だったと思うんですが、それは今年度から子育て世帯にも拡充をしていくということですのでよろしいでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

社会福祉協議会のほうに確認したところ、育児のほうにも支援をとということでもございましたので、対応できるのではないかと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ホームスタートに関しては、残念ながらホームスタートという名前の事業というのは、今後はなくなってしまう方向になるかと思うんですけれども、今、市のほうが把握していらっしゃる家庭については支援をしていただけるということで、また今現在分かっているだけではなくて、今後、またこれから出産を迎える方、今までは大丈夫だったけれども、これからちょっと困り事が新たに出てくる家庭などもあるかと思っておりますので、そちらのほうとの情報収集などはどのようにお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

情報の収集につきましては、現在もいろんな健診等で情報を収集しております。また、これに引き続きまして、先ほど言いましたように、伴走型というのが実施をされます。これに基づいて、妊娠のときから出産後の育児、そういったところまでいろんな健診等がありますので、そういったところで声を聞きながら、またいろんな支援センター等にも相談の窓口を設けておりますので、そういったところを活用しながらしていければなと思っておりますのでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

健診や子育て支援センターなどでの相談ということだったんですが、以前も一般質問の中でも私のほうが申し上げたと思うんですけれども、なかなか健診に行く母親の立場としては、助産師さんであるとか、保健師さんのほうが情報をたくさんお持ちであるので、なかなかこういうことって相談していいのかがまず分からないんですよね。

なので、健診のときって結構緊張して行くんです。例えば、子供がすごく機嫌が悪い日だったとすれば、ああ、どうしよう、うちの子、ちょっと困り事を抱えた子供だと思われなかなとか、何か保健師さんや助産師さんに注意されたらどうしようとか、結構何か緊張して行くんですね。

なので、健診終わった後に、ああ、よかった、何事もなく終わったと言って、ほっとするんですけれども、できれば子育て支援センターの相談なんかも、なかなか

相談をするというその一歩を踏み越えるのが勇気が要ることなんです。

なので、今後できれば健診とか、その相談窓口以外でも広く気軽に相談ができる体制を整えていただきたいと思いますと思うんですけども、それについて見解をお願いいたします。

○こども未来課長（福重 弥）

確かに対面でのそういった相談事がしにくい方もいらっしゃるかと思います。ですから、また電話等でも気軽に相談ができるような形でも、また周知等を図れたらなと思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

最近では、学校でのいじめ相談なんかも気軽にLINE等でできるようになっております。子供も先生とか、校長先生、学校などに直接言うのは言いづらいので、そういうお友達はこういうところに相談してねというチラシなんかも配られたりしていますので、そういうふう気軽に相談できる、最初の取りかかりだけでもそうやってしていただけるような仕組みづくりをしていただきたいと思います。

また、ほっとサービスに関してなんですけれども、これから広く子育て世代のほうにも支援をしていただけることになるかと思うんですけども、そこの連携体制はどのようにお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

すみません。もう一回お願いいたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ほっとサービス事業が社会福祉協議会のほうで子育て世代まで拡充されていくと思います。その中で、広く子育て世代に関わっていかれる方がこの中で増えていくと思うんですね。その中で、困り事の相談であるとか、気になる御家庭とか出てくると思うんです。

なので、社会福祉協議会の中だけでこれが解決できるのはなかなか難しいと思いますので、市のほうにも今後は連携体制を組んで取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、それに関して連携の予定はどのようにお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

申し訳ありませんでした。連携につきましては、今後、社会福祉協議会のほうにも、令和7年度以降にはなると思うんですが、また訪問をしていただくような事業も今計画をしておりますので、そういった事業に向けて、また特に社会福祉協議会のほうとは育児の関係についても連携を図っていかねばならないと思っておりますので、力を入れていきたいと思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

広く、様々な子育て家庭の声を拾っていただきたいと思います。

また、今後の予定、市独自の施策に関して、答弁の中で、保育対策総合支援事業、今年度当初予算で要望しているということと、あと令和6年度から子育て援助活動支援事業、また子育て世帯訪問支援臨時特例事業などを検討しており、今年度から子育てリフレッシュ事業が予算計上されているということだったんですけれども、具体的に、特に今年度予算で上がっている子育て援助活動支援事業と、あと子育てリフレッシュ事業に関して、具体的な内容を教えてください。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、子育て援助活動支援事業についてでございますが、これにつきましては議員のほうからも御提案をいただいておりますファミリーサポート事業のことになるところでございます。令和6年度の開始に向けまして、令和5年度にその準備といたしまして予算のほうを現在お願いをしているところでございます。

また、市単独で行いますリフレッシュ事業につきましては、子育て中の保護者に対してリラックスできる時間の提供を行うことを目的にしているところでございます。

内容につきましては、保健分野等の専門の方や、また子育てに関する知識の経験のある方を配置いたしまして、月2回程度の3時間以上になりますが、子育てに関する相談や子育て親子の交流を図りながらリフレッシュをしてもらうというような内容の事業で計画をしているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ファミリーサポートは準備に入っただけということで、これは市が主体でされるんでしょうか、また事業者は募集される予定なんですか。

○こども未来課長（福重 弥）

このファミリーサポートにつきましては、事業者を募集するように予定しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか以前、一般質問でファミリーサポートを提案したときに、受け手がいなくてなかなか難しいのではないかと御答弁もありましたが、ファミサポの事業を受けていただけそうな目処はあるのでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

現在、NPO法人を立ち上げていらっしゃる場所がございますので、こちらのほうにこういったお話をしながら取り組んでいただきたいと思いますと思っているところがございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もし万が一、受け手がない場合は市独自とする予定でしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

どうしても受け手がない場合については、またその部分は検討をして、6年度の開設に向けて検討させていただくことになるかと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

子育てリフレッシュ事業に関して保護者が月2回、3時間以上相談などできるということなんですけれども、この保護者という対象は子供の年齢などに制限がある予定でしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

小学生までを考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そのほか保育対策総合支援事業、また子育て世帯訪問支援臨時特例事業に関して、もし具体的に内容が分かればお答えください。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、子育て世帯訪問臨時事業について御説明申し上げます。

この事業につきまして、訪問支援員の方が家事、育児等に対して不安、負担を抱えた子育て家庭、また妊産婦、ヤングケアラー、こういった家庭を訪問いたしまして、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、また家事、育児等の支援を実施することによりまして家庭やよい環境を整えて、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業を計画しているところでございます。

すみません。先ほどの答弁で、リフレッシュ事業につきましては、「未就学児まで」でございました。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ただいまいただいたのは子育て世帯訪問支援臨時特例事業かと思うんですけれども、保育対策総合支援事業というのは具体的にはどういったものでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

申し訳ありません。漏れておりました。これにつきましては、ICT化推進事業と送迎バスの安全装置の設置事業の2つの事業となっております。これにつきましては、昨年起きました送迎用のバスの園児置き去り事故におきまして、子供の安全対策を強化するために登園管理システムの導入、また送迎用バスの置き去り防止のためのブザーを設置して事故を防ぐための事業となっているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その中で、ICT化は具体的にはどういったことをお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

このICT化につきましては、今示されているものが保護者へのメール、アプリ等を利用した連絡や報告を行う、コミュニケーションを簡単にしながら、登園、降園管理をQRコードによって管理を行って、人的ミスを防ぐためにシステムを導入するというようなことで、国のほうから基準が示されているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

実は私が都城の保育園に通わせていたときに、このICT化が導入され始めた頃だったんですけれども、基本的にお帳面はなくて、手書きで書いて連絡することはなくて、そのアプリの中で、今日はこうしてくださいとか、調子はこうでしたというのを入力して送信をして、それを保育園が確認するというのをやっておりました。

多分検証段階だったと思うんですけれども、スマホの中で確認ができるので、お帳面の入れ忘れなどもないですし、よくあるのがお帳面の取り違いがよくあるんですよね。先生も忙しい中、お子さんの面倒を見てくださっているのに、違う子供のお帳面が自分のところに入っていたりとかするんですけど、そうすると、やっぱり個人情報の中でも、どうしてもうちの子じゃないって最初気づかずにぼっと開いてしまうじゃないですか、なので、そういう面でもちょっと相談事とか書いてあったら、自分のが人のところに入っていたらどうしようとか思ったりするので、ぜひ前向きにこれは進めていっていただきたいところなんですけど、バスの安全対策として事業を予定されているということですが、これは基本的には令和5年度で市内の通園バス等には全部設置が終わる予定になっていますでしょうか。

○子ども未来課長（福重 弥）

バスの送迎用のものにつきまして、ブザーの設置義務が国のほうで、令和5年の4月1日から義務づけられております。

ただし、1年間の経過措置がございまして、どうしても令和5年度中には設置となりますが、国のほうは、できるだけ早い6月あたりを目処に設置をするような推奨をいたしておりますので、こちらも新年度になりましたら、いろんな国の基準がちょっとまだ来ていない部分もあるみたいですので、そういったのをお示しして、早急に設置をしていただくように推進を考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

これに関して、私のほうが子どもの事故予防地方議員連盟というのに入会しているんですけれども、その中で実証実験をされていまして、ブザーをバスの一番後ろの、運転席から見たら左側の後ろにボタンを設置しております、そこが全部子供たちが降りた後にブザーが点灯して鳴るんですね、結構な音量で。それがうるさいはうるさいんですけれども、結局そのボタンを解除するために1回バスの全部後ろまで行かないと、そのボタンが解除できない仕組みになっていまして、なので、取

りあえずバスの後ろまで運転者か若しくは同乗される園の先生になるかと思うんですけども、そのボタンを後ろまで行って押さないと解除できない仕組みになっていました。

まだ実証段階というか、研究段階だったんですけれども、そういう今までバスの事故が起きる原因としては、決まり事はあるんだけど、何らかの理由で、それがその間を擦り抜けてしまって痛ましい事件につながるということになっていたの、物理的にどうしてもそれをしなければ、例えばバスの鍵ができなくなってしまうとか、いろいろあるかと思えますので、ぜひいろいろな場面を想定して設置のほうを進めていただきたいと思います、それについて見解をお願いいたします。

○こども未来課長（福重 弥）

設置の基準につきましては、国交省のほうでガイドラインを定めておりますので、それに沿った形での設置になると思っておりますのでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、子供の人権のほうです。

こども基本法の子供の人権のことにに関して質問をしてみたいんですが、子供の人権ということがこども家庭庁創設においていろいろと言われるようになりました。

その中で、子供を制限するものとして校則が上げられるようになっております。先ほど教育長の答弁からありましたように、本市においては、保護者等の意見を聞きながら子供に関して合理的範囲で校則を定めていくよう指導をしてくださっているということなんです、具体的に学校のほうには今後どういった通知をしていく予定でしょうか。

○学校教育課長（平 千力）

それでは、お答えいたします。

実は既に学校のほうには通知を出してございまして、その通知の内容を申し上げますと、校長の権限において校則は作成すること。それから作成する際は児童生徒及び保護者、地域等の意見を十分踏まえた上で決定すること。3点目が、学校の教育目標を達成するために必要かつ合理的な範囲内において決定すること。最後に4点目ですが、決定した校則や生活の決まりなどはホームページ等で必ず公表すること。この4点を学校に通知しております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今御答弁いただいた中で、特に重要だと思うのがこの地域の意見を聞くということがまず大事なかなと思います。

そして、ホームページで公表すること。例えば校則というのは実際入学してみないと分からない。保護者も入学説明会のときに初めて、えっ、そういう内容なんだ

ということを知るといことが多いかと思います。特に、長子、一番上の子が入学するときにそういう問題になってくるかと思うんですけれども、だからといってほかの学校がどうかまではなかなか調べるすべもないですし、分からないんですよ。入学してみて、あっ、この校則ってどうなんだろうという疑問が湧いてくることあるかと思います。

私自身は、親の仕事の都合でいろんなところを転校して育ったので、ここにはあってあそこにはないとか、いろいろ違いが分かる環境で育ったので、これっておかしいんじゃないかという疑問を持つ環境にあったかと思うんですけれども、そうじゃなくて、生まれてから卒業するまで同じ土地で育った子供というのは周りもそれを、その保護者も、そのおじいちゃん、おばあちゃんも同じ学校を出ている可能性が大いにあるって、その校則がおかしいかどうかもあるかともなかったということがあるかと思うんですね。

なので、地域にまた様々な移住・交流とかもあるかと思うので、その地域の様々な方の意見を聞くこと、そしてホームページで公表することによって、ほかの学校の校則も知れると思うので、よい取組になるんじゃないかなと思うんですけれども、例えば、今現在、子供さんであるとか、保護者が困っている、不都合だと思っている校則に対して市としてどういった取組をしていこうとお考えでしょうか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

まず、教育委員会の方針としましては、校則は、以前は管理する、学校が少々、校内暴力とかいろんなことがあったときには、そういう位置付けでしたけれども、学校教育課としましては、学校が教育目標を実現するために児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律だと考えております。

ですから、児童生徒が校則を自分のものとして捉えて、自主的に守るように指導していくものと捉えておりますので、保護者、それから児童生徒の意見を十分聞きながら、共通理解を図りながら決定していく。その中で、今現在、合理的範囲内でない部分があるやに我々も認識しているところもあります。校長が児童生徒の実情であるとか、保護者の考え方であるとか、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえた上で判断していく。

ただ、地域的にどうしてもここまではちょっと無理だということもあると思います。そこは、現段階ではここまでだけれども、その先はまた考えるというふうな校則検討委員会とか、毎年行っておりますので、そこで決定していくという形になるかと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

校長が基本的には、校則に関しては一番権限があるかと思うんですけれども、その校長先生も初めてここに来ましたということもあるんですよ。初めてこの地域に入りましたということがあるかと思います。大体3年前後ですか、転勤があるかと思うんですけれども、なので、もし来られたときに、これちょっとおかしいんじゃないと、校長先生自身が思われたとしても、それを変えるのになかなかすぐというのは難しいかと思いますので、それに関して市のほうもいろいろ連携していただきながら、検討していただきたいと思います。

校則や子供の人権など、こども家庭庁創設において、政策促進について伺ってまいりましたが、本市は、市長が子育てしやすい曾於市というのを掲げて目指して、してくださっていますが、市長が今までこの一般質問のやり取りの中で聞かれたことに関して、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私としては、曾於市の人口をどのように増やしていくかという原点に返ったときに、若い人たちが曾於市に来ていただいて、働いて、結婚をして、子育てをする、その子育てをする本当に安心して産み育てられる、この姿勢を目指すという意味で、そういうまちづくりを進めてきました。

保育園、幼稚園の入園料の支援とか、高校卒業するまでの医療費の無料化とか、今回は学校給食費を3分の1から3分の2までの支援をするとか、お母さん、お父さんたちが一番望んでいることを積極的に提案してきたというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私自身が都城で仕事をしながら、曾於市のほうに長く住んでいたんです。結婚後、住んでいたんですけれども、都城と、その当時比較しても、曾於市っていろいろ子育て支援が充実していいよねという声をいろんなところから聞いてまいりました。

いろいろ施策もしてくださっていると思うんですが、市長として、今後この曾於市として子育てしやすいまちを目指す上で思っていच्छやること等があればお答えください。

○市長（五位塚剛）

今、現実問題として、若いお母さんたちから、曾於市には子供を診察してもらえ小児科さんが非常に少ないということと、また産婦人科もありません。

また、今、子供を産んだ後のワクチン接種については、都城の病院にかかりつけ医がいるんだけど、そのワクチン接種を都城のほうで受けられない、どうにかしてほしいという、そういう要望があります。そういうことを含めて、一つ一つ曾於市の若い人たちが安心して子供を育てるような、いろんな具体的なことを確実に応え

ていきたいなというふうな思いを持っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

曾於市も少子化が進んでおりまして、昨年度出生数が約130人ということで、とても少ない状況かと思えます。

なので、今まで多くの子供が曾於市にいるときは、全体の声を聞くというのは難しかったと思うんですけども、だんだんと少なくなってしまったこともあって、一人一人の意見を聞いていくということも逆にやりやすくなったのではないかなと思います。

なので、広くお母さん方の声を聞いていただきたいと思えます。

それでは、1項目めを終わりにして、続いて2項目めに関して質問をまいります。

まず、グリーン・ツーリズムについて質問まいります。

本市の取組状況を伺いましたが、令和4年度の受入状況をお答えください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

本年度の計画では7回の予定をしておったところですが、コロナの影響によりまして3回キャンセルがあったところがございます。4回の受入れを行っているところがございます。総計で申しますと、受入回数が4回、それから受入家庭が14件、受入生徒数が50人で行いました。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、グリーン・ツーリズムの受け入れた際の具体的な活動内容を教えてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

各家庭で受入れをしていただいたときに、まず活動内容としまして、先ほど市長のほうも答弁しましたけども、そば打ち体験やフルーツの収穫、それから野菜の種まき、そのほかにはタマネギの植付け、それから小麦でのピザ作りなどの体験をしていただいているところがございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

基本的には修学旅行生が中心となりますでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

本市のグリーン・ツーリズム協議会で行っている事業に関しましては主に、市長も先ほど答弁しましたけども、学生の教育旅行が中心となって行っているところがございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

グリーン・ツーリズムに関しては農村滞在型の観光要素が強いものになるかと思いますが、②でもありますように、ワーキングホリデーに関しては農村地帯で働きながら滞在をするということになると思います。今現在、市としての取組はないということなのですが、今後の予定について、何かあればお答えください。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

このふるさとワーキングホリデーにつきましては、現在、鹿児島県内におきましては、阿久根市、枕崎市、志布志市等が登録されているようでございます。基本的には、その市・町において10日から1か月程度というような期間を区切ってあるようでございますが、そういった中で受け入れる側、参加者の側、このマッチングができれば、そういった受入側のいわゆる仕事に見合った部分でうまくマッチングができれば非常にいい制度なのかなというふうには考えております。今後、研究させていただきたいというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

グリーン・ツーリズムは、行く側が宿泊費とかを払って滞在する形になると思うんですけども、ワーキングホリデーは実質費用ゼロというか、その土地で働きますので、滞在費用はその行った先で稼ぐという考え方になると思います。

今回どうしてこのグリーン・ツーリズムやワーキングホリデーに関して質問しようというふうに思ったかといいますと、私自身が、大分昔になるんですけども、大学の卒業論文でグリーン・ツーリズムに関して論文を書きました。グリーン・ツーリズムについて書くわけですから、いろんところで調査をするわけなんですけども、その中で、私は、グリーン・ツーリズムが農村においてどういった影響などを及ぼしているかということに関して調べを進めていたんです。昔はワーキングホリデーもグリーン・ツーリズムに入っていたので、定義として、ちょっと都会に疲れたので、田舎で働きながらちょっと滞在してみようかなと思って来たんですけども、そのまま結婚してしまいましたという方が意外と多かったんですね。

来てみたら、すごく住みやすい土地だった。農家さんもなかなか出会いがなかったりとかするかと思うんですけども、来てみたら、お互い気が合って、そのまま結婚されたという例も少なからずあるので、まずは農業を中心とした交流人口がそ

うやって増えていけば、まずは曾於市に来てくださいという気持ちがありまして、そのまま曾於市に住んでいただける方も増えるんじゃないかと思ってこれを取り上げさせていただいたんですけども、なかなか曾於市は主幹産業が農業なので、農業を中心として来ていただいたほうがそのまま残っていただける率も高いかなと思っております。

このワーキングホリデーに関して、今後ちょっと研修をしてくださるといことなんですが、市長としては、このグリーン・ツーリズム、ワーキングホリデーに関してどういった見解をお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、畜産を中心として農業のまちでありまして、自然が豊かであります。そういう意味では、この受入体制ができる農家の方々を含めて、もっと幅広く宣伝をしながら、曾於市をPRしてもらうためのこれは非常にいい事業でありますので、もっと積極的に展開をしていきたいなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

実は私、今年の夏休みに移住希望の方にお会いしたことがありまして、その方とは志布志でお会いしたんですけども、ウミガメの産卵を見に来られていたんですね。その方、いろいろ鹿児島県のどこに行こうかなと思ってホームページを見ていたんですけども、ホームページが一番よさそうだった最初は大崎町に来ようと思って、大崎町に来たんですが、その方は何か就農したくていろんな場所を探していたらしいんですけども、大崎町に来てみたんですけども、ちょっと泊まる場所がなかったので、鹿屋市に宿を借りましたとおっしゃっていました。その後、どうしようかなと思っていたところにちょっと志布志が面白そうだから来てみましたということだったんですけども、そのときにちょっと曾於市がヒットしなかったのが私としてはすごく切ないというか、寂しかったんですけども、なので、今後、グリーン・ツーリズムであるとか、ワーキングホリデーを市として打ち出していただければ、そういう就農希望の方がちょっとお試しで来るのにもちょうどいいのかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、③の課題解決型のインターンシップなんですが、今回この鹿児島大学の地域キャリア・インターンシップは、ただのインターンシップではなくて、学生が課題を解決しながらインターンシップを行うという制度になっているかと思えます。これがインターンシップアワードというのがありまして、2021年に文部科学大臣賞優秀賞を受賞したということです。今現在、この課題解決型インターンシップ等に関しては取組がないということだったんですけども、今後、南九州畜産獣医学拠点が曾於市に、鹿児島大学も来るということで、今後、大学生が進路として曾

於市に就職していただけるように取組としてこういったものをお考えか、もし予定があればお示してください。

○市長（五位塚剛）

鹿児島大学の方々に曾於市に来ていただいて就職してもらおうという具体的なことはまだしておりませんが、当然来年の4月からこの拠点事業が開始されます。いろんな意味で、注目されるだろうと思います。

そういう中で、鹿大の学生の皆さんたちが別にこの畜産だけじゃなくて、ナンチャクさんもありますし、またいろんな事業がありますので、そういう意味ではもっと鹿児島大学さんと連携をして、私たちの曾於市を知ってもらおうということと同時に、そういう就職先とつながるような取組も今後強めてまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

鹿児島大学も、私が在籍する頃にはなかったんですけど、今、鹿児島大学のキャリア形成支援センターというのもありまして、公務員採用試験から就職のあっせんまで、いろいろな情報提供する機関がございます。こちらともぜひ連携していただきながら進めていただきたいと思いますが、鹿児島大学の農学部に入っただけのところに大研修室があるんですけども、そこに就職に関して掲示板がずらっとあるんですね。それこそ農業委員会がファッションショーをしたときに、ファッションショーのチラシもそこに貼ってありました。

なので、そういう掲示板等もぜひ活用していただきながら、鹿児島大学の獣医学部以外も、農学部の学生もいますし、農業に関わる理学部にも地球環境科学科とかもありますので、いろいろ農業に関心のある学生は多いかと思います。

なので、全体として曾於市をアピールするというのもいいかと思うんですけども、農学部の学生って農業系に就職しようという学生が多いかと思うので、そういう方向性もぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、④農業バイトマッチングアプリに関して質問してまいります。

ちょっとモニターのほうを映してください。

（瀬戸口議員、議場モニターにマッチングアプリの画像を表示）

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらのタブレットのほうにも入れていただいているんですけども、一例として紹介させていただきます。農業バイトマッチングアプリが何か御存じない方も多いかと思うので、様々なアプリ等があるかと思うんですけども、一例の法人なんですけれども、これは人手不足の農家と副業などでアルバイトにちょっとしたいなという方を結びつけるサービスです。

次をめくってください。

(瀬戸口議員、議場モニターにマッチングアプリの求人募集の形態についての画像を表示)

○3番(瀬戸口恵理議員)

例えば、主婦の方であるとか、フルタイムはちょっと厳しいよとか、例えば週3のこの曜日だけ来てくださいという働き方は難しいという方もいらっしゃるかと思います。あとは、少しこの時間くらいだったら働けるんだけど、最初から決まっていると、体調もあるし、難しいという方もいらっしゃいますし、あとは普通に会社員として働いているんですけども、週末だけちょっと時間が余るから働いてみたい、ちょっとこの時間を有効に使いたいという方がいらっしゃるかと思います。

様々な方がいらっしゃると思うんですけども、それを条件が合う方を農家の方が雇用する。本当に時間によっては短時間、5時間程度のこともあるでしょうし、七、八時間ということもあるかと思います。それをマッチングさせるアプリになります。

次をお願いします。

(瀬戸口議員、議場モニターに九州管内の農業アルバイトマッチングアプリ導入自治体一覧を表示)

○3番(瀬戸口恵理議員)

今現在、これは九州だけ取りあえず上げているんですけども、様々な自治体やJAなどと連携を取りながらやっている事業になるかと思います。身近なところで言うと、鹿児島県も幾つかあるんですけども、この中で言うと、指宿が盛んなのかなと思います。あとは都城市のほうも結構盛んなんです。アプリを開いてみると、募集人数が15人だったらもう既に今日、明日の分は埋まっていたりとかするんですね。なので、農家さんのいろいろ意見を聞くと、繁忙期、忙しすぎてもう本当に農業にかかりっきりでほかのこと何もできないとか、あとはもうちょっと本当は家族経営をしていらっしゃるって、お父さん、お母さんと一緒にしているんだけど、ちょっと最近、お父さんやお母さんの具合が悪くって、もう自分一人が抱えてしまっているということもあるかと思います。

なかなか働き手がない、募集しても来てもらえない、また募集すること自体も作業として大変なので、もうちょっと募集する時間も取れないから、何とか自分たちで乗り越えましたという声もあるかと思います。

今現在、市としての取組がないということなんですけど、今後、検討していただける余地はありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市の中でも農業に関する農作業の人手不足というのは深刻な状態になっております。言われるように、期間的な時期でもいいですので、こういう取組というのは非常に大事だと思っております。今後、いろんな農家の声を聞きながら、取組を開始したいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

前向きに検討していただけるということで、後ほど、皆さん、ちょっとアプリなどを開いていただき、見ていただきたいと思うんですけども、すごく予約も簡単で、もし都合が悪くなったとしてもキャンセルも簡単にできる仕組みになっていますので、ぜひこういった、気軽に参加できるアプリなども活用していただきたいと思っております。

また、働く方にとっても、ちょっと農業を、先ほどのことともつながりますが、農業をちょっと体験してみたいけれども、やってみたいなと思う方の取っかかりとしてもいいかと思っておりますし、また、雇用する側としても、こういうのを中心としていろんなところでやっていらっしゃる、働きに来られている方もいらっしゃいますし、それこそ移住希望の方がお試しにということもあるかと思っておりますので、結構農作業に慣れていらっしゃる方が参加される率も高いようですので、ぜひ今後、検討をしていただきたいと思っております。

続いて、5番、市が管理する市民農園に対して、現在、市としての取組はないということですが、以前、まだ市長が議員をしていらっしゃったところに、一般質問の中で市民農園について質問をしていらっしゃいましたが、市長として市民農園に対してどういったお考えをお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民で農地を持っていらっしゃらない方が、家庭菜園、一坪農園的なものをやりたいという方はたくさんいらっしゃると思います。そういう意味では、市が中心となった、そういうのは私も必要だというふうに思っております。

市長になって、高松の水田地域をそれでできないかという取組をいたしましたけど、現実にはちょっと実現しておりませんが、私自身もそのようにする中で、新たに農業をする人は増える可能性もありますので、大事だというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

曾於市は、耕作放棄地というか、耕していない畑や田んぼも多いかと思っております。その中で、その利活用も考えて進めていただきたいと思っておりますが、今回、この質問を上げるに当たって、市民の方からちょっと相談がありまして、ちょっとママ友さんなどで家庭菜園をしてみたいんだけど、どこかいい土地がないかなというふう

うにぼろっとおっしゃっていた方がいらっしゃって、それで、そうか、市民農園とかがあったらいいなと思うところでありました。

今後、前向きに検討していただけるということで、就農にもつながるのではないかなと思うんですけども、ぜひ今後、進めていただきたいと思います。

当時、高松ですかね、その市民農園をという声があったかなと思うんですが、そのときに実現するのが難しかった理由というのは、どういったものが原因だったでしょうか。

○市長（五位塚剛）

行政として、市は農地を基本的には持つことができません。ですから、その農地を取得する場合は、何らかの目的がないとできませんので、学習農園とかそういう形、やっぱり目的がないと難しいと思います。だから、そのときは、場合によっては借りて、区画を持ってやろうかなという考えも持っておりました。

高松のところは、水田もできますけど、畑としても利用ができる場所でありまして、また水も1年中水は来ておりましたので、農地の持ち主さんの方が、市として何か活用できませんかという相談を受けて、かなり詰めた議論をしましたが、最終的には亡くなられた関係もありまして、実現ができませんでした。

今後、逆に広く市民の方でも家庭菜園みたいなものをスタートしながら、農業に従事したいという方もいらっしゃるでしょうから、再度、このことについては協議をさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前、私が学校給食の件に関して、給食のオーガニック化の話を一般質問の中で取り上げさせていただいたことがあったんですけども、その中で、オーガニック給食を進めている自治体の中の一例として、市民の意識をまずは変えることが大切だというお話がありました。

で、その市がどうやって取り組んだかということ、市民向けに有機栽培ができる市民農園を作ることで、市民自体が野菜を、体にやさしい健康な野菜を作ることで、野菜に対する知識が芽生えて食に関心が高まってという話がありました。その中で、やはり、個人に農地を貸すのはちょっとリスクが高くていやだけれども、自治体である市に対しては貸すことは安心だからできるということで、そこから一気に広がったという話がありました。

なので、市として今後、前向きに検討していただきたいと思います。

今まで農業を中心とした移住・交流促進、担い手不足解消に関して質問をしてまいりましたが、最後に市長の全体的な見解をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市を、やはり全国にどのようにしてPRをできるかということで、そお星人というキャラクターを曾於市にも作り上げました。今年になって東京ドームで全国のゆるキャラが集まって大会がありました。その中で、だるまさんがころんだというゲームがあって、曾於市のゆるキャラのそお星人が優勝をいたしました。

そういうことも含めて、曾於市のことが少しずつ、いろんなところで知られるようになりました。一つの例ですけど、もっともっとそういう意味では農業を通じて、曾於市をPRできるような新しい取組を、若い職員の発想のもと、また議員の方々のいろんない見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私自身は、曾於市の人口減少に関しては、子育て支援とあと農業を中心とした取組ではないかなと思っているところであります。今後も前向きに進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○9番（岩水 豊議員）

新生会の岩水です。議長の許可を得ましたので質問いたします。

令和5年度の施政方針が発表されました。昨年から質問してきた中から答弁を得たものが反映されているかを伺います。

まず、1番目に小学校の統廃合についてであります。

昨年から閉校が続いています。来年3月で3校の学校が閉校になりますが、残る小規模校に対する対応が見えていないように思います。

そこで、まず①小規模校の今後の在り方についてどのように進めていくかを伺います。

②教育格差の対応について伺います。

次に、小規模水道施設事業補助についてであります。

①既存給水施設の更新・修繕に補助できると思いますが、伺います。

②補助対象について、給水区域の広範囲、区域内全戸加入を条件にしているが、区域内であっても様々な条件があり、柔軟な対応ができるか伺います。

③今月、小規模水道施設についてアンケートがありました。どのような意図を持って実施したのか伺います。

3番目に、有害鳥獣対策及び被害箇所に対する救済について伺います。

①イノシシ被害を防止するためのワイヤーメッシュ防護柵設置事業のさらなる推進はできないか伺います。

②イノシシによる水路の埋没や、のり面崩壊、農道の路肩決壊などの被害に対して救済はできないか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問に答えたいと思います。

質問事項の2と3については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1については、教育長に後から答弁をさせます。

2、小規模水道施設事業補助についての①既存給水施設の更新・修繕に補助できるかについてお答えをいたします。

既存給水施設の更新・修繕に補助できるものであります。

2の②補助対象について、給水区域は広範囲に計画し、原則区域内全戸加入を条件にしているが、区域内であっても様々な条件があるが、柔軟な対応ができるかについてお答えいたします。

原則として区域内全戸加入を条件としておりますが、例えば、区域内に自家水を使用している世帯があり、全戸加入が難しい場合などが考えられるため、諸事情を勘案し、その都度検討をしながら柔軟に対応したいと考えております。

2の③今月、小規模水道施設についてアンケートがあったが、どのような意図を持って実施したかについてお答えいたします。

近年、小規模水道より、施設等の老朽化や水質悪化などによる施設改修等の相談が増えており、今後の補助の在り方等を検討するため、困り事の解決策としてどのような制度が必要かなど、小規模水道組合の意向を調査するために行ったものであります。

3、有害鳥獣対策及び被害箇所に対する救済についての①ワイヤーメッシュ防護柵設置事業の更なる推進はできないかについてお答えをいたします。

この事業は、国の鳥獣対策実践事業交付金を活用した事業で、市の有害鳥獣被害防止協議会が資材を調達し、地元団体が設置する直営施工により実施しております。補助率は、ほぼ100%となっております。今年度は市内4地区で施工し、来年度も

2 地区を計画しております。

国の交付金を活用した事業でありますので、防護柵の耐用年数14年は、地元団体による維持管理が必要となっております。今後も引続き広報等を行い、要望があった地域には、設置に向けて積極的に協議をしてみたいと思います。

3の②イノシシによる水路の埋設や、のり面崩壊、農道の路肩崩落などの被害に対して救済はできないかについてお答えをいたします。

市では、甘藷、水稻、飼料作物を主とした農作物への被害の報告とともに、議員から質問があった農業用インフラへの被害報告も多いところです。

市といたしましては、生コンクリート等、農業用施設整備の原材料支給制度がありますので、こちらを積極的に活用いただきながら、水路等の農業用インフラの強化に努めていただければと思っております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、小学校の統廃合についての①小規模校の今後の在り方について伺うについてお答えいたします。

令和3年度から5年度末までに、小学校3校が閉校となりますが、いずれも地域や保護者からの要望による統合であります。小規模校は教育活動の制限などの課題もありますが、地域の中核施設としての重要な役割も担っております。

これまでの答弁でも申し上げたように、教育委員会としては行政主導による学校統合は現在のところ考えておりません。今後の学校の在り方については、地域や保護者間で十分な議論を尽くした上で、検討をしていただくことが大事かと考えます。

なお、教育委員会としては学校存続を前提に、可能な範囲で教育環境の維持整備及び市費による支援員や養護職員等の人的配置を行うことで、小規模校を支援してみたいと考えます。

次に、1の②教育格差の対応についてお答えいたします。

議員の御質問のとおり、学校規模によって学校間に格差が生じることは、教育の機会均等の原則からもあってはならないと考えます。本市においては、学校規模による顕著な学力や体力格差は、現在特に見られない状況だと判断しております。

しかしながら、体育の授業でサッカーのような多人数で行う競技を実施する場合、小規模校では人数が足りずに実施が難しいなどの課題が見られます。また、複式授業においても、2学年指導のために教師が常に児童の学習を直接見ることができないなど、教育活動が制限される場合もあります。

教育委員会としては、可能な限り教育活動に制限がないように、ICTによるオ

ンライン授業や集合学習の実施を通して学校間交流を推進するとともに、これまでと同様、小規模校のよさを生かした特色ある教育活動や個別指導の充実を図りながら、大規模校に負けない教育活動の実現に努めてまいります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、まず小学校の統廃合についてから2回目の質問をさせていただきます。

教育長の答弁にもありましたが、養護職員等の人的配置を行うということではありますが、昨年の一般質問のときの答弁でも、養護教諭についてはぜひやりたいということではありますが、具体的に来年度はそれについて解消できるような方向になったのでしょうか、伺います。

○教育長（中村涼一）

来年度の見込みでいきますと、小規模校で2校養護教諭が配置されないと、国の基準で言うと2校配置されないという状況がございましたので、今年度の当初予算で2名の養護職員の配置ができるように予算措置をお願いしているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

昨年6月に一般質問をしたときに、教育長の熱い思いを聞いたことが実現に向かっているということで、非常に評価したいと思います。

また、今回の答弁の中で、学力的な問題、体力的な問題では影響は見られないというような判断をしているということではありますが、教育の環境という面で考えたときに、教育長、小学校の適正な規模というのは文科省を含めて示されていないのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

小学校の適正規模については、学校教育法施行規則第41条で12学級から18学級、学校です。簡単に言えば1学年2学級から3学級が望ましいというふうになっております。

○9番（岩水 豊議員）

2学級から3学級ということではありますが、これについて、現状との格差は、先ほど言われた学力・体力の格差ということだけではない問題を含んでいるのではないかと思います。先ほどの答弁に関しまして、その辺がちょっと疑問に思うところがありますが、いかがでしょうか。

○教育長（中村涼一）

議員の言われるとおり、子供たちが成長をする上で、社会性を培っていくとなると、やっぱりある程度の人数が必要なのかなということは感じます。そういった点

で言うと、小規模校の子たちはなかなか人数が少ないということで、お互い切磋琢磨したり、そういう機会が、社会性を培うという部分では、いささかそういう機会に恵まれない状況もあると思います。

ただ、それを補うためのですね、小規模校で、先ほども申し上げましたように、いろんな学校との集合学習、それから、学校自体も、最近はICTもあって、オンラインで学校間を結んで一緒に授業もできるという、そういう中でいろんな学校の児童と交流をしながら意見を言ったり、コミュニケーションを深めていく、そういうことも可能なのかなと思っております。

全国的にもそういう取組をしている、曾於市みたいに小規模校を多く抱えている自治体もございますので、そういう部分で言うと確かに不利な部分はありますが、それを何とか補っていくのが我々教育行政に携わる者の使命ではないかなと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

今後の学校の在り方については、地域や保護者間で十分な議論を尽くした上で検討をしていただくことが大事かという答弁を頂きましたが、地域が、保護者が検討をしていくための材料として、先ほど言われました適正規模等を踏まえた、保護者、地域にそういう情報も流す必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。十分流されていると感じておられますか。

○教育長（中村涼一）

前回の答弁のときも申し上げましたが、今、少子化が、我々が予想したよりも急激に進んでいると、今後、10年後、20年後を見た場合、曾於市の児童数は現在よりも半減するんじゃないかなという予測もあります。そういう中で、今後、やはり小規模校の在り方というのは大事になって、その議論が必要になってくるのかと思っております。

教育委員会としては、やはり、今後の児童数の見通しとか、そういうものについてはきちっと市民に示していきたいということで、今年度は地区の公民館長さんとか、それから市P連のほうで、今後の見通しということで情報を示したところがございます。

また、今後、次はまた市民のほうに、市報等を通じて、今後の児童数の推移について、それぞれの学校が今後どういうふうになるかというのは示していく予定でございます。

○9番（岩水 豊議員）

ちょっと質問が前後しますが、養護職員については5年度から2名、不足分は市費で配置するということではありますが、学校支援員等についてであります、複式

学級等については、従来1人の先生が2学年を同時に授業を見ている状況であります。この解消というのは図られたところで、来年、5年度、解消が図れるところなのか伺います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

支援員については、当初で3名増でお願いしております。これで、今現在未配置になっている学校にも兼務等で配置ができる、全ての小規模校に配置ができるものと考えております。

以上です。

（「複式学級の解消については」と言う者あり）

○教育長（中村涼一）

複式については、基本的に、この今支援員については、特別支援教育を中心に考えておりますので、以前のような学力向上支援という形で、複式の解消のためというのは少しちょっとかなわない部分があるんですが。

実際、それぞれの学校の運用で、特別支援に関わらず、必要な部分についてはそういうふうに複式のほうで補助をしたりという、そういう活用をしている学校もございますので、教育委員会としては、それぞれの学校の工夫で支援員さんを有効に活用していただけたらと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ、小規模校の教育の格差、社会性を養うためにも、育むためにも必要な問題という解消に取り組んでいただきたいと思っております。

また、いかに多くの情報を地域、保護者に出すということで、どのようにしていったらいいか。

私、統合ありきという考えだけではないんです。学力の差、その学校の教育環境の差という面を踏まえて考えていく必要があると思うんですね。その結論が存続になるか、その結論が統廃合になるかは別として、多くの材料を、資料を、保護者、地域の方々に提供していただくということで、子供たちの教育環境というのは保たれるんじゃないかなと思います。

ぜひ、今後も多くの情報を、地域の皆さん方にも提供するように強く要望をいたします。

次に、小規模水道施設事業補助についてであります。市長、担当課でも結構ですが、地域内に畜舎等、牛舎を含めてある場合、これも給水戸数に含むことができるのかお伺いいたします。

○水道課長（吉元健治）

申し訳ございません。ちょっと聞き取れませんでしたので、もう一回お願いいたします。

(何ごとか言う者あり)

○水道課長（吉元健治）

御答弁申し上げます。

大変失礼いたしました。畜舎等も入るかというお問い合わせですが、給水戸数でするので、民家、住家、そういうものが1戸という考えでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

先ほどの1回目の答弁をお聞きした中で、おおむねの何戸数以上とかいうことは規定されていないという考えでよろしいでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

条例上では何戸数という表記はございませんで、共同で敷設する、共同で利用するものという規定でございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

ちょっと歯切れが悪いようですが、原則として区域内全戸数条件だが、難しい場合、若しくは自家水等を利用している場合等については、それにこだわらなくていいという見解を先ほど市長の説明でお伺いいたしました。

山間部等で人家が点在している場合とかというときに、広域にすることで費用がかさむ場合、それは、ある限られた地域内であっても、そして、そこに自家水、湧水等を使ったところがあって、それを除外した形でも進めてもよろしいということでもいいでしょうか。補助対象となると考えてよろしいでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

先ほど市長のほうから答弁がございましたように、区域内であっても様々な条件、そういったものがございますので、原則としてという表記になってございますので、その辺は事情を勘案いたしまして、その都度検討をさせていただきたいというふうを考えております。

○9番（岩水 豊議員）

いや、検討じゃないんですよ。できるかできないかですよ。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

できるかできないかということでございますが、今申し上げましたように、でき

る方向では検討をしていきたいと考えておりますが、完全にできるということまでは申し上げられないところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

市長、担当課長からは明確な説明、答弁をもらえないとこなんですが、市長としての見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

小規模水道の中で、小規模水道というのは、基本的には自治会で、自治会の皆さんたちが一つの水源地を持って、その自治会内で配水をしているのを基本的には小規模水道というふうに認めております。

そういう中については、基本的には今までも修繕の、ポンプが壊れてしまったので、ぜひ市として支援をしてほしいということでありましたら、そういうところは必ずしております。だから、そういう状況の中では対応だというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

明確な答弁を頂きました。

また、ちょっと細かいことになるようですが、既存の水源地が、水質、水量、管理等で支障がある場合、新しい水源地を設ける場合も補助対象とすることができるか伺います。

○水道課長（吉元健治）

先ほど市長が答弁をいたしましたように、該当いたします。

○9番（岩水 豊議員）

なぜこのような質問をしたかといいますと、実は、小規模水道の方々が、市長が言われるとおりの、その地域一体で作った水道もあれば、谷間のところと山の上のところにあるというところを一緒にして水道を引っ張る場合、地域によっては距離があたりしたら、送水管自体の延長も長くなるし、管理もできないというところで、分離しているところも結構あるんですね。

中には、先ほど言ったとおりの、湧水を利用したり、井戸を掘ったり、そういう方もおたりすれば、今さら高齢化している方々にそういう2分の1市のほうが補助を出すとしても、また2分の1は各自いろんな割合で負担するとなった場合、できない地域も確かにあります。

そういうときに、私が相談を受けたのが、ある地域の方々がそういう相談を支所のほうに行きまして、そしたら、結果的にできないというような対応だったということでしたので、それはないんじゃないかなと思ひまして、こういう場でお伺いし

たところであります。

現状として、その方々は、水源地は非常に遠くて、そしていろんな、土砂崩れとか落雷による故障とか、費用負担が相当出て、補助事業自体があることを知らずに、今までそれを維持してきた。

しかし、今回どうしてもあまり続くものだから、どうにかしたいということで、関係戸数とすれば4戸ほどだったと思います。4戸に畜舎がありました。そして、地域の公民館がありました。

そういう給水箇所としては6戸前後だったと思いますが、そういうところが新たな場所に水源を確保して、そして、そこから配水すれば全体的な総延長も短くなるから、維持管理もしやすくなるし、負担も少なくなるということで、検討をしようというところで始まったところなんです。

その相談を受けたとき、支所のほうに行って厳しいというようなことを言われたということなんですけど、もう一回改めて、これは担当課の方に相談に行って、対応をしていただけるというような、大体大まかに私が言ったような内容として相談行った場合に対応できるものなのか最後にこれについて伺います。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

言われた案件につきましては、補助できるものでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、再度担当のほうに相談に行ってくださいようにおつなぎしたいと思います。

やはり、この件についても、前々からありました支所再編の兼ね合いで、若干伝わりづらくなっている部分を、これだけではないですが、ほかのことに関しても、先ほど、次の質問の中でも出てきます原材料支給等の相談についても、対応上画一的な考えになってしまって、柔軟な対応というのができないという相談とか出てきているようです。

ですから、やはりその辺は、従前の対応をしていて、今回、支所の再編があつてからできないというようなことがあること自体、私たちが驚いているところなんですけど。

やはり、そういう支所のほうにいる方というのは、多岐にわたる業務を抱えられるわけです。そうした場合に、自分たちの、市民の皆さん方の意見を十分理解できなかったり、行政の補助事業、いろんなことについて説明ができない部分とかいうところがありますので、その辺の対応というのは今後十分検証をしていただきたいと思います。と思いますが、若干質問とはずれますが、市長、答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

今言われるような事案が発生すること自体が、私はいけないというふうに思っております。

当然、支所のほうでそういう相談を受けて、支所長と基本的に相談して、どうしても解決ができない場合は、本庁のほうに、その専門的な職員も含めているわけですので、必ず私は、今後も市の職員については、いろんな市民からの相談をどうしたら前向きに解決ができるかということが、市の職員の役目であると思います。

今後も、どんな分野でも単独で判断するのではなくて、やはり上の、場合によっては両副市长とも含めて相談しながら、住民の暮らしを守るということは大事だと思いますので、職員に対しては引き続きそういう指導を強めてまいりたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ、そのような対応を強く要望いたします。

3番目の有害鳥獣対策等についてお伺いいたしますが、昨年度4か所施工したということでありまして。来年度も2か所を計画しているというところでありまして、今現在の要望がどれだけあるかをお伺いいたします。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

現在、令和4年度で4か所施行しておりますけれども、次年度が2か所予定しております。令和6年度が1か所ということによって予定しております。

当初、市報に出しまして、要望が上がってきたのが、問合せを含めて10件ございました。そして、今事業実施をしてきているわけですけれども、来年度、要望地区が一応4か所はあるということですが、ただ、この説明会等を行いまして、実現可能なところが今、来年度2か所ということになっているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

私のほうの地域の方々もいっぱい要望を上げているところでありまして、なかなか山間部の方々に田畑を持っていらっしゃる方で、そういうのがあるのかとか言われる方もおられます。

いろんな形で、例えば農業委員の方とか、農業指導委員の方とか、JAの方とかを含めて、広くこれの周知にですね、これについては国庫の100%補助ですので、市としても負担もないし、非常に地元が直営施工で頑張るといふ気力さえあれば、非常にありがたい事業で、市にも負担がありません。

これについて、私が3年度でしたか、どうしても鹿屋とか志布志とか、ほかの地区では早くから取り入れている、曾於市もどうにか取り入れてくれということでは

望をして、4年度から始まったと思っております。

ですから、この周知について、今現在、市報での周知は私も気がついたんですが、そのほかの周知方法というのは何か取っておられるか伺いたします。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

市報につきましては、令和3年の6月号で出させていただいたところでございました。その後、ホームページ等にも掲載をさせていただいたところでございます。

実際、議員がおっしゃるとおり、令和4年度については市報等にはまだ掲載はしていなかったところでございますので、担当にも話をしながら、令和6年度も、国の採択の要望が8月ですので、6月ぐらいの市報にはまた載していこうというお話はしているところでございます。

また、農協さんの「そおれーいゆ」にも、今月号で大峯地区の設置状況等の写真も掲載していただいたようでございますので、私どものほうもまだ、もう少しそういった周知が足りないなというのは実感で持っているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ、市の財政的な負担も非常に少ないわけでありますので、ないと言っていいぐらいのことです。

担当職員には大変かもしれませんが、鳥獣被害を防ぐ方法として、捕獲はもちろん重要であります。捕獲以上の効果も期待できると確信しておりますので、ぜひ、いろいろな方法を含めて、特別なチラシぐらい作って、農家の皆さん方に配付するぐらいのこともあってもいいんじゃないかと思うんですね。

市報の中のどこかの1ページに入っていたとかいうことではなく、それ1枚で、A4ぐらいで1枚作って、何かイラストを入れた形で広くお伝えするというような方法も非常に大事じゃないかなと思うんですね。

だから、電気柵等でやる場合なんかも限られた地域になってしまいます。

でも、広範囲に囲ってしまえば、私の、今年施工したところを見たときは、事前準備に3日ほど掛かっておられました、伐採とかですね。施工は、先進地の鹿屋のほうを見に行かれて、担当の方等に、施工した方等に、施工方法を聞いたり努力して、実際、施工は1日で終わったと、その地区の全員総出でやられたということで、ですから、みんなが努力していらっしゃいます。

ですから、どうしても、もうちょっと、いい制度だと思います。国の採択ですので、国の予算にも影響があって、希望どおりいかない部分もあるかと思いますが、ぜひ、広くこういうのは広めるべきじゃないかと思います。その辺、どうもちょっともったいないなというような気がしております。

市長、強くこの辺のところを要望をしておきますので、対応をしてください。

最後になります、今現在、水路と、のり面、こういう被害ですね。決壊していたり、水路が、私も相談を受けたところ、自分が管理しているところも含めて、100mほど、道路から4mぐらい上のところに通っている用水路があります。上はすぐ山です。伐採したり、草払いしたり、水路の泥上げをしたりして維持管理はしておりますが、いかんせん11月以降降水を送りません。

調査に地元の方が回ったら、ずっと100m以上完全に埋まっている。さあどうしよう、高齢者を含めて、関係農地が4町歩ぐらいです。関係者が8人です。それをどうやって地元の人たちがしようかと、でも、予算的、金ももちろん手出しになります。これを、災害等の、市単事業等の一環としての取組というのはできないものなのかお伺いいたします。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

災害というのは、雨、それから風、雪等の自然現象によって規定されるものでありまして、議員も御存じだと思うんですけども、その中で埋没災とかいうのもあります。ただ、雨が降る時期に土砂崩れ等で起こったものについては、災害として我々も今対応をしております。

ただ、このような有害鳥獣に対してのものについては、まだそういう対応をしていないところでもあります。そこについて、今言われましたとおり、地元の地域の窮状があるということですので、ここについては検討をさせていただきたいと思えます。今すぐできるかどうかというのは、お答えできないところでもあります。

○9番（岩水 豊議員）

担当課長が言われたとおり、自然災害については対応をするということですが、市長、今、イノシシによる被害も、ある意味自然災害の部類に入るんじゃないかと思うんですね。こういう環境で発生しているわけですので、森林伐採が進み、そしてイノシシの餌もなくなり、そして捕獲もなくなりという、これ自体もやはり一つの自然現象だと思うんですね。

これは、条例、規則等のことですから、規則等のことじゃないかと思っているんですけど、ちょっとその辺整理し直せば対応できるんじゃないかと思うんですけど、市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国の災害の査定を受ける場合は、多分今、担当課長が答弁したように難しいというふうに思っております。

私のところの水田もイノシシで相当やられましたが、私たちは、水利組合を持っ

ておりまして、多面的機能の中で支援をいただいたそのお金で、みんなで出て作業をいたしました。

そういうものを利用してもらったり、また、1回目答弁いたしましたように、原材料支給というものもありますので、もう1回よく検討してもらって、また、私たちもそのイノシシの被害が災害対象になれないかということを含めて、県とか国にまた要望も強めていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

私が言っているのは、国の公共災害という考え方じゃなくて、公共災害に該当しない小規模な災害等については、市単独災害がありますね。ですから、そこで対応できないかということなんですよ。それだったら、ここだけの話、対応で取り組もうという気持ちがあればできるわけでありまして。

ですから、小規模であれば地元の方々も言わないんですよ。だから、それだけひどいところもあります。そして、その影響で耕作を放棄するという状況になっているところも山間部では非常に出ております。

ですから、耕作放棄地の出る一因としても、イノシシによるそういう問題というのでありますので、今言われたとおり多面を活用したりとか、そういうところ、地域であれば十分対応できます。地元で、多面の交付金からですね。

そういう多面も利用していない小規模な、そういう工作地、水田地帯に対して、何らかのそういう方法というのは取れないですか。もう1回伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

農家支援を進めるためには、今言われるような市の単独でやればよいんですけど、そういう中で、先ほど言いましたように、原材料支給という形でも支援はできると思いますけど、今後、今の問題を含めて検討をさせていただきたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

その地域というのが、今度の4月、5月の初め、5月いっぱいぐらいまでに、埋没した水路、土砂撤去、そしてまた、農道の路肩決壊、本当、大きく1か所が崩れるということじゃないです。

高さが1mから2m弱ぐらいの土手を背負った農道でも、それがずっと続いているんですね。そう簡単に、どうもない状況で、水路も埋まっていない状況で、例えば、原材料支給で蓋をかぶせるとかして今後入らないようにするということは十分できます。これはお願いをまた皆されると思います。

しかし、今までそこは来ていなかったと、イノシシは来てもほんの僅かだったから、地元の人が出て、1日掛かれれば撤去できるぐらいの土砂だったからやっていたと、しかし、これだけ延長が長くなってくると、作ること自体をその地域で考

えないといけないようになってきているんですね。

ですから、そういうのを含めて、市の市単事業で公共災害に掛からない部分に対応をしています。その一環として取り組むこと、逆に言えば、小さいことであれば、地元の人たちもできるわけですよ。

しかし、それがかなわないような状況にある。国の公共災害にはもちろん掛からないのは分かっている話ですから、そこをどうにか市として対応できないか、これがやっぱり耕作放棄地の解消にもつながると思うんですね。

いかがでしょうか、もう少し柔軟な対応といいますか、前向きな答弁を頂けないでしょうか、伺います。

○市長（五位塚剛）

同じようなところはいっぱいあります。本当にイノシシが曾於市内の畑の土手を崩しています。本当にみんな困っております。そういう意味で、皆さん今、各自で自分のところは自分でやっぱりそれは補修しておりますけど、ただ、水路については、個人だけじゃなくて、全体の問題であります。このことについて、再度、先ほど言いましたように協議をさせていただきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

市長が言われるとおり、田んぼの畦畔とか畑の土手が決壊したりとかいうのは、皆さん自助努力で、自分の農地でするのでされております。それについてお願いしているわけではありません。共同性のある、ある意味公共性のある、そういうところについてですね。時間的な余裕として、5月半ばぐらいまでにはそれをどうにかしないといけないという状況が出てきているわけですね。

ですから、検討をするということではありますが、時間的な経過も考えていただいて、早急な検討と回答を頂きたいということなんですが、いかがでしょうか、くどいようではありますが。

○市長（五位塚剛）

現場も見ながら早急に話し合いをしたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

前向きな答弁を頂き、地元の人たちも非常に喜ぶと思います。

学校の問題については、教育長、先ほど申し上げたとおり、しっかり市民に、地域の方々に情報を提供するということ。

小規模水道については、水道課長、しっかり我々の質問も、意見も聞いていただき、そして、地元の意見も、要望も聞いていただき、対応していただきたいと思います。どうも、こうやって聞くと、できると言われるけど、相談に行った方が、説明も悪かったかもしれません、説明した方がですね。そういうときに、対応として、

できないというようなことがあっても十分困ります。

また、イノシシ、鳥獣対策についても、いろんな方法で広報していただいて、そして、昨年度実施したところの成果等も載せていただいて、幅広くすることが、いろんな意味で、耕作放棄地の解消にもなるし、まだつながらないと思いますし、そして、市の財政としても負担は少ないわけでありますので、ぜひ広めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月9日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時09分

令和5年第1回曾於市議會定例会

令和5年3月9日

(第5日目)

令和5年第1回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和5年3月9日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下7件一括議題）

- 第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第2 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第3 議案第3号 曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第4 議案第4号 曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第5 議案第5号 曾於市情報公開条例の一部改正について
- 第6 議案第7号 曾於市手数料条例の一部改正について
- 第7 議案第8号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

（以下6件一括議題）

- 第8 議案第10号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 第9 議案第11号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第10 議案第12号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第13号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第14号 曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第15号 曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

- 第14 議案第16号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について
- 第15 議案第17号 財産の無償貸付けについて
- 第16 議案第18号 字の区域変更について
- 第17 議案第19号 曾於市道路線の認定について

（産業建設常任委員長報告）

第18 議案第20号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第19 議案第21号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 第20 議案第22号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について
- 第21 議案第23号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第22 議案第24号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第23 議案第25号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 第24 議案第26号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第25 議案第6号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

第26 議案第9号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

第27 議案第27号 令和5年度曾於市一般会計予算について

（以下3件一括議題）

- 第28 議案第28号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 第29 議案第29号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第30 議案第30号 令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について

（以下3件一括議題）

- 第31 議案第31号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
- 第32 議案第32号 令和5年度曾於市水道事業会計予算について
- 第33 議案第33号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊

10番 淵 合 昌 昭 11番 今 鶴 治 信 12番 九 日 克 典
 13番 土 屋 健 一 15番 山 田 義 盛 16番 大 川 内 富 男
 17番 渡 辺 利 治 18番 迫 杉 雄 19番 徳 峰 一 成
 20番 久 長 登 良 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

14番 原 田 賢 一 郎

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
 主 任 富 永 大 介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚	剛	教 育	長	中 村 涼 一
副	市	長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一	
副	市	長	大 休 寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力	
総 務 課 長			今 村 浩 次	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一	
大 隅 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長			安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博	
財 部 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長			荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明	
企 画 政 策 課 長			外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一	
財 政 課 長			上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎	
税 務 課 長			山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美	
市 民 環 境 課 長			上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治	
保 健 課 長			櫻 木 孝 一	監 査 委 員 事 務 局 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	森 岡 雄 三	
こ ども 未 来 課 長			福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一	
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 介 護 課 長			笠 野 満			
土 木 課 長			上 集 基 志			

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

- 日程第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第2 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第3号 曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 曾於市情報公開条例の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 曾於市手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第7、議案第8号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてまでの以上7件を一括議題といたします。

議案7件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案9件を、3月6日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上2議案を一括して報告いたします。

議案第1号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、高塚・桐原・溝ノ口辺地の総合整備計画を策定し、地域内の公共的施設を整備するものです。

また、議案第2号は、古井・荒川内辺地の総合整備計画において、令和2年度から令和6年度までの道路整備に係る事業費を変更するものです。

委員より、高塚・桐原・溝ノ口地域は、霧島ジオパーク関連の対象地域でもあり、道路整備については、早期完了に向けて対策を講じるよう意見がありました。

以上、審査を終え、議案第1号について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第2号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号、曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第4号、曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第5号、曾於市情報公開条例の一部改正について、以上3議案を一括して報告いたします。

議案第3号は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、改正後の同法から委任された事項又は許容された事項のうち、必要な事項を定めるため制定するものです。

また、議案第4号は、情報公開制度及び個人情報保護制度における審査請求について調査・審議する審査会を設置するための条例制定であり、議案第5号は、法改正に伴い、曾於市情報公開条例の一部を改正するものです。

委員より、情報公開・個人情報保護審査会の具体的内容についての質疑に対し、県内9市24町村15組合が委嘱し、弁護士、大学准教授などで構成する統一的な審査会が鹿児島県町村会に設置されているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、議案第3号について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、曾於市手数料条例の一部改正について。

今回の一部改正の主な内容は、図根点座標値に係る手数料を、これまで1点につき300円であったものを1枚につき200円に改正するものです。

変更理由としては、近隣市町の状況を踏まえ、地方税協議会でも統一すべきとの見解が出されたことによるものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について。

今回の改正内容は、国の法改正に伴い、市議会議員選挙及び市長選挙の選挙運動用ポスターの作成単価の限度額を変更する内容です。

変更になった理由については、最近の物価の変動により改正になったとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第1号、2号の辺地について、2点、質問いたします。

第1点は、現地を調査されたのかどうかの質問であります。

第2点目は、私もこの1、2号とも現地はしばしば通っているんですけども、審議の中で、例えば、排水ですね。道路整備は、舗装整備は当然のことで、排水についてのこの要望と意見は出されなかったのか、これが第2点目であります。

第3点目は、委員長、一番御承知のように、辺地債を使った市道整備というのが一番財政的には有利でありますけれども、先日の総括質疑で辺地債の該当するのが100点以上が対象となっている、当局答弁でありましたけれども、市内の市道はいっぱいあると思うんですが、質疑の中で、今後の辺地債を活用した市の考え方、計画について意見、質問が出されていたら報告ください。

次に、個人情報関連の関連する2つの議案についてでございます。

先日の総括質疑で、私たち議会としては二元代表制の立場から、この提案されている議案については対象としないといった、総務課長の、当然のことではありますが、答弁がありました。

余談になるかもしれませんが、やっぱり議会としては、以前のハラスメントと同じように、市は条例を作りましたが、議会はその後、並行して規程を作りました。個人情報についても、総務委員会の中で議員として条例なり、あるいは規程を作るといった議論がもしされていたら報告ください。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

まず、辺地について説明いたします。

現地調査については、しておりません。

道路整備に伴う排水については、当然のこととして整理されると図面上では確認できました。

辺地債の取扱いについては、総枠が決まっている中での予算の全国での奪い合いになるということで、要求額がそのまま完全に市のほうに来るとい見込みがないということで、今後の取扱いについては議論はありませんでした。

個人情報取扱いについてですが、議会側については、今月、最終本会議に議会運営委員会のほうから発議として出す予定になっております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案7件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から議案第5号、議案第7号及び議案第8号までの以上7件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案7件に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号、議案第7号及び議案第8号までの以上7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 日程第8 議案第10号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について
日程第9 議案第11号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10 議案第12号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第13号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第14号 曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第15号 曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第10号、曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正についてから日程第13、議案第15号、曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの以上6件を一括議題といたします。

議案6件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案10件を3月6日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第10号、曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について、議案第12号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第14号、曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について、以上3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

本案は、内閣府所管のこども家庭庁の設置により、子ども・子育て支援法が改正されることから、関連する条例の一部を改正するものです。また、議案第12号については、子ども・子育て支援法の改正とともに学校教育法も改正されることから、関連する条例の一部を改正するものです。

条例の改正内容についての質疑に対し、これまで厚生労働省所管であった子ども・子育て会議が令和5年4月から設置されるこども家庭庁の所管へと移行されることに伴い、引用する条項の削除や繰上げが必要となり、一部を改正するとの答弁がありました。また、議案第12号については、民法の改正で懲戒権が削除されたことから、児童福祉法の引用箇所が改正されたことに伴い、一部を改正するものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、議案第10号について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第13号、曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されることから、関連する条例の一部を改正するものです。

具体的な条例改正の内容についての質疑に対し、児童の安全確保のための安全計画の策定等の義務化や感染症等の予防のための衛生管理の措置、業務継続計画の策定等の努力義務、自動車を運行する場合の所在確認として、確認不足による事故等が発生しないよう、送迎バスへのブザーの設置等が主な改正内容であるとの答弁がありました。また、議案第11号については、民法の改正で懲戒権が削除されたことから、児童福祉法の引用箇所が改正されたことに伴い、一部を改正するものであるとの説明がありました。

文教厚生常任委員会の一致した意見として、こども未来課所管に属する各種の福祉施設の監査体制の充実を図るべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、議案第11号について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号、曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、これまで各町に設置していた視聴覚ライブラリーを、曾於市視聴覚ライブラリーとして統一し、教育委員会内に設置するために条例の一部を改正するものです。

これまでの活動内容と実績についての質疑に対し、学校や社会教育団体へDVDを貸し出しており、令和元年度19件、令和2年度23件、令和3年度8件を貸し出したとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案6件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号から議案第15号までの以上6件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案6件に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第15号までの以上6件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について

日程第15 議案第17号 財産の無償貸付けについて

日程第16 議案第18号 字の区域変更について

日程第17 議案第19号 曾於市道路線の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第14、議案第16号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更についてから日程第17、議案第19号、曾於市道路線の認定についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案7件を、3月6日と7日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告しま

す。

議案第16号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について。

本案は、産業廃棄物処理工における処分量の減少に伴い、契約を変更するものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第17号、財産の無償貸付けについて。

本案は、平成25年4月1日から誘致企業である有限会社サイバーウェーブに無償貸付けをしている同施設において、同社が今後も継続して事業展開することにより、地域での雇用、労働力の創出及び地域の活性化につながるが見込まれることから、引き続き、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間無償貸付けするものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第18号、字の区域変更について。

本案は、県営畑地帯総合整備事業第四曾於北部地区柳井谷換地区の完了に伴い、字の区域が原形をとどめなくなったため、字の区域を変更するものです。

なお、本案については、現地調査も実施しました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第19号、曾於市道路線の認定について。

本案は、宅地造成されたさくら並木ニュータウン内の道路を一般交通に供するため、さくら並木ニュータウン1号線から5号線までの5路線を市道として認定するものです。

なお、本案については、現地調査も実施しました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず議案の第16号の頭首工の契約の変更について、1点だけ質問いたします。

金額が3億円を超えるし、例を見ない、あるいは類を見ない関係の契約でありますので変更は致し方ありませんけれども、ただ1点だけ、今後には教訓として生かすべき、この事業についての教訓点はなかったか、議論がされていたら報告してください。

さい。

よくも悪くも例を見ない大きな事業は、必ず今後に生かすべき教訓点を、探るといいますか、含めることも大事な審議の一つじゃないかと思っており、その立場からの単純な質問であります。

第2点目、議案の17号の財産の無償貸付け、先日の総括質疑でも申し上げたし、委員長もよく御存じのように、公共事業体のあるいは市町村における財産の貸付けは、法律上は有償貸付けが原則であり、無償貸付けは、言わば、原則外といえますか、例外的な対応で全国の市町村が行っております。ただ、全国の市町村の場合も、この無償貸付けになると、過去いろいろ見ますと、いろいろ議論がされているようであります。

質問のまず第1点であります。今回のこのさくら並木ニュータウンのこの宅地内の、敷地内のこの認定について、例えば、曾於市が所有する住宅、地域振興住宅を含めて幾つかありますけれども、その住宅内を道路が走っておりますが、これは全て、これまでも今回の提案と同じように市道認定がされているのかどうか、あるいは一部されていないのがあるのかどうか。基本的には、整合性を持たせるべきという立場からの質問であります。議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

2点目、今回のこの市道路線の承認によりまして、市道の総路線と総延長は何kmになっているか、報告をお願いいたします。

次に、先ほどの財産の無償貸付けについて、先日の総括質疑で、私の質問で当局の、財政課長だったですかね、今回の提案を含めて2例が曾於市の場合は無償貸付けを行っているという答弁があったですよ。その後、考えたんですけども、本当に2件ですかね。間違いでなければ、例えば、もう一つ、南之郷中学跡地の福祉施設への建物の対応は、これは有償ですかね、無償ですかね、このことを含めてほかにあるんじゃないかと思っております。数年前にこれは一般質問でも、有償の在り方については質問したことがあるんですが、もし議論が深められていたら報告してください。

以上、大きく3項目であります。

○産業建設常任委員長（九日克典）

大内田地区頭首工の問題については、総括質疑でもありましたとおり、コンクリート破片が非常に少なかったと、量が少なかったということで、740万円の減になったということで、それ以上の審議はなかったところであります。

あと、公有財産の無償貸付けの問題ですが、説明では、岩北小の共同調理場のグローバルハートの問題が出て、それとこの北中学校の無償貸付けですね、サイバー

ウェブの、その問題が審議されたところで、ほかに審議はなされませんでした。

あと、道路の延長ですが、この延長は5路線だけということで、現地調査しましたけれども、その点までは確認はしなかったところでもあります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

財産の無償貸付けについてであります。先日の総括質疑での当局答弁でも、ただいまの委員長報告の中にも、やはりこの一つは労働力、もう一つは活性化、活性化というのは一般的で抽象的な内容であります。労働力となりますと、何名ほどから労働力ということで、市はこの無償貸付けの基本的な考え方になるかという、答弁にもありましたように、1名が働いていても、一応無償貸付けであります。もちろん2名でもそうであります。ですから、市の、基本的な、市の財産を貸し付ける場合の原則的な考え方は、1名以上だったら、原則として、委員長、無償貸付けということで議論がされているのかどうか、確認がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。1名以上だったら、原則として、曾於市の場合は無償貸付けを可能な限り原則とするという受け止め方でいいのかどうか、2つの施設とも1名から2名が通常であるからでございます。そう理解していいのかどうかの確認でございます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

財産の無償貸付けの問題ですが、無償貸付けについては、跡地検討委員会で無償貸付けでいいという結論が出たというような説明はあったと思います。

あと、雇用人数については、岩北については1名であるということ、あとは総括質疑でありましたとおり、鹿児島市に本社のあるサイバーウェブさんが……

（「1名以上だったら貸付は継続するという議論がされたのか」と言う者あり）

○産業建設常任委員長（九日克典）

その議論はなかったですね、雇用の人数については、ただ、もう誘致企業であるということで無償貸付けになるというような議論であって、そういう審議はなされませんでした。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案4件について討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号から議案第19号までの以上4件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案4件に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第19号までの以上4件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議案第20号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第20号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、普通交付税の前年度との比較についての質疑に対し、令和3年度は84億4,838万8,000円、令和4年度は82億2,460万7,000円で、約2.6%の減であるとの答弁がありました。また、大隅支所庁舎整備事業の用地取得費の減額についての質疑に対し、用地交渉による執行残であり、予定していた面積は購入できたとの答弁がありました。

総務課関係では、災害対策費の届出避難所の設置状況についての質疑に対し、令和3年度2か所、令和4年度1か所の届出があったとの答弁がありました。

企画政策課関係では、財産収入の住宅分譲地売払収入の予算積算の取扱いが分譲地によって異なるが、年度末補正であるので、より実績に近い数値にすべきではないかとの質疑に対し、今後は、統一した形で予算積算を行っていくとの答弁があり

ました。

税務課、市民環境課、議会事務局、監査委員事務局・選挙管理委員会については、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第20号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものです。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉介護課関係では、清寿園指定管理料の債務負担行為の補正についての質疑に対し、今回、204万6,000円の増額をお願いするものであり、物価高騰対策支援及び支援員1人当たり3%程度、金額にして月額約9,000円の増額となる処遇改善分も含まれているとの答弁がありました。

新型コロナウイルス対策としての、10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業についての質疑に対し、給付世帯は令和4年度の予算では1,261世帯分計上し、約55%に当たる691世帯に支給した。令和3年度は7,894世帯分の予算に対して約81%に当たる6,369世帯に支給したとの答弁がありました。

保健課関係では、新型コロナウイルス感染症対策事業の傷病見舞金についての質疑に対し、令和4年12月までの感染者に対して1人3万円を支給しており、今回補正をお願いする300件分を含め、合計で4,700件を支給する予定であるとの答弁がありました。

メセナ住吉交流センター管理費の指定管理料についての質疑に対し、メセナ住吉交流センターの使用料がコロナの影響で利用者が減少して厳しい状況であり、約1,800万円の赤字が想定されることから、基本協定や年度協定の規定によるメセナ末吉からの申出があり、協議の結果、800万円はメセナ末吉のこれまでの繰越利益剰余金で対応するが、不足する1,000万円の補正であるとの答弁がありました。

こども未来課関係では、新規事業の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金一体的実施事業の出産・子育て応援給付金についての質疑に対し、妊娠期から出産・産後・育児期にかけて伴走型相談支援をしながら、妊娠届出時に保健師等と面談後に5万円、出産後にこんにちは赤ちゃん訪問にて助産師・保健師等との面談後に5万円と、それぞれに経済的支援を行うとの答弁がありました。また、出産祝金

として第1・第2子に1万円、第3子以降に10万円を支援しているとの説明がありました。

教育総務課関係では、学校保健特別対策事業についての質疑に対し、6回目のコロナ感染予防対策に関する経費の補正であり、繰越明許費として追加でお願いするもので、秋までに執行したいとの答弁がありました。また、内容的には、換気に関する経費とコロナ発生時の対応に関する経費であるとの説明がありました。

学校教育課関係では、学校ICT活用支援・人材育成事業の支援員の報酬を減額した理由についての質疑に対し、時間外勤務手当の減少による減額であるとの答弁がありました。

適応指導教室指導員設置事業についての質疑に対し、現在、学校に登校することが難しい状況になっている対象児童生徒13人が適応指導教室を利用しており、指導員2名体制で学習指導をはじめ、生活指導、精神的な支援等を行っているとの答弁がありました。

委員より、今後も心のこもった指導をしていただきたいとの意見がありました。

生涯学習課関係では、曾於市立図書館と曾於市立民俗資料館・郷土館指定管理料の債務負担行為の補正についての質疑に対し、電気料単価の高騰により新電力会社のエバーグリーン・マーケティング株式会社から九州電力送配電株式会社へ契約を変更したが、予算不足となったため補正をするものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第20号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）。
本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものです。

なお、本案については、現地調査も実施しました。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

農業委員会関係では、農地流動化事業の農業経営規模拡大促進事業助成金が減額となっているが、今後も減額の方であるかとの質疑に対し、以前は人が変われば新規扱いとしていたが、業務上の負担が大きく予算もオーバーしていたため、土地に対して新規扱いとさせていただいた。これにより、人が変わっても再設定となるため、新しい農地の契約が少なくなっていることから、年々減少傾向にあるとの答弁がありました。

農政課関係では、ゆず加工施設整備事業のゆず搾汁センター搾汁機械設備工事の工期と令和5年産のゆずの搾汁との関連についての質疑に対し、令和5年産の搾汁については既存の設備で対応する。その後、ラインの増設工事を行うとの答弁がありました。

商工観光課関係では、企業誘致・起業創業促進対策費の農道八合原6号線改良舗装工事等が繰越明許となった理由についての質疑に対し、早急に整備をしていただきたいとのことで陳情書が提出され、陳情者全員の同意が得られたものと解釈をしていたが、陳情提出時と実際の設計時の工事内容に差異があるとの意見が出されたことや、地権者同士の筆界の問題などが発生したため、説明会を数回開いているが、これらの問題が解決しなければ工事が進められない状況となったことから、翌年度へ繰り越すことになったとの答弁がありました。

委員より、企業誘致・起業創業促進対策費の農道八合原6号線の工事が中断している状況について、作業の仕方に多少の手違いがあったと思うが、担当課で丁寧に説明をしていただき、本事業が進むことを願っているとの意見がありました。

畜産課関係では、酪農経営緊急支援対策事業が今回単価を引き上げた上で3月まで延長されたが、その後はどう考えているのかとの質疑に対し、畜産の中でも酪農が一番厳しいと考えている。全国的にも廃業が増えており、本市でも1戸の廃業があった。その中で、国のほうでも新年度予算で様々な事業等の対応を行おうとしており、市としても農家の状況を見ながら対策をしていくことも考えているとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、森林環境譲与税の基金残高についての質疑に対し、主に執行残を積み立てており、昨年11月末現在で約6,470万6,000円となっている。現在は皆伐面積500haに対し再造林面積が300haとなっており、今後は森林所有者の自己負担をなくし、さらなる森林整備を進めていきたいことから、それを踏まえると逆に不足している状況であるとの答弁がありました。

委員より、森林環境譲与税事業について、県下19市の中でも取組は上位であると思うので、今後の本市の森林環境に対する取組をなお一層進めてほしいとの意見がありました。

土木課関係では、道路維持費の道路清掃報奨金が250万円の減額とやや多くなっているが、最近の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、近年は自治会から数量を減らしたいという要望もあるが、予算を減らすと元に戻したいとなった場合に対応できなくなるので、数年前の状況を目安に予算化しているとの答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、都市計画総務費の大規模盛土造成地変動予測調査業

務委託で、末吉中学校分の調査が必要となった経緯についての質疑に対し、当初、昭和30年から40年代にかけて盛土を行い、その後、校舎の建替えの際に再度盛土を行った。今回、中学校のグラウンド部分の地山と盛土の境目らしき箇所に亀裂が入ったため調査が必要となり、これから調査を行っていくとの答弁がありました。

委員より、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託の末吉中学校分について、まちづくり推進課だけでなく教育委員会とも連携して取り組んでいただき、グラウンドの北側にある大淀川との関連についても調査の中で進めてもらいたいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に財政問題について質問いたします。

委員長報告にありますように、普通交付税が、令和4年度が82億2,460万円、前年度の令和3年度末が84億4,838万円と2億円以上減額になっております。この問題については、先日の総括質疑で、財政課長の答弁は、市が当初想定していたよりも2億円ほど多くなった、この82億円も。その理由は、答弁では、国の、政府の臨時経済対策がやはり要因となっているようであるといった答弁でありましたけれども、しかし、前年度の令和3年と比較しますと、委員長報告にありますように、2億円以上の減であります。なぜこうした2億数千万円の普通交付税の大きな減となったのか、質疑がされていたらお聞かせください。

2点目、同じく財政問題で、曾於市は令和4年度も、特に市債を活用した積極的な、ある面では計画以上の事業を行っているために、市債残高が4年度末は3年度に比べて実に17億円も増額、増えております。

財政計画は、昨年10月見直しがされたんですが、このわずか数箇月前の財政計画に照らしても市債残高がかなり大きく増えており、大きな乖離、ギャップが見られます。この点で、議論がされていたら報告をしてください。

次に、産業建設委員長に1点質問いたします。

委員長報告にありましたけれども、森林環境譲与税を活用した事業でございます。今後も、今現在ですね、担当課としては森林環境譲与税を積極的に活用した取組が大きな柱の一つ、全てではないですけども、大きな柱になると思います。その点で、最も大事なものは、毎年国による曾於市への環境譲与税の配分が一応計画で分かっておりますけれども、この計画についてと、あるいはこの計画を活用した事業計画

については、担当委員会には、文書でという一応提示がされているのかどうか、もし提示されていたら、それを踏まえた議論が必要じゃないかと考えておりますけども、提示をされており、提示に沿った審議であったのかどうか、1点だけ伺います。

○総務常任委員長（岩水 豊）

ただいま質疑がありました2件については、今委員会では意見は出ておりませんでした。

○産業建設常任委員長（九日克典）

森林環境譲与税の計画については提示されておりましたが、ただいま報告しましたとおり、執行残が積立してあって、その金額の、来年度は3,000万円流用するというような説明はありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

文教厚生委員長に質問いたします。

新規事業の出産・子育て応援給付金についてですが、説明にありました、妊娠届出時ということなのですが、こちらは母子手帳交付になるかと思うんですけども、母子手帳交付が日にち指定に、今現在、基本的になっていると思います。どうしても仕事の都合などで行けないということになれば、窓口対応になっているかと思いますが、これに行かないと5万円を給付されないということで、その場合の窓口対応の場合でもこの給付はできるのかということに関して質問が上がったか、そして、出産後に、こんにちは赤ちゃん訪問にてということでしたが、面談後に5万円給付ということでしたが、こちらの場合は、例えば、悲しいことなんですけれども、死産などもあり得ると思います。妊娠何箇月以上の場合に給付がなされるか、また、早産で赤ちゃんが長いこと入院する場合も考えられます。その場合には、なかなか産後数箇月でこんにちは赤ちゃん訪問が対応できない御家庭もあるかと思いますが、それに関して質問が上がったかについてお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

新規事業の出産・子育て応援交付金の内容については、トータルのこの説明はありましたが、今、議員が質問された、その具体的な内容についての議論はしてません。これは新年度のまた予算にも出てきますので、その中で審議ができるんじゃないかと思っております。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

産業建設常任委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

現場調査をされたという、この商工観光課関係の八合原6号線についてであります。

この報告書の中で、実は、「筆界問題など」という表現がされておりますが、この明線に至った理由の中に、「筆界問題など」とされておりますけど、その以外の、調査された中で地元の声があったらお聞かせをいただきたいと思います。

それと、委員の希望として、これを何とかして早く完成させてほしいという意見が出されているようでありますが、私も全くそのように感じておりまして、実は、地元からの要請に基づいて、私自身も同僚議員と現場調査をもっと以前にしておりました。推進される方の意見も承っておりますし、問題点を指摘される方の意見も承っているところであります。しかしながら、委員が言われたように、地元の意見を十分掌握されて、早期完成を願っているという意味では全く同感であります。

そこで、質問は、地元の意見聴取を現場調査の際に少しはされたのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、今後の当局の考え方について委員会で御意見が出たのかどうか。というのは、地元の理解、協力、これが醸成されなければ事業は進んでいかないわけですので、その問題点をいかに排除していくか、理解を得られていくか、そこら辺りの委員会での検討がなされたのであれば、御報告いただきたいと思います。

○産業建設常任委員長（九日克典）

原田委員が1人欠席でありまして、5名で委員が現地調査したわけですが、その中で、やはり最初の明許線越しになった理由は何だということで、現地調査をまずしたわけであります。

それで、境界問題については、そこで現地調査をして、確かに測量の配置図で杭が打たれておりました。ピンクのリボンがついておりましたので、そういった面で、我々の入る問題じゃないと、この境界の問題については。当地の、地元の人たちの問題で、円満に解決していただきたいということで、最後に、2人の市民の方が、どの方か分かりませんが、2人来られまして、我々を止められて、20分ぐらい話をしました。

その中で、一応我々はなぜ来たかというのは、今、そう言ったとおりで、我々議員は予算に計上された線越し、その予算はどういうふうに使われているのかという確認のための調査であるからということで、境界にどうだこうだという問題に来たんじゃありませんということでお話ししました。

それで、当局としては2案出されてありまして、たしか12月17日、地元説明会をして7名来られたと。それで1案は、既存のまま舗装してくれということ、2.8m

だったですかね、幅が、幅員がですね。それから2案は、4mの道路を拡幅してやろうという案を提案されたそうです。そしたら、7名のうちの2名が、今、既存の道路を舗装してほしいと、あと5名の方は、拡幅に賛成であるというような意見があったということでありましたので、それで、これから担当課では、慎重に協議をして、境界問題はなかなか難しい問題ですから、そういった問題で慎重に説明会を重ねて、必ず実現するように努力するということでありました。

私は、その市民の方々には、円満に解決して、地域の活性化になりますから、解決していただけるようにというお願いをして、その場を去ったというような状況でありました。

以上です。

○13番（土屋健一議員）

委員長としては、誠にも的確な御判断をなされたいというふうに考えております。

ただ、私たちは、委員長が今言われたように、執行権への介入というのは、議員はできないんですね。そのことはお互いに、委員長も私も全く同感であります。委員会でも、これ積極的に地元理解を得るようという御指摘をされていまして、これ以上は質問は申し上げたくないところではありますが、ただ気になるのは、「筆界問題など」と、筆界問題だけだよということじゃなくて、「など」というのが表現にあるわけですよ。ですから、その筆界問題以外のことを、情報をお持ちであれば、最後に質問をしておきたいと思います。御答弁ください。

○産業建設常任委員長（九日克典）

多分、筆界、境界部分の問題で、この湯前企業さんですか、が昭和51年に誘致された企業であるということで、約48年ぐらい前ですかね、その当時の社長と今、代が変わってきて、そしてまた隣接する土地の人も孫の代まで来ているということで、非常にこの昔話の問題で証拠が全然残っていないということで感情的になっているんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに捉えました。

そういった問題で、我々が解決できる問題じゃないなということで、あとは説明会でお互いに話し合いをして、スムーズに事業ができるようにやっていると、非常にすばらしい八合原の団地ができるんじゃないかなというふうに考えましたので、これは私見ですけども。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（山田義盛議員）

建設常任委員長に、1点だけ確認させていただきたいと思います。

商工観光課関係の、先ほど土屋議員からも質疑があったような中身であります。ここに、陳情提出者と実際の設計時の工事内容に差異があるということで報告をいただいておりますが、その差異は何かというと、これはもう文書を見れば、報告を見れば、すぐ分かるので、陳情の方と、にそれぞれの考えが統一されていなかったということで、私、理解しておりますが、この文書から、報告から、そのような差異は、陳情が統一されてなかったということで理解していいのか、その辺について審議がなされとったら報告をください。

○産業建設常任委員長（九日克典）

当局からの説明によると、まず、陳情書が出た時点で、全員が合意した意見を持っているという判断を、そういった判断がちょっとまずかったというようなこともありまして、だから、そういった面でもう一回、説明を、今、先ほど言いました、1案、2案のどちらかに決まるか分かりませんが、そういった努力をするということでありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 議案第21号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

日程第20 議案第22号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
について

日程第21 議案第23号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第19、議案第21号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから、日程第21、議案第23号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしておりましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第21号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて。

令和4年度の療養給付金の予算の執行状況についての質疑に対し、現時点で99.07%で、令和3年度は前年度比101.3%であったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につ
いて。

令和4年度の後期高齢者医療費の予算の執行状況についての質疑に対し、現時点で98.3%で、令和3年度は前年度比102.1%であるとの答弁がありました。

今後の給付費の見込みについての質疑に対し、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたため、受診控えをしていた方の医療機関受診により、医療費の増加

が予想されることから、昨年と同程度になる見込みとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

令和4年度の介護給付費の伸びと基金積立額についての質疑に対し、伸び率は0.98%で、このまま推移すると基金積立額は1億957万185円と見込んでいるとの答弁がありました。

また、令和4年度の給付費の減額に関する質疑に対し、コロナの影響による利用控えや介護職員不足による給付費の減少が考えられるのではないかと答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号から議案第23号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第23号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）
について

日程第23 議案第25号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第24 議案第26号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第22、議案第24号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）についてから、日程第24、議案第26号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第24号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について。

今回の補正の主な内容については、生活排水処理事業における一般管理事務費や施設管理費、職員給の執行見込みによる減額が主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第25号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号から議案第26号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第26号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第6号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、議案第6号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

議案6号の質問は1点であります。消防団員の令和5年度の団員数並びに出動の回数について。これは見込みになりますけれども、数について伺います。

その中で出動報酬の中での今回の改正に伴う増額は幾らであるか。並びに、これらは基本的には全て交付税措置となっているかについての質問でございます。

消防関係は、昔から今日まで曾於市の事業の中でも最も交付税が、ほとんど全額に近いほど高い事業の一つであります。今回のこの改正もそれに伴う交付税措置として基本的には解釈していいのかどうかの質問でございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず初めに、令和5年度の団員数の見込み、それから、出勤回数の見込みについてでございます。

令和5年度の団員数につきましては、定員は620名でございますが、見込みといたしまして93%に当たります576人を見込んで積算をいたしております。

出勤回数につきましては、それぞれ災害出勤なり、あるいは定期点検、いろんな訓練等あるところでございますが、総体で、これは回数ではなかなか説明しづらいんですけども、延べ人数で言いますと、災害関係が1,976人分、それから、それ以外が2万3,070人分というところで積算をしているところでございます。

それから、出勤報酬費の中で増額分でございますけれども、今回の改正につきましては、これまでに加えまして、例えば、消防車両の更新の検討会なり、あるいは詰所の改築の折の検討会、あるいは分団内の各種会議がございますが、そういうものもこの出勤報酬に加えるというものでございまして、増額分が全体で1,104万円の増額を積算をし、計上いたしております。

その中で、交付税措置でございますけれども、この部分につきましては、本市独自の考え方で増額しておりますので、交付税措置はないものでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私の受け止め違いであったようでございます、課長の答弁伺いますと。これは、本市独自ということで、全国足並みをそろえてというか、それも基本的には参考にしながらの今回の提案ではないというふうに理解していいわけですね。確認をしてください。

あわせて、一応交付税措置が私あるように勝手に解釈していたんですが、基本的には消防関係は昔と同じように今日もほぼ100%に近い形での交付税措置として常勤、非常勤を含めて理解していいのか、以上2点であります。

○総務課長（今村浩次）

本市独自のというところではございましたけれども、令和4年4月1日、今年度初めに条例改正をさせていただきましたので、消防団員の処遇改善というものを行ったところでございます。

これにつきましては、それぞれ出勤報酬につきましては、全国統一的というところで、1時間当たり1,000円をめぐり、8時間で8,000円というのを災害出勤の基本としなさいというのが通達がまいりまして、そのように解釈させていただきました。

今回の部分につきましては、それ以外にもいろんな会議等に出動する、消防団員として出動して、例えば、花火の警戒、これは今まで出しておりましたけれども、各公民館等からの要請による消防訓練なんかの出動とか、そういうようなものも対

応していくというところでありましたので、今回、本市独自というところでございますので、この部分に関しては、全国足並みをそろえてというものではないものでございます。

それから、報酬等の交付税でございますが、昨年の議会でもお答えしたときには、約2,500万円程度、この報酬部分については、消防団員の出勤報酬分については約2,500万円の交付税措置があるということでございます。

令和4年度を計算いたしますと約2,350万円の交付税措置がなされているということでございますが、これが令和5年度にこれが増えるかという、それではなくて、やはり市独自でございますので、同等程度の交付税措置なのではないかと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけど、私の質問の中心は、市独自なのはもちろん交付税措置じゃないことはもう分かっております、あらゆる事業がですね。その全国足並みをそろえている部分は、ほぼ全額交付税措置として今でも確認していいのかという単純な質問でございます。

第2点目は、課長答弁では、令和4年度が2,350万円ということですが、これは、総体に対する大体何%あるいは何割程度の交付税措置として理解していいのかどうか。これが2点目でございます。

第3点目は、2回目の質問と重なりますけれども、基本的には常勤、非常勤を含めて、一応交付税措置が中心部分はほぼ全額、あるいはそれに近い形での交付税措置は新年度、5年度も見られるというふうに理解しているのかどうか、一応3項目の質問でございます。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

1つ目の質問が、交付税措置についてでございますけれども、全国統一で交付税措置をされているかということでございますけれども、これは各市町村の人口を基本といたしまして、それぞれ計算がされまして、本市に令和4年度で6億4,000万円ほど全体で消防費として交付税措置をされております。

（「今回の加算分も交付税措置がされているということか」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

今回の加算分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市独自でしておりますので、今回1,100万円ほど増額をするということにしましたけれども、これに交付税措置があるかといいますと、これにはない。

(「独自以外についての交付税措置は」と言う者あり)

○総務課長(今村浩次)

独自以外につきましては、先ほど申し上げましたとおり6億4,000万円ほど消防費に対して曾於市に交付税措置があるところがございますので、その中で先ほど申し上げました消防団員の報酬部分につきましては、約2,350万円ほど交付税措置があるものでございます。

(「常勤、非常勤に対する交付税措置は」と言う者あり)

○総務課長(今村浩次)

大変失礼いたしました。常備、非常備の消防に対する交付税措置でございますけれども、まだ令和5年度につきましては示されておりませんので、これから7月頃ですかね。最終的に確定するのは、令和5年7月頃に令和5年度分が決まってくるものでございます。

ただいまのところ、その交付税措置に対するいろいろな係数等が変わるという話は聞いておりませんので、これまでと同様に交付税措置されるものというふうに考えております。

以上です。

○議長(久長登良男)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第9号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

○議長(久長登良男)

日程第26、議案第9号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第27号 令和5年度曾於市一般会計予算について

○議長（久長登良男）

議案第27、議案第27号、令和5年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第27号、一般会計当初予算に関して質問をさせていただきます。

一般質問、また、令和4年度の一般会計補正予算（第10号）の委員長報告と重なる部分もありますので、その分は簡潔に説明していただければと思います。

まず、328ページの生活困窮者自立支援子ども学習支援事業費の学習支援について、具体的な内容を教えてください。

331ページ、DV被害者支援事業、企画課、令和4年度は企画課だったと思うんですけども、こちらから変更になった理由と、こども未来課、こちら394ページにも掲載がありますが、その連携体制についてお伺いいたします。

339ページ、地域生活支援事業に関して、手話通訳者・要約筆記者等について、こういった場合に利用をするのか、お尋ねいたします。

また、手話講座業務委託料について、手話講座が昨年度もありましたが、今回はこういった内容について手話講座が行われるか、お尋ねいたします。

360ページ、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に関して、子育て支援ポイントについて具体的に内容をお伺いいたします。

389ページ、児童福祉事業費の子ども・子育て会議について、こういった内容で成果について、こういったものがあるか、お伺いいたします。

394ページ、児童入所施設措置費の福祉介護課、こちら331ページに掲載がありますが、こちらとも連携体制についてお伺いいたします。

396ページ、地域子ども・子育て支援事業、こちらの子育て援助活動支援事業、また、子育てリフレッシュ事業について、どんな事業で、どんな内容か、お伺いいたします。

397ページ、保育対策総合支援事業について、ICT化推進等事業について、また、送迎バス安全装置設置事業についてお伺いいたします。

403ページ、地域子育て支援拠点事業に関して、子育て支援相談員について、8人と掲載がありますが、この内容、どんなことをするのか、内容についてお伺い

いたします。

また、育児講座について、育児講座の内容、また、子育て講演会について、内容をお伺いいたします。

子育て携帯サイト更新について、こちらは市のほうで更新ができるのか。また、更新の頻度、内容について、保守も含むのかについてお伺いいたします。

405ページ、母子歯科保健事業について、母子訪問指導について、どんな方が何人で対応されるのか、お伺いいたします。

産後ケアについて、内容をお伺いいたします。

屈折検査機器等購入について、何にどういった目的で使うのか、お伺いいたします。

不妊治療助成費について、こちらタイミング法も大丈夫なのか。それに不妊治療に伴う血液検査や卵管造影なども、どこからどこまでの内容について助成ができるのかについてお伺いいたします。

先ほども質問いたしましたが、410ページの伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金一体的実施事業の出産・子育て応援給付金について、内容をお伺いいたします。

457ページ、曾於市ブランド確立推進事業について、曾於市ブランド推進協議会、また、ブランド推進検討委員について、違いと、また内容についてお伺いいたします。

PR販促活動（郷土会）について、どんなことをしているのか、内容についてお伺いいたします。

463ページ、観光総務費、地域おこし協力隊について、こちら今まで企画課のほうにあったと思うんですけども、どういったことをするために予算に計上されているのか、お伺いいたします。

また、施設清掃業務委託について、三連轟、溝ノ口洞穴の清掃について、どういったところを清掃するのかについてお伺いいたします。

そして、溝ノ口洞穴整備事業工事について、内容をお伺いいたします。

469ページ、滞在型地域交流推進事業、グリーンツーリズム会議・調査、また、曾於市のグリーンツーリズム協議会について内容をお伺いいたします。

479ページ、資源リサイクル畜産環境整備事業、資源リサイクル畜産環境整備について、企業の選定、また、予算その他になっておりますが、どういったところから予算が出ているのか、前年と比べて予算が大きい理由に関してもお伺いいたします。

495ページ、公園管理費、いきいき親水公園施設修繕について、今年の夏、上部

からの水が流れていませんでしたが、それも修繕予算に含まれるのか、また、今年
は交流人口も増えるかと思imasので、こちらの修繕内容に関してお伺いいたしま
す。

542ページ、空き家再生等推進事業について、こちらも地域おこし協力隊員が、
こちらのまちづくり推進課のほうに予算計上されていますので、内容についてお伺
いいたします。

555ページ、高校振興費、曾於高校総合支援対策事業について、昨年度の当初予
算からの差異が、教科指導支援事業のスタディサプリの人数になるかと思imasが、
これが令和4年度が512人による試算で、来年度、令和5年度は486人、26人減の理
由に関してお伺いいたします。

615ページ、生涯学習推進費の各種講座についてのまちづくり行政情報出前講座
について内容をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

福祉介護課所管分では、4件の御質問がございました。順に答弁をいたします。

まず、328ページ、生活困窮者自立支援子ども学習支援事業につきまして、お答
えいたします。

生活困窮者自立支援法の規定に基づきまして、小学生から高校生までの経済的な
理由などによる十分な教育が受けられない子供たちに対し、土曜日を利用して学習
支援を行う事業でございます。

学習場所は、末吉2か所、大隅と財部にそれぞれ1か所の計4か所で実施してお
りまして、事業のほうはNPO法人そお文化村に委託しております。

次に、2点目の331ページ、DV被害者支援事業が企画課から変更になった理由
につきましてお答えいたします。

昨年10月の組織機構再編に当たり、事務事業の見直しを行った結果、企画課には
相談員等の専門員がおらず、社会福祉士の資格を有する職員が福祉介護課に在籍し
ておりましたので、DV被害者支援事業を移管しております。

次に、こども未来課との連携体制についてですが、母子のDV被害案件が発生し
た場合には、福祉介護課とこども未来課、関係機関でケース会議を行いまして、被
害者の安全確保のために、一時保護等の措置を講じております。

3番目ですが、339ページ、地域生活支援事業について、お答えいたします。

まず、地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営むこ
とができるよう、市が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な
形により計画的に実施する事業でございます。

この中の手話通訳者・要約筆記者等派遣事業につきましては、障がいや難病のために医療機関や施設等と意思疎通を図ることに支障がある方に対しまして、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する方の派遣を行う事業でございます。

令和4年度の実績といたしましては、利用人数が5名で、利用回数が延べ64回となっております。

それから、手話講座業務委託料につきましては、曾於市で手話を使用できる方を増やすことを目的として手話奉仕員養成講座を行っております。

令和4年度で入門課程を修了いたしまして、22名の方に修了証を交付しており、令和5年度は、入門課程と新たに基礎課程を計画しているところでございます。

最後の御質問でございますが、360ページ、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の子育て支援ポイントについて、お答えいたします。

この事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護予防を推進し、高齢者を地域全体で支える事業の推進を図ることを目的としております。

曾於市高齢者地域支え合いグループポイント事業実施要綱に基づきまして、地域の高齢者で構成する団体が行う互助活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与する事業でございます。

そのうち、子育てポイントは、高齢者で構成する団体が行う互助活動のうち、例えば、子供の登下校の見守りなど子育て支援の活動を行った場合に、ポイントを加算するものでございます。

福祉介護課分は以上でございます。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、こども未来課分のほうをお答えいたしたいと思います。

まず、389ページの児童福祉事務費、子ども・子育て会議についてお答えをいたします。

この会議につきましては、子ども・子育て支援法で定められた会議であります。主に、特定教育・保育施設の利用定員を定める際や計画を策定・変更する際に会議の意見を聞かなければならないとされている会議となるところです。

昨年は、11月に開催をいたしまして、こども園の認定申請や、利用定員の変更等について報告審議をいたしまして、認可申請の審議結果につきましては、県の子ども・子育て会議に市の意見として提出をしたところでございます。

続きまして、394ページ、児童入所施設措置費の介護福祉課との連携についてお答えいたします。

母子に掛かるDV事案が発生した場合には、その母から申込みがあったときに母親生活支援施設において保護をしているところでございます。

その際は、福祉介護課と協議をしながら、また警察や児童相談所等と関係機関と連携を図りながら迅速に対応している状況でございます。

続きまして、396ページ、地域子ども・子育て支援事業の子育て援助活動支援事業と子育てリフレッシュ事業についてお答えいたします。

子育て支援活動支援事業については、乳幼児や小学校等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かりや送迎の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡調整を行うファミリー・サポート事業になるところでございます。

次に、子育てリフレッシュ事業についてでございます。

子育て中の保護者に対しまして、リフレッシュできる時間の提供や保護者間のつながりを支援する事業でございます。概要につきましては、保育分野等の専門や子育てに関する知識や経験者を配置いたしまして、月2回程度3時間以上子育てに関する相談や親子の交流を図りながらリフレッシュできる時間の提供を行う事業としていただいております。

続きまして、397ページでございます。保育対策総合支援事業のICT化推進事業と送迎バス安全装置設置事業についてお答えをいたします。

昨年の9月に起きました送迎用バスの園児置き去り死亡事故を受けまして、子供の安全対策を強化するため、登園管理システムの導入、送迎用バスの安全装置改修支援を行うものでございます。

ICT化推進事業につきましては、保護者へのメール、アプリ等を利用し連絡や報告を行い、登園・降園管理をQRコードで管理を行い、人為ミスを防ぐためのシステム導入であります。

また、送迎用バス安全装置設置事業につきましては、送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーを設置いたしまして、事故を防ぐものとなるところでございます。

保育所、こども園等につきましては、設置が令和5年4月1日から義務付けされるところですが、1年間の経過措置があるところでございます。

続きまして、403ページでございます。地域子育て支援拠点事業についてお答えいたします。

子育て支援相談員は、子育て中の親子との交流や育児の相談、育児に関する情報を提供することを業務といたしております。

職員の配置につきましては、職員のほうが3名、会計年度職員のほうが8名、計11名ということで、3か所のセンターに配置をして業務をしていただいております。

ろでございます。

次に、育児講座についてでございます。

子育て及び子育て支援に関する専門分野の講師を外部から招き、親子で参加することで子育ての不安を解消することを目的といたしまして、音楽遊びまたフラワーアレンジメント作り、ベビーマッサージ等を実施をしているところでございます。

次に、子育て携帯サイトについてでございます。

曾於市における子育てに関する情報の手段といたしまして、インターネットにおける携帯サイトを提供しているところであります。必要な情報を保護者に分かりやすい形で提供いたしまして、子育て支援情報メールの利用を希望する保護者に対してメールを行っているところでございます。更新等につきましては随時行っているところでございます。また現在、登録者数については73人いらっしゃるところでございます。

続きまして、405ページでございます。母子歯科保健事業について、お答えをいたします。

母子訪問指導は、母子保健法で定められた新生児訪問指導と、児童福祉法で定められた乳児家庭全戸訪問を併せて実施をしているところでございます。

内容につきましては、保健師や助産師が訪問いたしまして、子どもの発育状況や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供を行っているところでございます。

助産師につきましては、3名の体制でお願いをしております。

子育てに対して、また強い不安や孤独感を抱える産婦に対しましては、継続的な必要なサービスをつなげているところであります。

次に、産後ケア事業につきましては、産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、心身のケアや育児のサポートを助産院に委託して行っているところでございます。

宿泊型サービスと日帰り型サービスを実施しております。利用日数は原則合わせて7日間となっているところでございます。

利用者の負担額につきましては、市の設定する委託料と受託助産院の事業に要した費用との差額となっているところでございます。

続きまして、屈折検査機器購入についてでございます。この機器につきましては、弱視の早期発見・早期治療につなげる重要な機器でございます。そういったときに3歳児健診において検査をするわけでございます。

検査は、通常保護者による視力検査に頼っているところでございますが、見逃されるケースが多いことから、全国的にそういった指摘がされまして、精度を上げる目的で屈折検査機器を導入する自治体も増えてきたところでございます。本市にお

いても令和5年度でこの機器の購入を計画したところでございます。

次に、不妊治療費助成についてでございます。不妊治療を受けている夫婦に対しまして、その治療費等に要する費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図ることを目的としているところでございます。

助成金の額は、1年間に50万円を上限としているところでございます。

治療の内容等については、医師が定めるものであれば対象になるということでございます。

続きまして、410ページでございます。伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金一体的実施事業についてお答えいたします。

この事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、出産育児関連用品の購入などの経済的支援を一体として行う事業であります。

まず、妊娠届時に保健師等と面談を行いまして、妊娠期の過ごし方や利用できるサービスを確認いたします。そして、出産までの見通しが立てられるように支援をするところでございます。また、面談終了後に出産応援給付金の申請をしていただき、5万円を給付いたします。その後、妊娠8か月前後にアンケートのほうを送付いたしまして、状況を確認をいたします。希望者によっては面談を行い、出産時・産後の手続等の確認を行い、出生届とともに、こんにちは赤ちゃん訪問によって助産師か保健師による面談等を行い、子育て応援給付金の申請をしていただき、5万円を給付いたします。こういった相談支援と経済的支援を一体として行う事業となっているところでございます。

以上であります。

○商工観光課長（佐澤英明）

商工観光課分についてお答えいたします。

まず初めに、457ページ、曾於市ブランド確立推進事業につきまして、お答えいたします。

曾於市ブランド推進協議会出会謝礼につきましては、農産物等を総合的かつ効果的に推進するため、市や県、各種団体企業の代表者などで組織されます協議会であります。現在11名の委員でありまして、市や県以外の8名の委員の方々への年2回開催される予定の謝礼金6万円であります。

ブランド確立推進検討委員会謝礼金につきましては、ブランド候補品目の選定などを協議するための行政や関係機関で組織される委員会であります。現在9名の委員であります。関係機関3名の委員の方々への年2回開催予定の謝礼金2万3,000円あります。

PR促進活動（郷土会）につきましては、関東、東海、関西地区など各都市部で行われる地域郷土会に参加しまして、本市の特産品をPRするための5地区への旅費19万5,000円であります。

続きまして、463ページ、観光総務費についてお答えいたします。

地域おこし協力隊であります。財部町の大川原峡周辺には、キャンプ場をはじめ悠久の森、三連轟、溝ノ口洞穴などの観光地があります。

そこで、キャンパーをはじめ、観光客来訪のきっかけとなるような大川原峡周辺の自然、施設を活用したイベント等の企画をしていただけるような方を、地域おこし協力隊として1名を採用し、隊員の報酬261万6,000円などの予算でございます。

施設清掃業務委託料であります。現在、財部町の三連轟、溝ノ口洞穴、悠久の森のトイレ清掃作業や、トイレタンクへの給水作業をシルバー人材センターに委託しておりますが、令和5年度につきましても、同じくシルバー人材センターへ委託するための清掃業務委託料88万8,000円でございます。

溝ノ口洞穴整備事業工事につきましては、令和3年3月に溝ノ口洞穴が国の天然記念物に指定されたことによりまして、観光客が増加してきております。そこで、観光客の利便性向上を図るため、令和4年度から令和6年度にかけて、溝ノ口洞穴周辺の整備を行う計画をしております。

令和5年度につきましては、駐車場整備を計画しております。そのため、測量設計業務委託料208万3,000円と駐車場整備工事費2,579万6,000円で事業費となっております。

続きまして、469ページでございます。滞在型地域交流推進事業につきましてお答えいたします。

グリーンツーリズム会議・調査についてであります。グリーンツーリズムの先進地調査旅費や会議等への旅費でございまして3万8,000円を計上しているところでございます。

それから、グリーンツーリズム協議会補助金であります。曾於市グリーンツーリズム協議会は、現在個人22名、団体7団体の会員で構成されておまして、主に学生の教育旅行の受入れを会員の家庭で行っていただいているところです。農業を体験していただく取組を行うための活動補助金15万円でございます。

以上で、商工観光課分のほうは終わります。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、479ページの資源リサイクル畜産環境整備事業についてお答えいたします。

まず、御質問の選定でございますが、この事業についての事業参加者の要件というものが、肥育豚換算頭数で2,000頭以上、また3戸以上の畜産業を営む者か、あるいは法人経営体となっております、比較的大規模な農場ということで要件があるところでございます。

また、事業主体は、鹿児島県地域振興公社でございますが、事業参加者につきましては、この事業参加者というのが実際補助を受ける経営体でございますけれども、事業を行った後に事業者負担金を納入して、その後、公社は事業参加者へ施設等を引き渡す内容ということになっているところでございます。

その関係で、選定につきましては、まず地元、市の方から県へ要望、計画、こういうものを上げてまいります。そうしますと、県内でもほかの地域でも、こういう計画等がございますので、県の地域振興公社あるいは県、地元を含めて協議を行って選定しているところでございます。

続きまして、予算の関係でございますが、予算につきましては、国が50%、県が22.5%、残りにつきましては、事業参加者の負担金ということになっているところでございます。

それと、昨年から増えた理由でございますが、昨年は1経営体での事業参加がありまして、また事業費等もそんなに多額ではなかったということでございます。本年度は2経営体で事業内容も大きいということで、予算が大きくなったということでございます。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、495ページ、いきいき親水公園施設修繕につきまして、お答えいたします。

いきいき親水公園施設修繕費につきましては、262万1,000円の予算を計上しているところでありますが、主なものにつきましては、じゃぶじゃぶ池の防水修繕ということで、これは池の浅い部分の防水シールが経年劣化で、はがれてきておりまして、ちょっと子供たちに対して危ないということで、そこの防水工の修繕ということになっているところであります。

あと委員のほうから、昨年の滝が使用されなくて今年はどうかということで質問がありましたけれども、平成9年に公園が完成しまして26年ほど経過しておりますが、その中で、あそこの滝の部分の構造物のひび割れ、それから鉄筋の露出、そういうものが見受けられるということで、昨年度から利用時の事故防止のために滝の部分については上から水を流すということを中止しているところであります。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、まちづくり推進課分をお答えいたします。

当初予算書の542ページの地域おこし協力隊の内容についてですけれども、まちづくり推進課におきましては、令和5年度に空き家再生を推進する事業の一つとして地域おこし協力隊の方を1名募集しようと計画いたしております。

協力隊の活動内容としまして、空き家対策推進に関わる事業等の提案、それから実施を行い、また空き家等の利活用、それからアイデア、それから、リノベーション、DIYリフォーム等の相談や提案など空き家に関する情報の発信、それから、事業の展開等を行っていただきたいと一応計画いたしております。

それで、その地域おこし協力隊の活動期間が終わった後も本市に定住いただいて、空き家の取組をそのまま進めていただきたいと一応考えているところですが、この価値を高める活動も期待しているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（鶴田洋一）

教育委員会分でございます。555ページです。

曾於高校総合支援対策支援事業についてでございます。

教科指導支援事業スタディサプリについて、減額の理由についての御質問でございます。

まず、この教科指導支援事業スタディサプリについては、全生徒を対象としております。算出根拠といたしまして、2年生、3年生は在籍している生徒の実数を算出根拠としております。1年生につきましては、まだ分かりませんので定員である40名を根拠として算出しております。ですので令和4年度の入学者の実数と令和3年度の入学者の実数の差異によるものが26名であると思います。

以上でございます。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、615ページ生涯学習推進費の各種講座の中のまちづくり行政情報出前講座についてのお尋ねかと思っております。この曾於市まちづくり行政情報出前講座につきましては、講座メニューを作っているところでございます。5年度につきましても33講座を今準備をしているところでございます。

これにつきましては、市民の皆様のリクエストに応じて、市役所や公的機関等の担当職員が話をしているところでございます。受講したい講座を選んでいただきまして申し込んでいただければ講座ができるということになっております。

受講できる方につきましては市内の在住者、在勤者、在学者10人以上の団体であれば地域公民館、自治会、PTAなどの学習会等で御活用いただければというふう

に思っているところです。

講座の開催時間は、約90分以内ということで定めているところがございます。ちなみに今年度33講座ございますが、その中で多い講座で言いますと、保健課がやっております、楽しく学ぶ食と栄養講座、あとは商工観光課の消費生活講座、あとが、はじめよう終活ということで、地域包括支援センター等で講座をやっております。33講座ございますので、現在はサロンとか高齢者学級の方々が利用していただいているところがございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時10分
再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2回目の質問ですが、先ほど、令和4年度一般会計補正予算の第10号の委員長報告への質問を行いました。曾於市議会では委員会主義のため、あとは各委員会で詳しく審議されると思いますので、私からの質疑はこれで終わります。

○議長（久長登良男）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は、施政方針の9ページの結婚支援制度について、まず質問いたします。

この中で、先日もFM等でも流れていたんですけど、婚活イベントの回数を拡大してと、結婚応援支援の中にもありましたので、これは246ページの共生協働推進事業の中の事業かと思うんですけど、その中身について伺います。

それと、議会予算委員会説明資料の251ページの定住促進対策事業であります。今回、結婚新生活支援補助金というのが新しくできております。また定住住宅取得報償金等も、以前の制度とちょっとかわっているようでありますので、その内容と、今回は国庫支出金、県支出金もついております。また地方債その他等もありますので、財源内訳等についても何%ずつとか、そういうのが分かっておったら、質問いたします。

257ページの宅地分譲地整備管理事業について伺います。この中で、分譲地を購

入予定というところがございしますが、その予定地はどこになるのかというのを伺います。

そして、259ページの移住交流推進事業であります。この中でオーダーメイド型移住体験ツアーというのが、今回上がっておりますが、具体的にどのような事業であるのか伺います。

今度、397ページの保育対策総合支援事業であります。こども未来課でございます。先ほど、同僚の瀬戸口議員からも質問がございましたが、その中で、保育環境改善等事業補助金（送迎バス）のことで、先ほどの委員長報告にもございましたが、送迎バスの子供の置き忘れのためにブザーを設置する事業であるという説明でございましたが、どのような装置であるのか伺います。それと、またそれは17万5,000円の予算の11台であります。放課後児童クラブについては8万8,000円で4台と書いてますので、そのシステムというか、装置が、違いがあるのかどうか伺います。

560ページの教育総務課長に伺いますが、学校給食助成事業であります。今回、施政方針でもありましたが、これまでの2分の1の助成から3分の2の助成になるということで、子育て支援に大変喜ばれるんじゃないかと思っております。でございますが、助成の金額はそれぞれ小学校、中学校と書いてありますが、小学校、中学校の1人当たりの給食費は幾らであるのかと、また7,700万円のその他という予算がありますので、これはどういう財源内訳であるのか伺います。

そして、今度は学校教育課長に質問でございます。581ページのスクールカウンセラー配置事業であります。これは今回新たな取組であると思っております。次の582ページのスクールソーシャルワーカー活用事業にも関連します。今回その新しいこの事業を始められたのと、これまでのスクールソーシャルワーカー活用事業との違いというか、どういうことで、こういう事業をされるのか質問いたします。

最後に、585ページでございます。適応指導教室指導員設置事業でございます。これも、先ほど文教厚生委員長の中で、補正の中でちょっと説明がございましたが、これに対して利用状況について伺います。それと現在の不登校の実態はどういう状況であるのか伺います。

以上であります。

○企画政策課長（外山直英）

では、企画政策課分をお答えいたします。

まずは施政方針の方でありました結婚応援支援ということでございますが、今回、歳出のほうでも予算計上させていただいております。国の地域少子化対策重点推進交付金というものを活用いたしまして、結婚新生活支援補助金というものを創設

しております。実は、この事業自体は平成30年からあるものでございまして、曾於市が今回これに取り組むという内容でございます。

条件様々ありますが、まず年齢要件が39歳以下で、かつ世帯の所得が500万円未満が対象となります。内容としては引越費用ですとか、家賃費用などを最大で39歳以下の夫婦で30万円、それから29歳以下の夫婦で最大60万円を補助するものでございます。

次に、歳出のほうの御質問で、共生協働推進事業のお問合せがございましたが、こちらは昨年10月の組織再編によりまして、総務課にありました地域コミュニティ事業でやっておりました、共生協働推進事業が企画政策課に移管された内容でございます。

従来、テーマ自由型とテーマ指定型という2本立てでやっておりましたものを、テーマ自由型と地域チャレンジ型という2本立てに再編しまして、令和5年度も実施するものでございます。

それから、定住促進事業の結婚生活支援につきましては、先ほど内容は申し上げましたが、国が2分の1、県が4分の1という補助内容になっております。

それから、住宅取得祝金につきましては、令和5年4月1日以降、住宅を取得された方に対しまして、金額の増額を予定しております。これまで最大50万円だったものを倍増いたしまして、最大100万円まで祝金を増額するものでございます。

それから、宅地分譲地整備管理事業、用地取得費の場所はということでございましたが、まだ予算を提案している段階でして、細かな取得についての打合せを行っておりませんが、場所については財部地域で市街地といいますか、さくら並木ニュータウンのように、都城市郊外ではなくて、駅を中心とする地域の、今、目星をつけているところでございます。

それから、移住交流推進事業、オーダーメイド型移住体験ツアーということで、中身のお問合せでございましたが、こちらにつきましては、実は令和4年度、本年度から実施しております。今年度は2月に3組の方が実施していただいております。もともと居住されているのが東京都、あるいは神奈川県、愛知県から3組の御家族に来ていただきまして、それぞれの御家庭が希望する施設の見学だったり、体験などをしております。ちなみにこの中の1組は子育て支援センターの視察やシイタケの駒打ち体験などを実施されております。

企画政策課分は以上でございます。

○こども未来課長（福重 弥）

それではお答えをいたします。

まず397ページの保育対策総合事業のブザーの件について、内容のほうを御説明

申し上げます。今回このブザーの設置につきましては、昨年9月の死亡事故におきまして、国のほうがこの対策に取り組んだところでございます。

まず、この置き去り防止を支援する安全装置といたしまして、国交省のほうから2種類の方式が示されているところでございます。その1つの方式としまして、まず確認忘れという人的ミスをなくすために、降車時の確認式につきましては、運転者等が車内の確認を忘れていないかチェックをし、警告をする方法となっております。またこの場合チェック自体は、運転者等が行うことになるところでございます。

もう一つは、カメラ等のセンサーで車内に残された子どもを検知する、自動検知式の方式となっているところでございます。この2つが国のほうから示されている方式でございます。

また、放課後児童クラブの金額についてですが、設置義務につきましては、4月1日から保育園等につきましては、義務化されたところでございますが、放課後児童クラブについては義務化とはなっていない関係で、補助額のほうが2分の1ということで8万8,000円、保育園等の17万5,000円の半分ということで8万8,000円がその対象ということで、装置等については何も変わらないところでございます。

以上であります。

○教育総務課長（鶴田洋一）

560ページ、学校給食費負担軽減補助金でございます。まず給食費についてでございますけれども、各給食センター並びに末吉小学校、末吉中学校の給食費については、学校給食センターの運営委員会で決定をしております。その中で、来年度の給食費につきましては、学校給食センター分が、小学校が4,900円、中学校が5,000円となっております。その中で実質の保護者負担分は、小学校が2,000円、中学校が2,100円となっております。

続きまして、末吉小学校、末吉中学校について申し上げます。実質の給食費が、末吉小学校が5,000円、末吉中学校が5,700円となっております。実質の保護者負担が末吉小学校が2,100円、末吉中学校が2,400円となっております。

それから7,700万円のその他の財源でありますけれども、ふるさと納税の財源でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（平 千力）

それでは、学校教育課分についてお答えいたします。

スクールカウンセラー配置事業とスクールソーシャルワーカー設置事業の違いについてでございますが、まず581ページのスクールカウンセラー配置事業についてお答えいたします。

この事業は、新規事業となりますけれども、子供たちが学校の先生であるとかいろいろな方に相談はするのですが、相談した後の状況がなかなか続いていかないという状況が本年度ございましたので、その反省を受けまして、専門的な知識や経験のあるスクールカウンセラーが、直接子どもたちや保護者、学校の先生にカウンセリングを行いまして、今後の指導方法であるとか、そういったことに対して指導を行うというところがございます。

続きまして、582ページのスクールソーシャルワーカー配置事業ですが、こちらもスクールソーシャルワーカーが子供たち、保護者に相談業務を行うんですけれども、こちらは学校の先生、学校だけではどうしてもうまくいかない状況があります。そのときに外部の機関、例えば児童相談所であるとか、市役所の関係課、あるいは警察とか、そういったところにつないで、そういった方々とともにケース会議に参加したり、学校以外の方々の関係機関とつなぐ役目という形で設置しているところがございます。

続きまして、585ページの適応指導教室指導員設置事業についてお答えいたします。

こちらの事業は、学校になかなか登校できない子供たちが、学校に登校できるように居場所を作ってあげて、指導員が学習指導であるとか、保護者の相談業務を行って、学校に行けるようにするという事業でございます。

現在適応指導教室には中学生が13人通っております。本年度の不登校の実態でございますが、令和5年2月現在で、小学校が5人、中学校が52人、計57人の子供たちが30日以上、学校に行けてないというふうな実態でございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

詳しいことは、委員会審査でされると思いますが、若干わからないところを質問させていただきます。

共生協働事業の中のテーマが婚活かと思いましたが、そうでなくて、251ページの婚活イベント開催委託料が、先ほどの施政方針の中の婚活イベント回数を増やし独自のというのに当たるのか、このテーマ型と地域チャレンジ型の中にもそういうのがあるのか伺います。

それと、先ほど、以前からあったものであったが、いろいろすると最高100万円ということでございましたが、子供加算分が、5万円分が80人ということで、これまではそれぞれ家族構成が違うと思うんですけど、3人子供さんがいたら、それを満額出るように今回になったのか、今まではその上限があって、そういうことであったのか、ということについて伺います。

それと分譲地購入は、財部の市街地内ということで、今後のことかと思っておりますので、これは見守りたいと思っております。

オーダーメイド型移住体験ツアーというのは、新規事業かと思ったんですけど、令和4年度も取り組まれたということで、コロナの折で、なかなか厳しかったんじゃないかと思うところがございますが、3組来られたということで、非常にそれぞれ移住を希望される方に寄り添った希望を聞いたツアーを組んでいらっしゃるということで、300万円でございますけど、申込者数に応じていろいろ取り組み、これが飛行機代とか、宿泊費、そういうのも助成の対象になるのかどうか伺います。

送迎バスのことは分かりましたので、委員会審査にお任せしたいと思います。

それと給食費も学校でやるのと、共同調理場ということで、ちょっと金額が違うんですけど、それぞれ本人負担分は近寄った助成になっているということで、このことについても評価したいと思います。委員会審査をお願いしたいと思います。

新規事業ということで、よく違いが分からなかったんですけど、スクールカウンセラーが、先ほど具体的説明がございました。スクールカウンセラーという方は、いろいろ交通費とか出てはございますけど、1人の方に、お願いする方も決まっていられるのかどうか伺います。

最後の適応指導教室でございますが、13人はこれに通っていらっしゃるということで、しかしながらそれぞれ事情があるんですけど、小学校が5人、中学校は52人ということで、比較が客観的に見て多いんじゃないかというふうに思うんですが、ここ正確な数字はいいんですけど、ここ数年の状況はどうであるのか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

まずすみません。先ほどの答弁で訂正をさせていただきます。

一番最初に、結婚新生活支援補助金ということで国が2分の1、県が4分の1と申し上げましたが、この事業は国の2分の1の補助だけでございます。大変失礼いたしました。

イベントについての御質問だったと思っております。令和5年度は恋活イベント開催委託料ということで、3回ほど実施する予定でございますが、やはり令和4年度まではコロナの影響がございまして、今年度も2回実施しています。1件はたからべ森の学校を中心とする婚活イベント、それからもう一件は、3月12日、来週の日曜日ですが、婚活バスツアーということで開催する予定でございます。

それから、住宅取得祝金の子供加算のお問合せだったと思うんですが、こちらは令和5年度に新制度に移行しましても、旧、今の制度は子ども1人当たりが10万円、2人以上は20万円という上限で、これは転入者のみの加算でございました。これを金額自体は新年度変わらないんですけども、この転入者要件を撤廃いたします。

ですので、市内の方でも該当になるというところで拡大しているところでございます。

それから、オーダーメイド型のツアーの費用のお問合せだったと思いますが、交通費それから宿泊代、全て市の費用負担となっております。ですので、参加者の負担はございません。

以上でございます。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

まず、スクールカウンセラーですけれども、1人を配置する考えでおります。今お願いしているところでございますが、このスクールカウンセラーは、公認心理師、又は臨床心理士の資格を持っている専門的な方を、お願いしているところでございます。

それから、不登校でございますけれども、令和2年度は31名、令和3年度は48名、令和4年度は今のところ57名と増えております。これは本市だけの状況ではございませんで、鹿児島県の各自治体同じような状況になっているところでございます。

我々がこの原因について、学校、子供たちに聞くところなんですけれども、一番多いのは本人たちも分からないという理由が、一番多いものですから、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーの力を借りて、これをどうしても解決したいという思いでおります。

○11番（今鶴治信議員）

大体2回の質問で、詳しくは分かっていないところでございますが、あとは委員会審査の方で詳しくやっていただければと思いますので、以上であります。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

12項目にわたって質問いたします。

質問の1、毎年質問している点であります。令和5年度予算編成での基本方針について、各課の予算要求から査定、予算案決定までの流れ経過について説明してください。例外はないのかを含めて説明してください。

2番目、財政運用について。先ほど若干、総務委員長に質問いたしましたが、令和4年度末の基金残高、市債残高について、5年度と関係あります、について説明してください。次に、令和5年度の市債や基金を活用した財政運用の考え方、具体的な主な内容について説明してください。

質問の3、61ページの市民税9億8,395万円、特にその中の所得割9億2,375万円、

この算定の考え方について説明してください。前年度当初比べて7,712万円と増額となっておりますが、これは信頼してよい増額であるのかという疑問点からの質問であります。2つ目、所得割見込額9億5,382万円の、これも算定根拠について説明してください。3点目、納税者の人口減少を、5年度は4年度に比べてどれだけ見ているかでございます。

次に、質問の4、252ページの交通対策事業について、幾つかの課題が見られます。当局等にしても課題を把握していると思います。こういった課題があるか。質問の2点目、新年度から見直しされた点があるなら説明してください。

次に、質問の8、263ページから266ページ、南九州畜産獣医学拠点事業について。令和5年度は周辺整備を含めると、3億9,960万円となります。令和5年度を含む総事業費は幾らとなるか。私の算定では29億7,286万円ですが、詳しい現在の段階での総事業費をお答えください。質問の2点目、この事業は予算的には、これで最終であると確認してよいのか、それとも新たに増額される分があるのかの疑問点からの質問であります。

昨年の、僅か3か月前の12月議会の私の質問に、市長は最終的には総額は27億円、最初は2,000万円、後ほど企画課長からの意見がありまして、27億数千万円と答弁されたばかりでございますが、もう30億円近くに達している点で、これが最終と見ていいのかどうかでございます。質問の3点目、3億9,960万円の主な内容を説明してください。

質問の9番目、489ページ、農業基盤整備資金償還補助金の1,386万円の事業内容について説明してください。2点目、5年度は全体で何件分となっているか。3点目、この補助は、終わるのは最終的には令和何年度で予定されているか。4点目、合併後、令和4年度までのこの補助金の総額も示してください。

次に、10番目、490から498ページの県営土地改良事業の2億2,604万円について、基幹水利施設管理事業2,360万円について、それぞれ5年度分の主な事業内容を示してください。

次に、質問が前後いたしますが、63ページの4、固定産税についてでございます。17億9,655万円。質問の1、特にその中の家屋と償却資産について、家屋分は8億3,360万円と3,836万円、4.8%の増加がありますが、その算定根拠について説明してください。質問の2点、償却資産分は前年度当初に比べて1,575万円減の5億7,879万円となっておりますが、減額となった主な要因について説明してください。質問の3、それにしても償却資産5億7,879万円は大きい数値でございます。曾於市の場合。合併時の18年前に比べて、市民税は減少、固定産税の中の土地分も減少、家屋分も横ばい傾向の中で、償却資産は約2倍近くに増えておりますが、曾於市

税収入では決まっております。償却資産5億7,879万円の主な内容について説明してください。

次に、140ページ、思いやりふるさと寄附金の18億円の算定根拠について示してください。令和3年度並びに4年度は大体16億円前後でございます。税収入、特に金額が大きい税収入の予算案は、しっかりした算定根拠を基本としなければならないと言えます。18億円の算定根拠を示してください。

次に、230ページの自衛官の募集事務費9万5,000円について。質問の1、金額は少ないけれども予算内容について。質問の2、県防衛協会について説明してください。質問の3、9万5,000円は全額交付税措置であるのか確認方々の質問でございます。

次に、515ページ、市道整備費の中の特に雑木、竹、カツラなどの見苦しい伐採について。私は、これについては昨年2回にわたり一般質問を行い、一定当局から前向きな答弁が見られたと認識いたしております。令和5年度はこれら伐採費用が、前年に比べてどれだけ増額されたかを答弁してください。

次に、538ページ、地域振興住宅8,552万円の予算内容について。見直しされた点があるか、申込みが少ない、あるいは見られないということは、その理由・要因があるわけでありまして。見直しできる点があるなら、見直しした内容での予算提案が大事じゃないか。先日の一般質問での答弁は、まだ理解不十分でありますので、答えてください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員からあった質問についてお答えしたいと思います。

まず今回の当初予算の編成の基本方針、それから要求、査定、それから予算決定までの流れについてということであったことだと思っております。

まず、予算編成につきましては、市長から10月3日に各課局長に対しまして、当初予算編成方針の基本方針等を示したところでございます。それに基づきまして、11月4日までの提出を依頼しております。各課からの当初要求額、歳入で繰入金を除いた額でございますが、歳入は245億2,649万6,000円、歳出のほうは291億6,922万9,000円であり、歳入不足額が約46億円ほどでございました。

その後、各課からの要求に対しまして、11月11日から副市長査定を延べ16日間、12月22日及び26日、それから並びに年が明けました1月16日から市長、副市長を交えました現地調査を含む、市長査定を延べ11日間行っております。

その中で不足額等の調整を行いながら、最終的な財源調整として、基金繰入金を34億5,112万4,000円計上いたしまして、総額262億7,000万円の当初予算を編成した

ところでございます。

続きまして、財政運用についてでございます。令和4年度末の基金残高、それから市債残高……。

(「前年に比べて何%カットする方針としたのか」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

申し訳ございません。その中では、当初予算の編成の時点におきましては、これまでもやっておりました一般財源枠というのを設定しております。この一般財源枠というのは、あくまでも経常的な経費、経常的な経費でその部分につきましては3%カットという形で、予算をお願いしたところでございました。

続きまして、その一般会計当初予算の財政運用についての、令和4年度末の基金残高、市債残高、それと当初予算の市債や基金を使った財政運用について、お答えいたします。

現時点におけます令和4年度末の基金残高につきましては、財政調整基金を28億2,385万9,000円、この財政調整基金を含む特定目的基金全体では100億984万1,000円と見込んでおります。

また、市債の残高につきましては273億8,114万9,000円を見込んでいるところでございます。

令和5年度の当初予算の市債につきましては、各種事業の財源といたしまして27億6,370万円を計上しております。大きな主なものといたしましては、学校給食センターの施設整備事業9億8,000万円、それから道路改良整備事業の4億7,460万円等でございます。

また、基金につきましては、各種事業の財源及び財源調整としまして34億5,112万4,000円の繰入れを計上しているところでございます。

主なものにつきましては、財政調整基金の9億5,466万7,000円、それと思いやりふるさと基金の18億3,000万円などがあるところでございます。

以上です。

○税務課長(山中竜也)

それでは、税務課分についてお答えいたします。

61ページの市民税について、特に所得割についてお答えいたします。

令和5年度の市民税の予算額は11億2,416万5,000円で、前年度より7,923万2,000円の増となっているところでございます。現年度分については、個人市民税の均等割額は納税義務者数の変動は少ないと見込みまして、前年度より25万8,000円、0.5%の減で計上しております。所得割額につきましては、過去5年間の平均に、コロナによる影響2%と見込みまして、特別徴収の前年度分を勘案し、前年度より

7,712万6,000円、9.1%の増で見込んでいるところでございます。ちなみに令和3年度につきましては、コロナの影響を15%、令和4年度分につきましては、コロナの影響を10%を見込んでいたところから、前年度より7,712万6,000円の増となったところでございます。

また、法人市民税につきましては、令和3年度の決算額を基に、均等割額は前年度より729万9,000円、11.8%の減で、法人税割額につきましては、前年度より689万7,000円、8.8%の増となったところでございます。

あと、納税者の減少についてでございますが、令和4年9月末現在で、納税者が1万4,967人いるところですが、一応来年度当初予算としましては、1万4,946人で見込んで推計したところでございます。

(「何人か」と言う者あり)

○税務課長(山中竜也)

1万4,964人で見込んだところでございます。

次に、63ページ固定資産税の特に家屋、償却資産についてお答えいたします。

固定資産税の予算額は18億1,136万9,000円で、2,556万9,000円、1.4%の増となったところでございます。現年度分の土地については、評価変動に伴う増減を勘案し、前年度より56万6,000円、0.2%の増となったところでございます。

また、家屋につきましては、令和4年度の当初付加額が新築棟数の増加、新型コロナウイルス感染症による減免が終了したことによりまして、当初予算時点の調定見込額を約3,000万円上回ったところでございます。

令和5年度の当初予算について、前年度の調定額を基に積算した結果、前年度より3,836万1,000円、4.8%の増となったところでございます。償却資産につきましては、大規模の太陽光発電設備の償却が進むことから、前年度より1,575万9,000円、2.7%の減で計上したところでございます。

償却資産の金額が増加傾向にあるというところでございますが、こちらにつきましては、償却のほうは太陽光設備の償却資産についてですが、一般企業と比べ初期投資のみで、新たな設備建設が少ないことから、償却にて減額が進むところでございます。

したがいまして、今後大規模な太陽光設備のほうの償却が進む関係で、この償却資産につきましても、少しずつ減少していくのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長(佐澤英明)

商工観光課分をお答えします。

140ページの思いやりふるさと寄附金18億円についてということで、お答えいたします。

令和5年度におきましては、思いやりふるさと寄附金18億円を見込んでおりますが、これまでコロナ禍で開催できていませんでした、ふるさと納税返礼品委託事業者セミナーを早急に行い、事業者の士気を高め、新規返礼品や魅力ある返礼品の開発、専門業者の力も活用しながら、より効果的な広報を積極的に行い、18億円を超える実績を達成したいと現在のところ考えているところです。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、自衛官募集等事務費についてお答えいたします。

まず1つ目が内容でございますが、令和5年度の予算は9万5,000円を計上いたしております。内容につきましては、自衛官等の募集事業でございますので、自衛隊法によりまして、市町村長は自衛官の募集に関する事務の一部を行うというふうになっております。その法令根拠に基づきまして、事務を行っているものでございます。

内容につきましては、いろんな自衛官の募集の試験の内容とか、そういうものを広報紙に掲載したり、あるいはFM放送で流したり、自衛官募集広告板などに掲示するのが主な内容となっております。

そのほかに、市の主催といたしまして、自衛隊の入隊者・入校者壮行会を開催をしたりする経費が、この9万5,000円の内容となっております。

県防衛協会の概要についてお答えをいたします。

設立は昭和40年4月でございますが、当時は自衛隊協力会鹿児島県連合会という名前でしたが、2016年から鹿児島県防衛協会となっているところでございます。設立の目的につきましては、防衛意識の高揚を図りまして、防衛基盤の育成強化に寄与するというのと、自衛隊の活動を支援・協力して自衛隊の健全な育成発展と、その使命達成に協力するというものが、この内容でございます。会長は県知事でございますが、令和、現時点では曾於市長が理事となっているところでございます。これが県防衛協会の内容でございます。

あと、歳入についての交付金のお問合せだと思いますが、9万5,000円のうち2万円を財源として国庫支出金ということで持っております。これにつきましては毎年でございますが、2万円前後、国のほうから募集事務の委託金ということで歳入があるものでございます。あとの7万5,000円が一般財源ということでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では252ページ、交通対策事業のお問合せですが、まず新年度の路線につきまして、特に大きな変更点はございません。

また問題点ということでしたが、思いやりタクシーのほうでは、設定された路線を運行しているために、バス停までの距離がある方は、大変移動に不便を要するという点を、指摘をいただいたりしております。この点につきまして改善できるように、前向きに検討しているところでございます。

また、路線バスにつきましては、コロナウイルスの発生後、減少傾向でありましたが、利用者につきましては、少し持ち直しをしております。しかし、引き続き燃料費の高騰の影響がございまして、運行に係る経費の一部を補助しているため、補助額の増加が懸念されるというふうな問題意識を持っているところでございます。

それから、南九州畜産獣医学拠点事業につきまして、総体の事業費ということでございましたが、令和4年度の3月補正までで25億7,326万9,000円。この事業費自体は、整備費というものを根拠にしております。

内容といたしまして、役務費や委託料、工事請負費、用地取得費、補償費などでございます。よって事務費ですとか、人件費については、この事業費の中には含んでおりません。同じ考え方で、令和5年度までの整備費ということで申し上げますと、28億1,904万6,000円となるところでございます。

それから、現時点では、今後、事業費の増加については、今の段階では予定はございません。

以上でございます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、489ページ、農業基盤整備資金償還補助金につきまして1,386万2,000円の内容につきましてお答えいたします。

これにつきましては、平成4年度から平成24年度まで実施されました曾於東部畑かん県営事業負担金の資金借入に係る曾於東部土地改良区への償還補助金でございます。

令和5年度の償還件数は31件、償還の最終終了年度は令和19年度であります。合併の平成17年度から令和4年度までの支払総額につきましては、3億5,333万8,044円であります。

続きまして、490ページ、県営土地改良事業の事業内容についてであります。これは県が行う土地改良事業につきまして、市の地元負担ということで行う負担金であります。

総体の令和5年度の県営の事業費は11億5,550万円、負担金が総額2億2,417万

9,000円というふうになっております。主なものとしましては、曾於北部畑地帯総合整備事業の負担金としまして、7億1,500万円の負担金1億5,193万8,000円、それから農村振興総合整備事業の負担金で、事業費が1億2,200万円の負担金としまして2,592万5,000円、それから農山漁村地域整備交付金農地整備事業としまして、広域農道の財部地区の修繕事業が8,500万円の負担金1,806万3,000円となっております。

続きまして、498ページ、基幹水利施設管理事業の事業内容でございますが、こちらは谷川内ダム及び中岳ダムの基幹的施設を管理する事業になります。主なものとしましては谷川内ダムの施設管理業務委託料の1,094万5,000円でございますが、その中の主なものは、水管理制御設備保守点検業務委託料292万9,000円、ダムの堆砂量調査測量委託料の191万4,000円です。

そのほか、中岳ダムにつきましては、志布志市管理となるため、管理負担金として600万4,000円を計上しているところであります。

以上です。

○土木課長（上集基志）

それでは、土木課分の515ページ、特に、伐採関連の予算はどれだけ増額されたかということにお答えいたします。

前年度比より1,160万円増額、約10%の増額となっております。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それではまちづくり推進課分をお答えしたいと思います。

予算書の538ページの地域振興住宅についてでございます。地域振興住宅につきましては、令和5年度は3戸予定でございます。その中で見直した点といいますと、令和4年度で5戸建設予定を、令和5年度では3戸へするところでございます。

また物価高騰によりまして、戸当たりの単価を183万円増額いたしたところでございます。それで戸当たり2,013万円となったところでございます。

あと、それから、多分今後の計画をどのように思っているかという御質問だと思いますけれども、まちづくり推進課におきましては、従来の行政指導のまちづくりは、もう限界が来ているのではないかと感じているところでございます。そこで年々深刻化している空き家に対する補助を増額いたしまして、民間を巻き込みながら、住宅政策を進めていきたいというふうに計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

何項目かに絞って質問いたします。

まず、財政運用でございますけれども、特に、財政課長中心として見ていただきたいんですけども、先ほども補正予算で指摘しましたけれども、昨年の10月に財政計画が見直しをされました。この財政計画に比べて、実際のこの僅か数箇月後の令和4年度末について、市債残高が、財政計画では令和4年度が254億円になっていますが、実際は273億円、さっき課長が言われたように、20億円近い大きな開きがあるんです。最も大きくて大事なこの市債残高、市の借金残高が一般会計において、僅か5か月後です、今現在。だからこのようになぜ大きなギャップがあるのか、単純な質問でありますけれども、教えてください。

考えるに、計画以上に、やはりこの借入債が、需要がどんどん幾つかの事業が増えたために、借入債が増額になったわけであります。これではいけないんじゃないか。二、三億円とか三、四億円は許容範囲として、僅か半年間の間に20億円近い残高の増額というのは、これはやっぱり、この当初予算の段階でしっかりけじめをつける上で、5年度はそうあってはいけないと、してはならないという立場からの質問であります。この一点であります。

次に、市民税についてです。課長から答弁がありました。特に、この市民税の所得割が7,712万円増えている理由も、課長から説明がありました。一方で税金を納める、市民税を納める納税者は課長、昨年、今年ほとんど減ってないですよ、もう何名も。それも本当に信用していいのかどうか。人口減少は毎年数百名以上減っているわけです、多くが高齢者、つまり税金を納める方です。税金の金額はともあれです。けども、市民税を納める納税者は1年間にほとんど横ばいという、本当に信用していいのかどうか、それは全てじゃないけど、前提とした7,712万円の1つの要因にもなっております。課長信用していいですか。本会議の当初予算であります。そのように大事な問題でありますので、答弁をしてください。

次に、固定資産税については、流れがもう分かっておりまして了解いたします。

次に、思いやりふるさと寄附金です。18億円については、担当課長から決意を込めた答弁でありましたけれども、あくまでもここは決意の裏付けが必要なんです。もっと科学的な論拠に基づいて、お答えの予算は、予算計上がこれは客観的にも必要じゃないかという点から、増やしたいという気持ちは、やる気十分でありますので、大いに評価いたしますけれども、やはり2億円というのは大変な金額です。新たに2億円増やすというのは、ですからその根拠を示していただきたい。具体的な私を含めて、第三者が聞くほうが、なるほどという納得できる、主観的な気持ちは分かりますので、これは大事であります。評価いたします。もうちょっと根拠を示してください。2億円の。5,000万円、7,000万円ぐらいまでだったら、許容範囲ですけれども、2億円増やすって大変なことです。その点で改めて当初予算であります

ので、お聞きをいたします。

次に自衛官募集について3点質問をいたします。以前は、数年前は、自衛官募集は、曾於市の場合は、名簿を18歳時のその当時の名簿を提出するじゃなくて、一応自衛隊関係者に来てもらって、閲覧方式でありましたけども、これを名簿提出方式に、がらっと変えております。

質問の第1点、これは何年度から変えたのか。これが質問の1点。質問の2点目、これは市長でないと答弁できませんので、お聞きいたします。なぜ名簿提出に変えたのかでございます。私には非常にこれは大事な問題、大きな問題と受け止めており、あえてお聞きいたします。第3点目、市長にこれも聞きます。従前の閲覧方式に戻す考えはないのかどうか。全国を見ても戻した事例もいくつかあります。

以上、簡潔に3点の質問であります。

次に、前後いたしますが交通対策事業について。この思いやりタクシーについて、課長答弁では、この課題としてバス停までの距離が、高齢者、足が不自由な方々大変であるという点は、一応同じ共通の認識であります。そして前向きに検討と言っていますけども、前向きの検討というのは、もうこれまで十数年当局から答弁があるんです。合併がされてから18年、合併直後、私は4年間総務委員会に所属いたしておりました。総務委員会では、デマンドを含めて調査を行い、その当時からやはりバス停方式から、もっと住民の気持ち、体の御不自由等も考えてデマンドに切り替えられないかということを含めて、長野県を含めて、調査いたしました。

当時の総務委員長の報告の中でも、デマンド方式を試行、試みるよう提案を含めた報告がありました。これは議事録に載っていると思います。それから延々、1歩ずつでも試行、試みのやり方を行ってないんです。もう十数年掛かっています。困っている方々は、当時も今もやはりいっぱいおられるんです。実際、1か月ほど前も課長にもお電話いたしました。このことで。

ですから、これはもう課長でも、市長でも、副市长でもいいですけど、検討、検討じゃなくて、1歩ずつでも全面的には行けなくても、この新年度から、5年度から試行はできないんですか、試みるやり方は。全面的には厳しいとしても、それを実験的にといいますか経験を積み重ねることによって、曾於市独自のスタイル、方式ができるのじゃないかと思っており、当初予算でありますので質問をいたします。

南九州畜産獣医学拠点事業については、28億1,900万円、これ以上は増えないということをここで、もう答弁よろしいので確認させてください。

次に、市道整備についてでございます。

課長答弁では、前年に比べて260万円の増額でございます。当時の課長が財部におられて、直接、一般質問での質疑のやり取りしておられませんので、もう課長答

弁はよろしいです。

この中で、最もやはり熱心といたしますか、私も共通の認識だと意を強くしているのが、大休寺副市長です。高所作業車はいろいろ理由があったということで、これを借りてやったほうが、リース方式のほうが全体的にいいのじゃないかという、具体的な試算に基づく説明あるいは議会での答弁もありました。

基本的には、括弧つきの了解を私はいたしておりますが、要は予算です。260万円というのは、どう考えても、曾於市全体のやんかぶった市道の幹線道路だけでも、見る限りにおいては少な過ぎますが、大休寺副市長の考え方を聞かしてください。

十分でなければ、まだ質問したくないんですが、一般質問でせざるを得ないんです。ですから、これもやはり計画的に、一気にには行かなくても数年計画で、特に見苦しい幹線道路から順次やっていくべきじゃないかと。市道についても。その強い、私は気持ちを持っております。大休寺副市長も同じ気持ちだと思いますので、もっとこの金額を含めて、予算を含めて答弁してください。

次に、地域振興住宅についても、課長からの答弁というのがありましたけれども、共通の認識になかなか残念、なれないんです。地域振興住宅が果たしている役割、現在進行形を含めて、これは大変な問題が、大きな役割がありますので、もっと大事にしたいという強い気持ちも込めての、今回も取り上げたんです。もっともこのアンケートを含めて、総合的に腰を据えた、やはり研究が必要じゃないかって。研究の結果、どうしてももう一応役割を終えたという、私たちに分かる形での客観的な、討議のデータを含めた資料が出されたら納得できるんですけど、まだまだこれからだと思いますので。その点で、これも八木副市長じゃなくて大休寺副市長ですよね。ぜひ大きな力を発揮して、これを推進しなさいということは、現段階で言っていないんです。だから、十分客観的な、やはり見直しができないものかどうかを含めて、総合的な、科学的な研究調査・検証が必要じゃないかという問題提起なんです。

ぜひ、その点で一定の、大まかな点でもいいんですので、今後の在り方についての考え方を示していただきたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の予算の問題であります。これについては、かなり議論をいたしました。5年度から、曾於市の観光協会に委託事業をお願いする予定でありましたが、現実的には非常に難しい内容的なものもありましたので、今回は見送ったという状況です。

そのために、新たなポータルサイト、LRという会社に、この事業をお願いして、

18億円を超えるものをやるということで、具体的に体制を組みました。

あと、自衛隊の問題が質問されましたが、予算のことについては、もう説明がありましたので、考え方についてはもう一般質問になりますので、控えさせていただきますと思います。

あと、地域振興住宅についても、これはもうかなり議論してきまして。現実的に空き家が非常に多くなっておりますので、見直しして新しく曾於市に来られる、宅地分譲的な、また取得をされる方々の支援をすることが最もいいのかなということで、今そういう方向を進めております。

あとは、予算の内容について答弁をさせます。

(「自衛隊については答弁できないのか」と言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

2点御質問がありましたので、お答えいたします。

市道整備の中で、予算については先ほど申し上げました1,160万円の増額をしております。

その中身ですが、その中で高所伐採ということで、議員からも何回か御意見がありましたので、ここ二、三年相当な増額をしております。その範囲内で今、大丈夫かなということで、今年は組んでおります。

担当課につきましては、高所伐採の優先順位をつけて、それでやっていきなさいということで指示はしてありますので、その方針でやってきております。

あとは、市道はそう何回も伐採ができませんので、業者さんがされたところにつきましては、後、伸びないようにということで、市長の指示もありまして、有効な除草剤を散布すると。そちらのほうも結構、予算的に増やしておりますので、合わせて1,160万円の増額ということでございます。

それから、今、地域振興住宅については、市長が申されましたので、それを受けてここ5年検討をしてまいりました。

そういうことで、非常に空き家が多いと、増えてきているということで、住宅取得をされた方に優遇をして広めていこうという方向と、あとは、ほかの住家の空き家もございますので、そこを有効利用したいということでDIY補助とかあと家財を直した場合の補助とか、あとリフォーム補助、そこあたりも利用しながら増やしていきたい。

あとは、どうしても住宅を建てられないという方がいらっしゃいますので、今後、アパートとかそういう民間の住宅に入られた場合の助成というの、ある程度検討していかないといけないのではないかなと、今現在で思っているところです。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどございました、財政計画の市債残高のことでございます。

午前中、議員から指摘を受けまして、大至急中身を精査したところでございました。中身を精査したところ、議員がおっしゃるとおり令和4年度の末算高、この数字が間違っておりました。誠に申し訳ございません。これにつきましては、今、皆さんのお手元にもお配りしておりますけれども、こちらのほうも差し替えをするなりいたしましたして、訂正等をさせていただきたいと思っております。

この金額につきましては、やはり議員がおっしゃるとおり、令和4年度、要するに最終確定をしたその数値、この時点は10月でしたので、10月の時点の数字を入れなければいけないところを、当初予算の近い数字が入っていたところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○税務課長（山中竜也）

それでは、均等割の人数についてお答えいたします。

令和4年の9月の時点の最新の情報を用いまして、令和5年度の均等割の人数を出しているところでございます。令和4年9月末現在から比較しまして、21名の減ということで、予算を計上したところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

公共交通のお問合せだったかと思っております。前向きな検討ということだが、ということでもございました。

実は、令和4年度で曾於市地域公共交通計画というものを計画書を策定しております。まだ完成しておりませんが、この中に思いやりタクシーで言いますと、利用客の細かな利用状況の精査を行っております。こういったところを基に、順次、コースの変更あるいは利便性の向上などを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、問題点といたしましては、ここのコースをこういうふうに変えたいと思っても、やはり国土交通省の認可が必要でございます。どうしても半年程度時間を要するものでございますので、その辺が今後も課題点というふうに考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

答弁漏れもありますけど、3回目の質問でございます。

まず、財政運用について、財政計画が課長の説明では一応誤りがあったということではありますが。課長、いずれにいたしましても、当初の段階よりもこの1年間に

市債残高が大きく増えております。ここで答弁できる範囲内では、どれだけ増えておりますか。

私、数億円規模だったら許容範囲って申し上げましたけれども、やはりこれが七、八億円以上だと、やはり十分な、今後の財政運用上も検証が必要だと言えます。これは市にとっても。今まで、私は18年間、合併特例債に、言わばもう無意識のうちに議員、私を含めて、言わば甘えていた経過があります。もう認識をがらっと変えなけりゃいけません。今後の事業は。

もう全て、交付税措置が厳しくなる。財部にいたしましても、交付税率は50%、2分の1ですよ。ありがたい制度とはいえ。そういった点で、どれほど増えておりますか。

これは5年度、新年度は戒めるという意味で、気持ちを含めて答弁をしてください。トップの、これは考え方も必要だと思いますが、あえて財政課長に質問をいたします。

次に、思いやりふるさと寄附金については、市長から答弁がありましたけれども、課長、やはり当初予算の予算計上でありますので。ですから、2億円新たに増額するのを、それなりに議会に一応説明してください。どういった形で2億円を増やすということ。

次に、自衛官募集について。

まず質問の2回目、漏れております。これは総務課長でもいいんですが、名簿提出が変わったのは何年度からかということ。

4年ぐらい前までは、これは閲覧方式でありまして、防衛省のほうからも一応お願いという形で、要請文書は名簿提出についてありましたけれども。それでも閲覧方式でありましたけれども。

これは一般質問で答える事項であるっていうんだったら、私は、あえて一般質問でしなくなかったから、ここだけで、あえて今回質問をしたんですけれども。こそっとじゃないけれども、一般質問だと安保法制を含めて問題が大きくなり過ぎるもんだから。それはやりたくないですよ、個人的に。あまりにも大き過ぎるから、問題が。

ですから、もし、ここで答えられたら答えてください。気が変わった理由。それ以上は問いません。

それから、市道整備については大休寺副市長に、3回目でありますけれども。

令和5年度から、一応、副市長を筆頭として計画的に、私たちに目に見える形で対応していきたいということで理解していいですね。一言でいいですので、答弁してください。

それから、交通対策事業について、担当課長に質問いたします。

5年度から、私たちにこれを分かる形で、目に入る形で、一定の試行的なバス停だけに頼らず、見直しをしていきたいということで理解しているのでしょうか。簡潔に答弁をしてください。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

高所伐採のことだと思うんですが、高所伐採につきましては、伐採すべき場所をリストアップをし、それを順次、優先順位を決めて計画的にやっていくようにということで、指示はしてあります。

○財政課長（上鶴明人）

市債の関係についてでございます。

先ほどありましたとおり、現在令和4年度末で273億円という大きな市債額になっております。令和5年度につきましても、まだ今これも増える形で、274億8,500万円という形で大きく増えていくような形でございます。

これにつきましては、やはり大きな事業が続いております。南九州畜産獣医学拠点事業をはじめ、それから庁舎の増改築、南棟ありました。それから、岩川のビューテラス桜ヶ丘もありました。岩川小学校整備事業もございました。そういったもので、大きく市債も伸びておるということでございます。また、今後、今進めております大隅それから財部の両支所の整備事業、そういったものも増えてまいります。

やはり、どの大きな事業につきましても……。もう一つありましたのが、給食センター、それから末吉小学校もございます。特に、給食センター整備事業等につきましては、国庫補助事業といったものを活用しております。それから過疎債、こういったものも活用しているところでございます。

今後なるべく財源の手立てのできる範囲で、国庫補助事業を活用しながら、そして、それがかなわないときには起債をということで、市債につきましても少しでも有利な市債をということで、考えているところでございます。

特に、今現在、議員も危惧されております、合併特例債が令和7年度で終了してしまいます。これに代わる市債となったときに、今、財政係でいろいろ検討しているところでございます。

今回も新たな市債等の財源も幾つかを見つけてきたところでございますが、いかんせん交付税措置が、前70%とあったのが、少し落ちてまいります。50%に落ちたりとかありますが、少しでもそうした有利な市債を作りながら、そして令和4年度の最終補正でも認めていただければと思っておりますけども、繰上償還、こういっ

たものを少しでも行いながら、市債残高を抑制して財源に余裕を持たせていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

思いやりふるさと寄附金の18億円の根拠ということで、先ほど市長のほうで答弁をされましたけれども、曾於市の場合には、まず5つのポータルサイトというのがございます。このポータルサイトにつきまして、これまで市独自の管理をしておりました。そこを今回、専門業者に5つのポータルサイトを、一応管理をお願いするというのを今、計画しているところでございます。

その中で、この事業所からの提案というのもございまして、そういうものを踏まえまして、先ほど市長が18億円ということで答弁をされたわけですが、今回、この5つのポータルサイトを全部を管理していただくことで、まず何ができるかと申しますと、返礼品の在庫管理ができるというのが1つございます。

そこで今度は、その返礼品の在庫管理ができるとなりますと、今度は寄附者のニーズに合った時期に返礼品が発送できるというのが、まず1つございます。それから、新たな返礼品への取組ということで、今、ウナギのほうを上りつつあります。その部分につきまして、また力を入れていきたいということで、早速、今月から業者のほうとも打合せを入れているところでございます。

そういうことを踏まえまして、業者のほうから提案があったのは、当初、現在の寄附額の20%というものが伸びますということを、一応提案されています。

20%今の段階で伸びますと、本年令和4年の最終補正で上げさせていただきましたけども、16億円のふるさと納税の寄附金を一応計上させていただいておりますが、この20%増額で計算しますと、19億2,000万円になります。ただし19億2,000万円、20%となりますと、やはりかなりの伸びになってきますので、無理はできないということで考えております。

そこで、16億円の13%の伸びということで、今、試算をしているところでございます。13%の伸びで18億800万円ということになっておりまして、18億円という根拠の数字を持っているところでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

自衛官募集に関しまして、住民基本台帳から抽出いたしました対象者名簿を、閲覧から名簿提出に変えたのは、令和3年度からでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

公共交通の見直しについてでございましたが、現在、曾於市地域公共交通計画というものの策定の最終段階に入っております。これからパブリックコメント等を見まして、最終的には年度内に完成をさせたいというふうに考えております。

この中で利用状況等出てきますので、そういったところを踏まえて、実際に実行できる見直しを行いたいというふうに考えております。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時41分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28 議案第28号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第29 議案第29号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第30 議案第30号 令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第28、議案第28号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第30、議案第30号、令和5年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表の

とおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第31号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第32 議案第32号 令和5年度曾於市水道事業会計予算について

日程第33 議案第33号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第31、議案第31号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから日程第33、議案第33号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

最初に、議案第32号の水道事業について質問いたします。

最初に、歳入の4億9,479万円についてであります。5年度の新規加入者を、何人と見込んでおりますか。

質問の2点目、減価償却費2億943万円についてであります。対象となる総件数、そして総取得価格、さらに耐用年数、さらに未償却残高の総額について説明してください。

質問の3、2億8,120万円の主な事業費の、5年度の内容について説明してください。

次に、議案の33号の公共下水道についてであります。

質問の第1点は、収入の4,681万円の中で、5年度は新規加入者を何人と見込んでおりますか。一方、この市街地といえども高齢化がすごいといえますか、大きく進んでおりますけれども、脱退者を一方で何名と見込んでおりますか。その脱退者の見込み減については収入で、金額はともあれ、一定、収入減で予算計上してありますか。

質問の2点目、減価償却費の中の1億2,404万円について、対象となる総件数、総取得価格、耐用年数、最高何年で、そして何年の範囲内での設定がされているか、そして、未償却残高の総額について説明してください。

最後に、1億1,309万円の主な事業内容について説明してください。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

初めに、水道事業会計につきまして、御答弁を申し上げます。

歳入の4億9,479万7,000円ですが、こちらは水道料金と給水負担金でございます。

5年度の新規加入者見込みにつきましてですが、130件を見込んでおります。

(「脱退者はわかっているか」と言う者あり)

○水道課長(吉元健治)

脱退者につきましては、特に数値では計上いたしておりません。

減価償却費につきましてでございます。対象となる総件数ですが、3,166件、総取得価格は93億7,341万7,000円、未償却残高の総額は44億4,024万5,000円となっております。

耐用年数につきましては、建物が15年から65年、構築物が9年から65年、機械及び装置が8年から20年、車両運搬具が3年から5年などとなっております。

続いて、2億8,120万円の事業費内容についてということでございますが、内容といたしましては、末吉地区の高松浄水場整備が1億8,120万円、大隅地区の吹谷第3水源地整備が1億円となっております。

続いて、公共下水道事業会計についてでございますが、5年度の新規加入者見込みですが、40件を見込んでおります。高齢者等の脱退者の見込みということでございますが、公共下水道事業につきましては、脱退者は見込んでおりません。

そして、1億2,404万4,000円の減価償却費と、対象となる総件数、総取得価格、耐用年数、未償却残高に関するお答えをいたします。

総件数が978件、総取得価格が36億664万4,000円、未償却残高の総額は31億1,841万1,000円となっております。

耐用年数につきましては、建物が20年から60年、構築物が10年から60年、機械及び装置が10年から25年、車両及び運搬具が5年などとなっております。

(「排水管は何年か」と言う者あり)

○水道課長(吉元健治)

排水管につきましては、50年となっております。

続いて、1億1,309万4,000円の事業内容ということでございます。

こちらは、処理場建設費で監視設備更新工事が6,600万円、土壌脱臭施設修繕工事が3,993万円及び固定資産購入費で予備ポンプの購入が466万4,000円となっております。

以上でございます。

○19番(徳峰一成議員)

2回目の質問に入ります。

まず、水道事業・公共下水道いずれも課長、企業会計方式ですよ。企業会計。企業会計の場合は、公共事業体におけるこのインボイス制度については、全くあるいはほとんど影響はないと理解していいのかどうか。若干、影響があると見たほう

がいいのかどうか。あるとしたら、一定、もちろん5年度から検討されていると思いますけれども、その点について答弁してください。

2点目、公共下水道についてでございます。

この間も課長、20年以上ですよ、公共下水道が開始されてから。毎年ほぼ1億円前後、一般会計からの繰入れを行っております。これはもう、下水道導入事業時から、もう予測されたわけでありまして。当時、共産党議員団は反対いたしました。

質問であります、今後もやはり1億円前後は一般会計の繰入れをせざるを得ないというふうに、基本的には理解していいかどうかお答え願いたいと考えています。

1億円前後と言いますと、これは大変な一般財源であります。一般的には、先ほどの耕地課長の説明にもありましたように、事業に投資したとしても市債等を使って年々少なくなりますよ、一般財源の出し分が。

ところが、この公共下水道の場合は、ほとんど全然減っておりません。その点で、今後も1億円前後は、やはり出さざるを得ないという見通しなのが質問であります。

それから3点目、水道事業に比べて、それ以上に公共下水道の場合は、この投資に対する減価償却の関係を、もっと研究する余地があるのじゃないかと思っておりますが、その点で、例えば、大きなこの減価償却の中でも恐らく部分を占めるのが、課長、排水管じゃないでしょうか。これも試算、計算をしたら分かると思うんです。それが50年ということでありましてけれども、その後については、今後の中長期の、特に長期にわたる、5年度を含めたこの事業の中での減価償却の在り方については、研究をする余地はないのかどうか。これが、ますます年々は古くなります。その点で、質問であります。

最後に4点目、これは市長か副市長に質問いたします。

いずれにいたしましても、恐らく今後も1億円前後、一般会計からの繰入れをせざるを得ないと思うんですけれども。その場合に、やはりこの一般会計から、そのまま基金あるいは財政調整基金等を使って繰り入れるやり方がいいのかどうか。あるいは、独自に基金繰入のための積立てを、基金設置を行うっていいですか、それも1つの方法論じゃないかと思うんです。財政運用上。

長期的に見て、1億円前後が今後も減らないってことを仮定した場合です。そのあたりは、検討の余地はないのかどうか。従来のとおり、今後も一般会計から繰り入れる方式を取るのかどうか。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

末吉町における公共下水道事業については、仕組み的に、加入者は浄化槽については普通の、一般的な合併浄化槽と違って、土地の面積また水道料金を兼ねた計算

で支払をしております。それで、最終的には下水道の処理場で運用しているわけですので。当然ながら加入者の負担金で全ての歳出が賄うことができない、今の現状であります。

そして、また、ある程度の年数が来たら、いろんな故障が出てきますし、その取替えも出てきますので。当然、これは一般会計からの支援をしないと、市民生活に大きな支障、起きますので。考え方としては、今のやり方しかないというふうに思っております。

基金の積立てと言われましたけれど、基金の積立てでも基本的には同じでありますので、今のやり方を進めてまいりたいというふうに思います。

○水道課長（吉元健治）

徳峰議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目ですが、企業会計ということでインボイス制度のお問合せだったと思います。今現在、開始に向けて準備を進めているところでございます。

2番目ですけれども、公共下水道事業の1億円の繰入れということであったと思います。これにつきましては、これまでの公営企業債等の借入れに伴う元金・利息の償還でございますので、当然、今後も出てくるものと考えております。

3番目が、減価償却費についてでございますが、補正予算のときも質疑がありましたように、特にこの減価償却費につきましては、検討といいますか分析等も、特に行っておりません。また、それより水道事業の整備計画につきましては、議員の全員協議会でも御説明申し上げましたけれども、こちらのほうで整備計画のほうで検討をさせていただいていると、減価償却につきましては、これに伴って当然出てくるものであるという認識でございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけど、基金の積立てについては、市長の答弁の考え方も1つの根拠でありますので、これ以上は質問いたしません。あまり生産性のない私の提案でありますので。

担当課長に、3回目でありますけれども。インボイスは、具体的にどういった影響が5年度から表れますか。2つの水道と公共下水道。

それから、質問の第2点目。この減価償却と今後の、課長の2回目答弁ありました、この事業計画の関連性、全くこの関係がないわけじゃないと思いますので、研究はしてください。答弁はよろしいです。研究はしてください。

それから、質問の3点目。この間、公共下水道において、言わば高齢化による死亡等を含めて、転居を含めて脱退者といいますか、下水道を使わなくなったって

うところが一定件数あると思うんです。それを調べておられますか。調べていたら、3回目でありますけど答弁してください。

当然、新規加入者も収入で入れるんだったら、脱退者も一方で、収入減で数はともあれ、入れるべきですよ。その点で、全くゼロということはあり得ないと思うんです。実態を見る限りにおいて。その点で、この点も問題提起を含めてでありますけれども、本日は答えられる範囲内で答えてください。もう下水道を使わなくなったところは、収入減で一応、落とすというかいう、両面からのこの収入については、対応が必要じゃないかという点からの質問であります。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

1点目の、インボイス制度についての影響ということでございますが。会計制度上では、お金に関わる分につきましては影響がないものでございます。また、こちらは仕入れと購入と収入支出の消費税に係るものでございますので、それについてはシステム等の検討を、今いたしているところでございます。

2番目の下水道……。

（「今の事務体制で大丈夫か」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

はい。2番目の、下水の使用しなくなった場合、脱退者のことでございますが。これにつきましては、私の知る限りですけれども、ほぼ脱退というのがないと認識いたしております。

ですので、新たに接続をしていただく加入者だけを見ているということでございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月24日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時59分

令和5年第1回曾於市議會定例会

令和5年3月24日

(第6日目)

令和5年第1回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和5年3月24日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 議案第6号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第2 議案第9号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

第3 議案第27号 令和5年度曾於市一般会計予算について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第4 議案第28号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

第5 議案第29号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

第6 議案第30号 令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第7 議案第31号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

第8 議案第32号 令和5年度曾於市水道事業会計予算について

第9 議案第33号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について

（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第10 議案第34号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

第11 発議第1号 曾於市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第12 閉会中の継続調査申出について

第13 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	15番	山田義盛	16番	大川内富男
17番	渡辺利治	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	久長登良男				

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

14番 原田賢一郎

4. 職務のため出席した議会事務局職員の名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康
主任 富永大介

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚	剛	教	育	長	中	村	涼	一															
副	市	長	八木	達	範	教	育	総	務	課	長	鶴	田	洋	一										
副	市	長	大休寺	拓	夫	学	校	教	育	課	長	平	千	力											
総	務	課	長	今	村	浩	次	生	涯	学	習	課	長	竹	下	伸	一								
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課	長	安	藤	誠	農	政	課	長	竹	田	正	博			
財	部	支	所	長	兼	地	域	振	興	課	長	荒	武	圭	一	商	工	観	光	課	長	佐	澤	英	明
企	画	政	策	課	長	外	山	直	英	畜	産	課	長	野	村	伸	一								
財	政	課	長	上	鶴	明	人	耕	地	林	務	課	長	朝	倉	幸	一	郎							
税	務	課	長	山	中	竜	也	ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	園	田	浩	美					
市	民	環	境	課	長	上	村	亮	水	道	課	長	吉	元	健	治									
保	健	課	長	櫻	木	孝	一	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	純	一					
こ	ど	も	未	来	課	長	福	重	弥																
福	祉	事	務	所	長	兼	福	祉	介	護	課	長	笠	野	満										
土	木	課	長	上	集	基	志																		
大	隅	支	所	産	業	振	興	課	長	福	満	誠													

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第6号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第6号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案3件を、3月13日から15日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第6号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について。

本案は、消防団員の出勤報酬支給に関して、支給対象となる職務の内容及びその金額を明確にし、団員の処遇改善を図るため、一部を改正するものです。

消防団の地域行事への参加は支給対象になるかとの質疑に対し、鬼火焚きの際の警戒活動などの消防団でなければできない活動については、支給対象になるとの答弁がありました。

委員より、地域行事については消防団員の協力がなければ成り立たない状況もあり、柔軟な対応を望むとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの委員長報告に基づいて、1点だけ確認方々質問いたします。

委員長報告の中で、地域行事の参加の支給対象については、鬼火焚きなど云々で活動の支給対象についての質疑があったということではありますが、どこからどこまで支給対象で、どこからどこまでは支給対象外とするというのが、市としては規程なりで文書化されているのかどうか。本来だったらやっぱり行政だから、第三者客観的にも分かる形でのやはり文書化が規程等で必要じゃないかと思うんですが、その確認がされたのかどうか1点だけ伺います。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

鬼火焚き等の警戒活動、消防団員でなければならない活動については支給対象とするということで、消防団員ではない、消防団員でなければできないという活動以外のものについては支給しないということであります。

ただし、当委員会では地域行事についての参加についても柔軟な対応、例えば校区小学校との合同運動会等について、その中で消防団員が操法の訓練の披露をしたりとか、そういうことで消防等の活動の普及啓発活動が入っている場合には、支給するというような説明でありました。

以上です。

（「文書上、規定されているのか」と言う者あり）

○総務常任委員長（岩水 豊）

文書等については、ちゃんと規定されております。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、議案第9号、曾於市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしておりましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案5件を、3月13日から17日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第9号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について。

本案は、健康保険法施行令等の改正に伴い、関連する規定の一部を改正するものです。

改正内容については、これまで出産育児一時金として支給していた40万8,000円を48万8,000円に増額するとの説明がありました。

対象者数についての質疑に対し、予算は20人分を計上しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 令和5年度曾於市一般会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議案第27号、令和5年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第27号、令和5年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については、現地調査を実施いたしました。

財政課関係では、普通財産管理費の旧恒吉中学校解体工事設計業務委託料についての質疑に対し、既存の建物の解体に要する事業費の積算を行い、解体を進めていきたいとの答弁がありました。

また、旧大隅北中学校・旧月野中学校についても、今後、解体を前提としたアスベストの含有調査を実施していきたいとの答弁がありました。

市役所庁舎管理費の風力発電機設置工事について、垂直式の風力発電機を市役所本庁舎屋上に設置するとの説明であるが、建物の構造上の問題はないかとの質疑に対し、1基250kg程度のものを2基設置するもので、問題はないとの答弁がありました。

入札及び契約業務における市内業者の受注機会の確保についての質疑に対し、指名業者の選定においては、極力、市内業者を選定するように努めているが、専門的なものになれば、市外業者も含めて指名範囲を広げて実施しているとの答弁があり

ました。

委員より、各課内で指名業者を選定する場合においても、地域経済の活性化のため、市内業者の受注機会を拡充する意識を職員にも周知するよう意見がありました。

また、大規模工事等の契約については、最終的に入札参加企業体が少ない場合があり、透明性の確保、公平な競争の促進のため、適正な入札参加業者数を確保できるような仕組みの検討を求める意見がありました。

また、合併特例債の借入可能額についての質疑に対し、令和5年度当初予算編成後では、残り約13億9,530万円になるとの答弁がありました。

総務課関係では、消防団の円滑な運営を図るため、新たに27分団に交付する曾於市消防団分団運営交付金434万5,000円が計上されています。

消防設備整備事業の曾於消防署改修工事についての質疑に対し、女性消防士採用に伴う専用の仮眠室等を整備する工事であり、建物は曾於市で整備したことから、本市で改修しなければならないとの答弁がありました。

企画政策課関係では、南九州畜産獣医学拠点事業及び宅地分譲地整備管理事業の現地調査を実施しました。

南九州畜産獣医学拠点事業の牛飼養事業者公募要綱案に対する問合せ状況についての質疑に対し、数社が現地の見学に来ているとの答弁がありました。

宅地分譲予定地の現地調査では、財部市街地付近の候補地を購入し、新たな分譲地として整備販売する計画であるとの説明がありました。

委員より、財部市街地においては、廃屋や荒廃地が点在しており、周辺の空き地等の状況も含め、財部市街地のまちづくりを含めた総体的な計画のもとに事業を展開すべきとの意見があり、委員会として意見の一致を見たところであります。

また、委員より、古民家再生活用モデル提案事業補助金が増額されていることについて、前年度も提案者はなく、建物の老朽化が進み、雨漏りや土台の腐食が進んでいる状況から、古民家再生が可能であるのかを含め、事業の見直しの時期に来ているのではないかと意見がありました。

結婚新生活支援補助金の事業内容についての質疑に対し、財源は国からの2分の1の補助事業で、夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下の方が対象であるとの答弁がありました。

また、婚期が遅くなっている現状を踏まえ、市独自に年齢制限の引上げはできないかとの質疑に対し、国の補助要件に準じて事業を推進していきたいとの答弁がありました。

市民環境課関係では、増築庁舎開庁時に導入した総合窓口による証明書の一括発行や、住民異動に伴う手続のワンストップサービスの充実を図っているとの説明が

ありました。

本庁だけでなく、財部・大隅両支所の窓口体制は本庁と同じであるのかとの質疑に対し、支所については可能な限りワンストップに近い形で対応しているが、基本的には本庁だけであるとの答弁でありました。

また、そおりサイクルセンターの資源ゴミの品質についての質疑に対し、本市の廃プラスチック資源については、品質のいいAランクであるとの答弁がありました。

税務課関係では、市税における新型コロナウイルス感染症の影響についての質疑に対し、令和3年度及び令和4年度の予算額については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく見ていたが、実際は、そこまでの影響はなかった。令和5年度の住民税については、新型コロナウイルス感染症による影響額を2%程度減少すると見込んで予算計上したとの答弁がありました。

会計課関係では、一般事務費の事務機器借上料についての質疑に対し、これまで各課で管理していた複合機を、令和5年度から会計課で一括管理することになり、事業費が増額になったとの答弁がありました。

議会事務局関係では、議会運営費が前年度予算額から減少していることについて、議会運営委員会・議会広報等調査特別委員会の事務調査における旅費が隔年のため、昨年より減額になったとの説明がありました。

監査委員事務局・選挙管理委員会関係では、4月に実施される県議会議員選挙について、移動式期日前投票バスを活用するとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第27号、令和5年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

福祉介護課関係では、高齢者訪問給食サービス事業についての質疑に対し、材料費等の価格高騰により、訪問給食をこれまでの800円から900円へと100円増額するが、利用者負担は7月から50円増とした。予算総額は昨年とほぼ同額であるとの答弁がありました。

高齢者見守り対策事業の地域支援システム改修と生活保護適正実施事業費の生活保護システム改修についての質疑に対し、これまでも高齢者の見守り世帯の状況を

システムへ入力していたが、機器の老朽化により更新が必要になったことと、システムの改修が必要になったとの答弁がありました。

また、生活保護システムについては、医療扶助におけるオンラインによる資格確認の導入のため、社会保障・税番号制度システム整備の改修委託料であるとの答弁がありました。改修により、それぞれの事務能力の向上と効率化を図っていききたいとの説明がありました。

保健課関係では、前期・後期高齢者医療事業の温泉券システム開発導入事業についての質疑に対し、これまで紙ベースで温泉券を配布していたが、年度初めは多くの方が温泉券の手続に来庁されることから、高齢者の来庁負担軽減及び窓口の混雑緩和を図るため、令和6年度からカード方式へ変更したいとの答弁がありました。

また、利用可能施設やカードの更新はどのようになるかとの質疑に対し、利用施設は10か所程度を予定しており、導入後は年度切替えのカード更新の手続は必要なく、そのまま継続利用することができるとの答弁がありました。

健康増進事業の健康体づくり講座についての質疑に対し、来年度はPR大使の木場克己さんの講話と体幹トレーニング用の体幹体操を作っていただく予定であるとの答弁がありました。

委員より、鹿児島には県民体操があり重複するのではないかと、作るのであれば差別化を図り、しっかりPRをしていただきたいとの意見がありました。

地域医療支援費の都城圏域と曾於地区の救急医療施設等負担金のそれぞれの実績についての質疑に対し、令和3年度の曾於医師会立病院のレセプト数は1,575件で、医療費は1億2,000万円、都城医師会立病院のレセプト数は620件で、医療費は9,600万円であるとの答弁がありました。

曾於医師会との医師会立病院の今後の在り方についての話し合いはどのようになっているかとの質疑に対し、検討委員会を設置し、12月19日に1回目の検討会があり、今後どのように進めていくかさらに協議していくとの答弁がありました。

委員より、ここ10年ほど全く議論が進んでいない。今後の在り方についてしっかりと議論と協議を進めるべきであるとの強い意見がありました。

こども未来課関係では、同課の組織体制についての質疑に対し、昨年10月の組織再編により、これまでの福祉事務所所管であった児童福祉関連事業と保健課の母子関連事業が、こども未来課所管として再編されたとの答弁がありました。

また、子育て支援センターをさらに充実させることが必要であり、今後はそのための研究が必要ではないかとの質疑に対し、子育て包括支援センターと子育て支援センターのPRと充実が必要だと考えているとの答弁がありました。

新規事業である保育対策総合支援事業の保育環境改善等の補助金についての質疑

に対し、保育所のICT化を進める事業と送迎バス内へ安全装置を設置し、子供の置き去り防止に対する環境整備に補助金を支給するものであるとの答弁がありました。

また、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の一体的事業の母子手帳の交付時の面談について、指定日時以外の対応は可能かとの質疑に対し、出産応援金の給付条件である母子手帳の交付は、指定日以外でも妊婦さんの都合に合わせて時間外を含む窓口交付を柔軟に行っている。子育て応援金の給付条件である「こんにちは赤ちゃん訪問時の面談」についても、養育者と面談できない場合でも、何らかの形で養育者の状況把握を行い、それぞれ5万円の給付金を支給していくとの答弁がありました。

以前の委員会で質疑した子ども・子育て会議の会議録公開についての質疑に対し、公開の方向で検討するが、どの程度の内容を公表するかは、また会議で検討させていただきたいとの答弁がありました。

教育委員会関係の審査では、冒頭、教育長の出席を求め、新年度の教育委員会の方針や新年度事業、各種課題等への対応についての説明を受け、質疑を行いました。

教育総務課関係では、学校給食費負担軽減補助金についての質疑に対し、これまでの2分の1以内から3分の2以内へ補助率を引き上げる。補助率を引き上げることによる財源は、思いやりふるさと基金を活用する。

また、給食費の滞納者については、児童手当から充当しており、未納者はいないとの答弁がありました。

小学校管理費の遠距離通学補助金について、令和5年度も4km以上の家庭が対象かとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

委員より、中学校のスクールバスを利用するなど、いろいろな方法があるので、4km未満の児童についても考えるべきではないかとの意見がありました。

学校教育課関係では、新規事業として、①教育センターの設置、②スクールカウンセラーの配置、③学校活動支援員を20人から23人に増員、④教員の校務共有システムの導入を実施する予定であるとの説明がありました。

教育センターについての質疑に対し、県内の市町村では初の取組であり、学校教育課内に設置する。児童や生徒たちは多様化してきており、学校の先生が変わらなければ学校が変わらないので、学習指導や生徒指導、学校経営等の各種研修会を計画しているとの答弁がありました。

校務共有システムの質疑に対し、教育委員会と各学校の連絡調整・出退勤管理・業務報告等がより簡略化され、特に教頭先生の校務の軽減につながるとの答弁がありました。

生涯学習課関係では、新規事業として、①青少年交流事業での山形県鶴岡市との交流、②諏訪地区公民館改築工事、③支所郷土館・資料館、図書館の建て替え工事を行うとの説明がありました。

諏訪地区公民館改築工事では、加工施設が計画に入っていない。現在も年間1,300人程度の利用者がいるのに、なくなるのはどうなのかとの質疑に対し、総合センターの加工施設が近くにあることから、現時点では計画に入っていない。加工施設は農政課所管となるため、協議したいとの答弁がありました。

委員より、諏訪地区公民館併設の加工施設は必要であり、改築工事に含めてほしいとの意見がありました。

また、財部城山運動公園野球場について、バックスクリーンの整備が必要ではないかとの意見がありました。

討論では、徳峰一成委員より、学校教育課分について、教育センターの設置理念がしっかりしていて、将来に期待が持てるとの賛成討論がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案3件を、3月13日から16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第27号、令和5年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施しました。

農業委員会関係では、農業者年金業務費における農業者年金の加入状況についての質疑に対し、本市での加入状況は、毎年県内でも上位に位置し、表彰も受けたことがあるなど、活発な取組がなされている。

ただし、ここ数年はコロナの影響でなかなか活動ができず、目標人数に達していない状況である。また、加入者数の全体的な流れとして、新規加入者よりも亡くなる受給者のほうが多いことから、年々減少傾向にあるとの答弁がありました。

農政課関係では、有害鳥獣等駆除被害防止事業における有害鳥獣捕獲補助金について、猟友会に入って1年目の会員は報奨金がもらえないのかとの質疑に対し、例年3月末に有害鳥獣被害防止対策協議会が開催されるが、その際に各猟友会の会長

から推薦を受けた会員を有害鳥獣捕獲隊員案として提案し、承認されて初めて捕獲隊員となり、報奨金をもらうことができる。

そのため、免許取得後の最初の協議会で推薦されることから、それまでは報奨金をもらうことができないとの答弁がありました。

商工観光課関係では、観光総務費における地域おこし協力隊員の活動内容についての質疑に対し、大川原峡周辺にある自然や施設などの観光資源を中心に、それらを活用して、観光客に來訪していただくきっかけとなるようなイベントの企画をしていただく予定であるとの答弁がありました。

畜産課関係では、有機センター管理費についての質疑に対し、当センターで生産・販売している堆肥製品の生産コストが、燃料や資材の高騰により上昇しているため、本年4月1日から堆肥製品の価格を最大2割程度上げる改定をすることになったとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、多面的機能支払交付金事業における大隅地区の広域活動組織の設立に向けた準備状況についての質疑に対し、大隅町内にある19組織のうち、5組織が令和4年7月に準備委員会を発足し、これまで3回協議を行っており、令和5年度の早い段階で広域活動組織を設立する方向で進めているとの答弁がありました。

また、森林環境譲与税事業における県内の事業実施計画の策定状況についての質疑に対し、本市が令和4年3月に県内で1番目に策定しており、県もほかの市町村に策定を促している状況であるとの答弁がありました。

委員より、本市における森林環境譲与税事業の取組状況については、県内でも上位に位置していると思われ、努力すれば全国的にも通用すると思うので、今後も事業を積極的に進めてほしいとの意見がありました。

土木課関係では、交通安全施設整備事業の交通安全施設設置工事のうち、ゾーン30の5か所は既に予定地が決まっているのかとの質疑に対し、既に整備されている所の表示が経年劣化で消えかかっているところがあり、一、二年前から5か所ずつ更新している。今後も引き続き更新していくため、予算を計上したとの答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、都市計画総務費のコンパクトなまちづくり推進協議会負担金に関連して、本市におけるコンパクトなまちづくりに関する議論や協議がされているかとの質疑に対し、令和4年10月からの組織再編で課内にコンパクトシティ推進室を設置した。これからの人口減少に備えて、長いスパンでコンパクトに集約していくという考え方で、今後のまちづくりを進めていきたいとの答弁がありました。

委員より、コンパクトシティについては、ほかの自治体でも成功例があるので、本市においても公民連携まちなか再生推進事業で今後議論される内容を生かして、的確に進めて行くべきであるとの意見がありました。

また、空き家バンクの登録件数が少ないので、もっと力を入れてほしいとの意見がありました。

水道課関係では、小規模水道事業費の飲料水水質検査補助金についての質疑に対し、来年度の予算額は例年と同程度であるが、令和4年度に水質検査を実施した組合は、現在、市で把握している組合数87組合のうち22組合であったとの答弁がありました。

また、最近、各組合へ実施したアンケートは、今後の課題を整理するためにされたと思うが、結果の集計はできているのかとの質疑に対し、2月上旬に当時の全86組合に送付し、2月17日締切りであったが、約65%の組合から回答があった。まだ集計ができていないが、施設の老朽化や高齢化に伴う維持管理の問題を抱えているという意見があったとの答弁がありました。

委員より、小規模水道組合も高齢化が進んでおり、維持管理が難しくなってきているので、積極的な支援をしてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に、まず3点質問いたします。

第1点は、財政運営についてであります。これまで大型事業では、当初の計画を超える事業費となり、借入債が当初の計画を大きく超えております。令和4年度は当初に比べて17億円も借入債が増えております。

令和5年度予算でも、財部地区の南九州の畜産事業関係の整備事業、あるいは支所建設、学校給食センターと大型事業が続きますが、借入債の活用の在り方を含めて、今後の財政運用について議論が深められていたら報告してください。

2点目、関連して令和5年度の南九州畜産獣医学拠点事業は、事業費の中に一部乗馬関連の予算が計上されております。乗馬関連を含めて、令和6年度以降のこの事業の特に運営の在り方について、事業のその中でも収支状況についての議論が深められていたら報告してください。

3点目、委員長報告の中にもありますけれども、古民家再生活用モデル提案型事業補助金が増額されていることについての、なかなか4年度までこの事業が順調に

進んでいない点からの質疑があったようでございます。

全国的にも、古民家を活用した事業は各市町村におきましても取り組まれております。全国の事例から見ても、この問題でのこの議論が深められていたら報告してください。事業の見直しというのが、委員の方々でどういった気持ち、観点から見直しの意見が出されたのか分かりませんが、やはりこの精算的なこの対応ではなくて、今後生かしていく立場からのこの議論の見直しが必要ではないかという立場からの質問であります。

以上、3点であります。

次に、産業建設委員長に3点質問をいたします。

今、牛の価格の安値、飼料の値上がりで農家はかつてない厳しい経営環境であります。園芸農家も基腐病に加えてイノシシ被害があり、カンショなどの栽培をやめたり、あるいは減らしております。昨日も私の下にもイノシシ被害について農家からその報告がありましたが、委員長をはじめとして同僚議員もこのことは日常的に把握しておられると思います。

ところが、新年度予算を見ますと、農家に対する特にこの物価高対策が見えません。計上されておられません。委員会審議の中で物価対策について議論が深められていたら報告してください。

2点目、北部畑かん事業を中心とした畑かん事業の完成後の農地利用の在り方についてでございます。

令和5年度、北部畑かんを中心に2億2,000万円が計上されております。畑かんが完成後、広大な農地にどんな作物を作り、生産力の向上につなげるか、東部畑かんの地域を含めて困難な今課題であります。

園芸作物の生産高は、この間減少傾向であります。農家の平均年齢は、畑かん地域だけを見ましても70歳を超えております。予算審議の中で畑かん農地の水利用、園芸振興について議論が深められていたら報告してください。

3点目に、委員長報告の中にもあります空き家バンクの問題についてでございます。

委員長報告でも「空き家バンクの登録件数が少ない、もっと力を入れてほしいとの意見がありました」とあります。当然でございますが、市は令和4年度までを一応分析いたしまして、5年度からこれに関する大幅な補助も増額いたしております。これは紹介したい点であります。

ただ、私も幾つか調査したりしてみるんですが、なかなか難しい面もあります。この委員会審議の中、登録件数がなぜ少ないのか、これは補助の増額だけで十分対応し切れるとは考えられませんが、この問題でもっと有効利用を図る立場か

ら議論が深められていたら御報告をお願いいたします。

以上、3点でございます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

財政運営については、先ほど報告した過疎債の利用可能金額についての質疑があったところと、あと緊急自然災害防止事業対策費を活用した事業が計画されているが、この事業債の充当率と、それと地方交付税参入率等についての質疑があり、これを活用した場合70%しかないということでありましたので、これについては以前市のほうが説明した場合は、県の治山事業ですというようなことでしたが、担当課が産業建設常任委員会であるので、そちらのほうに委ねたところであります。

南九州畜産獣医学拠点については、乗馬等についてはまだ今財団を設立して、これから、今月中に組織ができ認可が下りると。それからということになっております。

古民家再生事業につきましては、場所が指定されているところでありまして、指定されている建物の老朽化がひどいということで、事業の見直し意見が出たところであります。

一般的に言う古民家再生という地域にある住宅を活用するというのではなく、決まった建物についてということでしたので、大分古くなっているの、その辺を検討したほうがいいんじゃないかという意見でありました。

以上です。

○産業建設常任委員長（九日克典）

1番目の飼料価の値上げの対策にどうしているかということと、基腐病に対する質問でありましたけれども、イノシシ対策については、今まではわなとかいろいろありましたけれども、ワイヤーメッシュで対策を取るということで、これは幾らでもまだ余裕があるということで、そのためには条件がありまして、ある経営の面積がまとまっているかどうかということと、地元組合の体制ができているかどうかということで、ワイヤーメッシュの場合はそういう条件があるところであります。

あと北部畑かん組合については、茶や育苗用カンショのハウスに対しての需要を北部畑かんで利用していただきたいというような議論であったのであります。

空き家バンクの登録が少ないということですが、この有効利用については、家財家具等の撤去についても新しく助成がついたということでありまして。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

引き続き2点、総務委員長に質問いたします。

まず、南九州畜産関連で、今後乗馬を含めるとして、令和5年度からも若干、そ

して6年度から本格的な運用が始まります。一番今後の大事なものは、もちろん共通の認識だと思うんですが、運営でございます。収支が赤字にならない立場での運営でございます。

これまで議会の全員協議会にも、企画課から今後の運営の収支については、一応収支報告が出されておりますが、非常にまだ大ざっぱといいますか、内容でありまして、改めて検討した上で出したいという課長の本会議の答弁もありましたが、その後、総務委員会にはもっと詰めた内容の収支計画が、この予算審議の中で出されていたら報告してください。今後の改善点等が議論されていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

2点目、古民家再生については、委員長報告がありましたように否定されておりますが、これを、曾於市内にさらにこの広げる意味からの議論が深められていたら報告してください。なかったらよろしいです。

次に、産業建設委員長に二、三点質問いたします。

1つは、私は今農家をはじめとして、物価高で市民が困っておりますが、一般質問でも取り上げましたけれども、困っているときにこれを支援する、あるいは手助けするのが本来国や市町村をはじめとしたいいわゆる行政の仕事、また間接的にこれもそうした立場から提案、提起するのが私たちの議員の役割、仕事じゃないかという立場から、やはり物価高対策が新年度予算に計上されていない。この点での議論がされていたら報告してください。

2点目、例えばイノシシ対策だけではないんですが、今委員長報告にありましたように、また予算にも計上されておりますが、市としても様々なイノシシ対策の補助事業が計上されております。これはこれで評価されるとして、ただ、今の農家の実態を見た場合に、特に兼業農家、特に高齢者の方々が非常に多い、唐芋を作る場合も。

昨日の相談もそうだったんですが、わざわざ補助を受けてまでもやる力がないって、年齢的にもですね。またそういった規模でもないって、もう諦めるしかないっていうのも、結構市内には高齢者を中心として見られます。これも委員長一番よく知っておられると思います。

そうした方々に対するイノシシをはじめとした対策として、もっと創造的な工夫はできないものかという点での議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

これは畑かん事業についても同様でございます。今の農家の実態から見て高齢者が非常に多い、規模も少ないって、もう跡継ぎもいないって。しかし、畑かんは大きなお金をかけて、もう完成が間近であります。

そういったところで、どのような形で水利用を深めていくか、これは行政にとっても私たち議会にとってもですね、今後の創造的な議論がさらに重要じゃないかという点からの質問でございます。もし議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（岩水 豊）

南九州獣医学拠点事業の運営については、質疑はありませんでした。議論もなかったところです。

古民家再生については……

（「当局から見直しした収支報告は出されたのか」と言う者あり）

○総務常任委員長（岩水 豊）

議論はありませんでした。古民家再生事業についても、意見が出たのはその建物に限ってという今現在の補助事業でありますので、これの事業の見直しの時期に来ているのではないかという意見が出たところでありますので、御理解ください。

以上です。

○産業建設常任委員長（九日克典）

農業経営に対しての物価対策についての審議はどうだったかということでしたが、とりあえず豚に対しての利子補給ですね、こういった点を特に補助でやっているということと、あと北部畑かんについては、水に適した作物は何かということ、まだ模索中であるというような答弁があったような、審議があったような感じがします。大体そのくらいのことですね。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

文教厚生委員長に1点だけ質問させていただきます。

教育センターの設置に関してですが、学校教育課内に設置とありますが、この内容を見る限り業務が発生するように見受けられるんですが、人件費が計上されていませんが、それに関してどのように対応をするか質問があったか、お答えください。

研究公開に関して市、地区、県、それぞれ指定校の掲載がありますが、どこがする予定なのか質問等ありましたらお答えください。

以上です。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

教育センターについては、いろいろと議論がありました。内容的には、通常というか県もそうなんですかね、別組織としてその職員等が配置をされるということで

はなくて、今の教育委員会内に、今の方々、教育長をはじめ兼務をされながら業務を行っていくということで、新たな経費等は発生していないという説明でありました。

後は何だったかな、研究公開。研究公開につきましては、具体的な学校名とか内容等についての議論はなされていません。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

諏訪の研修センターの件でございますけど、それに伴いまして加工施設がなくなるようなことになっておりますけど、年間1,300人程度の利用者が現在おられるわけですが、これが現在の総合センターのほうに移るようなことになっておりますが、総合センターのほうも現在利用者が結構多いわけですが、その中に諏訪で利用された方、約1,300名が入ってきたときに、日程上何ら不都合はないのか。

それと、諏訪研修センターで造っておられたみそをはじめ、たれ、つゆ、ふくれ菓子といろいろあるわけですが、それらの物は全て現在の総合センターのほうでも設備は整っておるのか。

それともう一点、加工施設は農政課のほうであるのは分かっておりますが、そこで協議をすると書いてあるんですが、その回答はいつぐらいまでに頂けるのか、そういうのを確約があるのかを、以上3点お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

加工センターの件につきましては、いろいろ議論があったんですけども、内容的なところの議論はなされていません。

ただ、議論がありましたのは、現在曾於市内で市の所管の加工センターがこの諏訪の加工センター、それから総合センター、それと岩崎ですね、大体利用者の数が総合センターのほうで1,800名前後、年間。後が1,300名、どちらも岩崎がもうちょっと多かったかもしれないですけど、諏訪も大体1,300から1,800人程度なんですけど、その加工内容についての詳しい討論は、議論はされておられません。

ただ、1,300名がこの総合センターに全て受け入れが可能なのかという具体的なところの説明等も、最終的には農政課の所管となるということで、協議をしたいということの説明があって、それ以上の議論はしておられません。

で、その回答期限についても、いつごろまでにどういうふうになるかということも議論はしておられませんので、農政課と協議をしたいというところで話は終わったということでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

当然、所管はこれはもう農政課のほうだということは重々承知なんですけど、たまたま諏訪研修センターのほうが議題となって、所管の問題でありましたので伺ったわけですが、やはりこれを利用している地域の皆さん、それぞれの方々が不都合があってはならないという関係上、質疑をしたわけでございます。

今後のことにつきましては、またいろいろ協議していきたいと思っております、自分で。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（迫 杉雄議員）

文厚委員長に1点お尋ねいたします。

生涯学習課関係は報告のとおり、青少年交流事業での山形鶴岡市との交流ということで報告がなされました。非常に新規事業としては期待できることですが、学校教育課関係で12月の一般質問で教育長等々に質問をした件で、本市においては台湾の里港郷の里港国民学校との交流等々の議論をしたつもりでおりますが、これについて海外との学生の児童生徒の交流、県の事業を導入すべきじゃないかということをお尋ねいたしました。本市においては国際的に県の事業を導入して、海外とのオンライン交流はすべきだと強く思っていますけれども、その件に関しては5年度に向けても全然議論はされなかったのかですね。

答弁の内容的には対応するという答弁が出ておりますし、それなりに学校教育課等にも5年度に向けてでも対応すべきだということをお尋ねいたしましたけど、この件に関しては全然議論されずに対応されたのかですね。審査の中での内容をお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

交流事業につきましては、その山形県の鶴岡市との新規事業ということで説明を受けておりますが、先ほどの迫議員の質問の内容についての具体的な議論かれこれというのは、特になされておられません。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、令和5年度一般会計当初予算に賛成をいたします。

今、市民が五位塚市政に最も望んでいるのは、物価高が続く中、市民の暮らしを守る市独自の物価高対策であります。当初予算ではその予算措置が見られない。政府は物価対策を打ち出しており、恐らく6月市議会を通してその幾つかが提案されると思われま。

私が強く求めているのは、市民の暮らしや気持ちに寄り添う市独自の物価高対策であり、来る6月議会を見てみたい、そして期待したいと思います。

次に、5年度予算も借入債を使った大型事業が続きます。過度な借入債の活用とならないよう、そのことが財政の悪化とならないよう注意していきたい点であります。

文厚委員会の予算審議で感じた点は、担当する課の業務の現在と今後について、将来にわたるいわゆるビジョンを持ちながら、現在と将来について目的意識性を持って取り組む姿勢が、率直に言って極めて弱いという点が感じられました。

将来にわたるわくわく感のある展望を持つことは、たとえ困難な業務課題であったとしても、そのことを乗り切る確かな源泉になると私は確信いたしております。

その点で、先ほどもありましたけれども、教育委員会学校教育課は5年度から教育センターの設置を打ち出し、県内一の学校教育を目指したいと課長から強い決意を込めたビジョンが語られました。

残念ながら課長は先ほど聞きしたら、もう異動ということでもありますけれども、各課でも市民にわくわく感が感じられるビジョンを示され、市政の前進を目指していただきたいと思っております。

以上で討論といたします。

○議長（久長登良男）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第28号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第5 議案第29号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第6 議案第30号 令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、議案第28号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第6、議案第30号、令和5年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第28号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計予算について。

令和5年度の療養給付費の減少についての質疑に対し、国保の給付費から団塊の世代の方々が後期高齢者へ移行したため、減少したとの答弁がありました。

また、これに伴い一般会計から法定外繰入金に対前年度比2,000万円減の2億3,000万円であるとの説明がありました。

討論では、徳峰一成議員より、一般会計からの法定外繰入金が予算化されているとの賛成討論がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について。

令和5年度の給付費についての質疑に対し、給付費の伸びは0.9%を見込んでおり、県全体の予算額は2,938億1,658万7,000円で、うち曾於市分は86億8,544万7,000円であるとの答弁がありました。

討論では、徳峰一成委員より、後期高齢者医療広域連合議会の議員に市長や議長等が入っておらず、制度上の問題があるとの反対討論がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号、令和5年度曾於市介護保険特別会計予算について。

令和5年度の給付費についての質疑に対し、給付費の伸びは6%を見込んでおり、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月8日から5類に引き下げられることから、これまで利用を控えていた方の利用増により給付費が増えることと、看護小規模多機能型居宅介護の設置に伴い、給付費の増加を見込んでいるとの答弁がありました。

討論では、徳峰一成委員より、介護保険特別会計の新年度予算編成において、一般会計からの繰入れ等を含めて全体的な理念が見えないとの反対討論がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

議案第30号について文教厚生委員長に質問いたします。

今後の給付費が増えるということで、看護小規模多機能型居宅介護の設置に伴うということですが、具体的に新たな施設ができるのか、これまであった介護事業者が新たにこういう取組をされるのか、そういう意見があったかどうか質問いたします。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

新たな事業の新たな取組でありますので、新しい設置になるという説明だったと思います。

○11番（今鶴治信議員）

今回の予算計上されたということで、今後こういう事業が始まるということで、どこがこれで対応するかという具体的なことまでは、委員会では出なかったのかどうか伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

介護保険全般的に言えますことが、居宅型に移行していく、事業自体がですね。全体的にはそういう流れなんです、具体的にどこそこがこの事業を行うというような議論はなされておりません。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まとめていいですか。賛成と反対と混じっているから。

じゃあ、3件一括でいいわけですね。はい。

議案第28号、令和5年度国民健康保険特別会計の予算には賛成をいたします。

令和5年度は資産割の課税所得が廃止されて、そのことで多くの被保険者は国保税が5年度から上がります。その中で、一般会計から市独自の2億3,000万円の繰り入れを計上している点は、率直に評価したい点であります。

ただ、委員会審議でも申し上げた点ですが、全国の市町村の中では一般会計からの繰り入れに対して、国のいわゆるペナルティが及ばない政策的な国保税の減免というやり方と内容で、一般会計からの繰り入れを行っている自治体が全国には見られません。曾於市でも今後の研究課題として提案したい点であります。

現在、県内の市町村は国民健康保険の統一に向けて協議を進めております。このままでは率直に言って曾於市にとってはプラスとはならない、恐らくマイナスとなる心配があります。

先日の一般質問でも指摘した点ですが、市は国民健康保険の統一に向けて曾於市と市民にとって少なくとも今後マイナスとはならないよう、そのための理念を持って私たち議会にも分かる形で積極的に行動すべきではないか。あえて行動を提起いたします。そのことを強く申し上げて、賛成討論といたします。

次に、議案29号の令和5年度後期高齢者医療保険特別会計には反対をいたします。

令和5年度の予算は6億4,432万6,000円ですが、曾於市の被保険者に案分いたしますと86億8,554万円になるとの委員会での説明であります。

鹿児島県連合の5年度の予算は2,938億円と膨大な金額であります。後期高齢者医療保険制度は、昨年10月から新たな2割負担が導入されております。

しかし、この制度についても市町村と議長で構成される連合議会で決めておりま

すが、私たち市町村の議会や市民にとっては、この値上げも蚊帳の外に置かれた状態です。審議の経過や内容が全く分かりません。

さらに、2年に1回これまで保険料の引上げも行われてきました。合併後18年たちますが、曾於市から池田市長や五位塚市長は県の連合議会の議員にはなっておりません。連合議会の改革に乗り出すべき今時期ではないか、その点でぜひ今後後期高齢の医療保険の議員にも積極的に市長の参加を提案いたします。

そして、後期高齢医療保険制度が莫大な金額でありながら、透明性が欠けておる点を含めて改革が必要であり、現段階では改革の兆しが見えない中での予算には賛成できず反対であります。

次に、議案第30号の令和5年度の介護保険特別会計の予算には反対をいたします。

反対する1点は、さきの一般質問でも申し上げた点ですが、介護保険特別会計を運営するに当たり、市の創造性あふれる理念、もっと言えば哲学が見えないからであります。

2点目、1点目と重なりますが、国民健康保険は一般会計から市独自の繰入れを毎年行っておりますが、しかし同じ特別会計でありながら、介護保険特別会計は繰入れをしておりません。低所得者や低年金者にとっては、介護保険料は国民健康保険税よりも負担割合が高くなっております。

その点で、そうであるならば、なぜ一般会計からの繰入れをしないのか、特別会計である企業会計の水道事業や公共下水道事業でも、一般会計からの繰入れを毎年予算計上しております。

反対する3点目、市は令和5年度の給付費の伸びを6%、先ほどの委員長報告でありました6%、大変高く見込み予算計上しております。

例えば、国民健康保険の令和5年度の伸び率が2.84%、同じく後期高齢医療保険も先ほど委員長報告にありました0.9%の医療費の伸び、給付費の伸びを見込んで予算計上を行っております。

私は、委員会審議の中でもなぜ6%という大変高い見込みの中で予算計上しているのか、1%高くなりますと、数千万円予算が増えます。ですから、6%だと3億円規模となります。なぜこうした大きな見込額を計上したのかについての納得いく説明が得られませんでした。

私の指摘と疑問が当たっているか当たっていないかは、1年後を見てみたいと思います。

以上で賛成できない立場からの討論であります。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

反対討論がありましたので、採決は分離して起立により行います。

まず、議案第29号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第8 議案第32号 令和5年度曾於市水道事業会計予算について

日程第9 議案第33号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、議案第31号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから、日程第9、議案第33号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたしていまし

たが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第31号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について。

今後の合併浄化槽の譲渡についての質疑に対し、令和5年度は、平成15年度に設置した100基を処分する計画で、現在、無償譲渡契約の同意を約80%得ているとの答弁がありました。

また、地方債残高についての質疑に対し、令和4年度末で元金が1億7,540万5,821円、利子が1,433万7,374円であるとの答弁がありました。

委員より、休止中の浄化槽で無償譲渡できないものの処分について、財政負担の平準化のためにも、公債費の償還も含めた計画を早めに立て、年次的に処理すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第32号、令和5年度曾於市水道事業会計予算について。

建設改良費の固定資産購入費のうち、土地購入費についての質疑に対し、末吉町にある橋野第4水源地の連絡用道路は、現在、橋野浄水場近くの河川沿いから通行するようになっているが、ポンプの故障時などでクレーン業者に通行してもらう際、幅員が狭く非常に危険であった。

そこで、県道側から進入できるようにするため、地権者と交渉を行ったところ、用地を取得するめどが立ったため、今回予算を提案したとの答弁がありました。

なお、本案については、現地調査も実施しました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計予算について。

建設改良費のうち、処理場建設費の工事請負費についての質疑に対し、下水道浄化センターに設置してある監視装置のシステムをクラウド型へ再構築するため、また、同センターの土壤脱臭施設の吸着材を入れ替えるため、それぞれ工事を行うとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号から議案第33号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第33号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第34号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、議案第34号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、議案第34号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億2,932万9,000円を追加し、総額を264億9,932万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種に係る経

費の追加で、歳入については、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金を1億7,252万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を5,680万8,000円それぞれ追加するものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種に係る経費の追加により、新型コロナウイルス感染症対策事業を2億2,671万7,000円追加するものが主なものです。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

担当課長になろうかと思いますが、6項目質問いたします。

第1点は、この近隣のほかの市町村の大きな金額に対する議会との関係での取扱い、こういった取扱いをされているか、本市の例を含めて報告してください。

2点目、ただいま市長答弁でありましたが、予算的には2億2,671万7,000円ですが、この大きな財源は何回かに分けてかどうかを含めて、令和5年度の何月何回でそれぞれ入ってくるのか、2点目であります。

3回目は、今回でこのことで何回目のいわゆる接種となるかであります。

第4点目は、これまでの接種の状況について、実績を含めて総体的に報告してください。

次に、今回のワクチン接種での特に市が注意したい留意点ですね。何回もやって市民の中には中だるみというか、もういいんじゃないかという気持ちも相当あります。その点でのワクチン接種の留意点について報告してください。

最後に、医療機関の従事者の手当は引き続き継続されているのかどうか。これは県の事業が中心でありますけれども、引き続き令和5年度も継続されていると認識しているのかどうか最後の質問であります。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それではお答えいたします。

まず、近隣の市町村のこの補正の取扱いはどうなっているかということでしたけれども、隣の志布志市、大崎町等につきましては確認しまして、1号補正で、この議会でするような話を聞いているところです。

また、新聞等でも見ますけれども、ほとんどの市町村がこの議会中に1号補正を出しているようでございます。

あと歳入の関係ですけれども、この補助金、負担金につきましては、令和3年度、4年度やってきましたけれども、3年度の実績につきましては……。

(「補助金は何回かに分けて入ってくるのか、いつ頃入ってくるのか」と言う者あり)

○保健課長(櫻木孝一)

分けては入ってこないです。概算で1回入ってくる可能性もあるんですが、まだ国のほうから示されておりません。3年度の実績でいきますと、3月末に実績を上げまして、出納閉鎖期間中に入ってきているところでございます。

(「おおよそ何月に入ってくるのか」と言う者あり)

○保健課長(櫻木孝一)

この予算につきましては、年度末になります。令和5年度の年度末。

(「5年度の年度末か」と言う者あり)

○保健課長(櫻木孝一)

はい、そうです。

あと今回で何回目になるかということでしたけれども、一番多い方、高齢者の方、それから基礎疾患のある方等につきましては、今回がまず6回目になります。その方々が全協の中でも説明しましたけれども、5月から8月に接種する方が6回目、その後9月から12月に接種する方、その一番多くなる方は7回目という形になるようでございます。

接種率ですね、すみません。接種率につきましては、3月21日現在で押さえている数字がございます。まず65歳以上の接種ですけれども、5回目接種で申し上げますと65.39%、4回目接種、これについては4回目、5回目打っている人、打っていない人いらっしゃいますけど、4回目が82.17%でございます。

あと12歳以上65歳未満の接種率、5回目の接種率が14.51%、4回目が37.59%という形で、回を重ねるごとにこの方々は5回目の接種の資格がないということで、接種率については下がっていると。接種している方は、その医療従事者、それから高齢者施設等の従事者、あと基礎疾患がある方々が5回目の接種の機会があったということになります。

あと留意点ですけれども、留意点につきましては、今までどおりの接種になりますけれども、全国的にですけれども、若年層の方々の接種率が大変低くありますので、そこらあたりの周知をしっかりとしていきたいなというふうに思っているところです。

あと医療機関の助成の関係ですが、今まで市でやっている助成については、接種委託料のほうを支払いは例年どおり、今までどおりで実施するところでございます。

あと今回の補正の中で個別接種促進協力金というのがあります。これについて今まで県がやっていた事業でございますけれども、内容としましては、週に100回以

上の接種を、指定する2か月間の中で接種する場合、その中で4週間以上、その100回以上達成した場合は、1回当たり2,000円の協力金を支払うというのが出ております。これについては、県がやっていたのが市のほうに下りてきたという形になります。予算として1,120万円の予算を計上しているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1回目の質問と確認方々二、三質問いたします。

まず質問の第1点は、この2億2,000万円を超える大きな金額は、一括して令和5年度、新年度の末に一応曾於市に入ってくるということで間違いはないですね。これは大変な金額が年度末というのは、通常は考えられんでしょう。

いわゆるこの建設工事関係の大きな事業であってもですね、全額年度末じゃないですよ。それやったらもう地方自治体の財政は持たないですよ。これは間違いなくどうかを含めて、再度確認方々答弁してください。

2点目です。これまで課長報告にありますように、回を重ねるごとに残念なことに接種率が低く弱くなっております。課長、そうですね。5回目となるとさらに心配されます。今の現段階で曾於市民の3万数千人の中で、いわゆるこの新型コロナに対するワクチンの免疫ですね、免疫率、これはもう人によって見方は違いますが、1回打ったからそれですと免疫ができる、この保たれるわけでももちろん素人で考えてもないわけでありますよね。

しかし、4回目接種を含めてトータル的に見て、今の3万数千人の曾於市の中で免疫の持っている人たちは、大体何%ぐらいと想定されますか。それを想定しての今回の5回目の接種になるんでしょう。免疫率をもう一回打たないとまた保てない、あるいは向上できないということで、それは議論されていたら報告していただきたいと思っています。

最後に、医療関係者を含めての手当です。手当は幾つかあります。手当は全てこれまでどおりに、この令和5年度のこのワクチン接種を終えても保持される、一応保たれているということを再度確認させてください。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

まず補助金の関係ですけれども、先ほどもちょっと説明申し上げましたけれども、国のほうからいつ入ってくるというのは、今のところないところですが、3年度の実績がそういうことでしたので、そういうふうに回答したところです。

また、4年度につきましても、現在補助金の申請をしているところで、まだ……。

（「財政当局と協議したのか、間違いはないのか」と言う者あり）

○保健課長（櫻木孝一）

はい、今までも、4年度も今実績を出して、まだ補助金のほうも負担金のほうも入ってきておりませんので、同じような形になるのかとは思っているところです。

あと免疫率ですね、免疫率というのがなかなか数字には出せないんですが、国のほうで言われているのが、6か月がある程度免疫があって、その後は落ちてくるといような形になっております。

今回のこのワクチン接種については、まずそのリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方、医療従事者、介護従事者等が、早めに打っていたほうがいだろうということで、当初の9月から12月を前倒しして5月から8月に打つと。その後、比較的风险が少ない方々については、その後1回の接種で終わらせるというような形で国のほうが方針を出していますので、その方針に従って今回予算をお願いしたところでございます。

（「市民の中で免疫を保持しているのは何割か」と言う者あり）

○保健課長（櫻木孝一）

それについては、分かりません。はい、分かりません。

あと医療機関へのその補助の関係は、今まで出していた休日診療、それから時間外診療等も予算計上しておりますので、今までどおりになる予定でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第34号について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号 曾於市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、発議第1号、曾於市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○9番（岩水 豊議員）

発議第1号、曾於市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14号第1項の規定により提出します。

提出者、岩水豊、賛成者、片田洋志、賛成者、鈴木栄一、賛成者、上村龍生、賛成者、今鶴治信、賛成者、九日克典、賛成者、原田賢一郎。

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、国の行政機関、地方公共団体の機関等（議会を除く。）における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが設定されたことにより、議会独自の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があることから、本案を提出するものであります。

議会各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまのこの提案されました発議の個人情報関係は、非常に私たち議会人にとっても重要な内容であると思いますが、いかんせん先ほど私も議場でこれを拝見いたしました。本来ならば、あらかじめ全員協議会等で質疑、協議の場を設けるべきだったと言えます。これは結果論になりますので、答弁はよろしいです。

質問は2点です。質問の第1点は、全部で56条からなる大変な大きな分量であります。条例案を今回提案、策定するに当たり、どの市町村を参考事例とされたのか

が質問の第1点であります。

質問の第2点目は、例えば最後の第6章の罰則ですね、罰則の中では52条、53条、54条、懲役刑の規定がありますが、これは本来、懲役についてはですね、この立法・司法の、司法の名で裁かれるべき基本的には内容ではないかと思っておりますが、本市のこの条例の中で罰則規定の懲役を含めて、あえて文面に、文書に規定したのはどういった位置付けといたしますか、位置付けの基にこれが一応条例化の中に入れられているのか、この1点だけお聞かせください。

以上、質問は2点であります。

○9番（岩水 豊議員）

今回のこの条例については、全国議長会から頂いた資料を基に提出しております。議会運営委員会でこれについては議論があったところで、この内容についても先ほど提案理由で申し上げました国の行政機関及び地方公共団体の機関等、議会を除くということで設定されておりますので、議会分についても制定しなければならなくなったと。それについては、内容等については前回でしたか、個人情報保護に関する法律に関する条例が制定された内容と一緒にあります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

この6章の罰則のこの懲戒規定を含めたこの文言、文章については、どういった位置付けの基でこの我が曾於市の条例にも、一応文章化されて位置付けられているのか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと思っております。されていなかったらよろしいです。

○9番（岩水 豊議員）

先ほど申し上げたとおり、地方公共団体等においても条例を制定しましたので、それに足並みをそろえる必要があるということで制定したところでありまして、具体的罰則規定等については、その条例と同一であります。議論としてはそういうところでありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することと決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の令和5年度の予算を提案いたしました。全ての予算と全ての議案を認めていただきました。執行に当たりましては、議会の声を聞きながら、また住民に説明しながら一日も早く市民のための予算として進めてまいりたいと思います。

また、今回の3月31日をもって職員9名の課長が退職いたします。引き続き再任の職員として頑張る方、また新たな転地で頑張る方、いろいろおられます。

平学校教育課長は、この行政の場から学校現場に帰って、また校長として頑張りたいということですので、今日の夜は交流会があると思いますので、皆さんたち課長のこの間の活動に対してねぎらっていただければありがたいと思います。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和5年第1回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	全会一致 可 決
議 案 第 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	全会一致 可 決
議 案 第 3 号	曾於市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 号	曾於市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 号	曾於市情報公開条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 号	曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 号	曾於市手数料条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 号	曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 0 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第10号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 2 4 号	令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 7 号	令和 5 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 1 号	令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 9 号	曾於市国民健康保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 1 0 号	曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 1 号	曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 2 号	曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 3 号	曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 4 号	曾於市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 5 号	曾於市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 0 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 10 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 2 1 号	令和 4 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 2 号	令和 4 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 3 号	令和 4 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 7 号	令和 5 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 2 8 号	令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計予算について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 9 号	令和 5 年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について	賛成多数 原案可決
議 案 第 3 0 号	令和 5 年度曾於市介護保険特別会計予算について	賛成多数 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 1 6 号	大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について	全会一致 可 決
議 案 第 1 7 号	財産の無償貸付けについて	全会一致 可 決
議 案 第 1 8 号	字の区域変更について	全会一致 可 決
議 案 第 1 9 号	曾於市道路線の認定について	全会一致 可 決
議 案 第 2 0 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 10 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 5 号	令和 4 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 5 号） について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 6 号	令和 4 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 7 号	令和 5 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 2 号	令和 5 年度曾於市水道事業会計予算について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 3 号	令和 5 年度曾於市公共下水道事業会計予算について	全会一致 原案可決